

ごみ処理施設整備事業
環境影響評価方法書

令和3年11月

山梨西部広域環境組合

目 次

第1章 事業計画の概要	1- 1
1.1 事業者の氏名及び所在地	1- 1
1.1.1 事業者の氏名	1- 1
1.1.2 主たる事務所の所在地	1- 1
1.2 対象事業の名称等	1- 1
1.2.1 対象事業の名称	1- 1
1.2.2 対象事業の種類	1- 1
1.2.3 対象事業の規模	1- 1
1.3 対象事業実施区域	1- 2
1.4 対象事業の目的	1- 6
1.4.1 対象事業をめぐる経緯	1- 6
1.4.2 対象事業の目的	1- 6
1.4.3 計画地の選定理由	1- 7
1.5 対象事業の内容	1- 9
1.5.1 事業計画	1- 9
1.5.2 工事の概要	1-24
第2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	2- 1
2.1 地域の自然的状況	2- 2
2.1.1 気 象	2- 2
2.1.2 水 象	2- 9
2.1.3 地形・地質・土壌	2-12
2.1.4 植物・動物・生態系	2-20
2.1.5 景 観	2-46
2.1.6 人と自然との触れ合い活動の場	2-48
2.1.7 放射性物質の状況	2-51
2.2 地域の社会的状況	2-52
2.2.1 行政区画	2-52
2.2.2 人 口	2-55
2.2.3 集落の状況	2-56
2.2.4 産 業	2-59
2.2.5 交 通	2-64
2.2.6 土地利用	2-68
2.2.7 利 水	2-73
2.2.8 環境保全施設等	2-77
2.2.9 下水道等	2-83

2.2.10	環境の状況	2-86
2.2.11	開発計画等の策定状況	2-114
2.3	環境法令等	2-142
2.3.1	環境関係法令による指定及び規制等	2-142
第3章	環境影響要因及び環境要素の抽出	3- 1
3.1	環境影響要因の抽出	3- 1
3.2	環境要素の抽出	3- 2
第4章	環境影響評価を行う項目	4- 1
4.1	選定項目と選定理由	4- 1
第5章	環境影響評価の手法	5- 1
5.1	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、 予測及び評価されるべき項目	5- 1
5.1.1	大気汚染	5- 1
5.1.2	悪臭	5-11
5.1.3	騒音	5-14
5.1.4	低周波音	5-22
5.1.5	振動	5-24
5.1.6	水質汚濁	5-31
5.1.7	水象	5-34
5.1.8	地盤沈下	5-39
5.1.9	土壌汚染	5-41
5.1.10	日照障害	5-44
5.2	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、 予測及び評価されるべき項目	5-47
5.2.1	植物・動物	5-47
5.2.2	生態系	5-63
5.3	人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	5-65
5.3.1	景観・風景	5-65
5.3.2	人と自然との触れ合い活動の場	5-69
5.4	環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	5-72
5.4.1	廃棄物・発生土	5-72
5.4.2	大気汚染物質・水質汚濁物質	5-73
5.4.3	温室効果ガス等	5-74
5.5	その他の項目	5-75
5.5.1	地域交通	5-75

第6章 専門家ヒアリング結果.	6- 1
6.1 専門家ヒアリング結果.	6- 1
第7章 環境影響を受ける範囲であると認められる地域.	7- 1
7.1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定.	7- 1
7.2 環境影響を受ける範囲であると認められる地域.	7- 1
第8章 環境影響評価方法書作成の委託先.	8- 1

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 及び数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を加工して作成した。

(空白)

第1章 事業計画の概要

(空白)

第1章 事業計画の概要

1.1 事業者の氏名及び所在地

1.1.1 事業者の氏名

山梨西部広域環境組合
管理者 田中久雄

1.1.2 主たる事務所の所在地

山梨県中央市藤巻 2303-2

1.2 対象事業の名称等

1.2.1 対象事業の名称

山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業

1.2.2 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（ごみ焼却施設）
（山梨県環境影響評価条例第二条 別表第六号）

1.2.3 対象事業の規模

1時間当たりの処理能力の合計 約15トン（約361トン/日）

（注1：処理方式により処理対象物が異なるため、処理能力は352トン/日～361トン/日の間で変わる可能性がある。）

（注2：このほか、併設する粗大ごみ処理施設において約20トン/日のごみ処理を行う。）

1.3 対象事業実施区域

対象事業実施区域は、中央市浅利地内に位置する。

位 置：山梨県中央市浅利 230 番 3 ほか

対象事業実施区域の位置を図 1.3-1 に、対象事業実施区域の概況を図 1.3-2 に、詳細を図 1.3-3 に、空中写真を図 1.3-4 に示す。

対象事業実施区域は、中央市の中心を流れる一級河川笛吹川の左岸側にあり、西側が市川三郷町と接している。

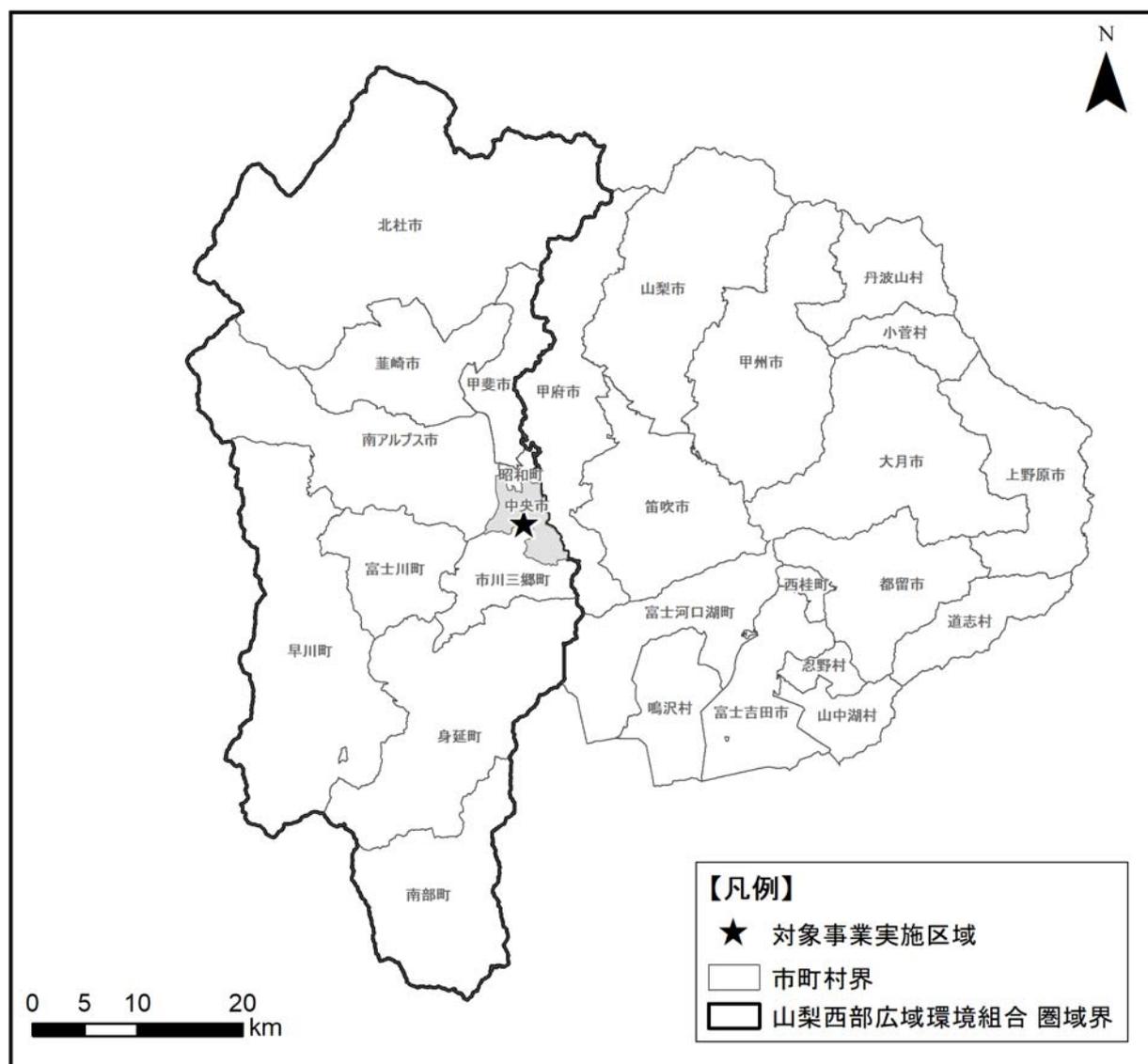


図 1.3-1 対象事業実施区域の位置

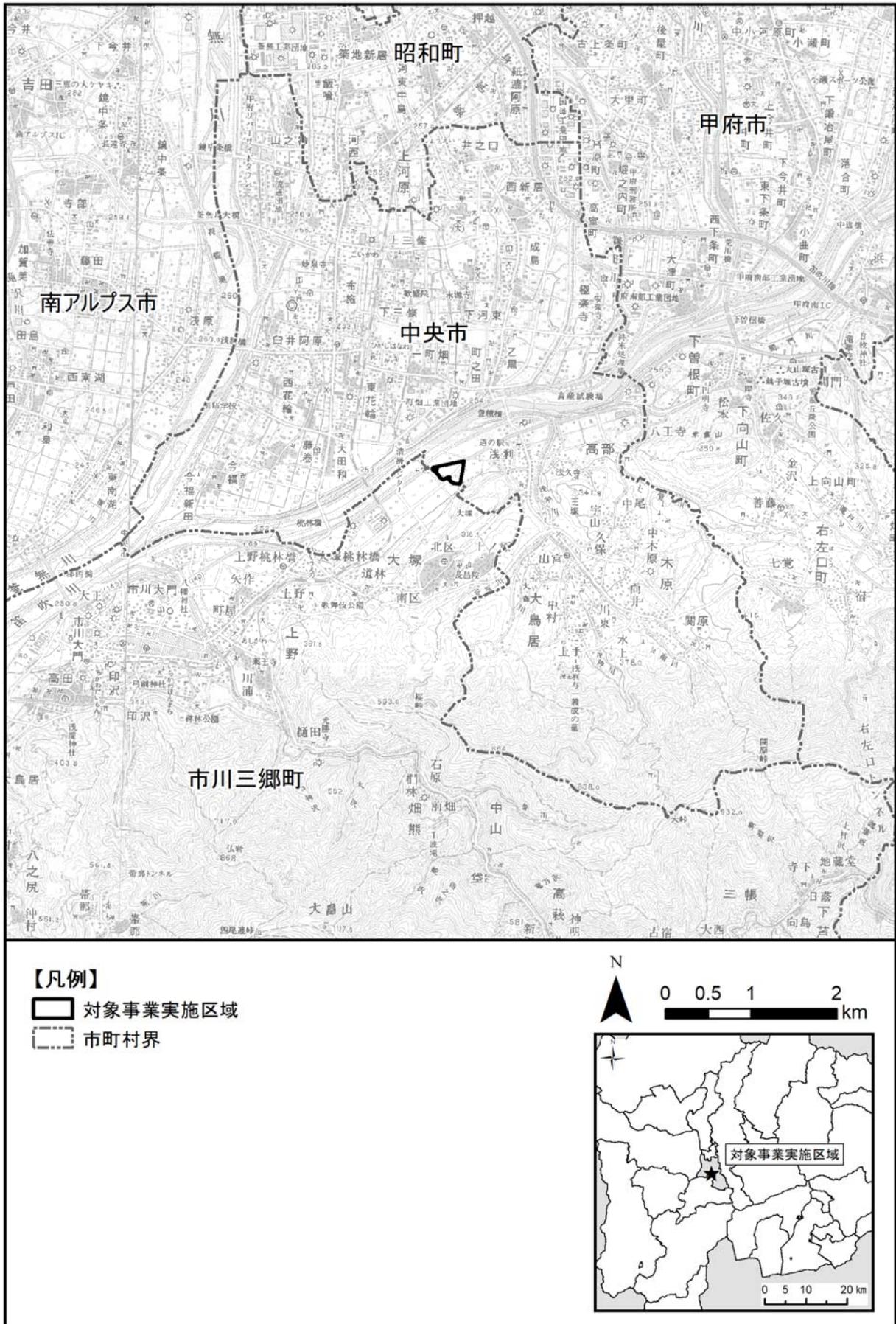


图 1.3-2 対象事業実施区域（概況）

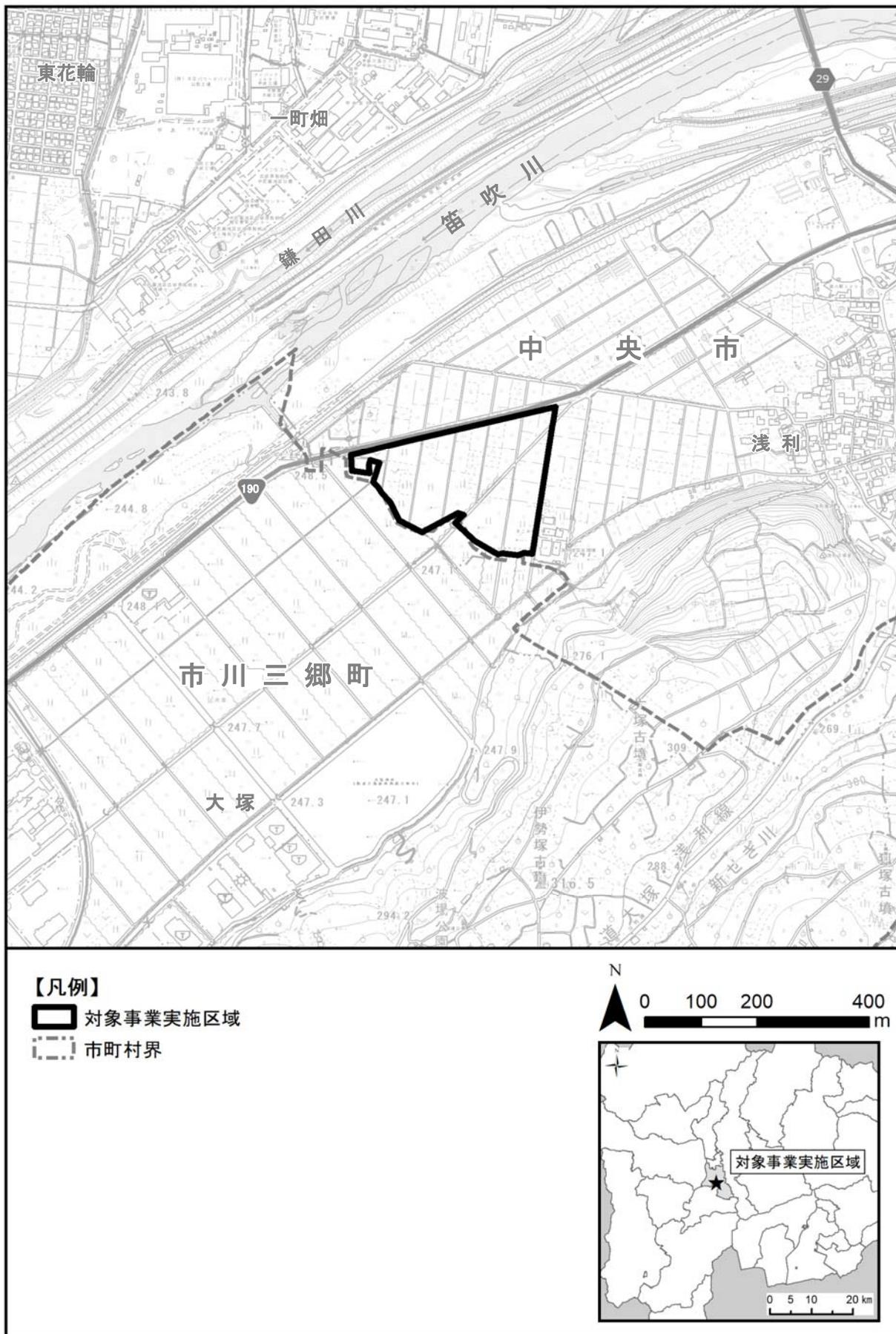


图 1.3-3 対象事業実施区域（詳細）



【凡例】

 対象事業実施区域

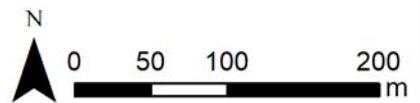


図 1.3-4 対象事業実施区域の空中写真

1.4 対象事業の目的

1.4.1 対象事業をめぐる経緯

これまで、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、身延町、南部町、富士川町及び中巨摩郡昭和町の5市6町（以下、「構成市町」という。）は、それぞれ峡北広域行政事務組合（韮崎市、北杜市及び甲斐市の一部）、中巨摩地区広域事務組合（南アルプス市、甲斐市の一部、中央市、昭和町、富士川町及び市川三郷町の一部）及び峡南衛生組合（市川三郷町の一部、身延町、早川町及び南部町）の各組合に分かれ、それぞれがごみ処理施設を保有し、ごみの処理、処分を行ってきた。

各処理施設の使用期限が迫る中、山梨県より「ごみ処理広域化計画」（平成30年3月山梨県）に基づくごみ処理施設の集約化について検討要請があり、構成市町が協議、検討を重ねた結果、「新たに整備するごみ処理施設を1施設に集約し、共同してごみ処理を行う。また、新たに整備するごみ処理施設による共同処理は、令和13年（2031年）4月1日までに開始する。」ことに合意した。

これにより、令和2年2月に構成市町が「山梨西部広域環境組合」を設立し、新ごみ処理施設建設のための取り組みを開始した。

1.4.2 対象事業の目的

本事業の目的は、「一般廃棄物の適正処理」を前提に、広域処理による「ごみの排出抑制の推進」、「リサイクルの推進」、「ダイオキシン類の排出抑制の推進」、「公共コストの縮減」を実現するため、その中核となる一般廃棄物処理施設を整備するものである。

1.4.3 計画地の選定理由

計画地の選定にあたっては、まず構成市町それぞれが対等な立場であるとともに主体的に用地選定に取り組むため、各構成市町から自薦・他薦を問わずに1か所ずつの推薦地の提案を募り、計11か所の推薦地が選定の対象となった。

各構成市町が提案した推薦地11か所について、表1.4-1のとおり8項目から一次評価を行うとともに、表1.4-2に示す28項目と地元住民の理解度による二次評価を行った結果、3候補地に絞り込みを行った。

これら3候補地から最終候補地を選定するため、表1.4-3のとおり4つの視点からの評価項目を設定した最終評価を行う中で、地元からの地域振興策の要望事項も併せて総合的に比較・検討した結果、令和元年10月30日に開催した「第11回峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」にて本事業の計画地（中央市浅利地区）が決定した。

表 1.4-1 計画地選定の一次評価項目

評価項目		評価基準		
		◎ (5点)	○ (3点)	△ (1点)
1	土地の所有状況	国、市町が所有	一部が民有地である	ほとんどが民有地である
2	支障物の有無	支障物がない	建設には支障が無いが存在している	建設に困難なものが存在している
3	住宅地までの距離	500m以上	300m～500m未満	300m未満
4	境川最終処分場までの距離	10km未満	10km～20km未満	20km以上
5	災害等危険区域	該当なし	1つ該当	2つ以上該当
6	幹線道路からの距離	500m未満	500m～1km未満	1km以上
7	主な搬入出道路の車線数	2車線以上	1車線もしくは未舗装	道路なし
8	人口重心からの距離	10km未満	10km～20km未満	20km以上

表 1.4-2 計画地選定の二次評価項目

評価項目		
国定公園・国立公園	史跡・名勝・天然記念物の位置	産廃処分場位置
県立自然公園	伝統的建造物群保存地区	砂防指定地
鳥獣特別保護区	埋蔵文化財	地すべり防止区域
保存樹（大木・古木）	動植物（希少種）の生息地	急傾斜地崩壊危険区域
地域森林計画で定める民有林	水源地	活断層
国有林	都市公園	液状化危険区域
河川区域・河川保全区域	宅地造成工事規制区域	地元の理解が得られるか
風致地区	都市計画区域	特別緑地保全地区及び緑地保全地区
農業振興地域	用途地域	
自然環境保全地区	景観計画区域	

表 1.4-3 計画地選定の最終評価項目

評価項目		評価基準	採点		
土地利用条件	搬入道路の状況	整備、拡幅等の必要性	大型車両の通行が可能な搬入道路が確保されていることが望ましい。	整備不要	5
			一部整備	3	
			整備要	1	
		主要幹線道路からの距離 (一次評価点を適用)	主要幹線道路からの距離が短いことが望ましい。	500m未満	5
				500m～1.0km未満	3
				1.0km以上	1
	土地利用の現況	地域住民の利用状況	多くの住民が利用する場所や、避難指定場所でないことが望ましい。	該当なし	5
				一部該当	3
				全域該当	1
		土地利用規制	土地利用規制が少ないことが望ましい。 ^[注]	該当なし	5
				一部該当	3
				全域該当	1
	地形の状況	地形の状況	できるだけ平坦地であることが望ましい。	施設配置や動線計画に支障がない	5
				形状がいびつ等の理由により、施設配置や動線計画に支障がある	1
	災害等の安全性	地震(液状化)ハザードマップ	地震による液状化の少ないことが望ましい。	地震による液状化がない	5
				地震による液状化がしにくい	3
				地震による液状化がしやすい	1
		洪水ハザードマップ	大雨による洪水の影響が少ないことが望ましい。	別紙(洪水ハザードマップに関する詳細評価)の配点を反映	5
				3	
				1	
土砂災害ハザードマップ	土砂災害による影響が少ないことが望ましい。	土砂災害による影響がない	5		
		土砂災害による影響が少ない	3		
		土砂災害による影響がある	1		
敷地面積の広さ	有効敷地面積の確保	必要となる施設内の車両動線、駐車場、緑地の計画に支障が出るため、一定以上の敷地面積が必要。	6万㎡以上	5	
			5万～6万㎡未満	3	
			4万～5万㎡未満	1	
ライフラインの確保	水道・電気等の確保	整備の必要性	水道・電気等の引き込みが容易である	5	
			電気のみ引き込みが容易である	3	
			水道のみ引き込みが容易である	1	
周辺条件	関連施設との位置関係	搬出先との距離 (一次評価点を適用)	残渣等搬出先の境川最終処分場までの距離が短いほうが望ましい。	5km未満	5
				5～10km未満	3
				10km以上	1
	人口重心との位置関係	人口重心からの距離 (一次評価点を適用)	構成市町の人口重心からの距離が短いほうが望ましい。	5km未満	5
				5～10km未満	3
				10km以上	1
	近隣施設の状況	学校等公共施設又は住宅地までの距離 (一次評価点を適用)	公共施設や住宅地までの距離が遠いほうが望ましい。	500m以上	5
				300～500m未満	3
			300m未満	1	
周辺環境	搬入車両の影響	搬入道路が住宅街及び建設地に隣接する自治会を通過しないことが望ましい。	通過しない	5	
			通過する	1	
	周辺景観との調和	周辺景観と違和感が生じないことが望ましい。	周辺景観への影響はない	5	
		周辺景観への影響がある	1		
合意形成	用地取得の難易	地権者	地権者が少ないほうが望ましい。	(10点×最も少ない地権者数/地権者数)	比例配点
			物件等が少ないほうが望ましい。	解除が難しい物件等がない	5
	候補地自治会住民の状況	建設計画への理解度、協力度	候補地自治会の住民の理解度及び協力度合いが高いほうが望ましい。	解除が難しい物件等がある	1
			理解度及び協力度合いが高い	10	
			理解度及び協力度合いが低い	5	
			理解度及び協力度合いが著しく低い	1	

[注] 用途地域に該当していないほうが望ましい。

1.5 対象事業の内容

1.5.1 事業計画

「ごみ処理施設整備基本構想」(山梨西部広域環境組合 令和3年3月)で示した事業の構想は、以下に示すとおりである。

(1) 計画の概要

1) 処理対象廃棄物

- ・可燃ごみ
- ・不燃ごみ
- ・粗大ごみ
- ・有害ごみ・危険ごみ(乾電池、蛍光灯など)

2) 施設規模等

施設規模を表1.5-1(1)及び(2)に示す。

なお、有害ごみ・危険ごみについては、分別して処理業者に処理を委託する。

表 1.5-1(1) 施設規模(ごみ処理施設)

施設	処理量		処理対象
ごみ処理施設	処理対象ごみ	318 t/日 ~ 327 t/日 (処理方式による)	可燃ごみ 粗大ごみ処理施設可燃性残さ 粗大ごみ処理施設不燃性残さ※
	災害廃棄物	34 t/日	—
	計	352 t/日 ~ 361 t/日	

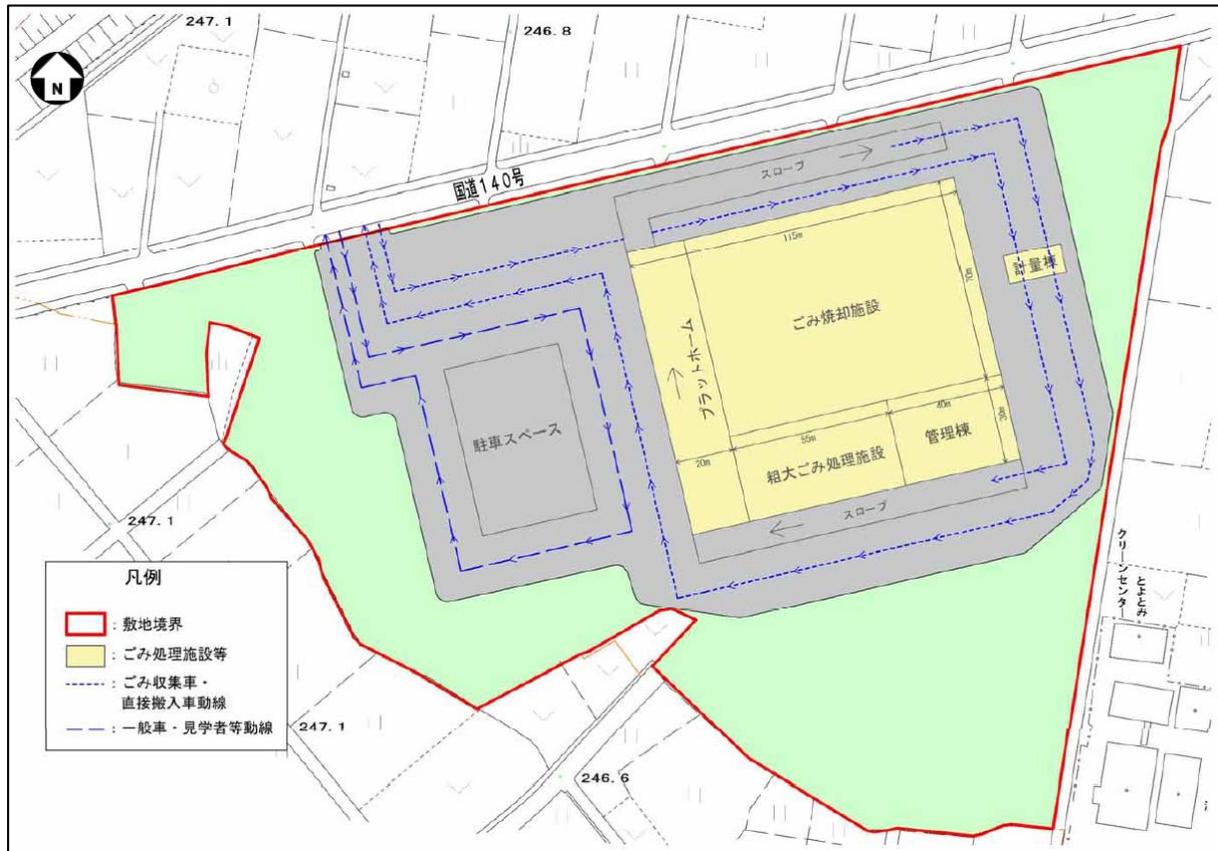
※「4)設備方式 ①可燃ごみ処理」に示すとおり、可燃ごみの処理方式は現在「焼却(ストーカ式・流動床敷)」と「熔融(流動床敷・シャフト式)」の4方式で検討を進めている。このうち、粗大ごみ処理施設不燃性残さを処理するのは「熔融(シャフト式)」のみである。

表 1.5-1(2) 施設規模(粗大ごみ処理施設)

施設	処理量	処理対象
粗大ごみ処理施設	20 t/日	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ

3) 施設配置計画・動線計画

対象事業の施設配置と動線イメージの例を図 1.5-1 に示す。



出典 「ごみ処理施設整備基本構想」(山梨西部広域環境組合 令和3年3月)

図 1.5-1 施設配置と動線イメージ (案)

4) 設備方式

①可燃ごみ処理

可燃ごみの処理設備方式は、表 1.5-2 に示すとおりである。

燃焼・溶融設備は、「焼却（ストーカ式）」、「焼却（流動床式）」、「溶融（流動床式）」、「溶融（シャフト式）」の4種類の中から選定する。

表 1.5-2 可燃ごみの処理設備方式

設備区分	設備方式 等*
受入供給施設	ごみピット、ごみクレーン、前処理破砕機 等による方式
燃焼・溶融設備	焼却（ストーカ式または流動床式）または溶融（流動床式またはシャフト式） ごみ投入ホッパ、給じん装置、燃焼装置、焼却炉 等
燃焼ガス冷却設備	ボイラ、ボイラ給水ポンプ、脱気器、脱気器給水ポンプ、蒸気復水器 等
排ガス処理設備	減温塔、集じん設備、有害ガス除去設備、ダイオキシン類除去設備 等
通風設備	押込送風機、空気予熱器、風道、誘引送風機、煙道、煙突 等
灰出設備	灰貯留設備、飛灰処理設備 等
余熱利用設備	発電設備、熱及び温水供給設備
その他設備	残さ貯留設備（不燃物、鉄、アルミなど）、スラグ貯留設備 等

※設備方式等には、それぞれ代表的な例を記載している。

②不燃ごみ・粗大ごみ処理

不燃ごみ・粗大ごみの処理設備方式は、表 1.5-3 に示すとおりである。

表 1.5-3 不燃ごみ・粗大ごみの処理設備方式

設備区分	設備方式 等*
受入供給施設	ごみピット、ごみクレーン、ストックヤード、コンベヤ 等
破砕設備	切断機、高速回転破砕機、低速回転破砕機 等
搬送設備	コンベヤ、シュート 等
選別設備	振動式選別機、回転式選別機、風力式選別機、ドラム式選別機、 永久磁石式選別機
貯留設備	バンカ、ストックヤード、コンテナ 等

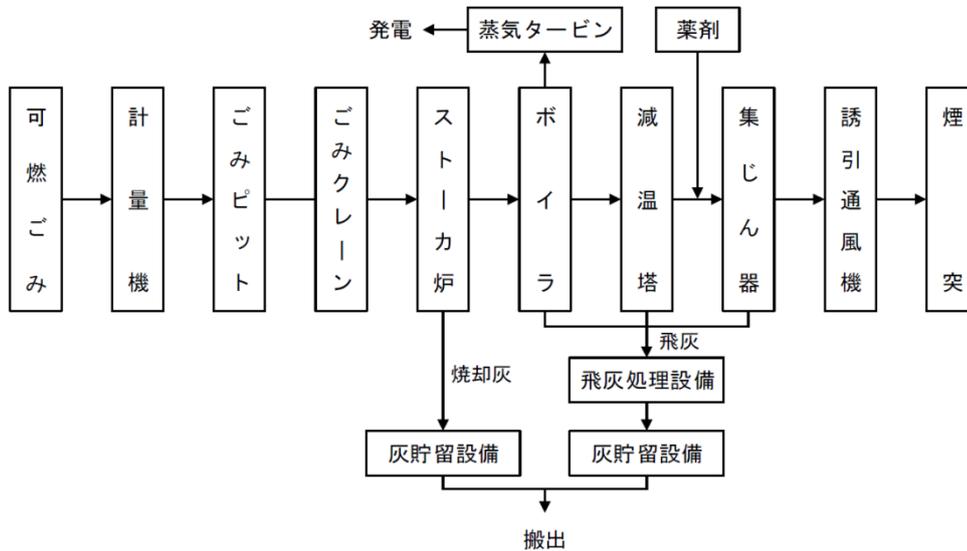
※設備方式等には、それぞれ代表的な例を記載している。

5) 処理フロー

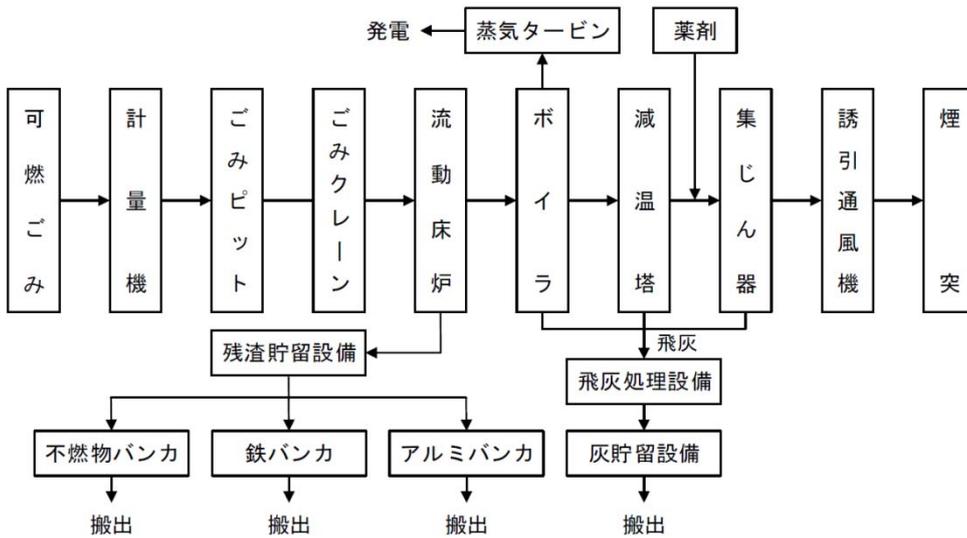
① 焼却施設

焼却施設において予定されている処理方式ごとの 4 案について、それぞれの処理フローを、図 1.5-2(1)～(2)に示す。

【焼却/ストーカ式】



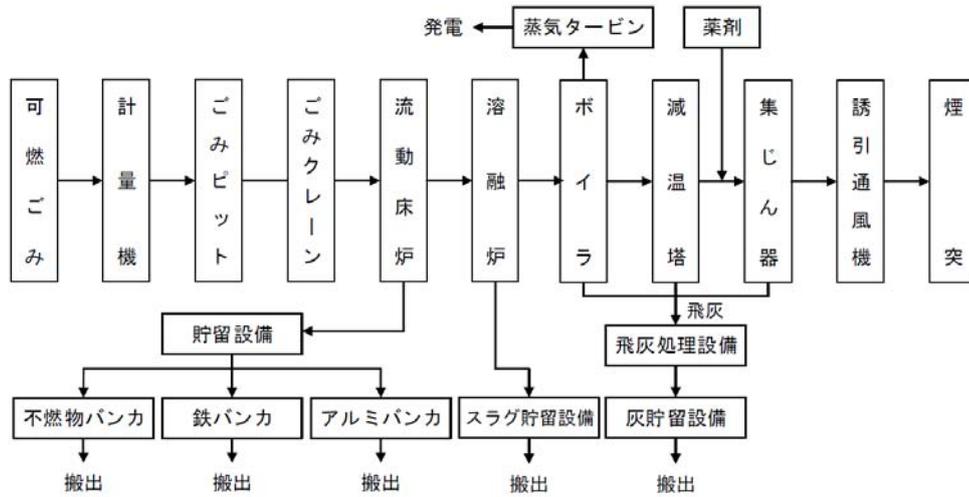
【焼却/流動床式】



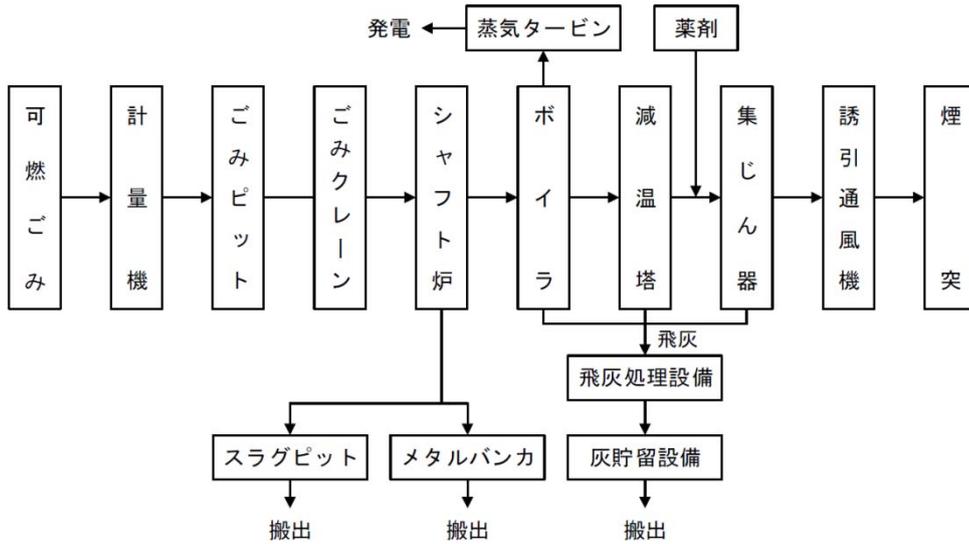
出典)「ごみ処理施設整備基本構想」(山梨西部広域環境組合 令和3年3月)

図 1.5-2(1) 焼却施設 処理フロー

【溶融/流動床式】



【溶融/シャフト式】

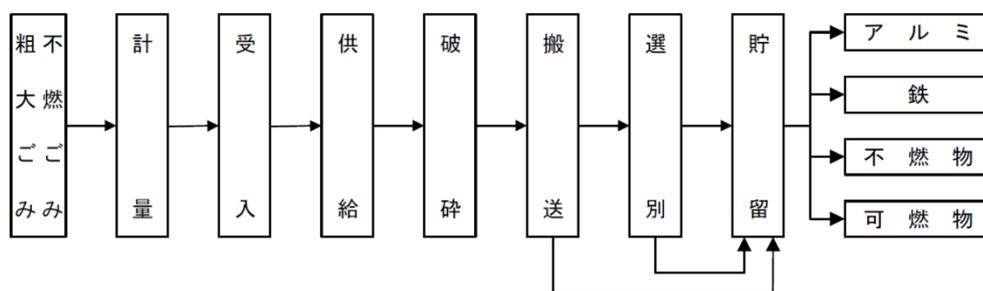


出典)「ごみ処理施設整備基本構想」(山梨西部広域環境組合 令和3年3月)

図 1.5-2(2) 焼却施設 処理フロー

② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の処理フローを、図 1.5-3 に示す。



出典)「ごみ処理施設整備基本構想」(山梨西部広域環境組合 令和3年3月)

図 1.5-3 粗大ごみ処理施設 処理フロー

③ 有害ごみ及び危険ごみ

有害ごみ及び危険ごみについては、ストックヤードに搬入して分別のうえ、処理業者に委託して適切な処理を行う。

6) 排水計画

排水計画を表 1.5-4 に示す。

施設内で生じるプラント排水については、施設内で処理した後に再利用を行い、施設外に排水しないクローズドシステムを採用する。

生活排水については、近隣の農業集落排水施設にて処理した後に公共用水域に排水するか、または、合併浄化槽等で処理した後にプラント排水と同様に施設内で再利用を行う。

表 1.5-4 排水処理計画

排水の種類	処理方式
ごみピット・プラント排水	ごみピット排水は、炉内噴霧等の高温酸化処理を行い、場外への排水は行わない。その他のごみ処理に伴って発生する排水（プラント排水）は、生物処理、物理化学処理等により適正に処理した後、排ガスの減温水などに再利用する。
生活排水	近隣の農業集落排水施設にて処理した後に排水、または、合併浄化槽等で処理した後にプラント排水と同様に施設内で再利用する。

7) 事業スケジュール

事業スケジュールを表 1.5-5 に示す。

計画施設の稼働開始は令和 13 年度を目標としている。

表 1.5-5 事業スケジュール（案）

事業の細目	令和												
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	
広域ごみ処理施設構想													
循環型社会形成推進地域計画													
環境影響評価													
測量・地質調査													
ごみ処理方式検討及びPFI等導入可能性調査													
施設基本設計													
造成設計													
発注仕様書作成													
造成工事													
施設詳細設計													
施設建設工事													
施設供用開始													
環境影響評価事後調査及び報告書手続き													

(2) 土地利用計画

土地利用計画を表 1.5-6 及び図 1.5-4 に示す。

表 1.5-6 土地利用計画（案）

項目		面積
用地 総面積		約 60,000 m ²
建築面積	可燃ごみ処理施設	6,000 m ² ~ 8,050 m ² (処理方式による)
	粗大ごみ処理施設	1,650 m ²

(3) 造成計画

対象事業実施区域は、現況が平坦地のため地形の改変は行わない。
そのため、原則として残土は発生しない見込みである。

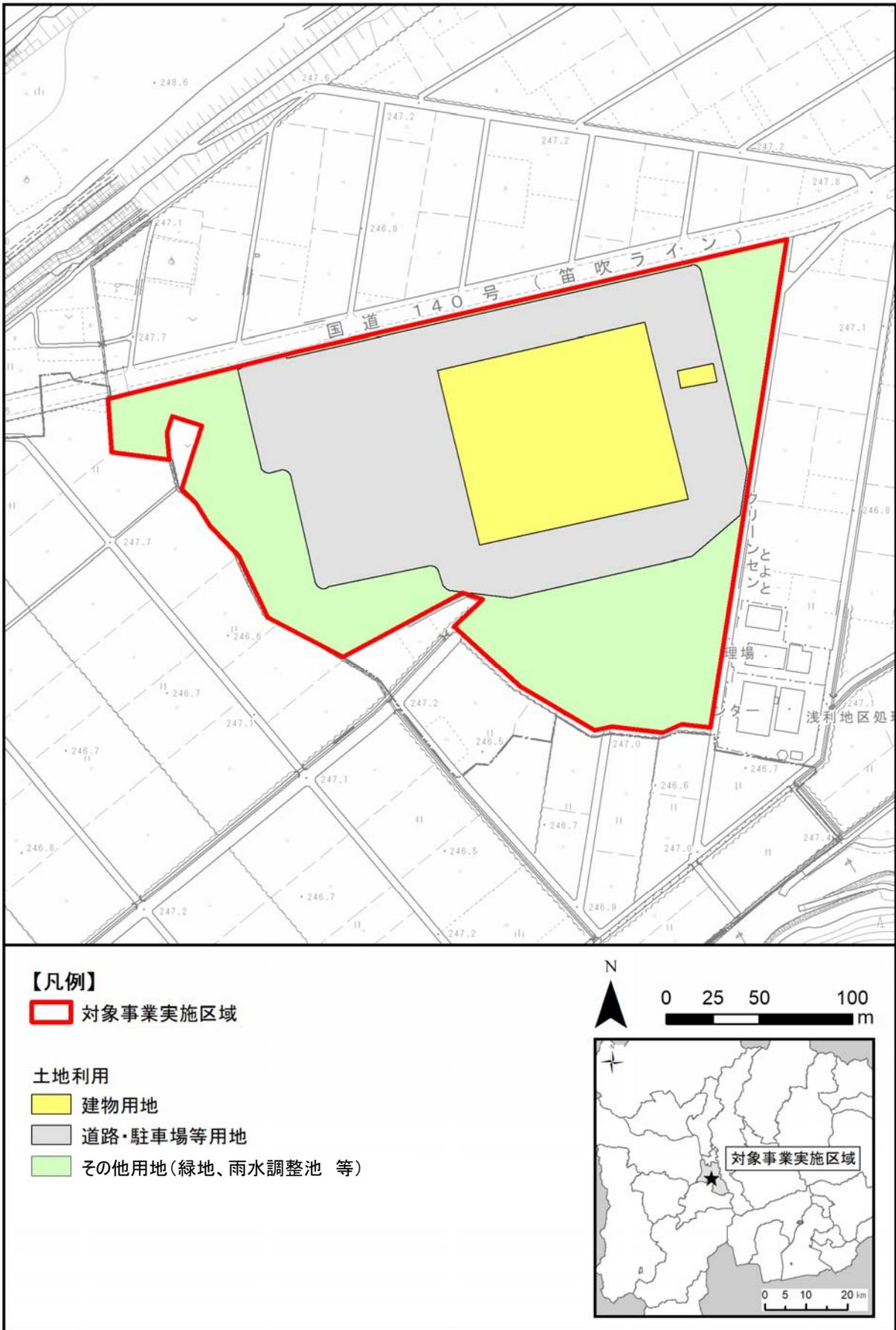


図 1.5-4 土地利用計画 (案)

(4) 道路計画

施設供用時における廃棄物搬入車両台数を表 1.5-7 に、主な走行ルートを図 1.5-5 に示す。

廃棄物搬入車両の主な走行ルートは、国道 140 号、甲府中央右左口線、韮崎南アルプス中央線、甲府市川三郷線を利用するルートとする。

表 1.5-7 廃棄物搬入車両台数（案）

項目	台数
可燃系ごみ	平均 267 台/日（最大 696 台/日）
不燃系ごみ	平均 33 台/日（最大 92 台/日）

(5) 用水計画

本事業における給水は、プラント用水については、簡易水道及び地下水を使用するほか、施設内で発生した排水（プラント排水）を処理した水も再生利用する。

生活用水については、簡易水道を利用する。

(6) 雨水排水計画

対象事業実施区域内に降った雨水は、排水側溝により集水し、雨水調整池で一時貯留後、公共用水域へ放流する。

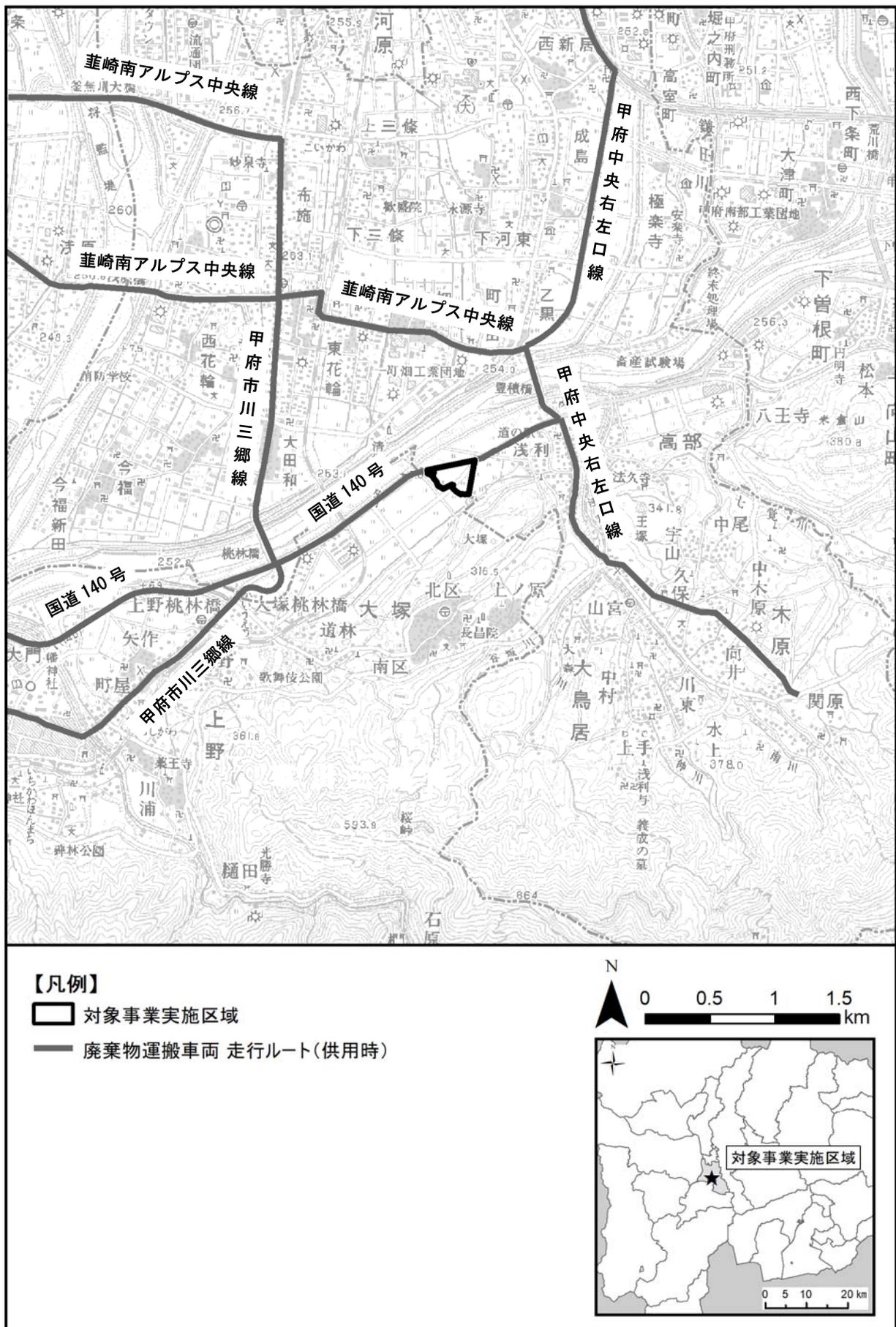


図 1.5-5 施設供用時における主要な走行ルート

(7) 防災計画

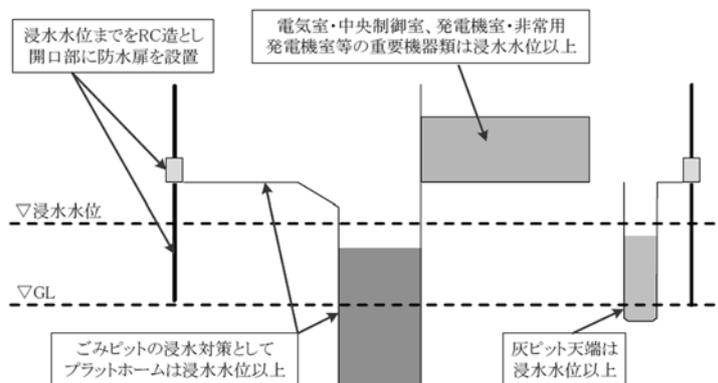
建築基準法、消防法等の関係法令を遵守するとともに、各種災害要因に対する安全性の確保を図る。

1) 洪水対策

本事業の洪水対策案を表 1.5-8 に、浸水対策例を図 1.5-6 に示す。重要機器類やごみの受け入れ室（プラットホーム）を 2 階以上に配置して浸水を防ぐほか、下流側への洪水負担の軽減を図るため用地面積に対して十分な容量の雨水調整池を設置する。

表 1.5-8 洪水対策

区分	対策案
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 洪水による浸水対策として、電気室・中央制御室、発電機室・非常用発電機室等の重要機器類を 2 階以上（浸水水位以上）に配置するとともに、重要な扉には水密性の高い扉（防水扉）を採用する。 施設浸水時にごみピットへの水の侵入を防止するため、ごみの受入室（プラットホーム）を 2 階以上（浸水水位以上）に配置する。また、灰ピット天端についても 2 階以上（浸水水位以上）に配置する。（図 1.5-6 参照） 開発に伴う雨水流出量の増大を抑制し、下流河川に対する洪水負担の軽減を図るため、用地面積に対して十分な容量の雨水調整池を設置する。



出典「ごみ処理施設整備基本構想」（山梨西部広域環境組合 令和3年3月）

図 1.5-6 浸水対策例（施設断面図）

2) 地震対策

本事業の地震対策案を、表 1.5-9 に示す。

表 1.5-9 地震対策

区分	対策案
地震	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、火力発電所の耐震設計指針等の関係法令に準拠し、十分な耐震設計基準を満たしたものとし、地震に強い設備とする。・地震発生時には、プラント設備が緊急かつ安全に自動停止するシステムを導入する。・電気、燃料、水及び薬品の供給停止に備え、常用・非常用発電機や各設備の復旧後の運転に必要な容量を確保する。

3) 火災対策

本事業の火災発生防止対策案を、表 1.5-10 に示す。

表 1.5-10 火災発生防止対策

区分	対策案
火災	<ul style="list-style-type: none">・関係法令に準拠し、施設内の各所に火災報知機や消火栓を設け、火災発生時にも迅速な初期対応ができる設備とする。・ごみピット火災に対しては、火災検知器と放水銃による確実な初期消火ができるよう計画する。

4) 爆発対策

本事業の爆発発生防止対策案を、表 1.5-11 に示す。

表 1.5-11 爆発発生防止対策

区分	対策案
爆発	<ul style="list-style-type: none">・計量棟、プラットホーム、ごみピットでの目視確認や展開検査、並びにカメラによる監視等を実施する。・可燃性ガスが発生する場所には、ガスが充満しないように排気装置を設置する。

(8) 環境保全対策

周辺環境への配慮として、以下に留意する。

1) 排ガス対策

「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「山梨県生活環境の保全に関する条例」等の規制に基づき、十分な対策を行う。

ばいじんは、集じん機による捕集・除去を行う。また、活性炭噴霧による吸着除去及び触媒反応設備による分解除去を行う。

ダイオキシン類は、燃焼ガスを850℃以上で2秒以上滞留させ、完全燃焼による発生抑制を図る。また、減温塔にて燃焼ガスを200℃以下に急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止する。

2) 排水対策

ごみピット排水は、炉内噴霧等の高温酸化処理を行い、場外への排水は行わない。その他のごみ処理に伴って発生する排水（プラント排水）は、生物処理、物理化学処理等により適正に処理した後、排ガスの減温水などに再利用する。

生活排水は、近隣の農業集落排水施設にて処理したのち公共用水域に排出するか、または、合併浄化槽等で処理後、プラント排水と同様に施設内で再利用する。

3) 騒音・振動対策

「騒音規制法」及び「振動規制法」等の規制に基づき、十分な対策を行う。

著しい騒音を発生する機器は、グラスウール等の吸音材を施した建屋内に設置する。

著しい振動を発生する機器は、強固な基礎上に設置し、防振する。

4) 悪臭対策

ごみピット等の悪臭発生源はすべて建屋内に収め、臭気を強制吸引し、燃焼用空気として利用する。

5) 景観対策

敷地内は、緑地を十分に確保する。また、周辺環境との調和を図るため、敷地境界に樹木等を植栽する。

また、建物についても周辺環境との調和を図るため、色彩や照明等で配慮を行う。

6) 廃棄物運搬車両対策

廃棄物運搬車両については、組合構成市町とともに効率的な収集運搬方法・収集運搬経路を検討する。

このほか、燃費性能が高い車両の使用を収集運搬委託業者及び許可業者に働きかける。

7) 工事対策

工事の平準化を図り、建設機械による排ガス、騒音、振動等の発生が集中しないよう配慮する。

また、工事の施工にあたっては排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械や、燃費性能が高い車両を使用するよう施工事業者に働きかける。

1.5.2 工事の概要

(1) 施工計画

工事は、先行して雨水調整池などの造成工事を行い、その後、ごみ処理施設や粗大ごみ処理施設などの施設建設工事を行う。

(2) 工事工程

工事工程案を表 1.5-12 に示す。

造成工事は令和 7 年度に実施し、施設建設工事は令和 9 年度から 12 年度に行う計画である。

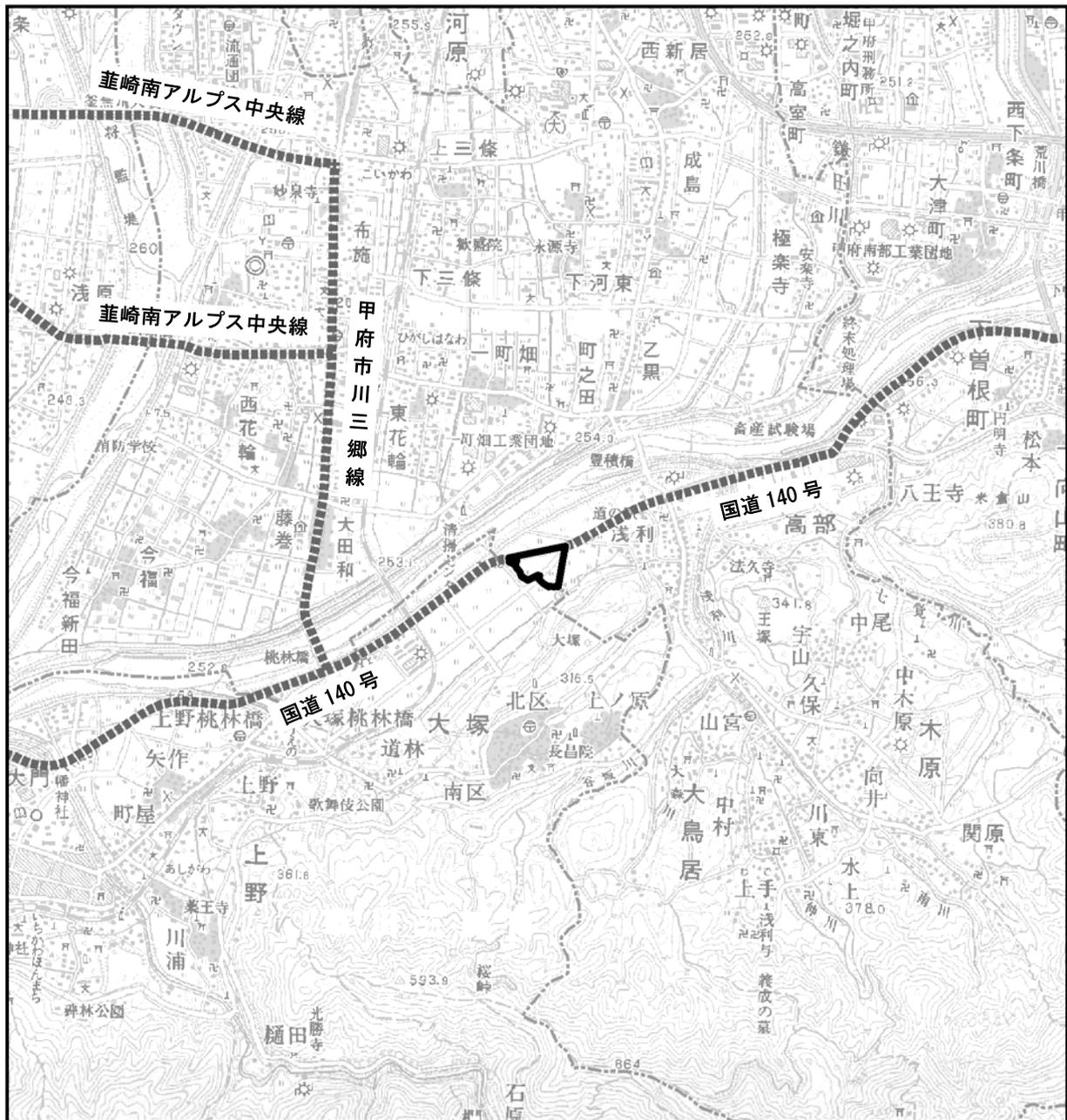
表 1.5-12 工事工程（案）

工事の細目	年度	令和						
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
造成工事								
施設詳細設計								
施設建設工事								
施設供用開始								

(3) 建設資材等の搬入計画

建設資材等の主要な搬入ルートを、図 1.5-7 に示す。

建設資材等の主要な搬入ルートは、北方面は葦崎南アルプス中央線と甲府市川三郷線を、東方面と西方面は国道 140 号線を、それぞれ利用する。



【凡例】

- ▭ 対象事業実施区域
- 資材運搬車両 走行ルート(工事中)

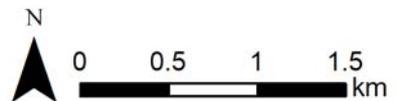


図 1.5-7 工事中の主要な走行ルート

(空白)

第 2 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

(空白)

第2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

既存資料調査により、対象事業実施区域及びその周辺の地域概況を把握した。

既存資料調査は図 2.1 に示すとおり、自然的状況として対象事業実施区域を中心とする約 10 km 四方の範囲を、社会的状況として対象事業実施区域の位置する中央市並びに甲府市、南アルプス市、笛吹市、昭和町、市川三郷町を基本とし、把握する環境の特性に応じて範囲を拡大・縮小した。

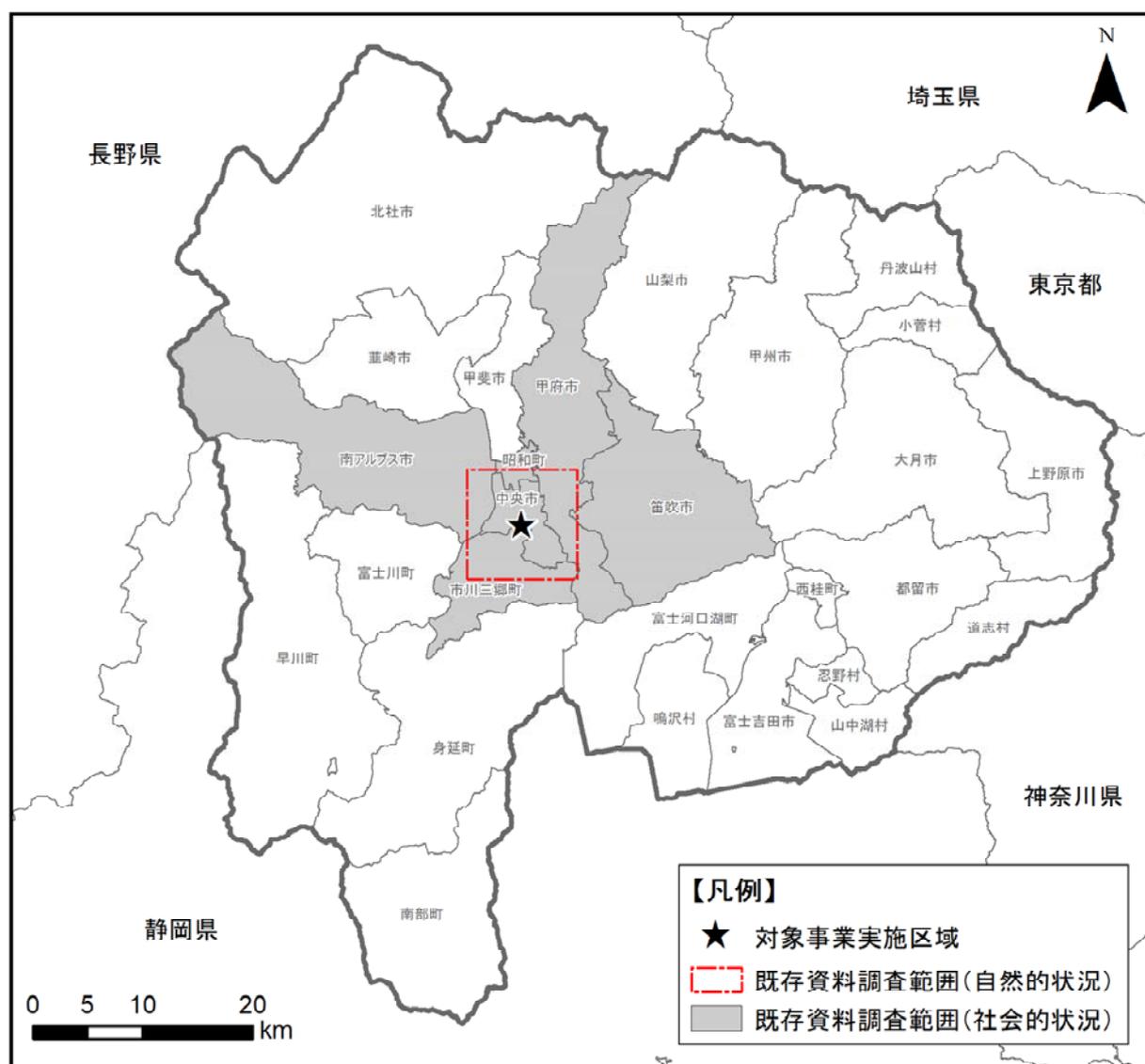


図 2.1 既存資料調査範囲

2.1 地域の自然的状況

2.1.1 気象

対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するため、北方向約 10 km に位置する甲府地方気象台と、南東方向約 9 km に位置する古閑地域気象観測所の観測結果を整理した。

気象観測所の位置を図 2.1-1 に示す。

甲府気象台は甲府盆地内にある一方、古閑観測所は山あいであり、甲府盆地内に位置する対象事業実施区域の気象の状況は、甲府地方気象台の観測結果がより近いと考えられる。

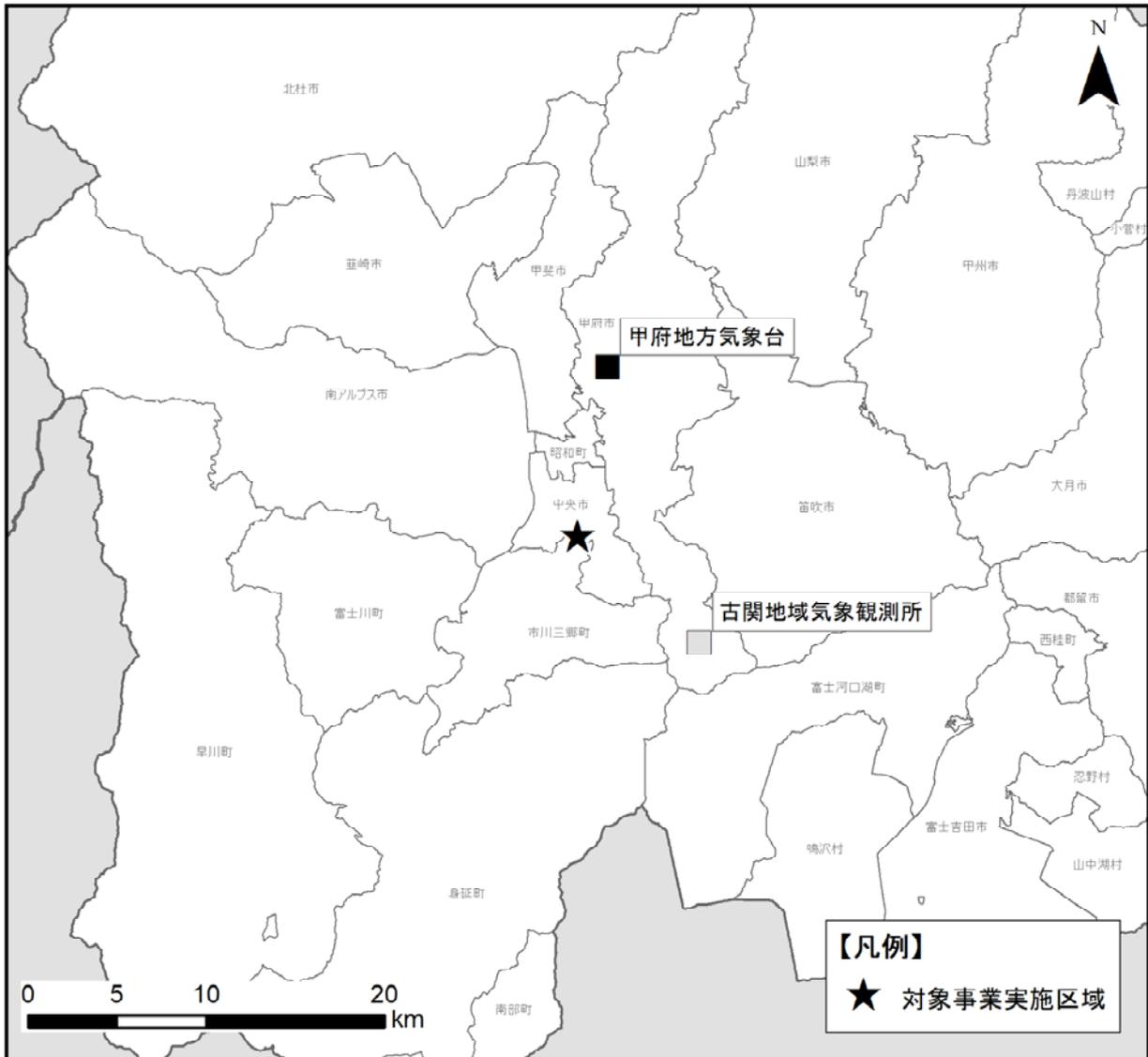


図 2.1-1 気象観測所の位置

(1) 甲府地方気象台

甲府地方気象台における令和2年の気象概況を表2.1-1に、気温・降水量の推移を図2.1-2に、風向別出現頻度及び風向別平均風速を図2.1-3に示す。

甲府地方気象台における気象観測結果は、気温については年間平均気温15.9℃、最高気温39.3℃(8月)、最低気温-6.3℃(2月)、降水量は年間降水量1,431.0mm、最大月間降水量470.0mm(7月)、最低月間降水量1.0mm(12月)、風向・風速は年間平均風速2.1m/sで、南西の風が卓越している。

なお、季節別の風況については、秋季に風速が弱くなり春季に強くなる傾向にあり、春季、夏季は南西の風、秋季は西北西の風、冬季は北北西の風が卓越している。

表2.1-1 甲府地方気象台の気象概況(令和2年)

月	気温(℃)			降水量(mm)	相対湿度(%)	風速(m/s)	風向(-)	全天日射量(MJ/m ²)
	平均	最高	最低	合計	平均	平均	最多風向	平均
1月	5.6	15.9	-3.1	51.5	68	1.9	北北西	9.4
2月	6.4	20.7	-6.3	12.5	56	2.4	北北西	13.7
3月	10.3	25.3	-1.8	108.0	61	2.6	北北西	15.9
4月	12.8	26.8	2.1	128.0	57	2.8	南西	21.2
5月	19.8	33.4	7.4	59.5	64	2.4	南西	20.1
6月	23.5	34.1	15.8	177.0	75	2.1	南西	18.1
7月	24.6	34.4	18.6	470.0	84	1.8	西北西	12.9
8月	29.0	39.3	21.5	60.0	71	2.2	南西	21.7
9月	24.4	36.8	11.5	129.5	76	1.8	南西	13.5
10月	16.5	29.0	3.6	229.5	76	1.6	西北西	10.8
11月	12.0	23.8	1.7	4.5	68	1.7	西北西	11.3
12月	5.7	18.4	-5.3	1.0	59	2.1	北北西	10.5
年間	15.9	39.3	-6.3	1,431.0	68	2.1	南西	14.9

出典)「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

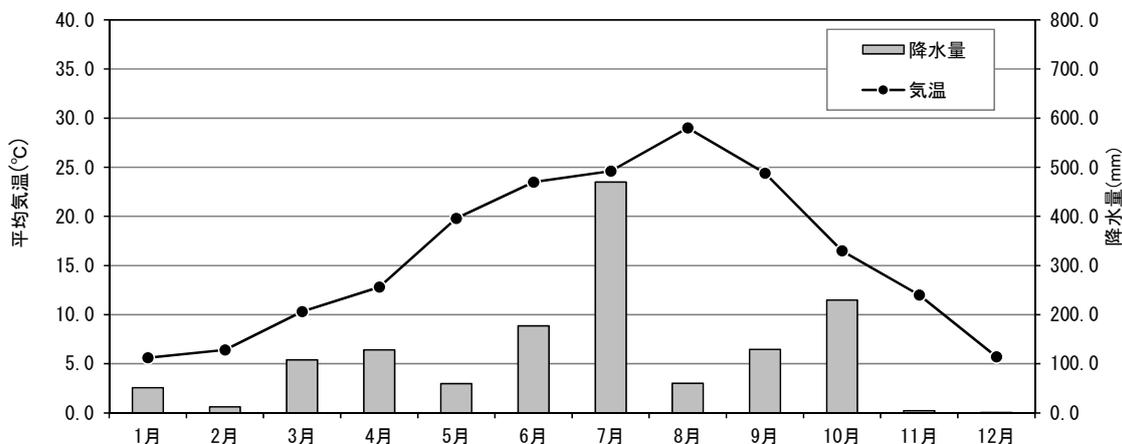


図2.1-2 甲府地方気象台の気温・降水量の推移(令和2年)

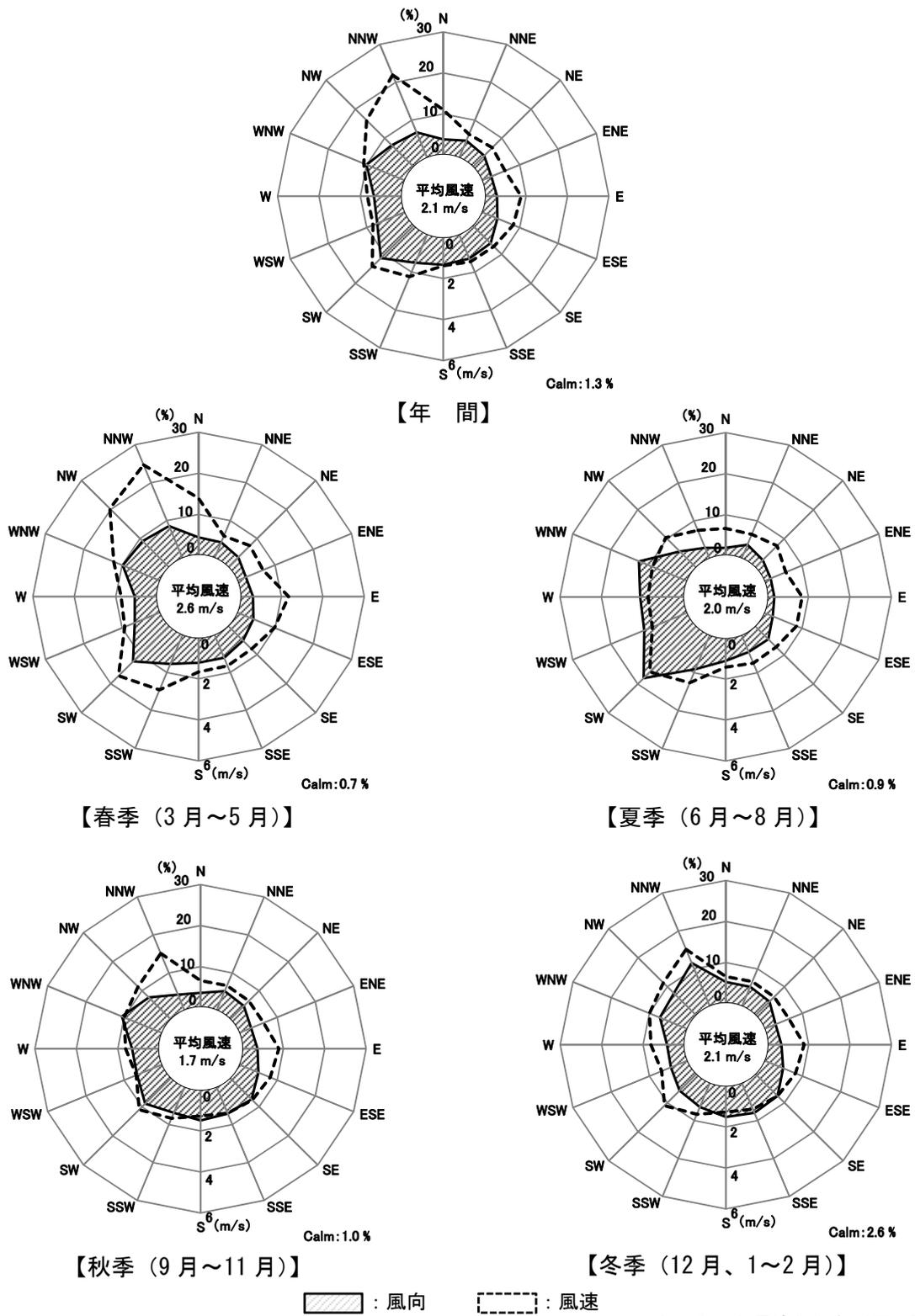


図 2.1-3 風向別出現頻度及び風向別平均風速 (甲府地方气象台 : 令和 2年)

甲府地方気象台の平年値（過去 30 年間）を表 2.1-2 に、気温・降水量の推移を図 2.1-4 に示す。

甲府地方気象台における平年値は、気温については年間平均気温 15.1 °C、最高気温 33.0 °C（8 月）、最低気温-2.1 °C（1 月）、降水量は年間降水量 1,160.7 mm、最大月間降水量 178.7 mm（9 月）、最小月間降水量 37.6 mm（12 月）である。風速・風向は年間平均風速 2.2 m/s で、南西の風が卓越しており、全天日射量の年間平均は 14.6 MJ/m²である。

表 2.1-2 甲府地方気象台の平年値（過去 30 年間）

月	気温 (°C)			降水量 (mm)	風速 (m/s)	風向 (-)	相対湿度 (%)	気圧	全天日射量 (MJ/m ²)
	平均	最高	最低	合計	平均	最多風向	平均	平均	平均
1月	3.1	9.1	-2.1	42.7	2.3	北北西	55	981.8	10.2
2月	4.7	10.9	-0.7	44.1	2.6	北北西	52	981.8	13.0
3月	8.6	15.0	3.1	86.2	2.7	北西	55	981.0	15.6
4月	14.0	20.7	8.4	79.5	2.6	南西	57	980.1	18.2
5月	18.8	25.3	13.7	85.4	2.4	南西	62	978.7	19.4
6月	22.3	27.8	18.3	113.4	2.1	南西	69	976.3	17.6
7月	26.0	31.6	22.3	148.8	2.1	南西	72	976.6	18.0
8月	27.1	33.0	23.3	133.1	2.2	南西	70	977.9	18.6
9月	23.2	28.6	19.4	178.7	1.9	南西	71	980.5	14.3
10月	17.1	22.5	13.0	158.5	1.7	西北西	71	983.7	11.6
11月	10.8	16.7	5.9	52.7	1.7	西北西	67	984.9	9.9
12月	5.4	11.4	0.3	37.6	2.0	北北西	60	983.3	9.0
年間	15.1	33.0	-2.1	1160.7	2.2	南西	64	980.6	14.6

注) 平年値は、その時々々の気象や天候を評価する基準として、連続する 30 年間について算出した累年平均値を示す。

現在の平年値は、1991～2020 年の資料から算出された 2020 年平年値である。

出典)「平年値」(気象庁ホームページ)

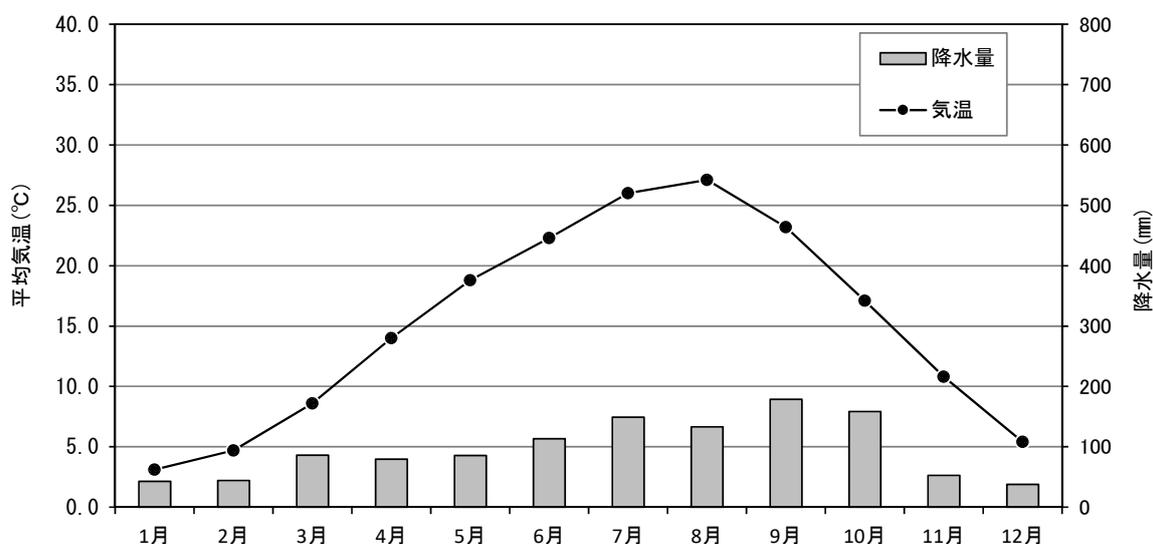


図 2.1-4 甲府地方気象台の気温・降水量の推移（平年値）

(2) 古関地域気象観測所

古関地域気象観測所における令和2年の気象概況を表2.1-3に、気温・降水量の推移を図2.1-5に、風向別出現頻度及び風向別平均風速を図2.1-6に示す。

古関地域気象観測所における気象観測結果は、気温については年間平均気温13.1℃、最高気温37.9℃(8月)、最低気温-7.4℃(2月)、降水量は年間降水量1,723.5mm、最大月間降水量479.5mm(7月)、最低月間降水量0.5mm(12月)、風向・風速は年間平均風速1.5m/sで、南東の風が卓越している。

なお、季節別の風況については、秋季に風速が弱くなり春季に強くなる傾向にある。風向は、春季、夏季、秋季、冬季とも、全て南東の風が卓越している。

表 2.1-3 古関地域気象観測所の気象概況（令和2年）

月	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	風向(-)
	平均	最高	最低	合計	平均	最多風向
1月	2.7	12.3	-4.3	83.5	1.5	南東
2月	3.8	17.9	-7.4	19.5	1.6	南東
3月	7.6	22.9	-3.6	111.0	1.8	南東
4月	9.8	22.6	0.0	181.5	1.8	南東
5月	17.0	31.1	3.8	79.5	1.7	南東
6月	20.7	31.5	12.9	195.5	1.5	南東
7月	22.2	32.8	16.7	479.5	1.4	西北西
8月	25.8	37.9	18.5	44.0	1.4	南東
9月	21.3	33.5	8.7	253.0	1.3	南東
10月	13.4	24.9	1.3	265.0	1.1	南東
11月	9.3	20.9	0.4	11.0	1.5	南東
12月	3.1	15.0	-5.7	0.5	1.5	南東
年間	13.1	37.9	-7.4	1723.5	1.5	南東

出典)「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

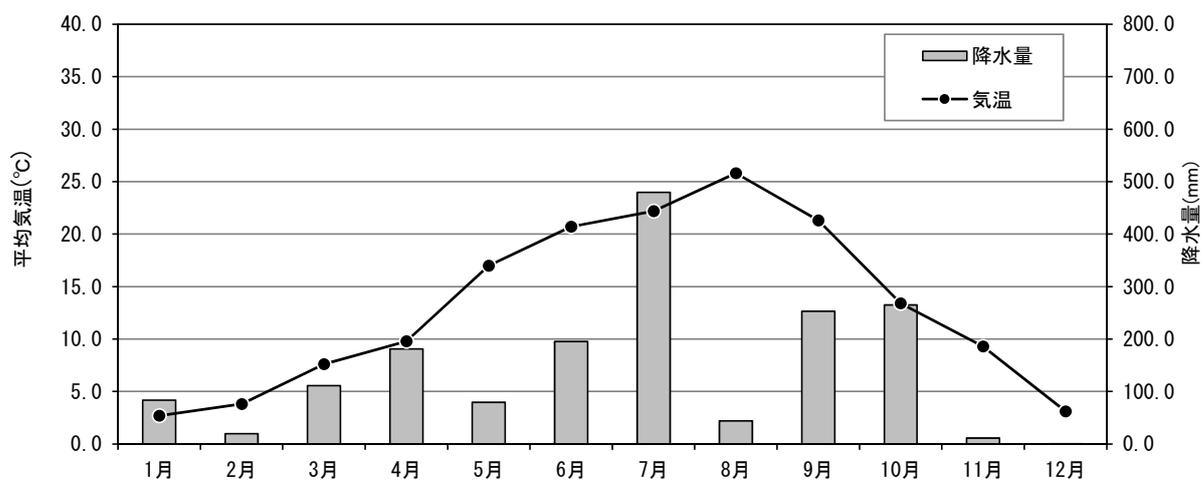


図 2.1-5 古関地域気象観測所の気温・降水量の推移（令和2年）

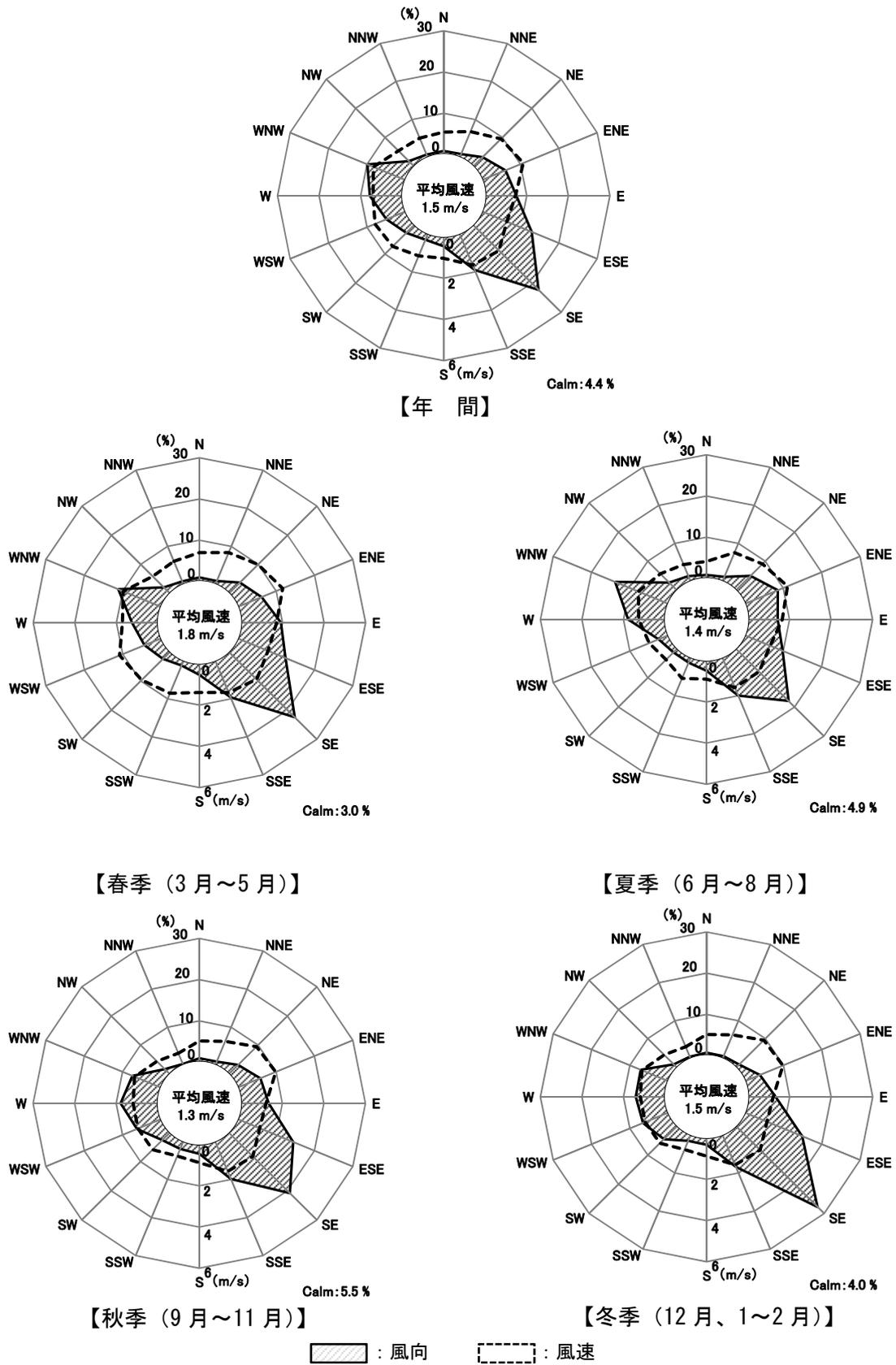


図 2.1-6 風向別出現頻度及び風向別平均風速 (古閑地域気象観測所: 令和2年)

古関地域気象観測所の平年値を表 2.1-4 に、気温・降水量の推移を図 2.1-7 に示す。

古関地域気象観測所における平年値は、気温については年間平均気温 12.3℃、最高気温 30.6℃（8月）、最低気温-3.9℃（1月）、降水量は年間降水量 1,681.3mm、最大月間降水量 309.1mm（9月）、最小月間降水量 56.8mm（1月）である。風速・風向は年間平均風速 1.4m/s で、南東の風が卓越している。

表 2.1-4 古関地域気象観測所の平年値（過去 30 年間）

月	気温 (°C)			降水量 (mm)	風速 (m/s)	風向 (-)
	平均	最高	最低	合計	平均	最多風向
1月	0.3	6.2	-3.9	56.8	1.4	南東
2月	1.9	8.1	-3.0	58.7	1.5	南東
3月	5.8	12.3	0.4	121.8	1.7	南東
4月	11.4	18.1	5.4	127.6	1.8	南東
5月	16.0	22.8	10.4	128.1	1.6	南東
6月	19.6	25.4	15.1	152.1	1.3	南東
7月	23.4	29.4	19.1	171.5	1.3	南東
8月	24.2	30.6	19.8	182.3	1.3	南東
9月	20.3	26.2	16.1	309.1	1.2	南東
10月	14.2	20.0	10.1	224.6	1.1	南東
11月	8.2	14.5	3.8	90.3	1.2	南東
12月	2.8	8.8	-1.3	58.4	1.4	南東
年間	12.3	30.6	-3.9	1681.3	1.4	南東

注) 平年値は、その時々気象や天候を評価する基準として、連続する 30 年間について算出した累年平均値を示す。現在の平年値は、1991～2020 年の資料から算出された 2020 年平年値である。
出典) 「平年値」(気象庁ホームページ)

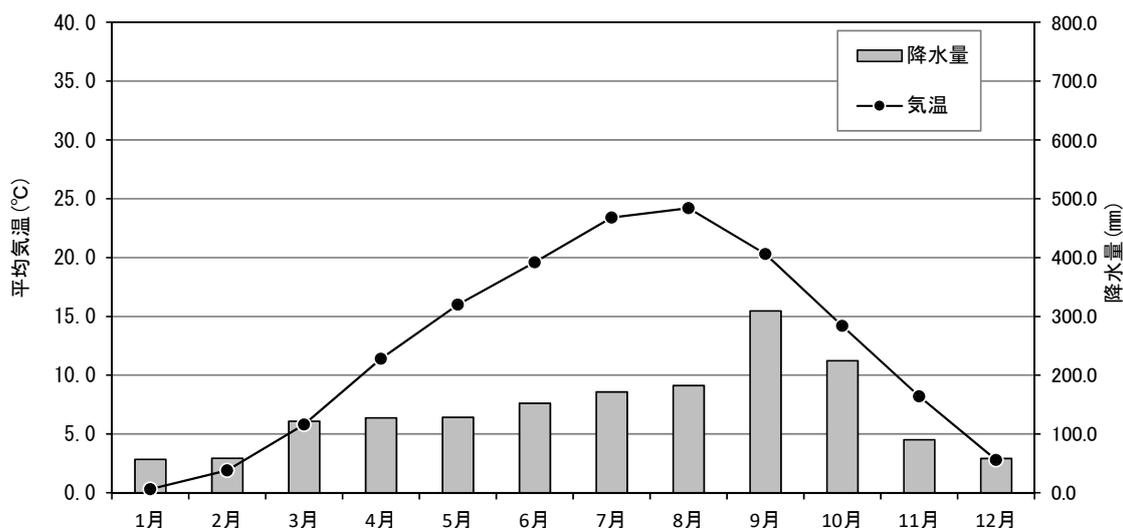


図 2.1-7 古関地域気象観測所の気温・降水量の推移（平年値）

2.1.2 水 象

(1) 河 川

対象事業実施区域周辺における河川の概要を表 2.1-5 及び図 2.1-8 に示す。

対象事業実施区域に最も近い河川は、北側を流れる笛吹川である。笛吹川（延長 46.5km）は富士川水系に属する一級河川で、対象事業実施区域付近から南西方向に流れ、富士川（釜無川）へ合流している。

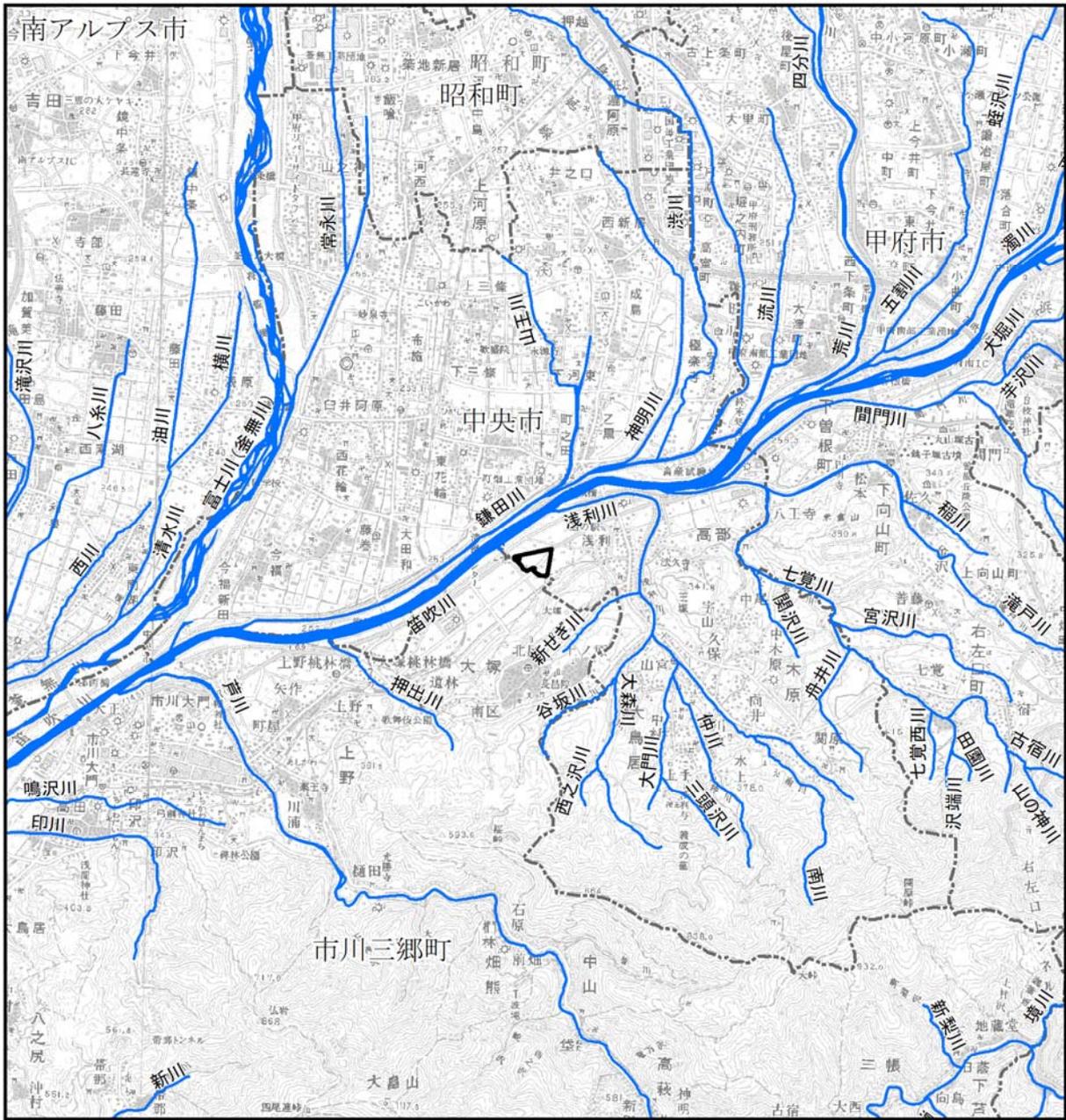
対象事業実施区域の東側には、一級河川の浅利川が、西側には一級河川の押出川が流れ、どちらも笛吹川へ合流している。

対象事業実施区域周辺は農業用水路が巡っており、農業用水は西へ流れ、押出川の下をくぐって笛吹川へ合流している。

表 2.1-5 河川の概要

水系名	河川名	終点	水系名	河川名	終点	
富士川水系	富士川(釜無川)	駿河湾	富士川水系	関沢川	七覚川への合流	
	笛吹川	富士川への合流		舟井川		
	印川	笛吹川への合流		七覚西川		
	芦川			沢端川		
	押出川			宮沢川		
	浅利川			山の神川		
	滝戸川			田園川		沢端川への合流
	間門川			間門川への合流	古宿川	山の神川への合流
	境川				芋沢川	
	鎌田川			鎌田川への合流	蟹沢川	芋沢川への合流
	荒川				大堀川	
	濁川				濁川への合流	山王川
	平等川			神明川		
	鳴沢川			渋川		
	うなぎ沢			荒川への合流		流川
	大沢	四分川			荒川への合流	
	曾川	濁川への合流		蛙沢川	濁川への合流	
	蛇沢			五割川	蛙沢川への合流	
	濁沢	平等川への合流		渋川	平等川への合流	
	新梨川			横川	滝沢川への合流	
	新せぎ川	横川への合流		八糸川	横川への合流	
	大森川			西川		
	仲川			清水川		
	南川	大森川への合流		油川	富士川への合流	
	谷坂川			常永川		
	西之沢川	仲川への合流				
	大門川			大門川への合流		
三頭沢川	滝戸川への合流					
七覚川						
稲川						

出典「国土数値情報ダウンロードサービス」(国土交通省)



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 一級河川
- 市町村界



図 2.1-8 主要な河川

(2) 湖 沼

「日本の湖沼環境Ⅱ」(平成7年 環境省)では、原則として1 ha以上の天然湖沼を調査対象としているが、対象事業実施区域周辺には、同資料に掲載されている湖沼はない。

(3) 地下水(湧水)

環境省が公表している「山梨県の代表的な湧水」では、対象事業実施区域周辺には代表的な湧水は存在していない。

2.1.3 地形・地質・土壌

(1) 地形

対象事業実施区域周辺における地形分類図を図 2.1-9 に示す。

対象事業実施区域およびその周辺は、笛吹川沿いに氾濫平野・後背低地や旧中洲が分布している。対象事業実施区域の北側には、扇状地が広く分布しており、南側には、砂礫台地や山地斜面などの曽根丘陵が分布している。

また、対象事業実施区域周辺の重要な地形の状況を表 2.1-6 及び図 2.1-10 に示す。

対象事業実施区域には重要な地形はないが、対象事業実施区域周辺には「印川・坪川の天井川」など、3つの重要な地形が確認されている。

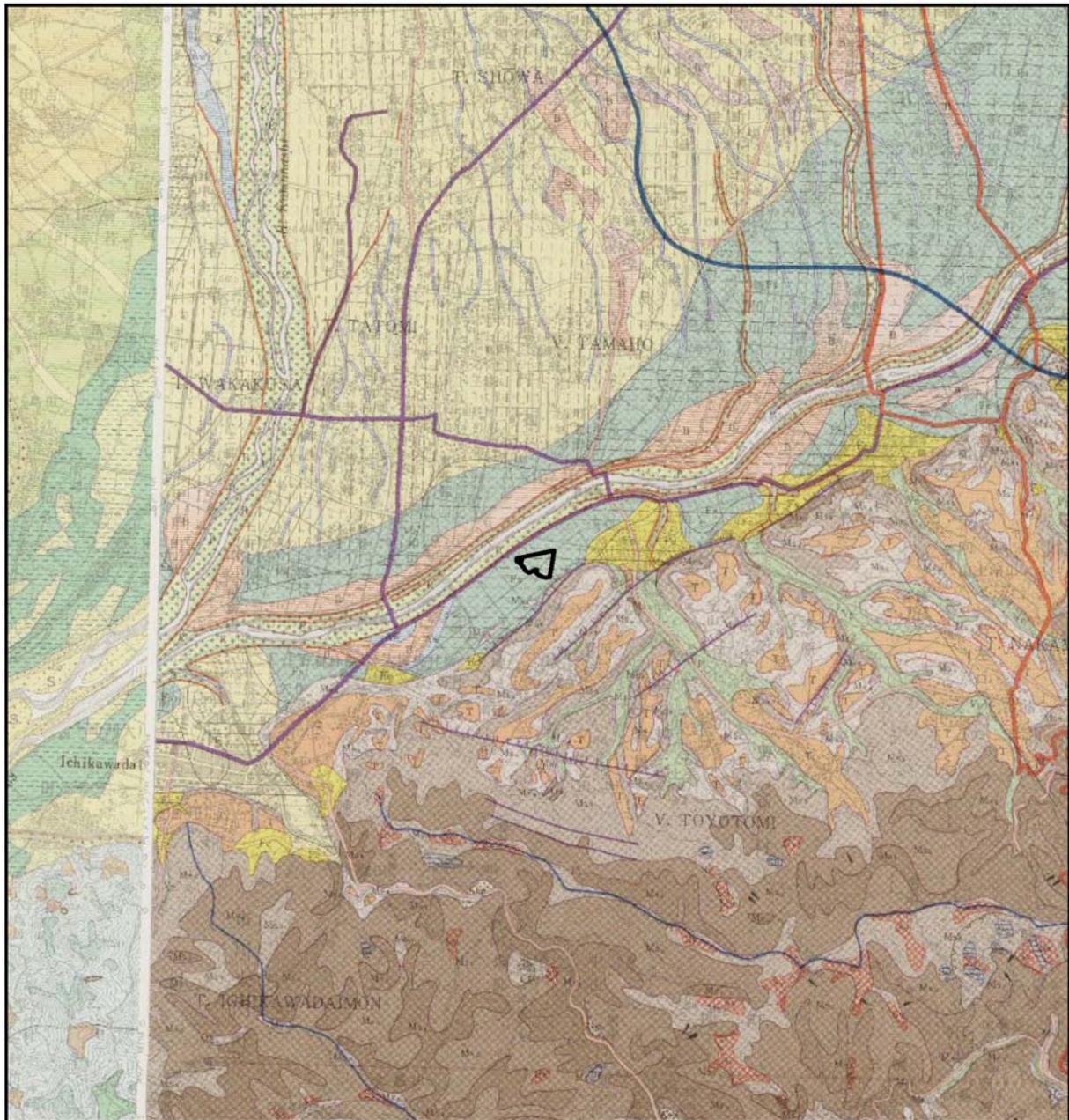
表 2.1-6 重要な地形の状況

No.	名称	行政区分	選定基準
1	印川・坪川の天井川	市川三郷町（西八代郡市川大門町）、 南アルプス市（中巨摩郡甲西町）	多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい
2	曽根丘陵の新規断層 変異地形	笛吹市（東八代郡境川村）、 甲府市（中道町）、中央市（豊富村）、 市川三郷町（西八代郡三珠町）	地質学の教育上重要な地形もしくは、地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方がよいと考えられる地形
3	芦川溪谷とポットホール群	市川三郷町（西八代郡三珠町）	多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい

出典)「日本の地形レッドデータブック第1集新装版－危機にある地形－」(平成12年 古今書院)

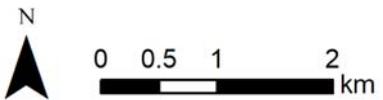
「日本の地形レッドデータブック第2集－保存すべき地形－」(平成14年 古今書院)

注)行政区分の()内の町村名は、出典内での記載内容である。



【凡例】 対象事業実施区域

- | | | |
|-------------------------|--------------------------------|-----------|
| 山麓傾斜面 | 山地斜面 $>40^\circ$ | 氾濫平野、後背低地 |
| 円形及び等斉急斜面 | 山地斜面 $>30^\circ \sim 40^\circ$ | 旧中洲、ボイントン |
| 凸型急斜面 | 山地斜面 $>15^\circ \sim 30^\circ$ | 旧流路 |
| 谷底平野、氾濫原、裾谷低地を含む | 山地斜面 $<15^\circ$ | 谷底平野 |
| 扇状地、自然堤防、砂洲、御勅使川扇状地の旧流址 | 山頂および山稜平坦図、顕著な凸型斜面 | 土石流地形 |
| 御勅使川扇状地 | 顕著な凸型斜面 | 古期土石流斜面 |
| 御勅使川扇状地扇端部 | 砂礫台地 | 現河床 |
| 河原 | 扇状地 | 崩壊地 |
| 天井川 | 小扇状地 | 崖、比高10m以下 |



出典「5万分の1 都道府県土地分類基本調査(甲府 昭和49年)(大河原・齋沢 平成4年)」

図 2.1-9 地形分類図

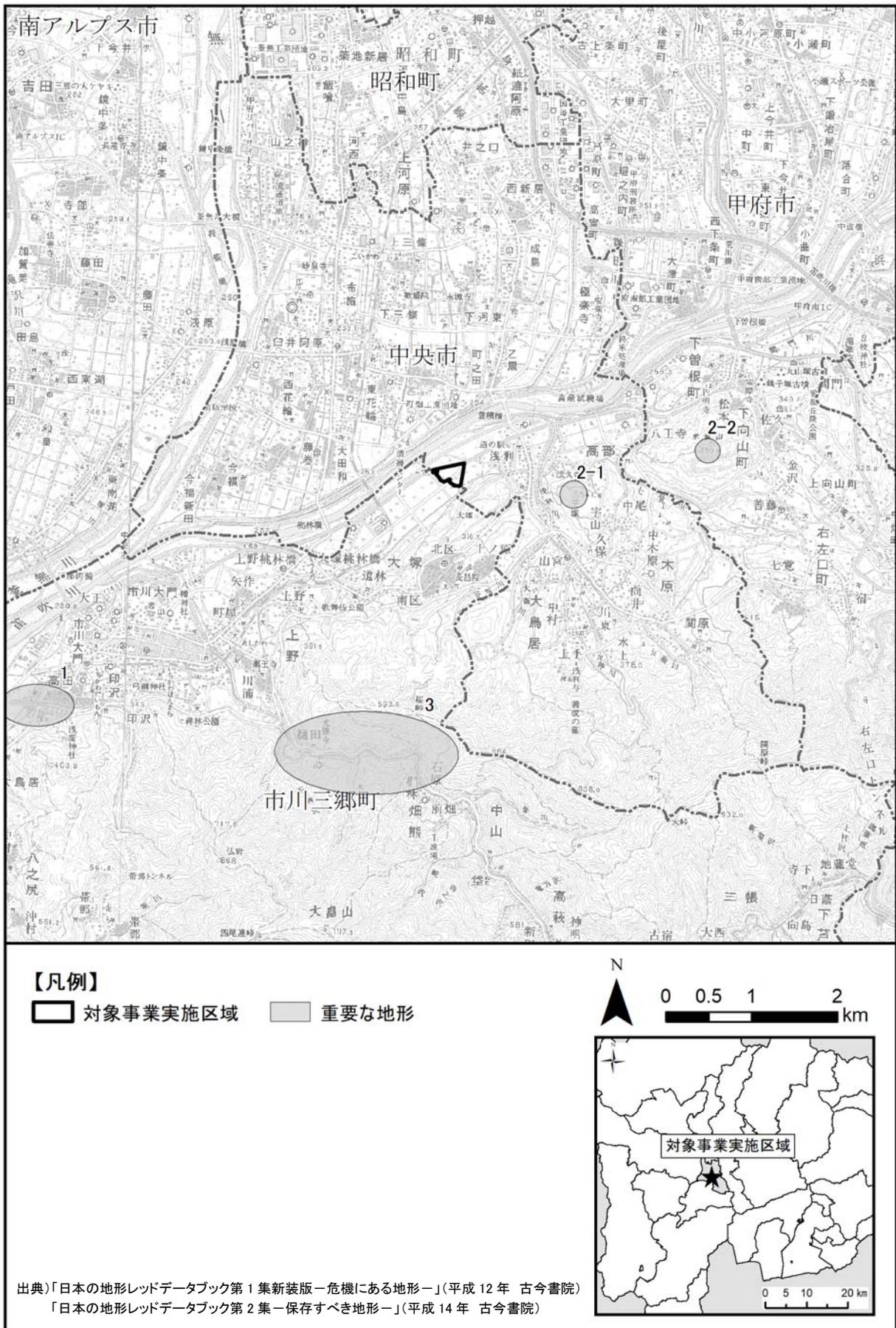


図 2.1-10 重要な地形の分布

(2) 地 質

対象事業実施区域周辺における表層地質図を図 2.1-11 に示す。

対象事業実施区域の表層地質は、砂礫質沖積層からなっている。

対象事業実施区域の北側は砂礫質沖積層が広がっており、南側は洪積堆積物（曾根層群-シルト・砂礫・火山碎屑物）や石英安山岩質溶岩・同質火山碎屑物が分布する。

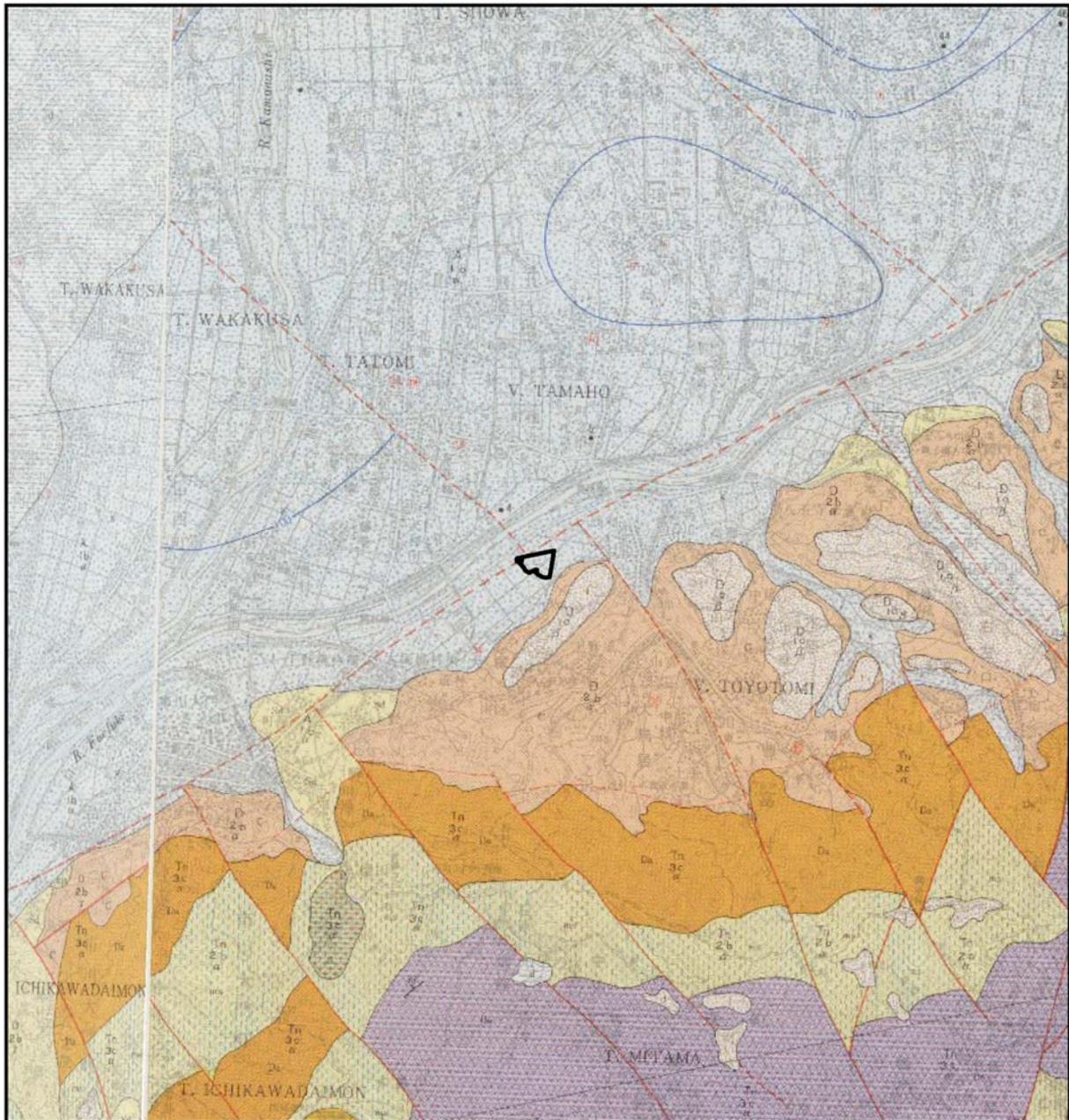
また、対象事業実施区域周辺の特異な地質の状況を表 2.1-7 及び図 2.1-12 に示す。

対象事業実施区域の南側には、断層群が存在し、対象事業実施区域から最寄りの特異な地質は、南側約 1 km に位置する「塚南区活断層群」である。

表 2.1-7 特異な地質の状況

No.	名称	行政区分
1	日向林の佐久シルト層	笛吹市（境川村）
2	佐久シルト層、堆積構造が見られ、ヒシの実の産出する露頭	甲府市（中道村）
3	曾根層群の層序および地質構造を知ることができる露頭	笛吹市（境川村）
4	曾根丘陵層序及び曾根層群の地質構造を知る露頭	甲府市（中道村）
5	大塚南区活断層群	市川三郷町（三珠町）
6	佐久活断層	甲府市（中道村）
7	第四紀の衝上断層	市川三郷町（三珠町）

出典)「山梨県天然記念物緊急調査報告書-地質・鉱物-」(平成8年 山梨県教育委員会)
注)行政区分の()内の町村名は、出典内での記載内容である。



【凡例】

□ 対象事業実施区域

泥岩・砂岩・玄武岩質岩
・同質火山碎屑岩

砂礫質沖積層

碎屑質沖積層・扇状地堆積物

沼沢堆積物・土石流堆積物
(苗吹川層群)

洪積堆積物(曾根層群・シルト
・砂礫・火山碎屑物)

ローム層

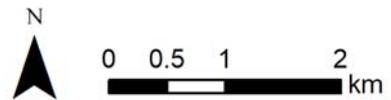
石英安山岩質培岩・同質火山碎
屑岩

泥岩・砂岩・玄武岩質岩・同質
火山碎屑岩及び礫ノエル

玄武岩質岩・同質火山碎屑岩
及び礫ノエル

四尾連火山噴出物

班禰岩



出典「5万分の1 都道府県土地分類基本調査(甲府 昭和49年)(大河原・齋沢 平成4年)」

図 2.1-11 表層地質図

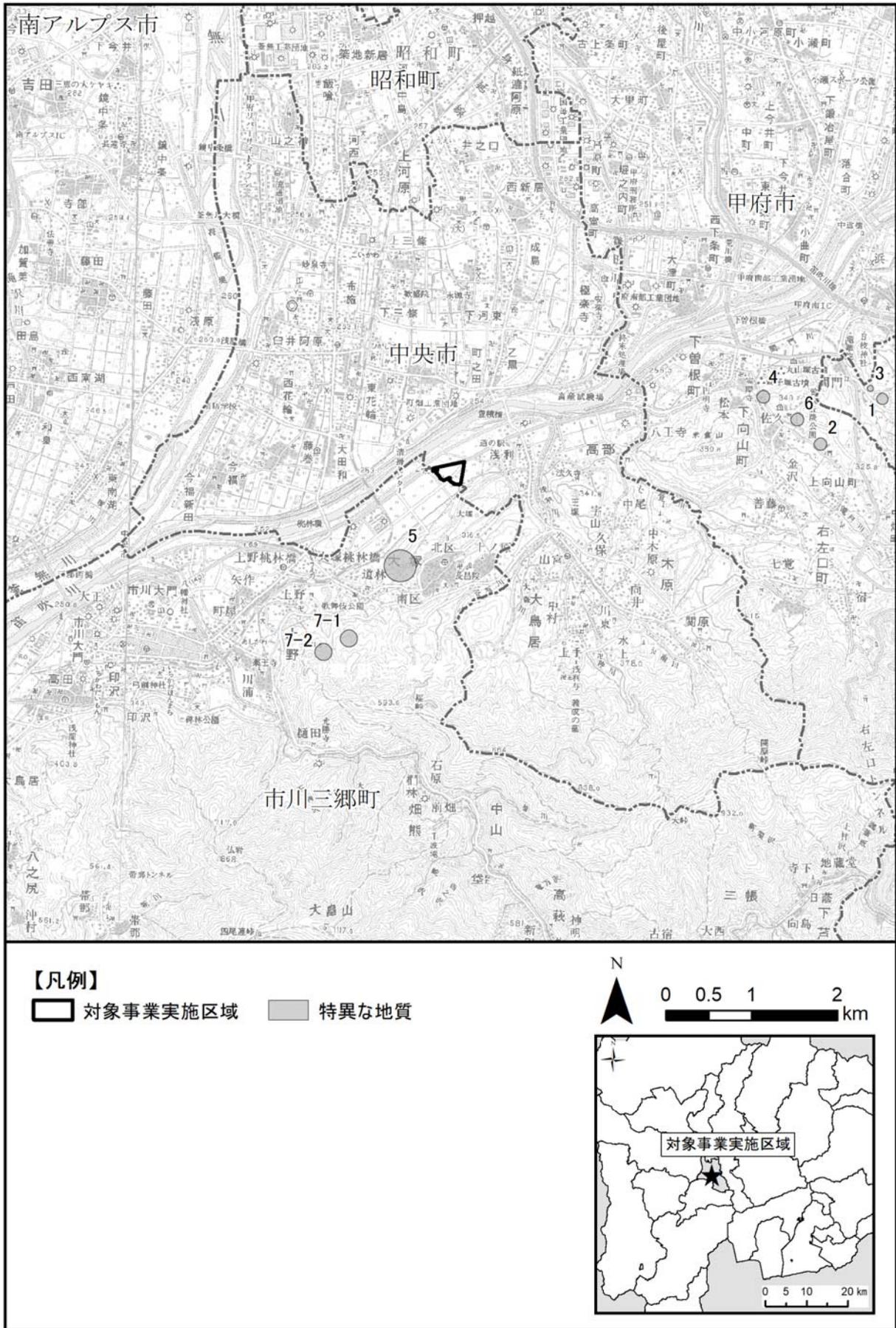


図 2.1-12 特異な地質の分布

(3) 土 壤

対象事業実施区域周辺における土壌図を図 2.1-13 に示す。

対象事業実施区域周辺の土壌は粗粒グライ土壌からなっている。

対象事業実施区域周辺の北側は粗粒グライ土壌や粗粒灰色低地土壌が分布しており、南側は黒ボク土壌や褐色森林土壌が分布している。



【凡例】

対象事業実施区域

黒ボク土壌

下部4統

乾性褐色森林土壌

網倉1統

御坂1統

三珠1統

下部1統

中道1統

褐色森林土壌

網倉2統

三珠2統

中道2統

湿性褐色森林土壌

三珠3統

黒ボク土壌

大川口統

多湿黒ボク壤

越路原統

淡色黒ボク壤

丸山統

褐色森林土壌

小坂統

最上統

笠山統

長笹統

水見統

泉南統

褐色低地土壌

外城統

常万統

粗粒灰色低地土壌

追子野木統

松本統

二条統

灰色低地土壌

加茂統

細粒グライ土壌

琴浜統

保倉統

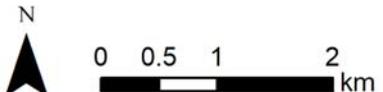
粗粒グライ土壌

八幡統

竜北統

竜北統

水上統



出典「5万分の1都道府県土地分類基本調査(甲府 昭和49年)(大河原・鯨沢 平成4年)」

図 2.1-13 土壌図

2.1.4 植物・動物・生態系

(1) 植物

1) 既存資料一覧（植物）

対象事業実施区域周辺の植物の分布記録について表 2.1-8 に示す既存資料を収集、整理した。

表 2.1-8 既存資料一覧（植物）

文献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目	
			植物相	植生
1	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(2018年3月 山梨県森林環境部みどり自然課)	県内全域・広く、甲府盆地、 笛吹川、釜無川、芦川、富士 川、旧市川大門町、甲府市	○	
2	「山梨県植物分布誌」(令和1年 小林岳)	中央市(旧豊富村、旧玉穂 町、旧田富町)、市川美里町 (旧三珠町、旧市川大門 町)、南アルプス市(旧甲西 町、旧若草町)、昭和町、甲 府市(旧中道町、旧甲府市	○	
3	「山梨生物 No.1-62」(昭和30年～平成18年 山梨生物同好会)	中央市(旧豊富村、旧田富 町)、市川美里町(旧三珠 町、旧市川大門町)、南アル プス市(旧甲西町、旧若草 町)、甲府市(旧中道町)	○	
4	「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供ホームページ」(令和3年4月7日更新 環境省自然環境局 生物多様性センター) (http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-006.html)	調査範囲を含むメッシュ図		○
5	「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境省自然環境局生物多様性センター)	調査範囲		○
6	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成18年 我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会)	調査範囲		○

2) 植物相の状況

対象事業実施区域周辺の植物の分布記録について、表 2. 1-8 に示す既存資料を整理した結果、維管束植物（シダ植物及び種子植物）56 目 138 科 803 種の生育記録があった。

対象事業実施区域及び周辺は、笛吹川沿いの低地に水田、畑が広く分布しており、スズメノテッポウ、メヒシバ、ミズハコベ、ムシクサ等の水田雑草、オギ、ツルヨシ等の河川敷や土手にみられる種、放棄耕作地などにみられるクズ、シロツメクサ、セイタカアワダチソウ等の生育記録が確認された。

その他、御坂山地から続く丘陵地ではアカシデ、クヌギ、ケヤキ等の落葉広葉樹等の数多くの樹林生植物の生育記録が確認された。

外来種としてはオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ等の特定外来生物が確認された。

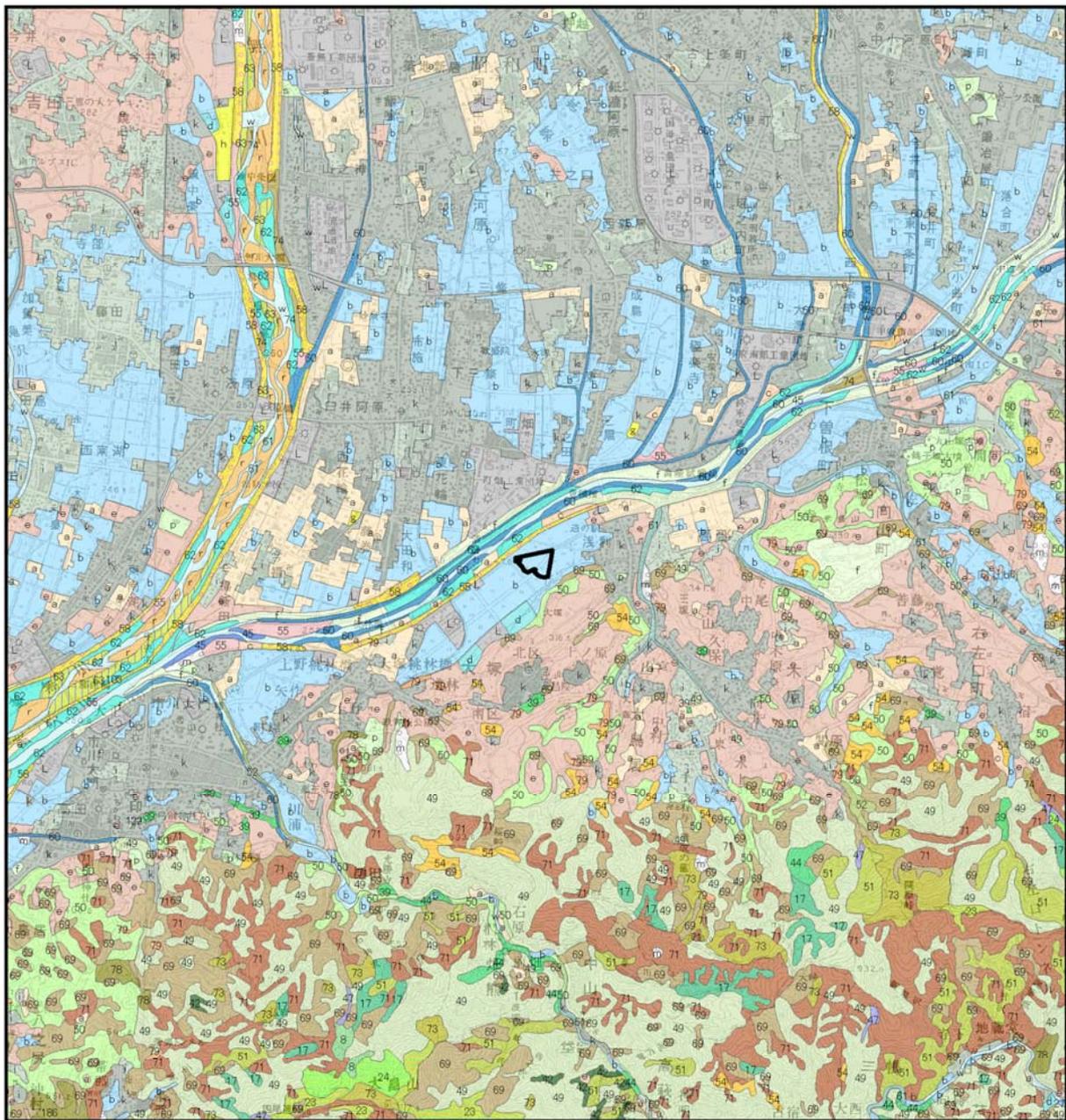
3) 植生の状況

対象事業実施区域周辺の現存植生図を図 2. 1-14 及び図 2. 1-15 に示す。

対象事業実施区域を含む笛吹川南側には水田雑草群落が多く分布している。

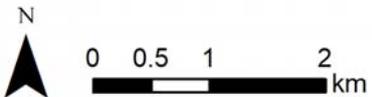
北側の笛吹川沿いには、ススキ群落、河川敷砂礫地植生、畑雑草群落、路傍・空き地雑草のほか、自然草原であるヨシクラスが分布している。さらに北側は中央市の工業地帯、住宅地が主となり、その間に水田雑草群落や畑雑草群落が分布している。

また、南側の丘陵は果樹園や住宅地が主となり、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギーコナラ群集等の植林・二次林がモザイク状に分布している。さらに南の山地斜面にはクリーコナラ群集やアカマツ植林がみられる。



【凡例】 □ 対象事業実施区域

- | | | |
|----------------------|-----------------|--------------------|
| 8.イヌブナ群落 | 60.ヨシクラス | k.市街地 |
| 17.オオモミジケヤキ群落 | 61.ツルヨシ群落 | i.緑の多い住宅地 |
| 23.フクオウソウミズナラ群落 | 62.オギ群落 | p.残存・植栽樹群をもつ公園、墓地等 |
| 24.アカシデーイヌシデ群落(V) | 63.河川砂礫地外来草本群落 | l.工場地帯 |
| 27.オニグルミ群落(V) | 69.スギ・ヒノキ・サウラ植林 | m.造成地 |
| 39.シラカシ群落 | 71.アカマツ植林 | w.開放水域 |
| 42.シキミーモミ群落 | 73.カラマツ植林 | o.自然裸地 |
| 44.イロハモミジケヤキ群落 | 74.ニセアカシア群落 | s.残存・植栽樹群地 |
| 45.ヤナギ高木群落(VI) | 78.その他植林(落葉広葉樹) | |
| 103.ヤナギ低木群落(VI) | 186.クヌギ植林 | |
| 47.タマアジサイフサザクラ群落 | 79.竹林 | |
| 49.クリコナラ群落 | h.ゴルフ場・芝地 | |
| 50.クヌギコナラ群落 | g.牧草地 | |
| 51.アカシデーイヌシデ群落(VII) | f.路傍・空地雑草群落 | |
| 52.アカメガシワークラスザンショウ群落 | c.放棄畑雑草群落 | |
| 122.ケヤキ屋敷林 | e.果樹園 | |
| 54.低木群落 | a.畑雑草群落 | |
| 55.クズ群落 | b.水田雑草群落 | |
| 58.チガヤーススキ群落 | d.放棄水田雑草群落 | |



出典)第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)

図 2.1-14 現存植生図 (広域)

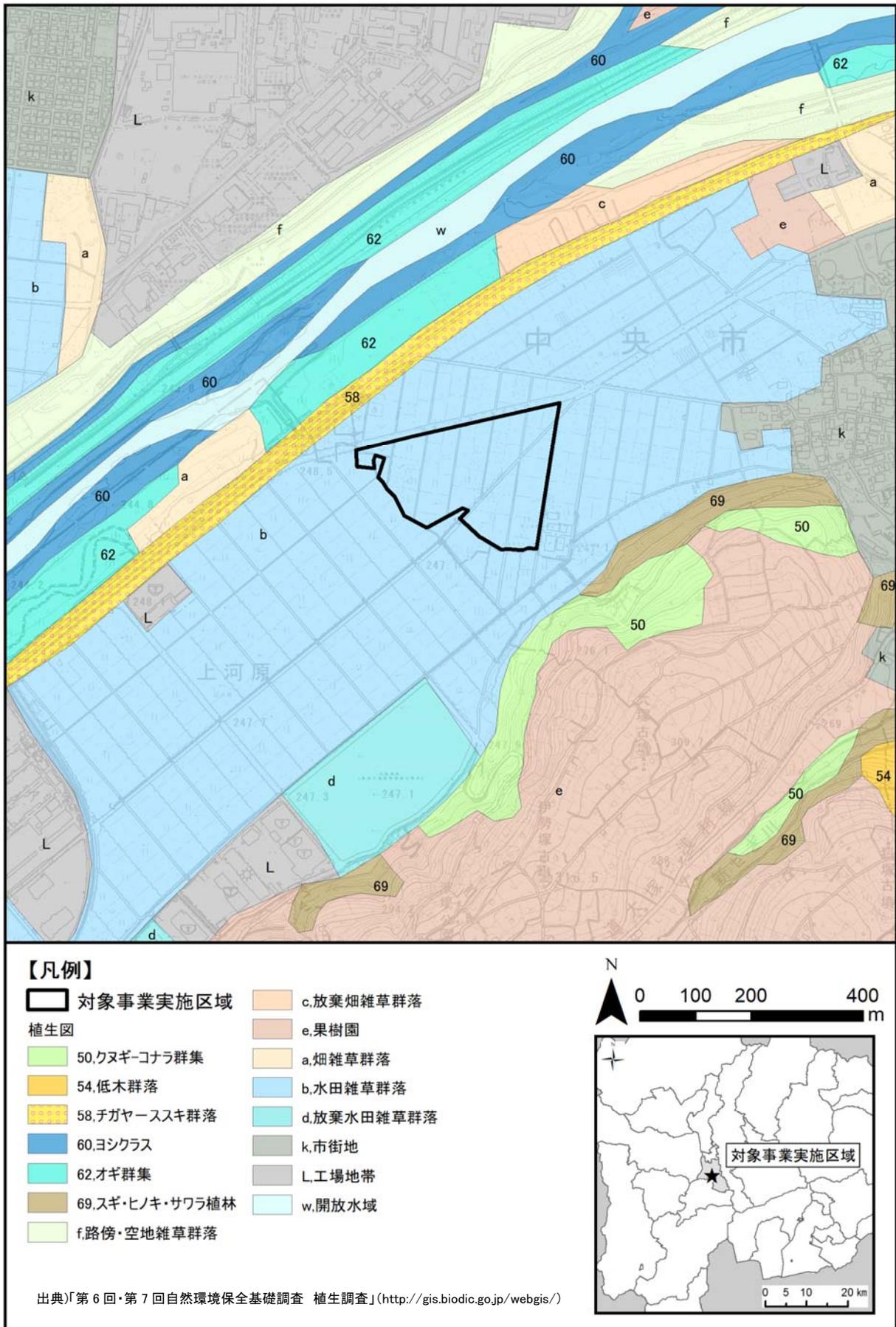


図 2.1-15 現存植生図 (拡大)

4) 保全すべき植物

① 保全すべき植物種

既存資料調査結果から、表 2.1-9 に示す選定根拠に基づき保全すべき種を抽出した。

保全すべき植物は、表 2.1-10(1)～(2)に示す、維管束植物 27 目 47 科 85 種であった。

既存資料調査範囲に記録のあった保全すべき植物種はミズオオバコ、ミズアオイ、ミソハギ、カワヂシャ等の水田や湿地、池沼に生育する種や、マツバラシ、キンラン、ウラシマソウ等の丘陵地～低山の樹林に生育する種等の記録があった。

表 2.1-9 保全すべき種の選定根拠（植物）

記号	指定の法律または文献	カテゴリー	
A	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	特別天然記念物	
		天然記念物	
		「山梨県文化財保護条例」(昭和 31 年 条例第 29 号)	県指定天然記念物
		「中央市文化財保護条例」(平成 18 年 条例第 96 号)	中央市指定天然記念物
	「市川三郷町文化財保護条例」(平成 17 年 条例第 104 号)	市川三郷町指定天然記念物	
B	「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)	特定第一種国内希少野生動植物種	
		特定第二種国内希少野生動植物種	
		国内希少野生動植物種	
		緊急指定種	
		国際希少野生動植物種	
C	「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成 19 年 条例第 34 号)	特定希少野生動植物種	
D	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月 27 日 環境省報道発表資料)	絶滅危惧 IA 類	
		絶滅危惧 IB 類	
		絶滅危惧 II 類	
		準絶滅危惧	
		情報不足	
		絶滅のおそれのある地域個体群	
E	「「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成 31 年 3 月 山梨県)	絶滅危惧 I 類	
		絶滅危惧 IA 類	
		絶滅危惧 IB 類	
		絶滅危惧 II 類	
		準絶滅危惧	
		情報不足	
		絶滅のおそれのある地域個体群	
		希少な雑種	

表 2.1-10(1) 保全すべき種

No.	目名	科名	和名	既存資料名			保全すべき種の選定根拠							
				1	2	3	A	B	C	D	E			
1	トクサ	トクサ	トクサ		○							EN		
2	マツバラシ	マツバラシ	マツバラシ	○							NT	CR		
3	サンショウモ	サンショウモ	サンショウモ		○						VU	NT		
4	ウラボシ	イノモトソウ	アマクサシダ		○							VU		
5		メシダ	ヘラシダ		○							EN		
6			ノコギリシダ		○							CR		
7		オシダ	ハカタシダ										NT	
8		ウラボシ	カラクサシダ	○								CR		
9	スイレン	スイレン	ヒツジグサ		○					県希		EN		
10	シキミ	マツブサ	シキミ		○							VU		
11	コショウ	ウマノズクサ	カギガタアオイ	○							EN	VU		
12	オモダカ	サトイモ	ウラシマソウ		○							NT		
13			ヒメザゼンソウ		○								CR	
14		オモダカ	ヘラオモダカ		○	○							NT	
15		トチカガミ	ヤナギスプタ		○								DD	
16			ミズオオバコ			○							VU	EN
17	ヒルムシロ		イトモ			○						NT	EN	
18	ユリ	ユリ	ヤマホトトギス		○							NT		
19	クサスギカズラ	ラン	キノエビネ		○							CR	CR	
20			エビネ		○	○							NT	VU
21			ナツエビネ			○							VU	DD
22			ホテイラン			○						県希	EN	CR
23			ギンラン			○	○							VU
24			キンラン				○						VU	EN
25			クマガイソウ				○						VU	EN
26			アオチドリ			○								VU
27			カモメラン			○						県希	NT	VU
28			オニノヤガラ				○							VU
29			ホザキイチヨウラン			○								NT
30			ヤマサギソウ			○								VU
31		オオヤマサギソウ			○								CR	
32		アヤメ	ヒオウギ		○							EN		
33	ツククサ	ミズアオイ	ミズアオイ	○	○							NT	DD	
34	イネ	カヤツリグサ	カサスゲ		○	○							VU	
35			アワボスゲ		○									DD
36			ハマスゲ		○	○								NT
37			コマツカサススキ			○								CR
38			マツカサススキ			○								VU
39			イネ	アワガエリ		○								DD
40	キンボウゲ	キンボウゲ	フクジュソウ		○								EN	
41			アズマイチゲ		○									EN
42			チチブシロカネソウ		○									CR
43			セツブンソウ		○								NT	EN
44			ミスミソウ		○	○								NT
45			オキナグサ		○							VU	EN	
46	ユキノシタ	ボタン	ヤマジャクヤク	○								NT	NT	
47		ユキノシタ	ハナネコノメ	○									EN	
48			イワユキノシタ	○									NT	
49		ベンケイソウ	ツルレンゲ	○								NT	VU	
50	マメ	マメ	タヌキマメ		○								CR	
51			レンリソウ			○								EN
52			イヌハギ		○	○							VU	VU
53	バラ	クロウメモドキ	ヨコグラノキ	○									EN	
54		バラ	ツチグリ		○							VU		
55	ブナ	カバノキ	ハンノキ		○								NT	
56	カタバミ	カタバミ	オオヤマカタバミ	○								VU	VU	
57	キントランオ	スマレ	コミヤマスマレ	○									VU	
58		オトギリソウ	アゼオトギリ		○							EN		
59	フトモモ	ミノハギ	ミノハギ		○								EN	
60			ミズキカシグサ			○							VU	DD

表 2.1-10(2) 保全すべき種

No.	目名	科名	和名	既存資料名			保全すべき種の選定根拠					
				1	2	3	A	B	C	D	E	
61	フトモモ	ミソハギ	ヒシ	○								DD
62	ムクロジ	ムクロジ	モクゲンジ	○								EN
63		ミカン	フユザンショウ	○								VU
64	ナデシコ	タデ	ナガバノウナギツカミ		○						NT	
65		タデ	ノダイオウ		○							VU
66		ヒユ	アカザ		○							VU
67	ツツジ	サクラソウ	ノジトラノオ		○							VU
68			サクラソウ		○							NT
69	リンドウ	アカネ	シロバナイナモリソウ	○								EN
70		リンドウ	ハルリンドウ		○							EN
71		キョウチクトウ	タチガシフ	○								EN
72	シソ	オオバコ	イヌノフグリ	○	○							VU
73			カワヂシャ	○	○							NT
74		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ		○							VU
75		シソ	カイジンドウ		○							VU
76			ヤマジソ		○							NT
77	キク	キキョウ	キキョウ	○	○							VU
78		キク	タテヤマギク		○							NT
79			イヅハハコ		○							VU
80			カララニガナ	○	○							NT
81			アキノハハコグサ		○							EN
82			コウリンカ	○								VU
83			オナモミ	○	○							VU
84	マツムシソウ	スイカズラ	ニッコウヒョウタンボク	○								EN
85			キバナウツギ	○								VU
—	27目	47科	85種	46	52	0	0	0	3	41	76	

注1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-令和2年度版生物リスト-」(国土交通省 令和2年11月6日更新版)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表2.1-7を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、中天:中央市指定天然記念物、市天:市川三郷町指定天然記念物

B:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種、

C:「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成19年 条例第34号)

県希:山梨県特定希少野生動植物種

D:「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

E:「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成31年3月 山梨県)

CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、

LP:絶滅のおそれのある地域個体群、RH:希少な雑種

② 巨樹・巨木（天然記念物含む）

「第4回・第6回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」（平成3年・平成13年環境庁）によると、対象事業実施区域には巨樹・巨木林の分布記録はない。

一方、対象事業実施区域周辺では表2.1-11及び図2.1-16に示すとおり、巨樹24本が確認されている。そのうち国指定天然記念物が2本、市町指定の天然記念物が3本確認されている。

表 2.1-11 巨樹・巨木

No.	名称・所在	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	保護の区分
1	三恵の大けやき	ケヤキ	1,472	20	2A
2	天津司神社	ケヤキ	450	8	1
3	和泉・安藤家避雷針の松	クロマツ	370	19	2C
4	和泉・甲西の大カシワ	カシワ	400	24	2A
5	—	ケヤキ	318	25	1
6	—	イチョウ	332	21	1
7	—	ケヤキ	310	25	1
8	蹴裂神社	シラカシ	410	35	1
		スギ	400	29	1
		スギ	430	34	1
		ケヤキ	308	25	1
9	宝寿院	ケヤキ	330	15	1
10	薬王寺	イチョウ	383	18	2C
11	熊野神社	エノキ	340	19	1
12	関原石原明宅	ケヤキ	535	25	1
		ケヤキ	510	22	1
		ケヤキ	465	25	1
13	関原若宮八幡	ヒノキ	380	20	1
14	七覚・円楽寺の大いちょう	イチョウ	428	23	2C
15	八之尻永盛寺	ケヤキ	320	24	1
16	高萩	ケヤキ	510	27	1
		ケヤキ	385	26	1
		ケヤキ	360	25	1
		ケヤキ	332	25	1

注 1) 表中の単木の保護の区分を以下に示す。

1: 無

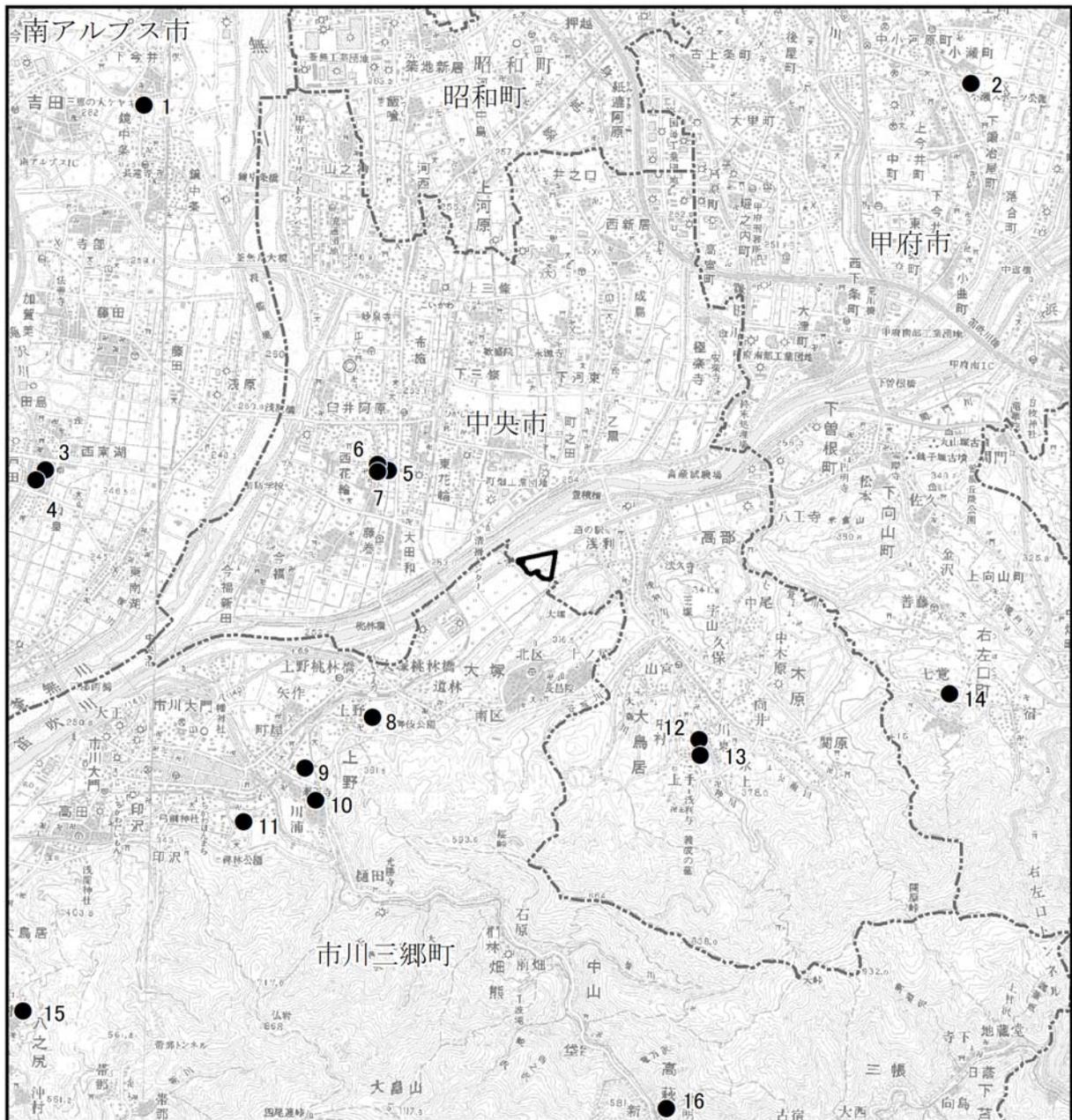
2: 天然記念物等 (A: 国、B: 都道府県、C: 市町村)

3: 保安林・学術参考保護林等

4: 風致地区・緑地保全地区・都市の美観風致を維持するための保存樹木等

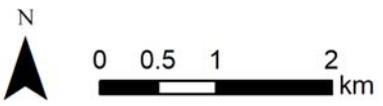
5: 不明

出典) 「第 4 回・第 6 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」(平成 3 年・平成 13 年 環境庁)



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 市町村界
- 巨樹・巨木林



出典)「第4回・第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)

図 2.1-16 巨樹・巨木の分布

③ 特定植物群落

「第2回・第3回・第5回自然環境保全基礎調査」（昭和53年、昭和63年及び平成12年環境省）によると、対象事業実施区域には特定植物群落は分布していない。

なお、対象事業実施区域周辺には、表2.1-12及び図2.1-17に示すとおり、原生林もしくはそれに近い自然林として「上野表門神社のシラカシ林」、「高田の一の宮浅間神社のアカマツ林」などの社寺林が分布している。また、芦川沿いには「芦川溪谷のアベマキ」、「畑熊のミスミソウ」が分布している。

表 2.1-12 特定植物群落

No.	名称	指定状況
1	上野表門神社のシラカシ林	A
2	市川弓削神社のシラカシ林	A
3	高田の一の宮浅間神社のアカマツ林	A
4	芦川溪谷のアベマキ	C
5	畑熊のミスミソウ	G

注) 指定状況の記号は、特定植物群落の選定基準を示す。

選定基準は、以下のとおりである。

A：原生林もしくはそれに近い自然林

C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等、分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群

G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

出典)「第2回・第3回・第5回自然環境保全基礎調査」

(昭和53年、昭和63年及び平成12年 環境省)

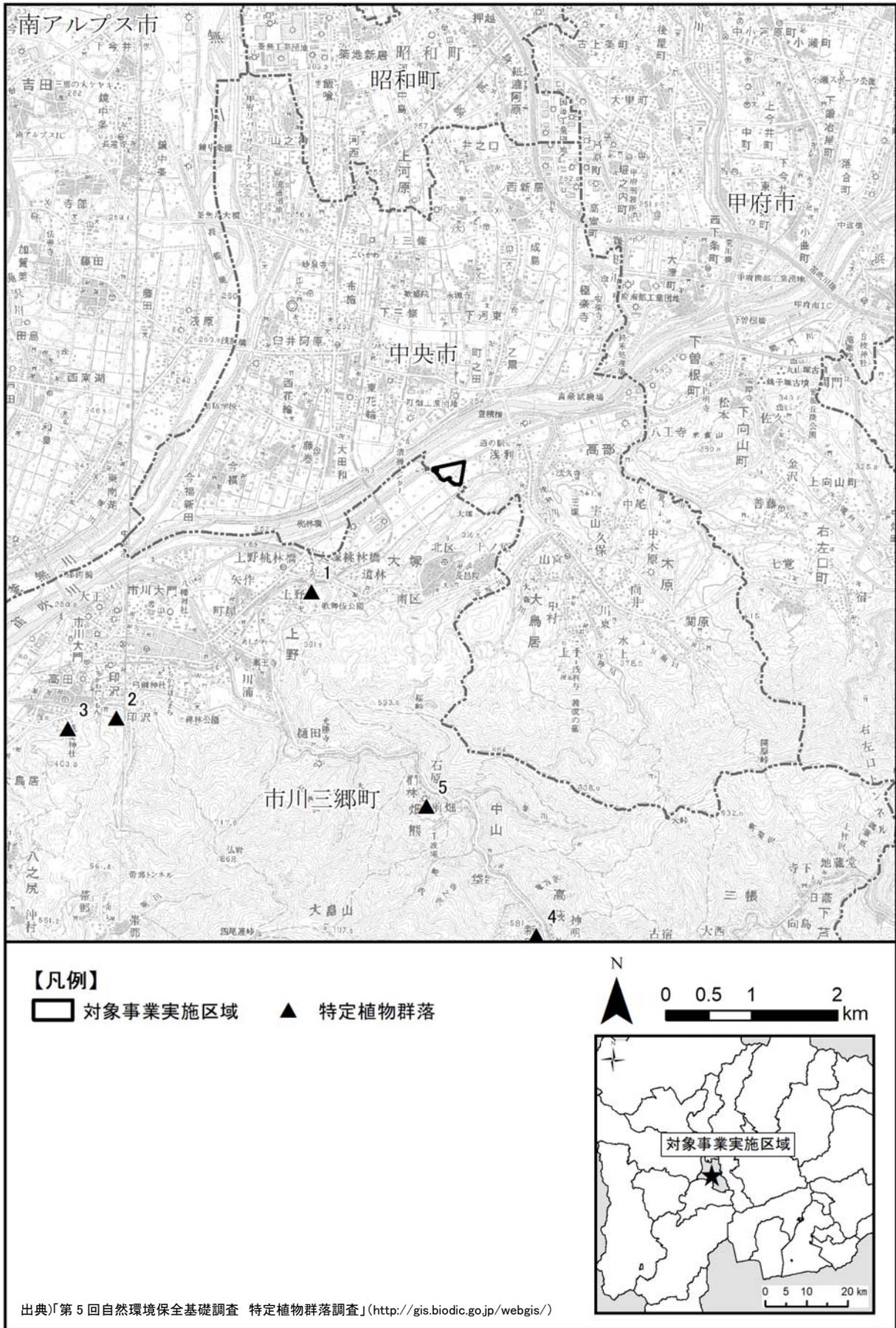


図 2.1-17 特定植物群落の分布

④ 自然記念物

「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」(山梨県ウェブサイト)によると、対象事業実施区域には自然記念物は分布していない。

なお、対象事業実施区域周辺では、特定植物群落でもある「畑熊のミスミソウ」が芦川沿いに分布している(図 2.1-17 参照)。

表 2.1-13 自然記念物

名称	場所
畑熊のミスミソウ	市川三郷町畑熊

注) 自然記念物とは、動物(生息地を含む。)、植物(生育地を含む。)、地質鉱物(所在地を含む。)等で住民に親しまれているもの、ゆい緒のあるもの又は学術的価値のあるものうち、将来にわたって保存する必要があるものであつて知事が指定したものである。

出典)「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」(山梨県ウェブサイト 平成30年11月6日更新：
<https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/shizenkankyohozentiku.html>)

(2) 動物

1) 既存資料一覧 (動物)

対象事業実施区域周辺の動物相について、表 2.1-14(1)～(2)に示す既存資料を収集、整理した。

表 2.1-14(1) 既存資料一覧 (動物)

文献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目					
			哺乳	鳥類	両爬	昆虫	魚類	底生
1	「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(2018年3月 山梨県森林環境部みどり自然課)	哺乳類:メッシュ図(29:533833、30:523834、38:533823、39:523824) その他:県内全域・広く、甲府盆地、笛吹川、釜無川、芦川、富士川、旧市川大門町、甲府市	○	○	○	○	○	
2	「山梨県の野生動物」(昭和55年 山梨県)	中央市(旧豊富村、旧玉穂町、旧田富町)、市川美里町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町)	○	○	○	○	○	○
3	「山梨生物 No.1-62」(昭和30年～平成18年 山梨生物同好会)	中央市(旧豊富村、旧田富町)、市川美里町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、甲府市(旧中道町)			○	○		
4	「甲府の自然第1巻」(平成1年 甲府市)	哺乳類:甲府市南端(4メッシュ)、鳥類:盆地、魚類:荒川(笛吹川・荒川合流点、万才橋、飯豊橋下堰堤、乙羽橋)、濁川(濁川橋、蓬橋)、平等川(笛吹川・平等川合流点、平等川橋、向橋)、相川(向井橋)、昆虫類:E地域(盆地)	○	○	○	○	○	
5	「希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査」(平成9年 山梨県)	中央市(旧豊富村、旧玉穂町、旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町、旧甲府市)	○	○	○			
6	「山梨県市町村別鳥獣(天然記念物・県の鳥・県の獣)生息調査報告書」(昭和56年 山梨県林務部林政課)	中央市(旧玉穂町、旧田富町)、南アルプス市(旧若草町)、昭和町	○	○				
7	「山梨県天然記念物緊急調査報告書 ヤマネ」(平成12年 山梨県教育委員会)	調査範囲を含むメッシュ図	○					
8	「山梨の野鳥」(昭和58年 山梨日日新聞社)	濁川、笛吹川、甲府市街地		○				
9	「やまなしの野鳥 2011」(平成23年 日本野鳥の会甲府支部・やまなし野鳥の会)	2次メッシュ(533824、533834、533823、533833)		○				
10	「山梨県の爬虫類・両生類と魚類」(平成18年 山梨県淡水生物調査会)	中央市(旧豊富村、旧玉穂町、旧田富町)、市川美里町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町、旧甲府市)			○		○	
11	「山梨の昆虫 No. 1-59」(昭和51年～令和2年 甲州昆虫同好会)	中央市(旧豊富村、旧玉穂町、旧田富町)、市川美里町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧甲西町、旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町、旧甲府市)				○		
12	「静岡県蝶類分布目録—駿河の昆虫編—」(平成15年 静岡昆虫同好会)	中央市(旧田富町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧若草町)、甲府市(旧中道町)				○		
13	「静岡県昆虫集録—駿河の昆虫編—」(平成30年 静岡昆虫同好会)	中央市(旧玉穂町)、市川三郷町(旧三珠町、旧市川大門町)、南アルプス市(旧若草町)、昭和町、甲府市(旧中道町)				○		

注) 抽出対象の調査項目の略号は下記の通りである。

哺乳: 哺乳類、鳥類: 鳥類、両爬: 爬虫類・両生類、昆虫: 昆虫類、魚類: 淡水魚類、底生: 底生動物

表 2.1-14(2) 既存資料一覧 (動物)

文献 No.	既存資料名	抽出範囲	抽出対象の調査項目					
			哺乳	鳥類	両爬	昆虫	魚類	底生
14	「やまなしの魚－水辺の生き物」(平成7年 山梨日日新聞社)	笛吹川、釜無川、芦川、荒川、七覚川、平等川、濁川、玉穂町、田富町、甲府市			○		○	○
15	「すばらしき山梨の虫たち」(平成10年 山梨日日新聞社)	市川大門町、田富町桃林橋、甲府市				○		
16	「山梨県自然財産目録(1)底生動物編(富士川水系)」(平成6年 地域自然財産保全調査事務所)	富士川(釜無川)st.17、笛吹川 st.112～114、芦川 st.124、鎌田川 st.132、浅利川 st.133、滝戸川 st.134、荒川 st.135						○
17	「山梨県における希少魚生息状況調査-II～ホトケドジョウ生息状況調査～」(平成22年 山梨県水産技術センター)	笛吹川、釜無川					○	
18	「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」(令和2年12月22日更新版: http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/dl_83_index.html)	魚類:笛吹川(富笛甲1、富笛甲2、富笛塩1)、釜無川(富釜甲1) 底生動物:笛吹川(富笛甲1(st.6)、富笛甲2(st.7))、釜無川(富釜甲1、富釜甲2)					○	○
19	「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和53年～55年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2次メッシュ(533824、533834、533823、533833)		○		○		
20	「第3回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和58年～63年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2次メッシュ(533824、533834、533823、533833)		○				
21	「第4回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和63年～平成5年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2次メッシュ(533824、533834、533823、533833)				○	○	
22	「第5回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(平成5年～11年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2次メッシュ(533824、533834、533823、533833)	○			○	○	
23	「第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(平成11年～17年 環境省生物多様性センター: http://gis.biodic.go.jp/webgis/)	2次メッシュ(533824、533834、533823、533833)	○					

注) 抽出対象の調査項目の略号は下記の通りである。

哺乳：哺乳類、鳥類：鳥類、両爬：爬虫類・両生類、昆虫：昆虫類、魚類：淡水魚類、底生：底生動物

2) 動物の状況

対象事業実施区域周辺の動物相について、表 2.1-14(1)～(2)に示す既存資料を整理した結果を以下に示す。

① 哺乳類

大型種として樹林から草地に生息するイノシシ、ニホンジカ等、中型種として河川敷や農耕地に生息するキツネ、タヌキ等、一方、小型種としニホンリス、カヤネズミ等の哺乳類7目14科25種の生息記録があった。

② 鳥類

水田や池沼などの湿地に生息するカルガモ、アオサギ、タシギ等の水鳥、平地から低山地の樹林から農耕地に生息するキジ、ハト、コゲラ等の陸鳥、農耕地に生息するハシボソガラス、スズメ、トビ等の陸鳥、鳥類20目57科236種の生息記録があった。

③ 爬虫類

草地に生息するニホンカナヘビ、アオダイショウ等や、河川・池に生息するクサガメ、アカミミガメ等の爬虫類2目7科11種の生息記録があった。

④ 両生類

低地から山地の水田や池に生息するニホンアマガエル等や、河川などの水辺に生息するウシガエル、カジカガエル等の両生類2目4科7種の生息記録があった。

⑤ 昆虫類

水田に生息するアキアカネ、ケラ、ハイイロゲンゴロウ等、草地に生息するクサキリ、トノサマバッタ、ツマグロヒョウモン等、樹林の樹液に集まるクロカナブン、ゴマダラチョウ、フクラスズメ等の昆虫類12目129科510種の生息記録があった。

⑥ 魚類

河川の中・下流域などに生息するオイカワ、タモロコ等や、上・中流域に生息するカジカ、オオヨシノボリ等の純淡水魚や、河川から水田に生息するナマズ等の魚類8目16科46種の生息記録があった。

⑦ 底生動物

河川の石裏面に生息するナミウズムシ、ヒゲナガカワトビケラ、ヒラタドロムシ等、瀬の礫間に生息するヘビトンボ、ツヤヒメドロムシ等、ワンド等の溜まり水に生息するガガンボ類、セスジユスリカ、キベリヒラタガムシ等の底生動物5門9綱23目100科252種の生息記録があった。

3) 保全すべき動物

既存資料調査結果から、表 2.1-15 に示す選定根拠に基づき、保全すべき種を抽出した。
その内訳を表 2.1-16～表 2.1-22 に示す。

表 2.1-15 保全すべき種の選定根拠（動物）

記号	指定の法律または文献	カテゴリー
A	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号) 「山梨県文化財保護条例」(昭和 31 年 条例第 29 号) 「中央市文化財保護条例」(平成 18 年 条例第 96 号) 「市川三郷町文化財保護条例」(平成 17 年 条例第 104 号)	特別天然記念物
		天然記念物
		県指定天然記念物
		中央市指定天然記念物
B	「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)	特定第一種国内希少野生動植物種
		特定第二種国内希少野生動植物種
		国内希少野生動植物種
		緊急指定種
		国際希少野生動植物種
C	「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成 19 年 条例第 34 号)	特定希少野生動植物
D	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月 27 日 環境省報道発表資料)	絶滅危惧 IA 類
		絶滅危惧 IB 類
		絶滅危惧 II 類
		準絶滅危惧
		情報不足
E	「「2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成 31 年 3 月 山梨県))	絶滅のおそれのある地域個体群
		絶滅危惧 I 類
		絶滅危惧 IA 類
		絶滅危惧 IB 類
		絶滅危惧 II 類
		準絶滅危惧
		情報不足
		絶滅のおそれのある地域個体群
要注目種		
要注目地域個体群		

① 哺乳類

哺乳類についての保全すべき種は、表 2.1-16 に示すとおりである。

森林に生息するニホンリス、ムササビ等、草地や農地、河川敷に生息するイタチ、カヤネズミ等、洞穴や樹洞に生息するキクガシラコウモリ、ヤマコウモリ等の 6 目 9 科 14 種の生息記録があった。

表 2.1-16 保全すべき種（哺乳類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名							保全すべき種の選定根拠				
				1	2	4	5	6	7	A	B	C	D	E	
1	食虫	トガリネズミ	カワネズミ	○											N
2	翼手	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	○											N
3			コキクガシラコウモリ	○											N
4		ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ	○											N
5			ヤマコウモリ	○			○							VU	VU
6			ヒナコウモリ	○											NT
7			コテングコウモリ	○											N
8		食肉	クマ	ツキノワグマ	○	○		○							
9	イタチ		ニホンイタチ	○	○		○								DD
10	偶蹄	ウシ	カモシカ		○		○				特天				
11	齧歯	リス	ニホンリス	○	○		○								N
12			ムササビ	○	○		○								N
13		ネズミ	カヤネズミ	○											N
14	兎	ウサギ	ニホンノウサギ	○	○		○								N
-	6目	9科	14種	13	6	0	7	0	0	1	0	0	1	13	

注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「日本の哺乳類[改訂2版]」(平成20年 東海大学出版会)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表2.1-12を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、国際: 国際希少野生動植物種

C: 「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成19年 条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成31年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

② 鳥類

鳥類についての保全すべき種は、表 2.1-17(1)～(2)に示すとおりである。

水田等に生息するチュウサギ、ヒクイナ、ケリ等の水鳥、河川敷などに生息するシロチドリ、コアジサシ等のほか、平地から低山に生息するオオタカ、フクロウといった猛禽類や、コシアカツバメ、トラツグミ等の陸鳥の 14 目 30 科 69 種の生息記録があった。

表 2.1-17(1) 保全すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名									保全すべき種の選定根拠							
				1	2	4	5	6	8	9	A	B	C	D	E					
1	キジ	キジ	ウズラ					○			○					VU	NT			
2	カモ	カモ	ヒシクイ					○			○	国天				VU				
3			マガン		○			○			○	国天				NT				
4			オシドリ						○			○					DD			
5			トモエガモ	○					○			○					VU	DD		
6			アカハジロ						○								DD			
7			ミズナギドリ	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ		○						○				DD			
8	ペリカン	サギ	サンカノゴイ		○											EN				
9			ヨシゴイ	○	○				○			○				NT	VU			
10			オオヨシゴイ	○					○							CR	EN			
11			ミゾゴイ	○					○							VU	EN			
12			チュウサギ			○	○						○				NT			
13	ツル	ツル	ナベヅル								○					VU				
14		クイナ	クイナ			○			○		○						DD			
15		ヒクイナ			○				○		○					NT	DD			
16	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○							○					NT	VU			
17	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ					○			○						DD			
18	チドリ	チドリ	ケリ		○	○		○			○					DD				
19			シロチドリ	○					○		○	○					VU	VU		
20		セイタカシギ	セイタカシギ									○					VU			
21		シギ	ヤマシギ						○									DD		
22			オオジシギ		○												NT	VU		
23			ホウロクシギ							○								VU		
24			ツルシギ							○		○	○					VU		
25			アカアシシギ							○								VU		
26			タカブシギ			○				○		○	○					VU		
27			ハマシギ			○	○			○		○	○					NT		
28			タマシギ	タマシギ	○	○				○			○					VU	EN	
29		カモメ	コアジサシ	○	○				○			○					VU	VU		
30		タカ	ミサゴ	ミサゴ					○			○						NT	DD	
31	タカ		ハチクマ	○			○					○						NT	VU	
32			オジロワシ									○	国天	国内				VU	DD	
33			オオワシ									○	国天	国内				VU	DD	
34			チュウヒ	○	○				○			○		国内				EN	EN	
35			ハイロチュウヒ	○	○							○							DD	
36			ツミ	○						○		○							NT	
37			ハイタカ	○	○				○			○						NT	VU	
38			オオタカ	○	○		○	○				○						NT	NT	
39			サンバ	○						○		○							VU	NT
40			クマタカ	○						○		○			国内				EN	EN
41	フクロウ		フクロウ	オオコノハズク	○						○		○						VU	
42		コノハズク		○					○		○								EN	
43		フクロウ		○	○				○		○								NT	
44		アオバズク		○	○				○		○								NT	
45		トラフズク		○	○				○		○								VU	
46		コミミズク		○								○							NT	
47	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	○					○		○							EN		
48			ヤマセミ	○					○		○							NT		
49		ブッポウソウ	ブッポウソウ						○		○							EN	EN	
50	キツツキ	キツツキ	オオアカガラ							○								DD		
51	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ	○						○								NT		
52			ハヤブサ	○	○				○		○		国内				VU	VU		
53	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ							○		国内					EN	DD		
54		サンショウクイ	サンショウクイ	○						○							VU	NT		
55		カササギヒタキ	サンコウチョウ								○							NT		

表 2.1-17(2) 保全すべき種 (鳥類)

No.	目名	科名	和名	既存資料名									保全すべき種の選定根拠						
				1	2	4	5	6	8	9	A	B	C	D	E				
56	スズメ	モズ	チゴモズ	○					○		○						CR	CR	
57			アカモズ					○										EN	EN
58		ツバメ	コシアカツバメ		○							○							NT
59		レンジャク	キレンジャク						○		○								NT
60			ヒレンジャク						○		○								NT
61		キバシリ	キバシリ								○								DD
62		ヒタキ	マミジロ								○								NT
63			トラツグミ						○		○								NT
64		アトリ	オオマシコ						○		○								DD
65			イスカ						○		○								DD
66		ホオジロ	ミヤマホオジロ	○					○		○								NT
67			ノジコ						○		○								NT
68			クロジ		○				○		○								DD
69			コジュリン	○	○				○		○								VU
-		14目	30科	69種	30	23	4	2	50	4	60	4	6	0	43	54			

注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版 2012」(平成24年 日本鳥学会)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表2.1-12を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、国際: 国際希少野生動植物種

C: 「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成19年 条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成31年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群、

N: 要注目種

③ 爬虫類

爬虫類についての保全すべき種は、表 2.1-18 に示すとおりである。

平地の河川や池沼に生息するニホンイシガメ、ニホンスッポン等、農耕地や林縁に生息するシマヘビ等の 2 目 3 科 3 種の生息記録があった。

表 2.1-18 保全すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名							保全すべき種の選定根拠					
				1	2	3	4	5	10	14	A	B	C	D	E	
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	○	○		○		○	○					NT	VU
2		スッポン	ニホンスッポン		○		○		○	○					DD	
3	有鱗	ナミヘビ	シマヘビ	○	○				○							VU
-	2目	3科	3種	2	3	0	2	0	3	2	0	0	0	2	2	

- 注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和3年4月22日 日本爬虫両生類学会)にしたがった。
 注2) 既存資料名の詳細は、表2.1-12を参照。
 注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。
 注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーの略号は、以下のとおりである。
 A:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等
 特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、中天:中央市指定天然記念物、市天:市川三郷町指定天然記念物
 B:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)
 特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種、国際:国際希少野生動植物種
 C:「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成19年 条例第34号)
 県希:山梨県特定希少野生動植物種
 D:「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)
 CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 E:「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成31年3月 山梨県)
 CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、N:要注目種

④ 両生類

両生類についての保全すべき種は、表 2.1-19 に示すとおりである。

平地から山地の池沼に生息するアカハライモリ、水田や湿地に生息するトノサマガエルの 2 目 2 科 2 種の生息記録があった。

表 2.1-19 保全すべき種（両生類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名							保全すべき種の選定根拠					
				1	2	3	4	5	10	14	A	B	C	D	E	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ	○											NT	VU
2	無尾	アカガエル	トノサマガエル			○			○						NT	NT
-	2目	2科	2種	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	2	

- 注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和3年4月22日 日本爬虫両生類学会)にしたがった。
 注2) 既存資料名の詳細は、表2.1-12を参照。
 注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。
 注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーの略号は、以下のとおりである。
 A:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等
 特天:国指定特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、中天:中央市指定天然記念物、市天:市川三郷町指定天然記念物
 B:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)
 特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種、国際:国際希少野生動植物種
 C:「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成19年 条例第34号)
 県希:山梨県特定希少野生動植物種
 D:「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)
 CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 E:「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成31年3月 山梨県)
 CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、N:要注目種

⑤ 昆虫類

昆虫類についての保全すべき種は、表 2.1-20 に示すとおりである。

池沼などを主な生息地とするチョウトンボ、コガムシ等、河川草地などに生息するミヤマシジミ、ウラギンスジヒョウモン等、樹林に生息するミカドミンミン、オオクワガタ、オオムラサキ等の 5 目 18 科 33 種の生息記録があった。

表 2.1-20 保全すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名											保全すべき種の選定根拠											
				1	2	3	4	11	12	13	15	A	B	C	D	E										
1	トンボ	ムカシトンボ	ムカシトンボ	○								○								VU						
2		サナエトンボ	オジロサナエ	○					○		○										DD					
3		ヤンマ	ヤブヤンマ	○																		DD				
4		トンボ	チョウトンボ	○																		NT				
5	カメムシ	セミ	ミカドミンミン	○					○												NLP					
6	コウチュウ	ゲンゴロウ	コシマチビゲンゴロウ					○													VU					
7		ガムシ	コガムシ					○													DD	DD				
8		クワガタムシ	オオクワガタ	○																		VU	EN			
9		カミキリムシ	ケブカマルクビカミキリ	○																			NT			
10			ヨツボシカミキリ	○																			EN	VU		
11			アカアシオアオカミキリ							○														N		
12			トラフカミキリ								○													NT		
13	ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ							○												NT	DD			
14		コシブトハナバチ	ルリモンハナバチ								○												DD			
15	チョウ	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ	○							○											EN	EN			
16			オオチャバネセセリ									○	○											NT		
18			スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種									○												NT		
19			ヘリグロチャバネセセリ									○	○	○										VU		
20		シロチョウ	ツマグロキチョウ			○					○												EN	CR		
21		シジミチョウ	ウスイロオナガシジミ										○											CR	VU	
22			ミヤマシジミ	○	○							○	○											EN	EN	
23			ゴマシジミ関東・中部亜種											○	○										CR	CR
24			ヒメシジミ本州・九州亜種											○											NT	VU
25			クロツバメシジミ東日本亜種	○										○											NT	VU
26	シルビアシジミ		○										○	○										EN	CR	
27	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン										○											VU	NT		
28		オオムラサキ										○	○	○										NT	N	
29	ジャノメチョウ	キマダラモドキ	○									○												NT	VU	
30		クロヒカゲモドキ											○	○	○									EN	EN	
32	カノコガ	キハダカノコ	○																					NT		
33	ヤガ	コシロシタバ										○												NT		
—	5 目	18 科	33 種	14	6	0	2	14	12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	27			

注1) 目名、科名、和名、種名、その分類並びに配列は、原則として「日本産野生生物目録—本邦産野生動植物の種の現状—(無脊椎動物編Ⅱ)」

(平成7年 環境庁自然保護局野生生物課編)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表2.1-12を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、

市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、

国際: 国際希少野生動植物種

C: 「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成19年 条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成31年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、N: 要注目種、NLP: 要注目地域個体群

⑥ 魚類

魚類についての保全すべき種は表 2.1-21 に示すとおりである。

流れのゆるい河川等に生息するドジョウ、ミナミメダカ等の純淡水魚や河川と海を回遊するニホンウナギ等の回遊魚、デトリタスの堆積した砂底に生息するスナヤツメ南方種等の6目6科6種の生息記録があった。

表 2.1-21 保全すべき種（魚類）

No.	目名	科名	和名	既存資料名								保全すべき種の選定根拠					
				1	2	4	10	14	17	18	A	B	C	D	E		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種	○												VU	DD
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○	○		○	○								EN	DD
3	コイ	ドジョウ	ドジョウ		○	○	○	○	○	○						NT	DD
4	サケ	サケ	サツキマス(アマゴ)		○						○					NT	
5	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○	○		○	○								VU	VU
6	スズキ	カジカ	カジカ		○			○	○							EN	N
—	6目	6科	6種	3	5	1	3	4	2	2	0	0	0	0	6	5	

注1) 目名、科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-令和2年度版生物リスト」(国土交通省2020年11月6日更新版)にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表2.1-12を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、国際: 国際希少野生動植物種

C: 「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成19年 条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成31年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群、

N: 要注目種

⑦ 底生動物

底生動物についての保全すべき種は、表 2.1-22 に示すとおりである。

河川に生息するマシジミ、水田や池沼に生息するゲンゴロウ、コオイムシ等、流れの穏やかな水路や浅い湿地に生息するクビボソコガシラミズムシ等の 2 門 3 綱 4 目 6 科 6 種の生息記録があった。

表 2.1-22 保全すべき種（底生動物）

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	既存資料名				保全すべき種の選定根拠							
						2	14	16	18	A	B	C	D	E			
1	軟体動物	腹足	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ				○					NT			
2				ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ				○						DD		
3				二枚貝	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ				○						VU
4	節足動物	昆虫	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ				○						NT	NT	
5				コウチュウ	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ				○						VU	EN
6				コガシラミズムシ	クビボソコガシラミズムシ					○							DD
—	2門	3綱	4目	6科	6種	1	0	0	5	0	0	0	0	6	2		

注1) 科名、和名、その分類並びに配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和2年度版生物リスト）」（国土交通省 令和2年11月6日更新版）にしたがった。

注2) 既存資料名の詳細は、表2.1-12を参照。

注3) 当該地域の環境を考慮し、生育環境が異なる種を除外した。

注4) 保全すべき種の選定基準およびカテゴリーの略号は、以下のとおりである。

A: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)等

特天: 国指定特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物、県天: 県指定天然記念物、中天: 中央市指定天然記念物、市天: 市川三郷町指定天然記念物

B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)

特一: 特定第一種国内希少野生動植物種、特二: 特定第二種国内希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種、

国際: 国際希少野生動植物種

C: 「山梨県希少野生動植物保護条例」(平成19年 条例第34号)

県希: 山梨県特定希少野生動植物種

D: 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日 環境省報道発表資料)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

E: 「2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」(平成31年3月 山梨県)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、N: 要注目種、NLP: 要注目地域個体群

(3) 生態系

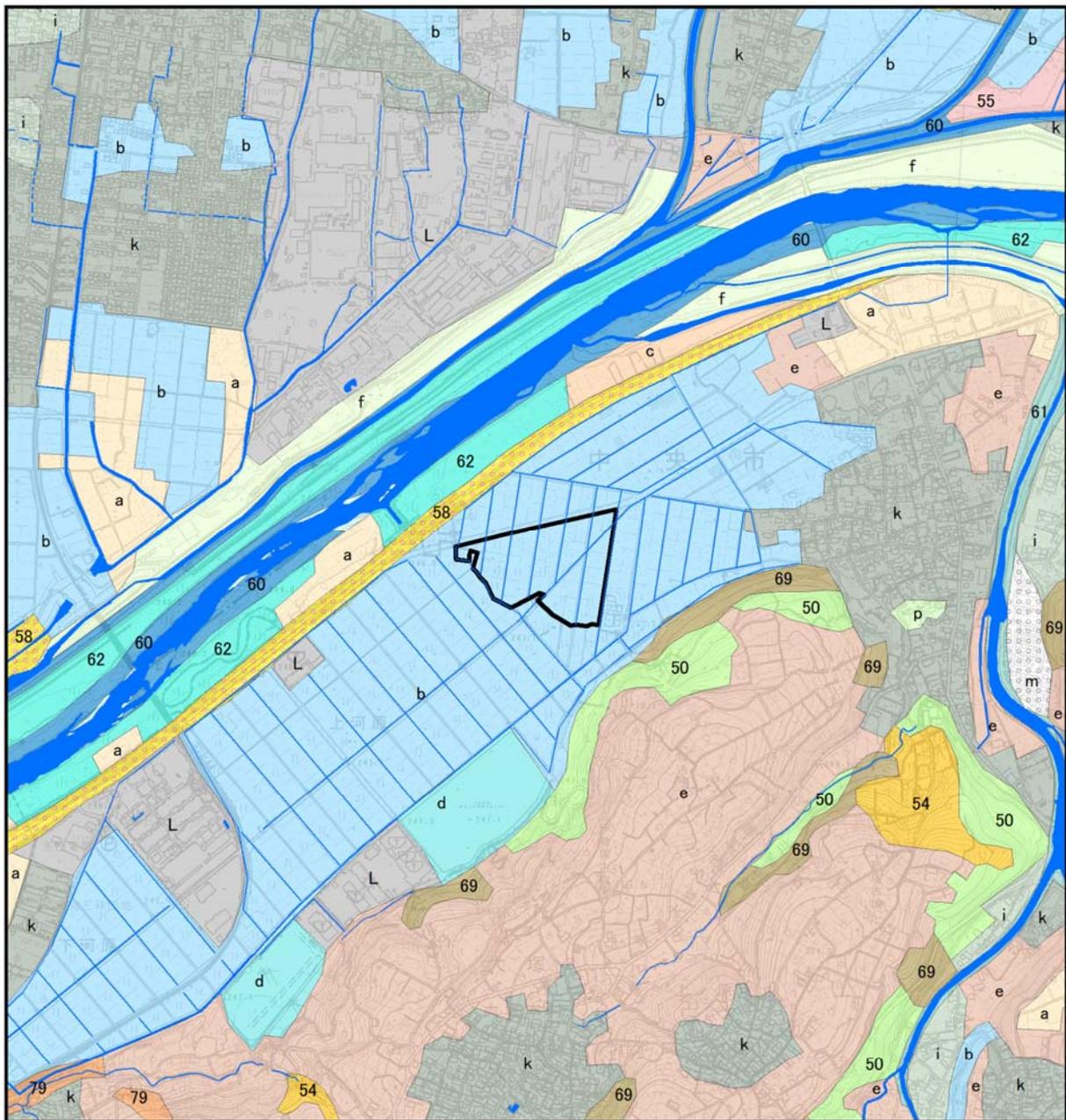
調査地域は笛吹川と釜無川流域の標高 250m 程度の甲府盆地南部に位置し、主に扇状地や氾濫平野、後背低地となる。その南側には標高 300m 程度の曾根丘陵が存在し、砂礫台地等が分布する。

植生は対象事業実施区域を中心となる笛吹川南側に、水田雑草群落が多く分布している。さらに南側の丘陵地には果樹園や住宅地が多く存在し、その斜面地にスギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ・コナラ群落等の樹林環境が小規模ながら分布している。

笛吹川周辺には、ススキ群落、河川敷砂礫地植生、畑雑草群落、路傍・空き地雑草のほか、ヨシクラスが分布し、さらに北側では中央市の工業地帯、住宅地が主となり、その間に水田雑草群落や畑雑草群落が分布している。

水環境としては、対象事業実施区域の北側に笛吹川、東側に笛吹川左岸支流の浅利川が流れ、対象事業実施区域内では笛吹川から取水された農業用水路が網目状に流れており、約 3km 下流の笛吹川へ合流している。

これらの環境を反映し、笛吹川と低地の農耕地、丘陵地の果樹園等からなる里地環境の生態系が主であり、食物連鎖の観点からの上位種としては、哺乳類のキツネ、鳥類のサギ類等が想定される。



【凡例】

対象事業実施区域

水域

植生図

39. シラカシ群集

50. クヌギ・コナラ群集

54. 低木群落

55. クズ群落

58. チガヤーススキ群落

60. ヨシクラス

61. ツルヨシ群集

62. オギ群集

69. スギ・ヒノキ・サウラ植林

79. 竹林

g. 牧草地

f. 路傍・空地雑草群落

c. 放棄畑雑草群落

e. 果樹園

a. 畑雑草群落

b. 水田雑草群落

d. 放棄水田雑草群落

k. 市街地

i. 緑の多い住宅地

p. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

L. 工場地帯

m. 造成地

w. 開放水域

N



出典)「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)

図 2.1-18 環境基盤図

2.1.5 景 観

(1) 景 観

対象事業実施区域周辺における自然景観資源を表 2.1-23 及び図 2.1-19 に示す。

中央市の代表的な景観特性として、釜無川により形成された沖積平野が広がる市北部や、御坂山地の豊かな自然環境に恵まれる市南部が挙げられる。

また、甲府盆地の中央部に位置することから、平坦地からは甲府盆地を取り囲む山々のパノラマ景観が展開している。一方で、高台からは甲府盆地を見下ろす眺望景観など、多彩の眺望景観を有している。

また、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図（山梨県）」（平成元年 環境庁）によると、優れた景観として芦川に関する資源が掲載されている。

表 2.1-23 自然景観資源

No.	名称	種別
1-1	芦川溪谷	峡谷・溪谷
1-2	芦川甌穴群	甌穴群
1-3	千波ノ滝	滝

出典)「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図（山梨県）」（平成元年 環境庁）

(2) 主要な眺望点

対象事業実施区域周辺における主要な眺望点を表 2.1-24 及び図 2.1-19 に示す。

対象事業実施区域周辺には、主要な眺望点が 9 件挙げられ、対象事業実施区域に最も近い眺望点は、南側に位置する伊勢塚古墳である。

表 2.1-24 主要な眺望点

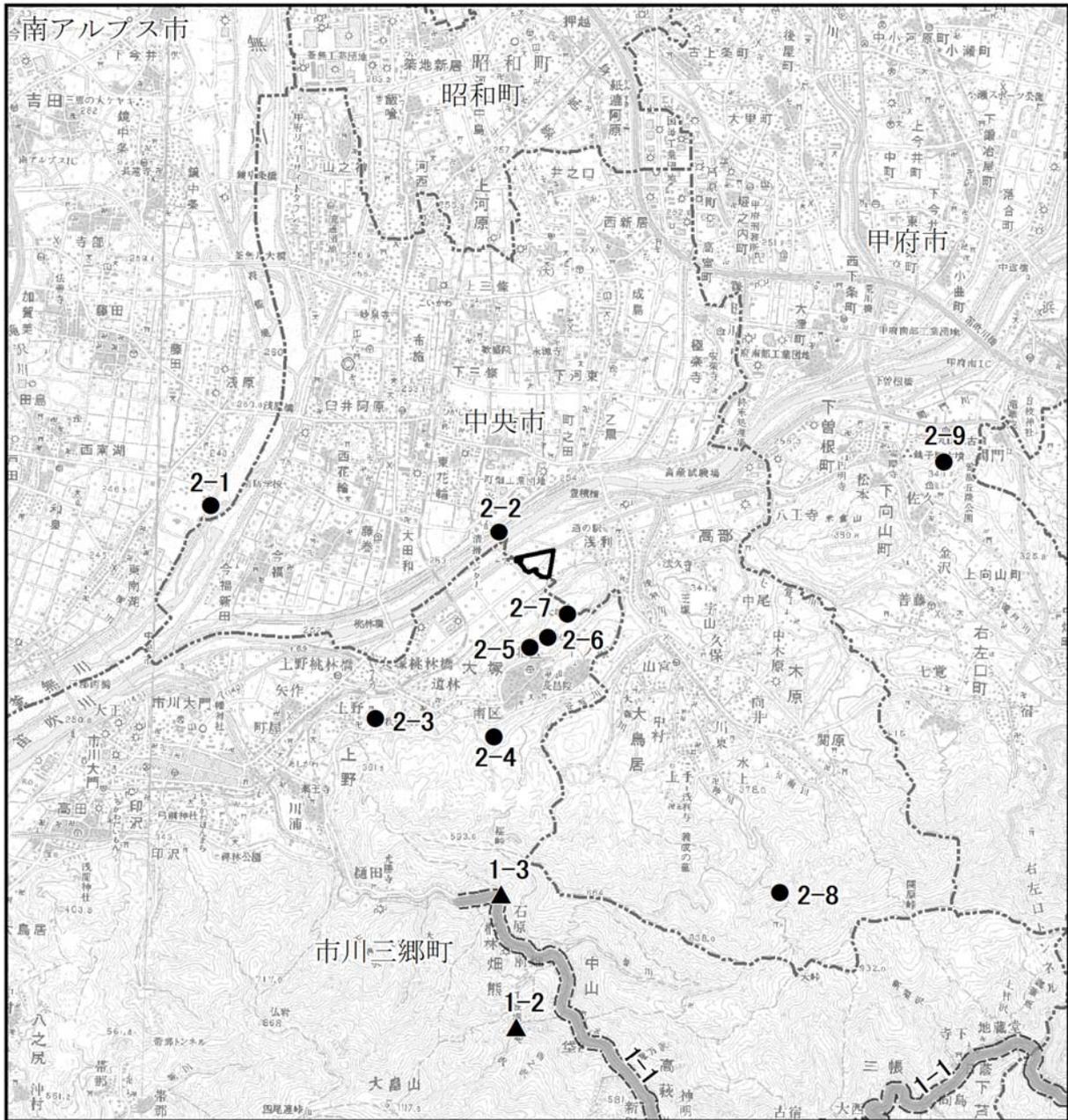
No.	名称
2-1	山梨県道114号南アルプス甲斐自転車道線（釜無川サイクリングロード）
2-2	山梨県道417号市川三郷山梨自転車道線（笛吹川サイクリングロード）
2-3	歌舞伎文化公園
2-4	みたまの湯
2-5	波場公園
2-6	伊勢塚古墳
2-7	大塚古墳
2-8	山之神社
2-9	曽根丘陵公園展望広場

出典) 公共眺望ポイント (<https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/koukyoutyouboupoint.html>)

パンフレット「市川三郷フットパス」三珠エリア①②（市川三郷町発行）

パンフレット「たいら山トレッキングコース」（中央市発行）

パンフレット「中央市ぶらり散策 MAP」（中央市発行）



【凡例】

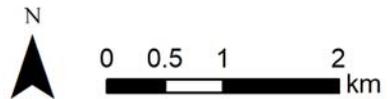
対象事業実施区域

市町村界

● 主要な眺望点

▲ 自然景観資源

—— 自然景観資源



出典)「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図(山梨県)」(平成元年 環境庁)
 公共眺望ポイント(<https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/koukyoutyouboupoint.html>)
 パンフレット「市川三郷フットパス」三珠エリア①②(市川三郷町発行)
 パンフレット「たいら山トレッキングコース」(中央市発行)
 パンフレット「中央市ぶらり散策 MAP」(中央市発行)

図 2.1-19 自然景観資源及び主要な眺望点の位置

2.1.6 人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合い活動の場を表 2.1-25(1)～(2)及び図 2.1-20 に示す。

対象事業実施区域には、人と自然との触れ合い活動の場は存在しない。

対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合い活動の場として、都市公園 27 件、その他公園 17 件、ウォーキングコース等が 9 件、その他観光施設等 13 件が挙げられる。

表 2.1-25(1) 人と自然との触れ合い活動の場

市町村	区分	No.	名称
中央市	都市公園	A01	鍛冶新居1号公園
		A02	鍛冶新居2号公園
		A03	阿原2号公園
		A04	若宮1号公園
		A05	若宮2号公園
		A06	若宮3号公園
		A07	下河東1号公園
		A08	下河東2号公園
		A09	成島1号公園
		A10	成島2号公園
		A11	山王川河川緑地
		A12	常永川河川緑地
		A13	田富ふるさと公園
		A14	玉穂公園
	その他の公園	C01	玉穂ふるさとふれあい広場
		C02	豊富シルクの里公園
	ウォーキングコースなど	E01	歴史散策北部コース
		E02	歴史散策南部コース
		E03	釜無・笛吹川サイクリングコース
		E04	千本桜コース
	観光施設	D01	道の駅とよとみ
D02		シルクふれんどりい	
D03		中央市豊富郷土資料館	
D04		山の神千本桜	
D05		乙黒桜	
甲府市	都市公園	A15	円満寺公園
		A16	小瀬スポーツ公園
		A17	堀之内北公園
		A18	堀之内南公園
		A19	大津公園
		A20	曾根丘陵公園
		A21	後屋なかよし公園
観光施設	D06	山梨県立考古博物館	
	D07	風土記の丘農産物直売所・味菜工房	

表 2. 1-25 (2) 人と自然との触れ合い活動の場

市町村	区分	No.	名称
市川三郷町	都市公園	A22	富士見公園
		A23	新町公園
		A24	市川公園
	その他の公園	C03	歌舞伎文化公園
		C04	大門碑林公園
	自然公園	B01	山梨県立 四尾連湖自然公園
	ウォーキング コースなど	E05	のっぶい・古墳コース
		E06	パワースポットと歌舞伎のふるさとを巡る浪漫のみちコース
		E07	七福神めぐりコース
		E08	双体道祖神と地蔵が見守る祈りのみちコース
		E09	季節の風情と生神様を訪ねる幸のみちコース
	観光施設	D08	みたまの湯
		D09	文化と武道の館（ひらしお源氏の館）
D10		市川手漉き和紙 夢工房	
南アルプス市	都市公園	A25	遊・湯ふれあい公園
		A26	甲西ふれあい公園
	その他の公園	C05	若草農村公園
		C06	みさき公園
		C07	西吉田農村公園
		C08	東吉田農村公園
	観光施設	D11	さくらの里こいこいの家
		D12	安藤家住宅
D13		やまなみの湯	
昭和町	都市公園	A27	阿原1号公園
		A28	国母公園
		A29	押原公園
	その他の公園	C09	釜無工業団地公園
		C10	築地さくら公園
		C11	上川瀬公園
		C12	川瀬公園
		C13	湧水の里沼公園
		C14	押越ふれあい広場
		C15	常永公園
		C16	河西かすみ堤公園
		C17	大林公園
		C18	上河東横田第1公園
		C19	上河東横田第2公園
C20	西条梅の木公園		
C21	西条地区児童公園		
観光施設	D14	JA山梨未来農産物直販所	

出典)「おでかけナビ公園」(中央市子育てサイトホームページ)

「公園」(甲府市ホームページ)、「観光施設案内」(市川三郷町ホームページ)、

「市内公園一覧」(南アルプス市ホームページ)、「公共施設・医療機関」(昭和町ホームページ)、

「山梨県の都市公園」(山梨県ホームページ)、「中央市ぶらり散策MAP」(中央市)、

「市川三郷フットパス」(市川三郷町)、「富士川エリア歩こうガイド」(富士川地域観光振興協議会、峡南広域行政組合)、

「国土数値情報ダウンロードサービス」(国土交通省)

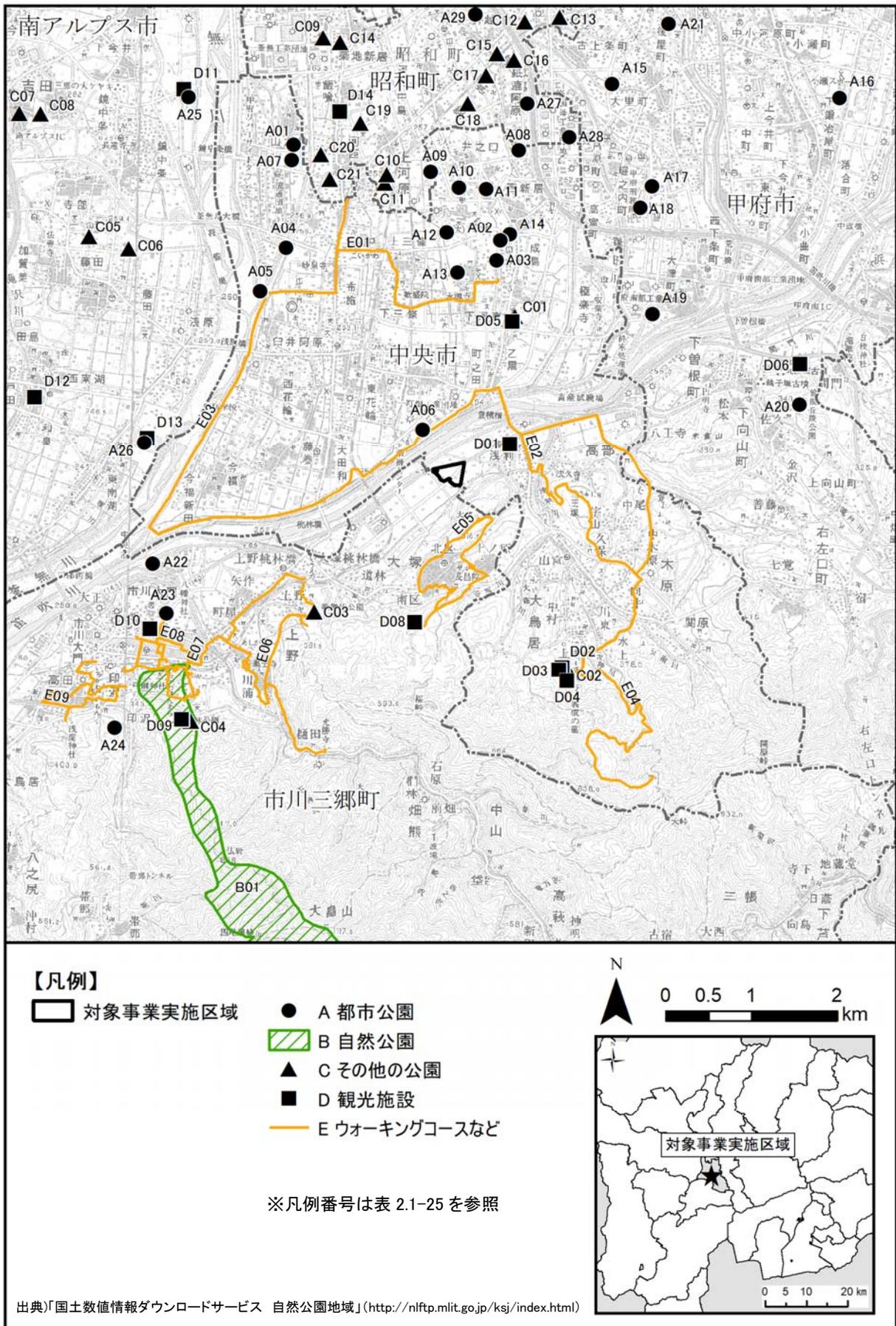


図 2.1-20 人と自然との触れ合い活動の場の位置

2.1.7 放射性物質の状況

対象事業実施区域周辺における環境放射線の状況を表 2.1-26 に、観測所の位置を図 2.1-21 に示す。

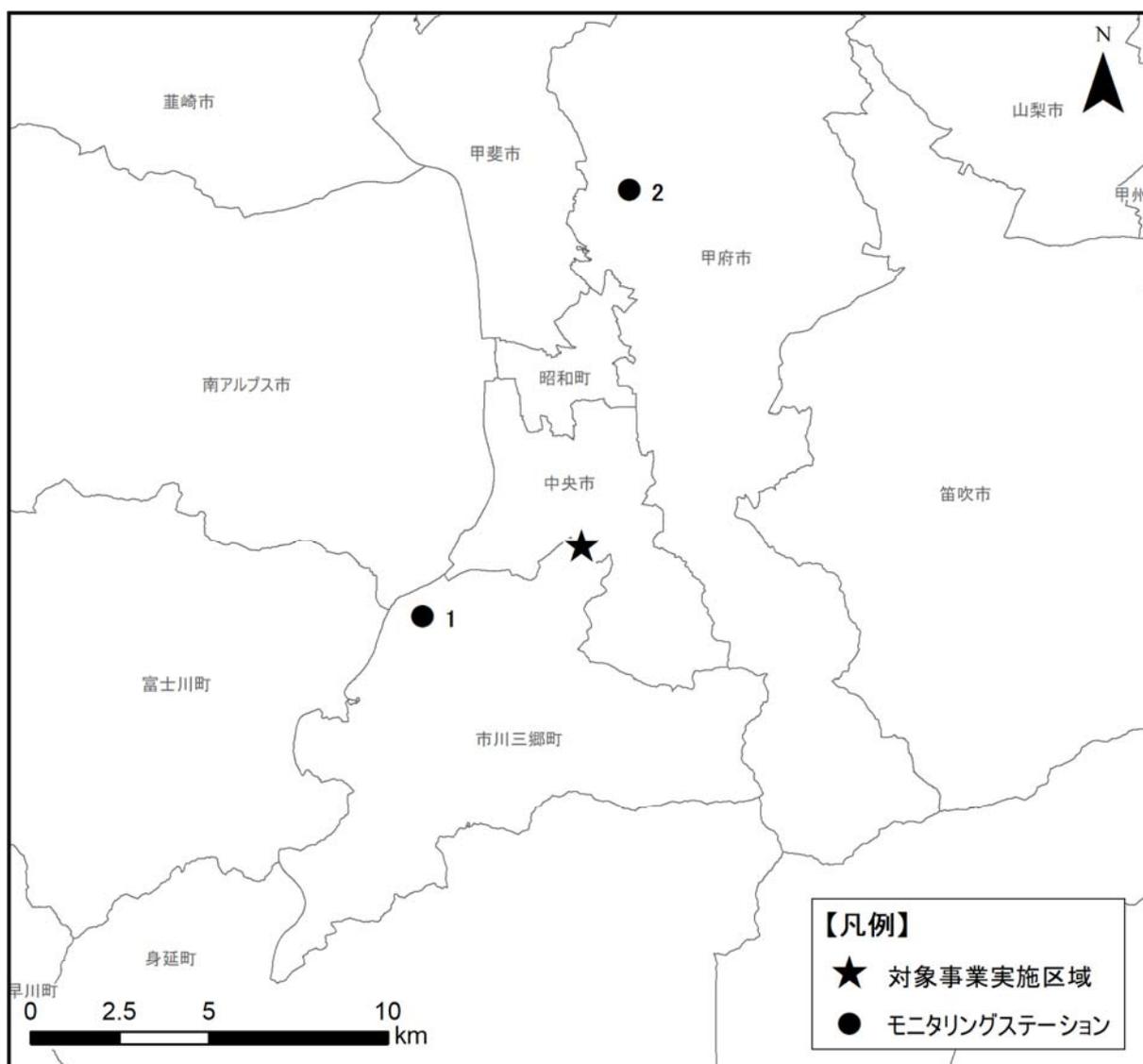
対象事業実施区域周辺には、環境放射線の状況を調査している地点が 2 か所あり、最寄りの調査地点は、市川三郷町（西八代合同庁舎）である。

令和元年度の市川三郷町（西八代合同庁舎）の空間放射線量率は、0.055～0.065 $\mu\text{Sv/h}$ であった。

表 2.1-26 空間線量率測定結果（令和元年度）

No.	地点名	調査内容	測定結果	測定回数
1	市川三郷町（西八代合同庁舎）	地上1mでの空間放射線量率	0.055～0.065 $\mu\text{Sv/h}$	月1回
2	甲府市（県衛生環境研究所）	空間放射線量率 （モニタリングポスト）	0.042～0.063 $\mu\text{Sv/h}$	通年

出典)「やまなしの環境 2020」（令和 3 年 3 月 山梨県）



出典)「放射線モニタリング情報」(<http://www.nsr.go.jp/>)

図 2.1-21 環境放射線観測所の位置

2.2 地域の社会的状況

2.2.1 行政区画

対象事業実施区域の位置を図 2.2-1 に、周辺の行政区画を図 2.2-2 に、大字界を図 2.2-3 に示す。

対象事業実施区域は中央市浅利に位置する。

中央市は、山梨県のほぼ中央に位置し、甲府盆地の中央南部に位置する。

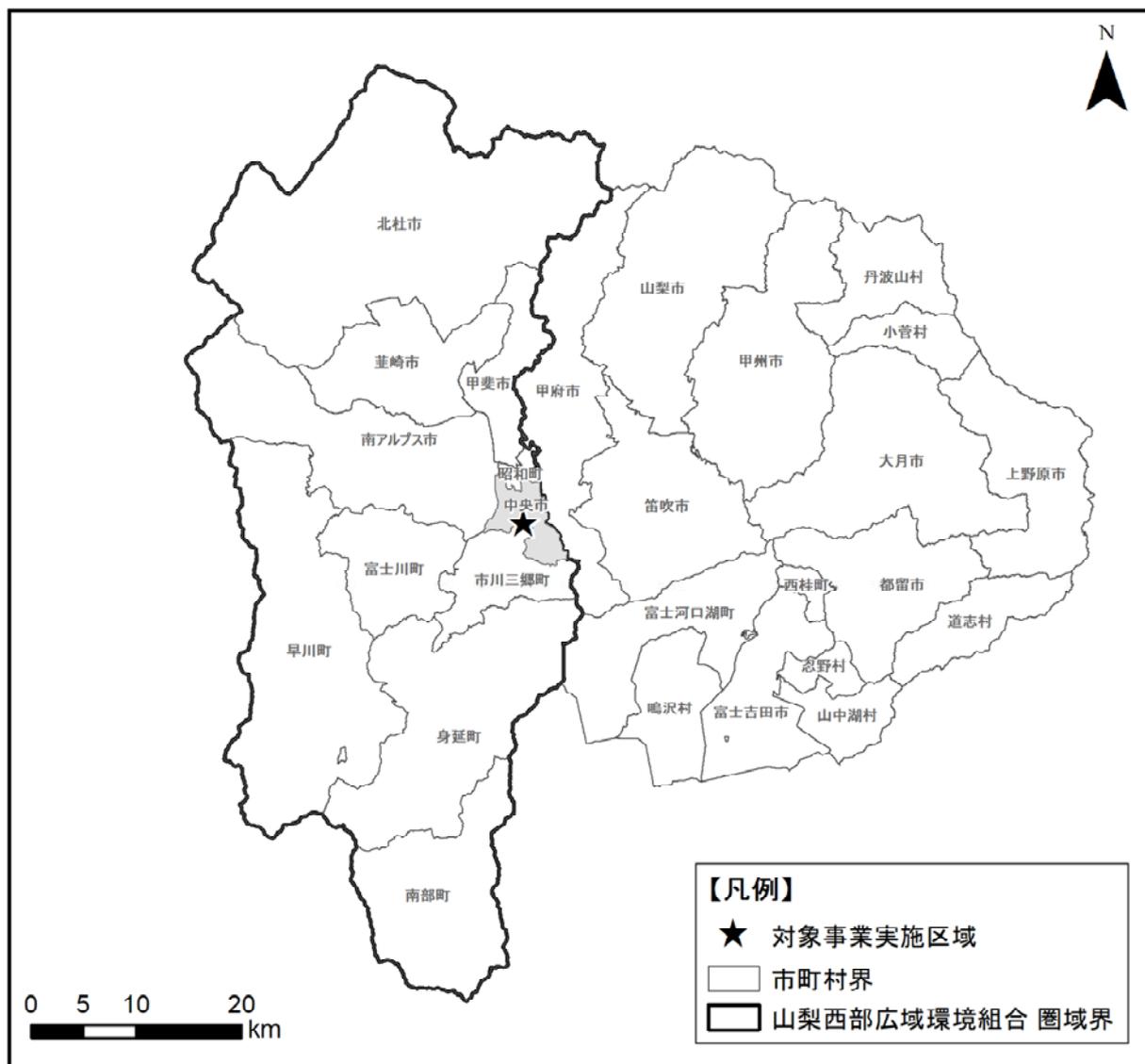


図 2.2-1 山梨県内の行政区画と対象事業実施区域の位置

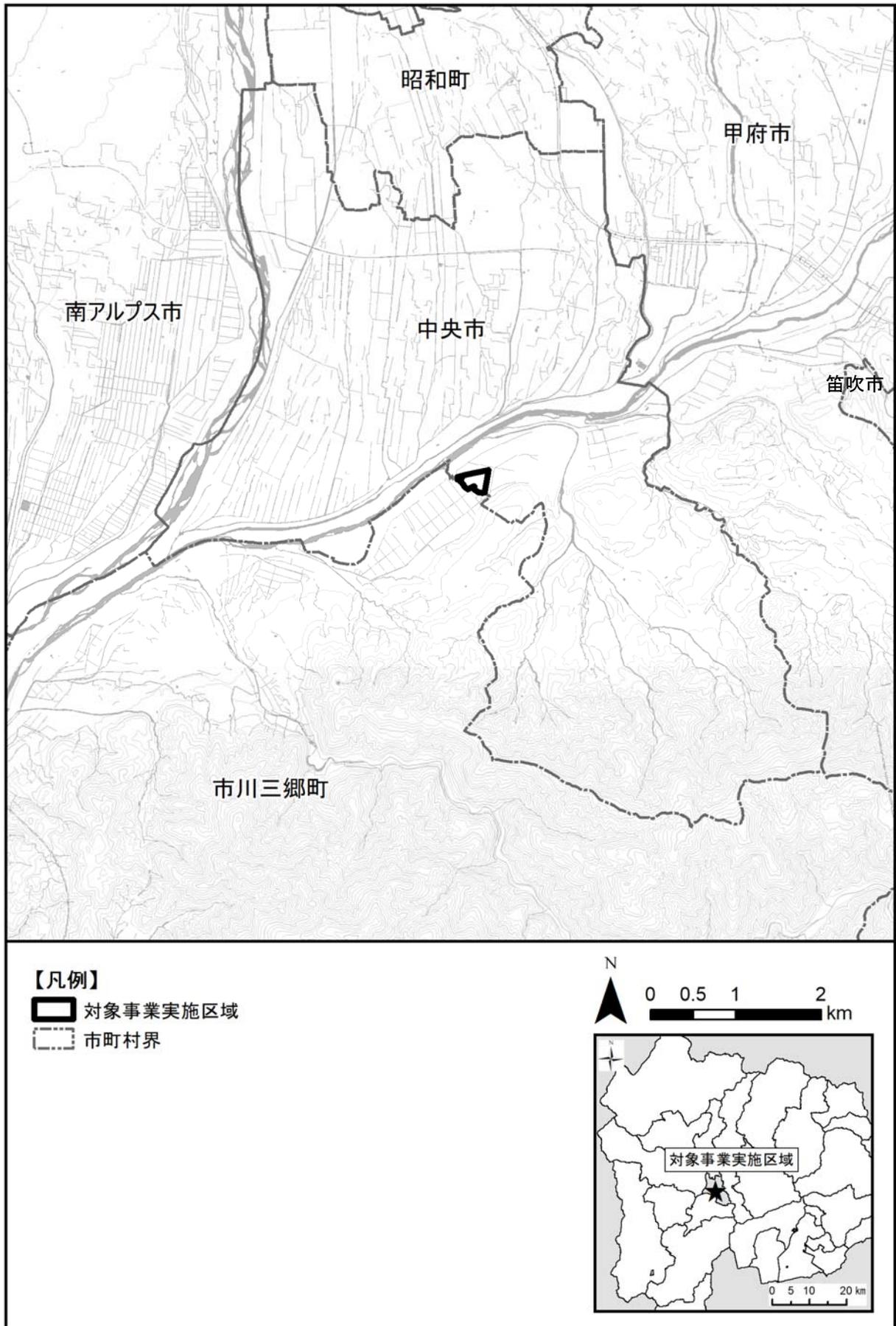
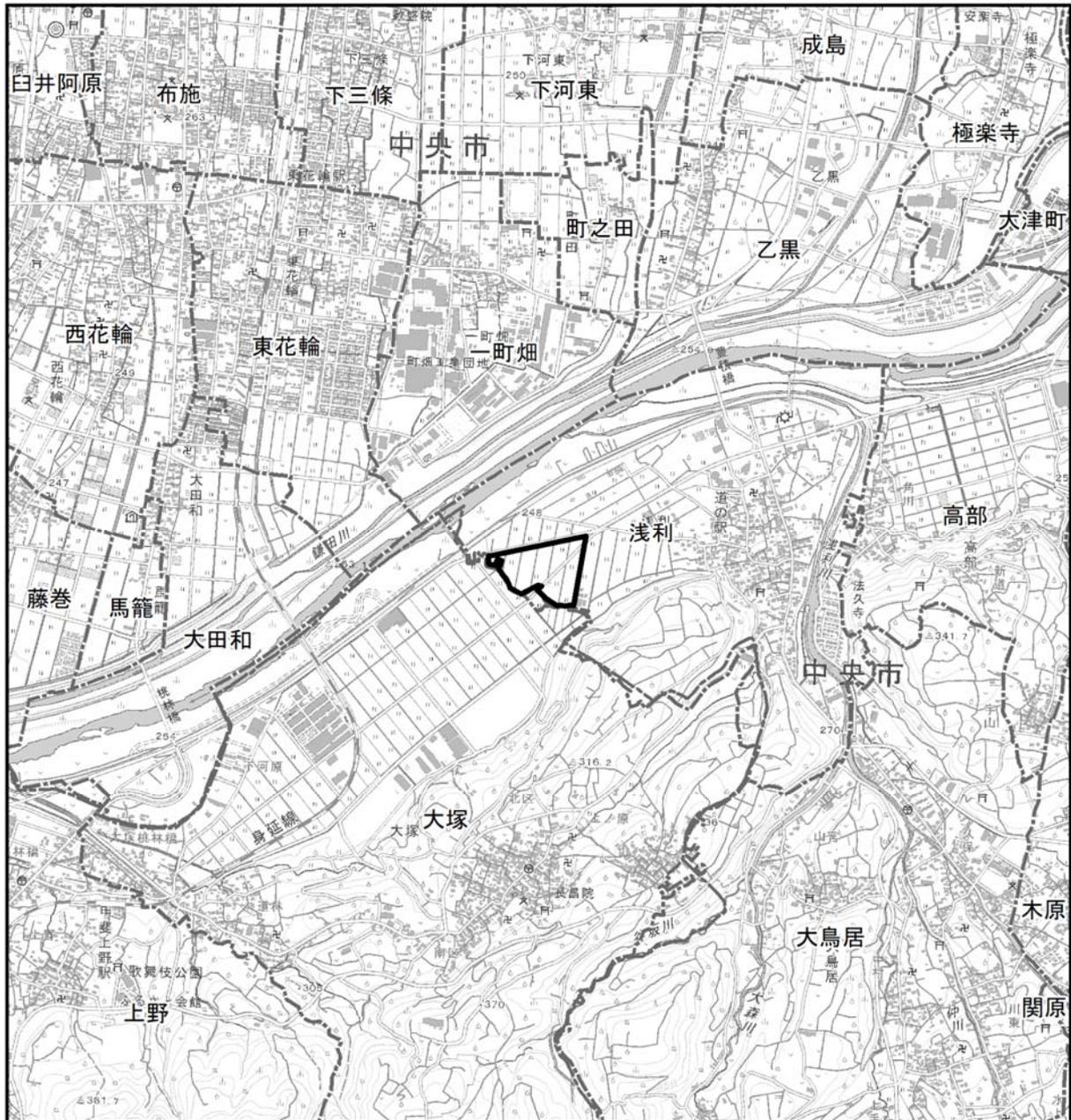
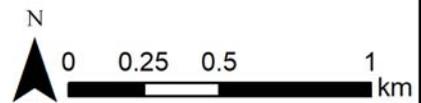


図 2.2-2 行政区画



【凡例】

-  対象事業実施区域
-  市町村界
-  大字界



出典「政府統計の総合窓口 地図で見る統計 境界データ」(<https://www.e-stat.go.jp/gis>)

図 2.2-3 対象事業実施区域周辺の大字界

2.2.2 人口

(1) 人口及び世帯数

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県の人口及び世帯数等の状況を表 2.2-1 に示す。

中央市における人口（令和3年5月1日現在）は31,100人、世帯数（同左）は13,607世帯である。

表 2.2-1 人口及び世帯数等

(令和3年5月1日現在：推計人口)

区分	人口(人)	世帯数(世帯)
中央市	31,100	13,607
甲府市	189,206	87,659
笛吹市	66,725	27,013
南アルプス市	69,400	26,236
市川三郷町	14,542	5,798
昭和町	20,995	9,207
山梨県	806,990	340,638

注) 太枠は、本事業の該当(中央市)を示す。

出典)「令和3年5月 山梨の人口」(山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

(2) 人口及び世帯数の推移

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県の人口及び世帯数の推移を表 2.2-2 に、中央市の人口及び世帯数の推移を図 2.2-4 に示す。

中央市の人口は年々多少の増減はあるものの、横ばいで推移している。一方、世帯数については平成29年から令和3年まで増加している。

表 2.2-2 人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在：推計人口)

区分	人口(人)	年				
	世帯数(世帯)	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
中央市	人口	31,071	30,936	31,021	31,128	31,235
	世帯数	12,851	12,877	13,024	13,221	13,564
甲府市	人口	192,229	190,548	189,333	188,356	189,675
	世帯数	85,673	85,736	86,014	86,801	87,160
笛吹市	人口	69,251	68,900	68,529	68,026	66,812
	世帯数	26,592	26,786	27,052	27,291	26,836
南アルプス市	人口	70,465	70,337	70,086	69,847	69,518
	世帯数	25,444	25,726	26,018	26,339	26,097
市川三郷町	人口	15,377	15,116	14,960	14,709	14,672
	世帯数	5,890	5,873	5,889	5,860	5,794
昭和町	人口	19,888	20,169	20,395	20,646	20,981
	世帯数	8,394	8,600	8,681	8,888	9,133
山梨県	人口	829,083	823,079	817,192	810,933	809,556
	世帯数	333,595	335,586	337,404	339,733	338,791

注) 太枠は、本事業の該当(中央市)を示す。

出典)「山梨の人口」(山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

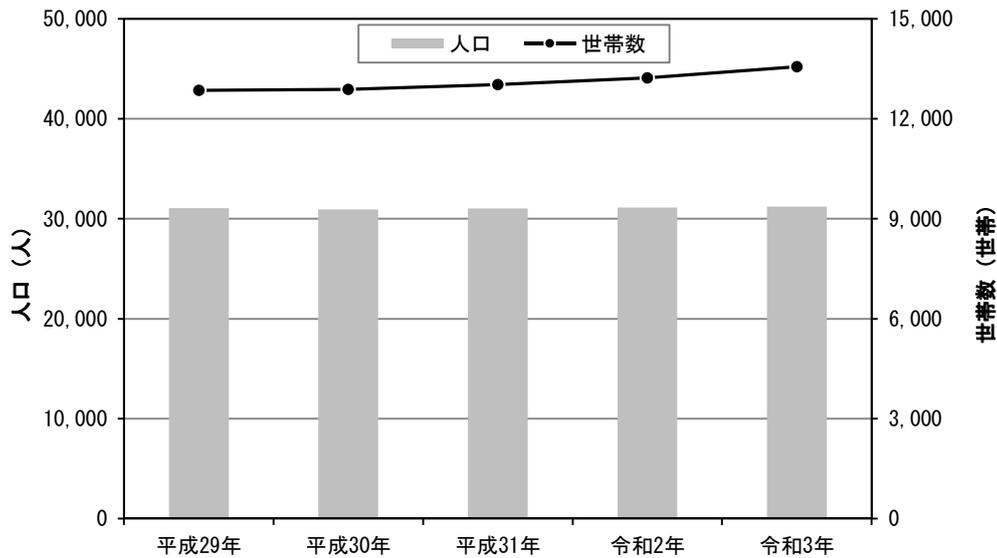


図 2.2-4 人口及び世帯数の推移 (中央市)

(3) 人口動態

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県全体における人口動態を表 2.2-3 に示す。

中央市における人口総数 (令和2年1月1日現在) は 31,235 人であり、人口動態 (令和元年12月中) は、自然動態が 1 人増加、社会動態が 26 人減少している。

表 2.2-3 人口動態

市区町名	令和3年1月1日現在	令和2年12月中の人口動態					
	人口総数	自然動態			社会動態		
		出生数	死亡数	増減	転入数	転出数	増減
中央市	31,235	24	23	1	109	135	△ 26
甲府市	189,675	114	206	△ 92	618	496	122
笛吹市	66,812	27	76	△ 49	126	169	△ 43
南アルプス市	69,518	42	65	△ 23	182	191	△ 9
市川三郷町	14,672	8	23	△ 15	24	23	1
昭和町	20,981	15	9	6	83	112	△ 29
山梨県	809,556	428	875	△447	2,302	2,121	181

注) 太枠は、本事業の該当 (中央市) を示す。

出典) 「令和3年1月 山梨の人口」 (山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

2.2.3 集落の状況

対象事業実施区域周辺における集落人口及び世帯数を表 2.2-4 (1) ~ (6) に示す。(集落の位置は図 2.2-3 を参照)。

対象事業実施区域が位置する浅利地区における人口 (令和3年5月末現在) は 596 人、世帯数 (同左) は 249 世帯である。

表 2.2-4(1) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（中央市）

(令和3年5月末現在)

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
井之口1区	423	195	鍛冶新居	614	286
井之口2区	122	74	山之神	357	180
若宮	1,181	603	布施第3	660	333
上久保宿舎	59	39	布施第4	690	306
西新居	699	368	布施第5	688	335
中楯	735	332	臼井阿原第1	738	326
新城(井之口)	94	41	臼井阿原第2	501	236
新城(西新居)	327	153	西花輪第2	1,282	561
新城(中楯)	473	244	西花輪第1	76	354
上成島	627	294	新道	497	219
宿成島	219	77	東花輪第1	399	177
新成島	162	61	東花輪第2	1,214	535
下成島1区	411	169	東花輪第3	622	255
下成島2区	148	62	大田和	242	125
極楽寺	168	67	藤巻	289	110
高橋	82	42	今福	207	82
乙黒	356	165	今福新田	132	45
下河東 東	421	183	新町第1	384	166
山梨大学看護師宿舎	6	6	新町第2	563	261
下河東 西	1,041	386	飛石	74	40
下河東 下	348	121	釜無	22	14
町之田	98	43	山王第1	248	107
一町畑	287	121	山王第2	215	96
上三條	961	446	山王第3	42	26
下三條1区	829	385	東	278	121
下三條2区	648	284	桜	1,155	495
宮北	117	50	木原区向井	327	127
リバーサイド第1	539	227	木原区中木原	211	77
リバーサイド第2 1	469	196	木原区中尾	134	49
リバーサイド第2 2	439	187	大鳥居区久保	302	141
リバーサイド第3 1	417	176	大鳥居区山宮	222	89
リバーサイド第3 2	935	50	大鳥居区中村	110	43
リバーサイド第3 3	618	235	大鳥居区上手	162	73
清川	155	63	大鳥居区水上	71	30
浅利区第1	148	68	大鳥居区川東	122	49
浅利区第2	237	102	山宮団地	20	15
浅利区第3	109	42	久保団地	95	51
浅利区第4	102	37	関原区北下	134	46
高部区宇山	79	36	関原区北上	90	35
高部区高部	44	17	関原区南下	56	23
高部区新道	44	16	関原区南上	74	27
高部区角川	197	91	神明	193	61

注) 太枠は、本事業の該当(中央市)を示す。

出典)「地区別人口集計表(令和3年6月)」(中央市ホームページ)

表 2.2-4(2) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（甲府市）

（令和3年5月末現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
右左口町	949	392	小瀬町	2,279	931
大里町	10,792	4,942	下曾根町	826	372
大津町	490	233	下向山町	504	207
上今井町	4,064	1,582	西下条町	761	301
上向山町	299	119	堀之内町	1,821	864

出典)「町丁別人口・世帯数（令和3年5月末）」（甲府市ホームページ）

表 2.2-4(3) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（笛吹市）

（令和3年5月末現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
境川町上寺尾	287	119	境川町中寺尾	150	60

出典)「山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表（令和3年5月末）」（笛吹市ホームページ）

表 2.2-4(4) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（南アルプス市）

（令和3年6月1日現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
若草地区	13,434	5,137	甲西地区	12,504	5,060

出典)「南アルプス市の地区別人口・世帯数（令和3年6月）」（南アルプス市ホームページ）

表 2.2-4(5) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（市川三郷町）

（令和3年6月1日現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
上野地区	2,461	934	市川大門地区	5,882	2,610
大塚地区	1,166	474	高田地区	1,566	715
下九一色地区	111	63	山保地区	289	135

出典)「人口と世帯数（令和3年6月）」（市川三郷町ホームページ）

表 2.2-4(6) 対象事業実施区域周辺の集落人口及び世帯数（昭和町）

（令和3年5月末現在）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
押越	1,521	627	飯喰	1,076	420
河東中島	981	402	河西	3,309	1,358
紙漣阿原	1,587	712	上河東	1,148	487
築地新居	1,195	507	上河東二区	769	345

出典)「地区別人口と世帯数（令和3年5月末）」（昭和町ホームページ）

2.2.4 産 業

(1) 事業所及び従業者

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県の産業別事業所数と従業者数を表 2.2-5 (1)～(2)に、中央市の産業別事業所数と従業者数の構成割合を図 2.2-5 に示す。

中央市における産業の状況（平成 28 年 6 月 1 日現在）は、事業所数及び従業者数ともに第三次産業の占める割合が最も高く、第一次産業の占める割合はともに 1 %程度である。なお、事業所数及び従業者数ともに卸売業・小売業が最も多い。

表 2.2-5(1) 産業の状況 (1)

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

区分	産業分類	中央市		甲府市		笛吹市		南アルプス市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
		(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
第一次産業	農林漁業	15	176	21	172	35	409	15	127
	計	15	176	21	172	35	409	15	127
	構成比 (%)	(1.1)	(1.1)	(1.5)	(1.7)	(1.2)	(1.5)	(0.6)	(0.5)
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1	5	-	-	3	39
	建設業	139	698	189	1,041	267	1,585	342	1,892
	製造業	113	3,539	149	1,927	259	4,680	332	8,648
	計	252	4,237	339	2,968	526	6,265	677	10,579
	構成比 (%)	(18.1)	(26.4)	(23.7)	(29.6)	(18.1)	(23.2)	(25.3)	(41.8)
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	1	4	2	25	4	215
	情報通信業	9	103	8	39	12	298	11	67
	運輸業、郵便業	59	1,283	34	432	71	1,207	94	1,444
	卸売業、小売業	374	4,127	329	2,158	705	5,524	580	4,585
	金融業、保険業	17	135	12	177	21	213	29	417
	不動産業、物品賃貸業	146	266	56	94	248	545	129	382
	学術研究、専門・技術サービス業	45	233	34	121	71	374	70	263
	宿泊業、飲食サービス業	134	836	187	935	394	4,205	243	1,372
	生活関連サービス業、娯楽業	119	413	125	475	264	1,655	257	931
	教育、学習支援業	40	1,056	38	169	67	277	89	318
	医療、福祉	79	2,045	88	1,462	220	4,346	233	3,068
	複合サービス事業	11	190	24	291	28	481	31	461
	サービス業(他分類されないもの)	93	968	137	540	239	1,188	219	1,106
	計	1,126	11,655	1,073	6,897	2,342	20,338	1,989	14,629
	構成比 (%)	(80.8)	(72.5)	(74.9)	(68.7)	(80.7)	(75.3)	(74.2)	(57.7)
総数	1,393	16,068	1,433	10,037	2,903	27,012	2,681	25,335	
構成比 (%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	

注 1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

注 2) 構成比は少数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

出典)「平成 28 年経済センサス活動調査報告書」(総務省統計局)

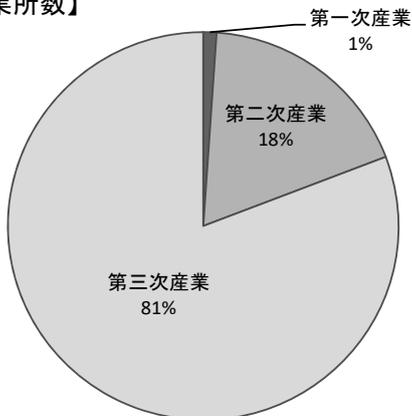
表 2.2-5(2) 産業の状況 (2)

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

区分	産業分類	市川三郷町		昭和町		山梨県	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
		(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
第一次産業	農林漁業	3	17	2	40	289	3064
	計	3	17	2	40	289	3064
	構成比 (%)	(0.4)	(0.4)	(0.1)	(0.2)	(0.7)	(0.8)
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	33	257
	建設業	95	442	139	1,091	4,418	25,886
	製造業	135	1,737	89	5,082	4,535	77,414
	計	230	2,179	228	6,173	8,986	103,557
	構成比 (%)	(33.5)	(46.1)	(14.9)	(34.1)	(21.2)	(28.3)
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	-	-	40	1350
	情報通信業	1	3	10	83	287	4124
	運輸業、郵便業	8	222	34	1,245	787	15,233
	卸売業、小売業	165	853	463	3,956	9,999	71,342
	金融業、保険業	9	78	21	198	631	8,766
	不動産業、物品賃貸業	19	33	111	324	2,608	7,171
	学術研究、専門・技術サービス業	14	55	42	282	1,422	7,160
	宿泊業、飲食サービス業	57	203	268	2,544	6,185	42,258
	生活関連サービス業、娯楽業	57	176	134	1,182	3,661	17,918
	教育、学習支援業	13	64	40	216	1,251	11,826
	医療、福祉	41	447	73	900	2,839	44,406
	複合サービス事業	11	219	6	26	388	4468
	サービス業(他分類されないもの)	58	180	98	935	3,014	23,677
	計	454	2,534	1,300	11,891	33,112	259,699
	構成比 (%)	(66.1)	(53.6)	(85.0)	(65.7)	(78.1)	(70.9)
総数	687	4,730	1,530	18,104	42,387	366,320	
構成比 (%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	

注) 構成比は少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
出典) 「平成 28 年経済センサス活動調査報告書」(総務省統計局)

【事業所数】



【従業者数】

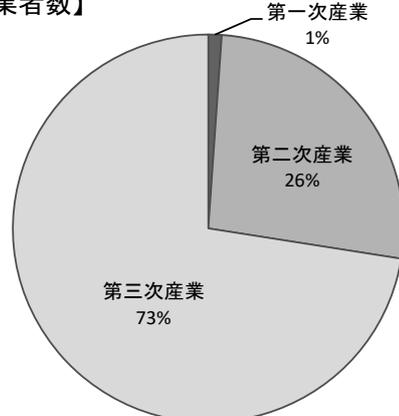


図 2.2-5 産業別事業所数と従業者数の構成割合 (中央市)

(2) 農林業

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における農林業の状況を表 2.2-6 に示す。

中央市における農林業の状況（平成 27 年 2 月 1 日現在）は、農業のみの経営体 90.5 %、農業と林業との複合経営体 9.5%である。

表 2.2-6 農林業の状況

(平成 27 年 2 月 1 日現在)

区 分		農林業計	農業のみを行う 経営体	林業のみを行う 経営体	農業と林業を併せて行う経営体
中央市	経営体数	639	578	0	61
	構成比 (%)	100	90.5	0.0	9.5
甲府市	経営体数	180	148	8	24
	構成比 (%)	100	82.2	4.4	13.3
笛吹	経営体数	3,598	3,331	2	265
	構成比 (%)	100	92.6	0.1	7.4
南アルプス市	経営体数	2,403	2,150	4	249
	構成比 (%)	100	89.5	0.2	10.4
市川三郷町	経営体数	255	141	2.0	82.0
	構成比 (%)	100	55.3	0.8	32.2
昭和町	経営体数	167	165	0	2
	構成比 (%)	100	98.8	0.0	1.2
山梨県	経営体数	18,172	13,694	120	4,358
	構成比 (%)	100	75.4	0.7	24.0

注) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

出典) 「2015 年農林業センサス結果報告書」(農林水産省)

(3) 漁業

山梨県における漁業の状況を表 2.2-7 に示す。

山梨県の内水面漁業における平成 19 年の漁獲量は 10 t であり、平成 15 年から平成 19 年の過去 5 年間で大幅に減少している。

なお、中央市の漁業については、「山梨中央漁業協同組合」が存在する。

表 2.2-7 漁業の状況

区 分	内水面漁業における漁獲量 (t)				
	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
漁獲量・総数	159	102	103	10	10
河 川	118	70	68	6	6
湖 沼	41	33	34	5	3
魚類計	159	102	103	10	10
ひめます	6	5	4	4	4
にじます	25	22	22	4	4
やまめ	37	15	15	4	4
いわな	6	5	5	4	4
その他のさけます類	-	-	-	4	4
わかさぎ	23	17	21	2	2
あ ゆ	52	36	35	3	3
こ い	4	-	-	1	0
ふ な	0	-	-	-	-
うぐい	2	0	0	0	0
おいかわ	2	0	0	0	0
うなぎ	1	0	0	0	0
その他の魚類	0	-	-	-	-
貝類	0	-	-	0	-
しじみ	0	-	-	0	-

出典)「内水面漁業生産統計調査」(山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

(4) 工業

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における工業の状況を表 2.2-8 に示す。

中央市における工業の状況（令和元年6月1日現在）は、事業所数 43 所、従業者数 3,257 人であり、製造品出荷額等 1,083 億円に及ぶ。

山梨県全体での構成比は、事業所数 2.5%、従業者数 4.5%、製造品出荷額等 4.2%を占めている。

表 2.2-8 工業の状況

(令和元年6月1日現在)

区 分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	出荷額 (万円)	構成比 (%)
中央市	43	2.5	3,257	4.5	10,830,633	4.2
甲府市	238	14.0	8,668	12.0	24,640,843	9.5
笛吹市	343	20.2	20,896	29.0	1,067,364	0.4
南アルプス市	141	8.3	8,231	11.4	26,021,637	10.1
市川三郷町	40	2.4	1,327	1.8	2,911,709	1.1
昭和町	40	2.4	5,504	7.6	29,466,222	11.4
山梨県	1,696	100.0	72,032	100.0	258,814,442	100

注1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

注2) 表中の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、従業者数4人以上の事業所を集計したものである。

出典) 「工業統計調査結果報告」(山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

(5) 商業

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における商業の状況を表 2.2-9 に示す。

中央市における商業の状況（平成26年7月1日現在）は、事業所数 297 所、従業者数 3,540 人であり、年間商品販売額 1415 億円に及ぶ。

山梨県全体での構成比は、事業所数 3.6%、従業者数 6.5%、年間商品販売額 8.8%を占めている。

表 2.2-9 商業の状況

(平成26年7月1日現在)

区 分	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	出荷額 (万円)	構成比 (%)
中央市	297	3.6	3,540	6.5	14,156,047	8.8
甲府市	2,276	27.9	16,126	29.8	63,128,084	39.2
笛吹市	543	6.6	3,692	6.8	11,263,673	7.0
南アルプス市	490	6.0	3,347	6.2	8,569,186	5.3
市川三郷町	167	2.0	741	1.4	1,204,210	0.7
昭和町	334	4.1	3,059	5.7	9,484,589	5.9
山梨県	8,167	100.0	54,062	100.0	161,200,802	100.0

注) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

出典) 「商業統計調査結果報告」(山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」)

2.2.5 交通

(1) 主要道路

対象事業実施区域周辺における主要道路の状況を図 2.2-6 に示す。

対象事業実施区域周辺の主要な道路としては、東西に延びる一般国道 140 号が挙げられる。また南北に延びる道としては、県道 3 号甲府市川三郷線や、県道 29 号甲府中央右左口線等が挙げられる。

(2) 交通量

対象事業実施区域周辺における自動車交通量の状況を表 2.2-10(1)～(2)に、交通量観測地点を図 2.2-6 に示す。

対象事業実施区域周辺の主な交通量観測地点としては、対象事業実施区域東側にあるNo.3 の 1 地点が挙げられ、断面交通量は 14,034 台、大型車混入率は 12.9%となっている。

表 2.2-10(1) 自動車交通量の状況（平成 27 年度道路交通センサス）

No	路線	交通量調査 区間番号	観測地点	断面交通量（台） 平日 12 時間（7～19 時）			大型車 混入率 （%）	ピーク 比率 （%）
				小型車	大型車	合計		
1	一般国道 140 号	15190	甲府市下曾根町中央道下	9,875	2,195	12,070	18.2	11.3
2	一般国道 140 号	15200	甲府市下曾根町 3752 地先	11,604	1,971	13,575	14.5	11.9
3	一般国道 140 号	15210	中央市浅利橋西詰駐車場	12,222	1,812	14,034	12.9	11.9
4	一般国道 140 号	15230	市川三郷町大塚 1064-7 地先	10,680	1,779	12,459	14.3	11.4
5	一般国道 140 号	15240	中央市馬籠 392-17 地先	11,028	1,555	12,583	12.4	12.7
6	一般国道 140 号	15245	西八代郡市川三郷町市川大門 4074	10,231	1,453	11,684	12.4	12.2
7	一般国道 140 号	15250	市川三郷町高田 176-2 地先	8,344	865	9,209	9.4	13.2
8	一般国道 358 号	18060	笛吹市境川町寺尾 383 地先	5,606	1,090	6,696	16.3	10.5
9	一般国道 358 号	18070	笛吹市境川町寺尾 124 地先	7,777	1,376	9,153	15.0	10.2
10	一般国道 358 号	18080	甲府市下曾根町 923	10,011	1,891	11,902	15.9	10.8
11	一般国道 358 号	18090	甲府市上今井町 661-1	17,534	1,208	18,742	6.4	11.5
12	甲府市川三郷線	40050	西八代郡市川三郷町上野 775-1	4,224	132	4,356	3	11.6
13	甲府市川三郷線	40080	中巨摩郡昭和町河西 1063	12,617	1,363	13,980	9.7	9.4
14	甲府市川三郷線	40090	西八代郡市川三郷町市川大門 1398-1	5,600	223	5,823	3.8	11.6
15	市川三郷富士川線	40100	西八代郡市川三郷町高田 1073	9,387	1,166	10,553	11	12.3
16	市川三郷富士川線	40130	西八代郡市川三郷町市川大門 727- 7	6,383	218	6,601	3.3	10.8
17	韮崎南アルプス 中央線	40670	南アルプス市加賀美 2377	4,374	168	4,542	3.7	12.3
18	韮崎南アルプス中 央線	40680	南アルプス市浅原 91	11,475	1,007	12,482	8.1	10.4
19	韮崎南アルプス中 央線	40690	中央市乙黒（万年橋北詰）	9,263	1,010	10,273	9.8	10.9

出典)「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(国土交通省ホームページ)

表 2.2-10(2) 自動車交通量の状況（平成 27 年度道路交通センサス）

No	路線	交通量調査 区間番号	観測地点	断面交通量（台） 平日 12 時間（7～19 時）			大型車 混入率 （%）	ピーク 比率 （%）
				小型車	大型車	合計		
20	韮崎南アルプス中央線	40700	南アルプス市寺部 2388	14,118	1,368	15,486	8.8	14.7
21	韮崎南アルプス中央線	40720	新山梨環状道路（南部区間 釜無川大橋西詰）	20,344	2,203	22,547	9.8	15
22	韮崎南アルプス中央線	40740	新山梨環状道路（玉穂西ランプ～玉穂中央ランプ）	16,968	2,959	19,927	14.8	15
23	甲斐中央線	41185	中巨摩郡昭和町飯喰 809	6,844	240	7,084	3.4	10.8
24	富士川南アルプス線	41190	南アルプス市東南湖 3269	9,425	1,018	10,443	9.7	11.2
25	甲府中央右左口線	41290	甲府市大里町 1895-7	7,874	332	8,206	4	9.8
26	甲府中央右左口線	41300	中央市中楯 753 地先	6,363	413	6,776	6.1	11.4
27	甲府中央右左口線	41310	中央市成島 1236	6,218	865	7,083	12.2	11.9
28	甲府中央右左口線	41320	中央市大鳥居 3614-3	2,746	153	2,899	5.3	14.6
29	甲府中央右左口線	41330	甲府市大津町 2192-8	15,421	2,724	18,145	15	12.3
30	甲府精進湖線	60180	甲府市上曾根町 3905 地先	5,508	683	6,191	11	12
31	南アルプス甲斐線	60260	南アルプス市藤田 2120	7,234	845	8,079	10.5	11.8
32	四尾連湖公園線	60940	西八代郡市川三郷町印沢 947	616	42	658	6.4	13.7

出典）「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省ホームページ）

(3) 鉄 道

対象事業実施区域周辺における鉄道の状況を図 2.2-7 に示す。

対象事業実施区域の西側には、南北に東海旅客鉄道株式会社の身延線が走っている。

なお、最寄りの駅は東花輪駅であり、北西約 1.8 km に位置する。

また、平成 30 年度の利用者数（乗車人員）は 254,359 人（山梨県統計年鑑 平成 30 年）となっている。

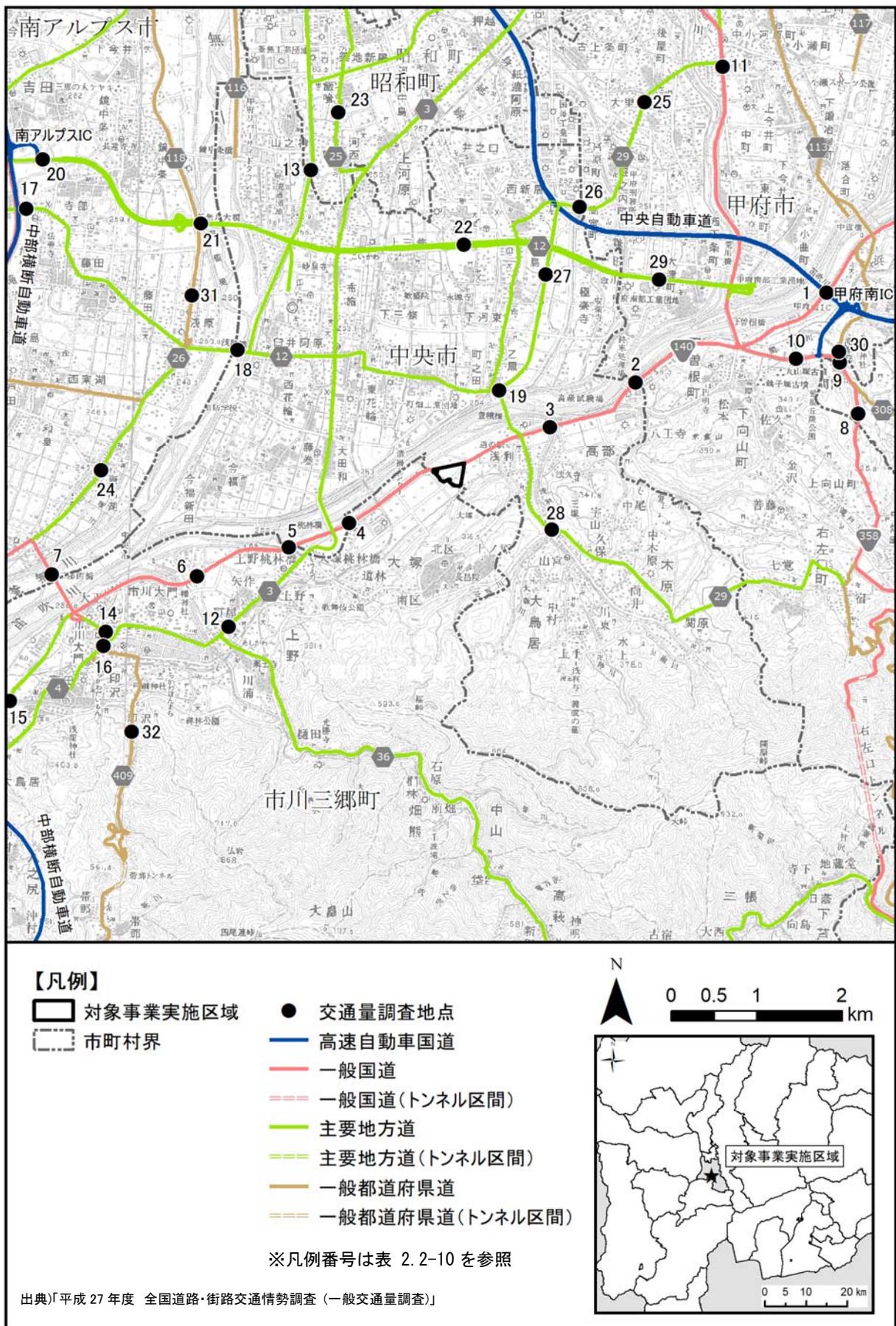


図 2.2-6 主要道路及び交通量観測地点

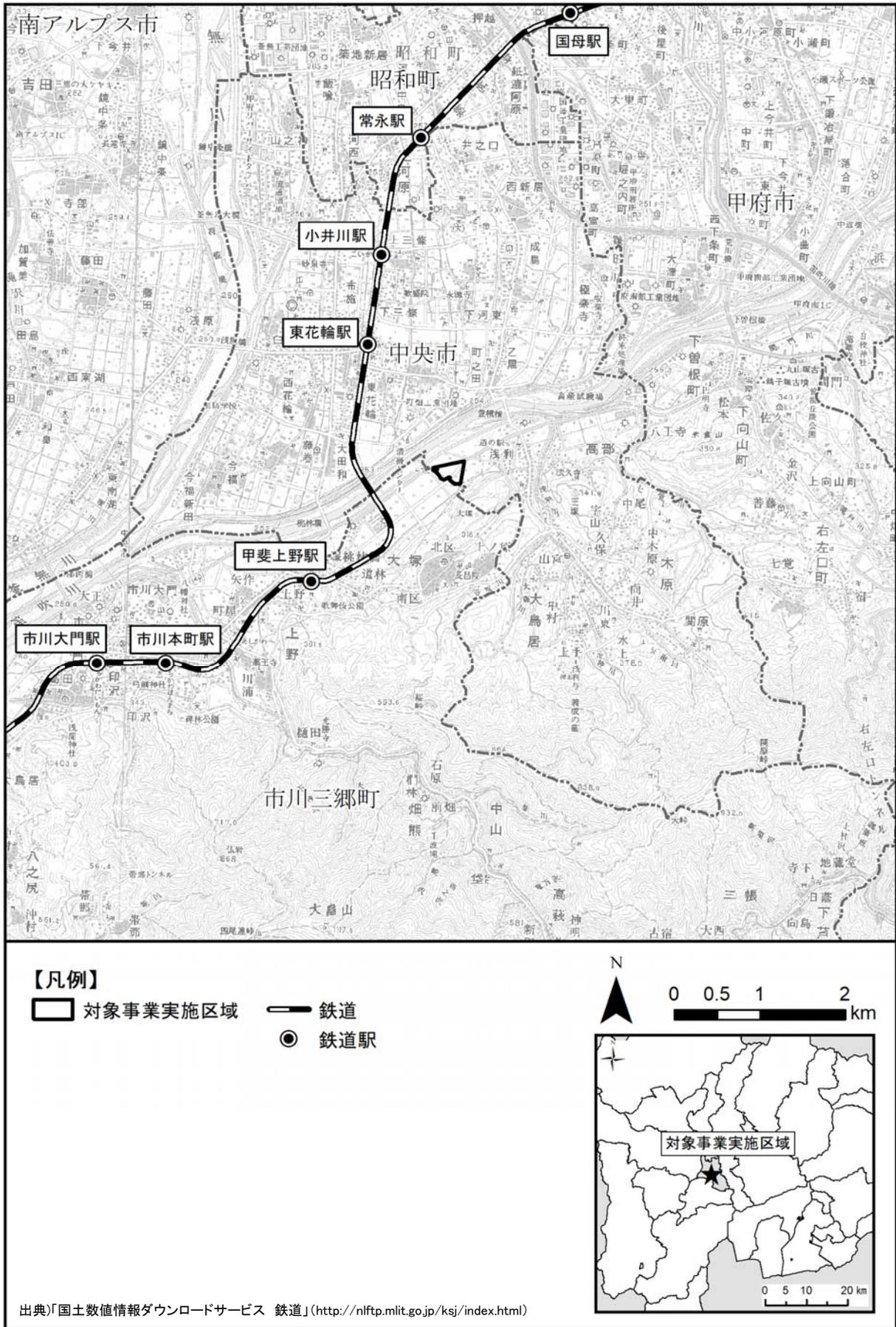


図 2.2-7 鉄道の状況

2.2.6 土地利用

(1) 地目別土地利用

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における地目別土地面積の状況を表 2.2-11 及び図 2.2-8 に、対象事業実施区域周辺における地目別土地利用を図 2.2-9 に示す。

対象事業実施区域の地目は、国土交通省が提供する「国土数値情報 ダウンロードサービス 土地利用 3 次メッシュデータ」によると、田（平成 26 年度現在）に該当する。

なお、中央市における地目別面積の構成比（平成 31 年 1 月 1 日現在）は、宅地が 34.0%と最も多く、次いで畑の 29.3%、田の 26.3%の順となっている。

表 2.2-11 地目別土地面積の状況

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

区分	項目	計	田	畑	宅地	山林	原野	その他
中央市	面積 (ha)	18,071	4,758	5,303	6,141	1,228	23	618
	構成比 (%)	100.0	26.3	29.3	34.0	6.8	0.1	3.4
甲府市	面積 (ha)	67,068	5,325	12,376	26,369	18,471	1,958	2,569
	構成比 (%)	100.0	7.9	18.5	39.3	27.5	2.9	3.8
笛吹市	面積 (ha)	85,895	2,568	36,402	14,774	26,070	1,500	4,580
	構成比 (%)	100.0	3.0	42.4	17.2	30.4	1.7	5.3
南アルプス市	面積 (ha)	61,257	9,540	23,077	15,637	10,103	360	2,539
	構成比 (%)	100.0	15.6	37.7	25.5	16.5	0.6	4.1
市川三郷町	面積 (ha)	31,884	2,212	7,762	3,696	17,100	625	489
	構成比 (%)	100.0	6.9	24.3	11.6	53.6	2.0	1.5
昭和町	面積 (ha)	6,627	1,416	479	4,130	-	3	599
	構成比 (%)	100.0	21.4	7.2	62.3	-	0.0	9.0
山梨県	面積 (ha)	1,317,028	103,621	261,006	175,075	647,917	67,858	61,554
	構成比 (%)	100.0	7.9	19.8	13.3	49.2	5.2	4.7

注 1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

注 2) 構成比は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

出典)「山梨県統計年鑑 平成 30 年」(やまなしの統計)

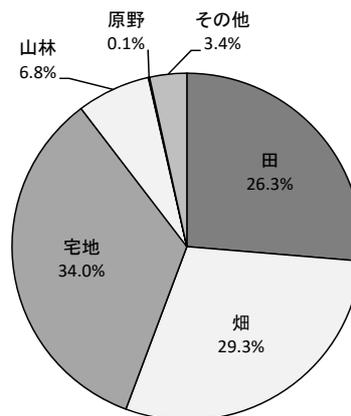


図 2.2-8 地目別土地面積の構成割合（中央市）

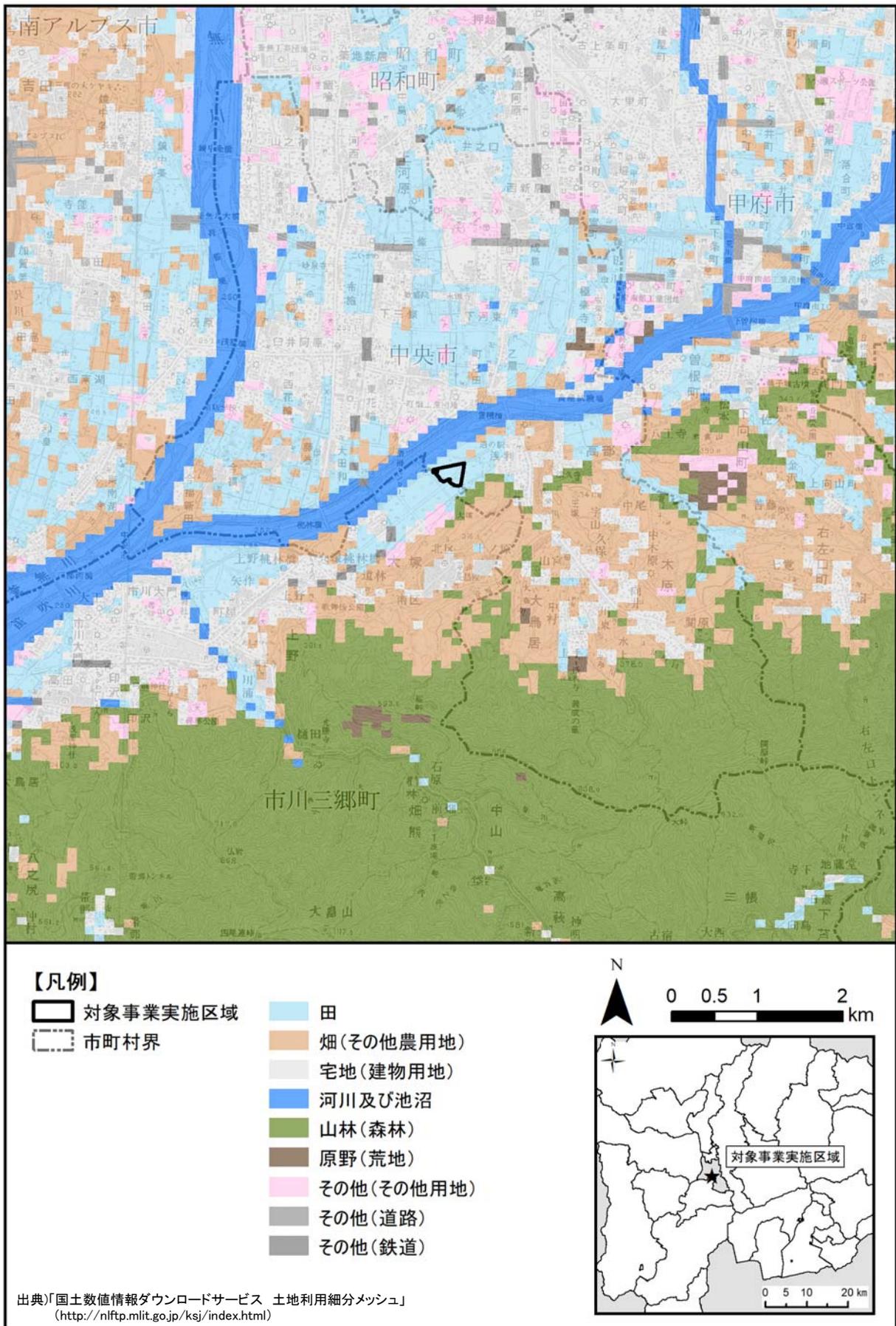


図 2.2-9 地目別土地利用

(2) 土地利用計画

対象事業実施区域周辺における都市計画区域の指定状況を図 2.2-10 に、用途地域の指定状況を図 2.2-11 に示す。

対象事業実施区域は、都市計画法に基づく都市計画区域内にあり、また、用途地域の定めのない地域となっている。

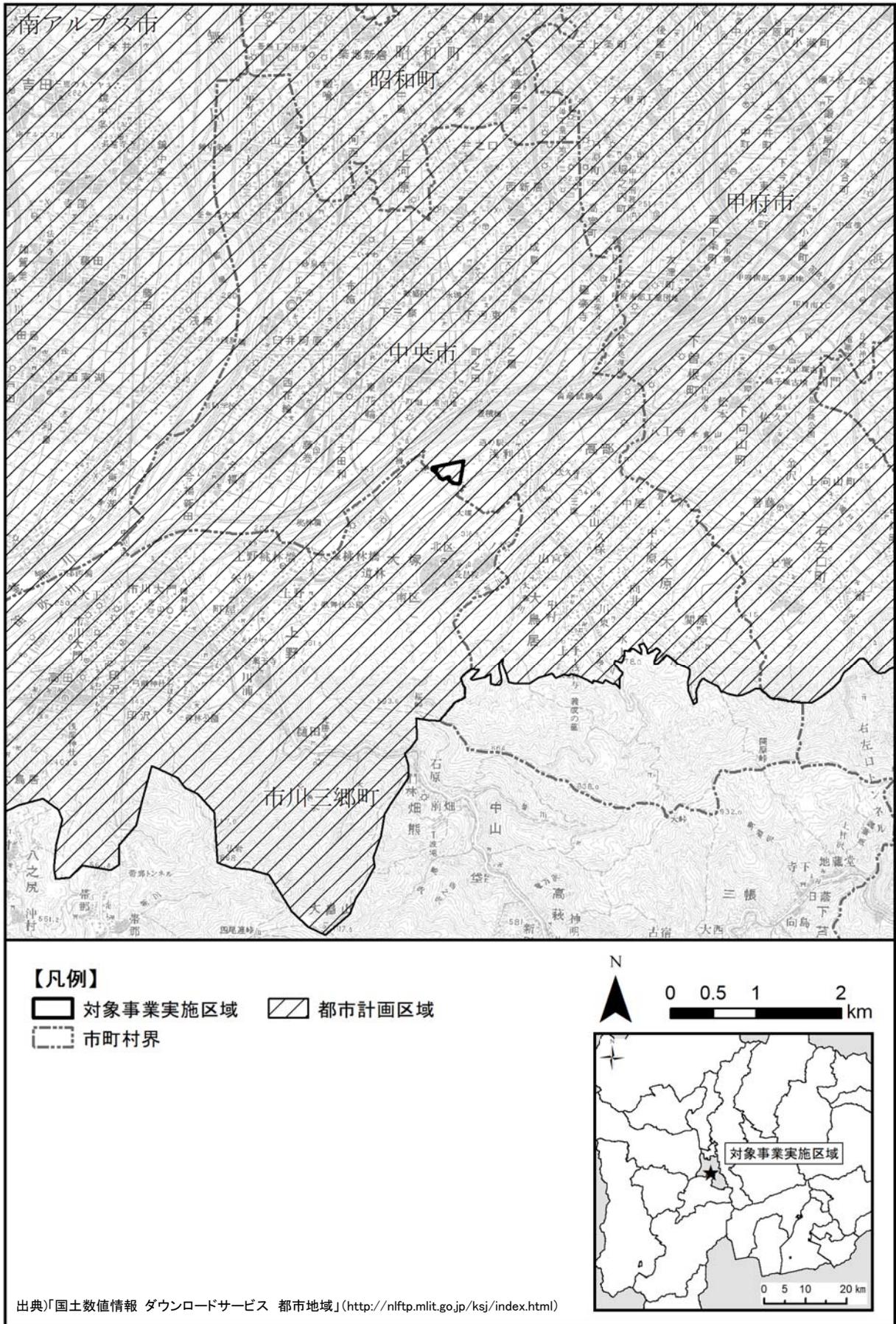


図 2.2-10 都市計画区域

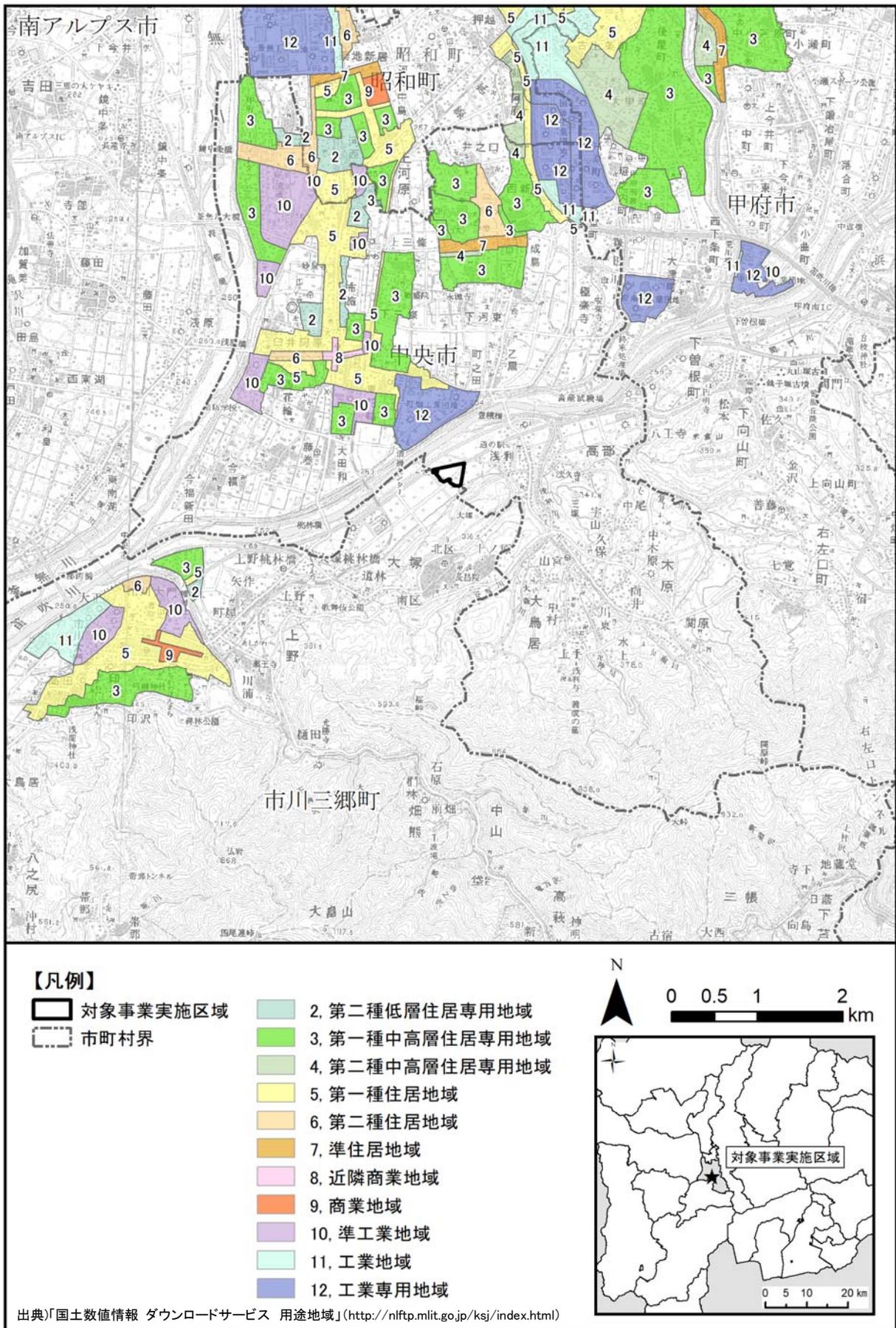


図 2.2-11 用途地域の指定状況

2.2.7 利 水

(1) 河 川

中央市の簡易水道事業における給水区域及び水源の位置図を図 2.2-12 に示す。

給水区域は南から北地域の第2・第4系統、中南地域の第1系統、西地域の第3系統に分けられており、山間部であるため各配水場から自然流下にて配水している。対象事業実施区域は第2排水系統に該当する。

また、対象事業実施区域周辺では、農業用水を笛吹川より大塚揚水機場及び浅利揚水機場を介して供給されている。

(2) 地下水

山梨県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例（平成24年12月）」を制定しており、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けている。

山梨県における過去5年間の揚水設備設置届出件数を表 2.2-12 に示す。中央市は中北林務環境事務所の管轄にあたり、令和元年の届出者数は4人である。

表 2.2-12 揚水設備設置届出件数

県の機関	管轄市町村	揚水機の吐出口の断面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
中北林務環境事務所	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	6cm ² 超 50cm ² 以下	12	6	7	4	5	4	98
		50cm ² 超	2	5	4	2	1	0	139
		合計	14	11	11	6	6	4	237
		届出者数	12	8	8	5	4	4	115
峡東林務環境事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	6cm ² 超 50cm ² 以下	2	0	5	10	5	3	47
		50cm ² 超	2	4	0	1	3	1	47
		合計	4	4	5	11	8	4	94
		届出者数	3	1	2	9	6	2	44
峡南林務環境事務所	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	6cm ² 超 50cm ² 以下	2	0	2	7	7	2	55
		50cm ² 超	4	0	1	12	11	0	64
		合計	6	0	3	19	18	2	119
		届出者数	5	0	3	5	2	2	42
富士・東部林務環境事務所	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	6cm ² 超 50cm ² 以下	3	5	3	6	0	0	71
		50cm ² 超	0	0	1	7	1	3	44
		合計	3	5	4	13	1	3	115
		届出者数	3	3	3	4	1	1	43
合計		6cm ² 超 50cm ² 以下	19	11	17	27	17	9	271
		50cm ² 超	8	9	6	22	16	4	294
		合計	27	20	23	49	33	13	565
		届出者数	23	12	16	23	13	9	244

出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)

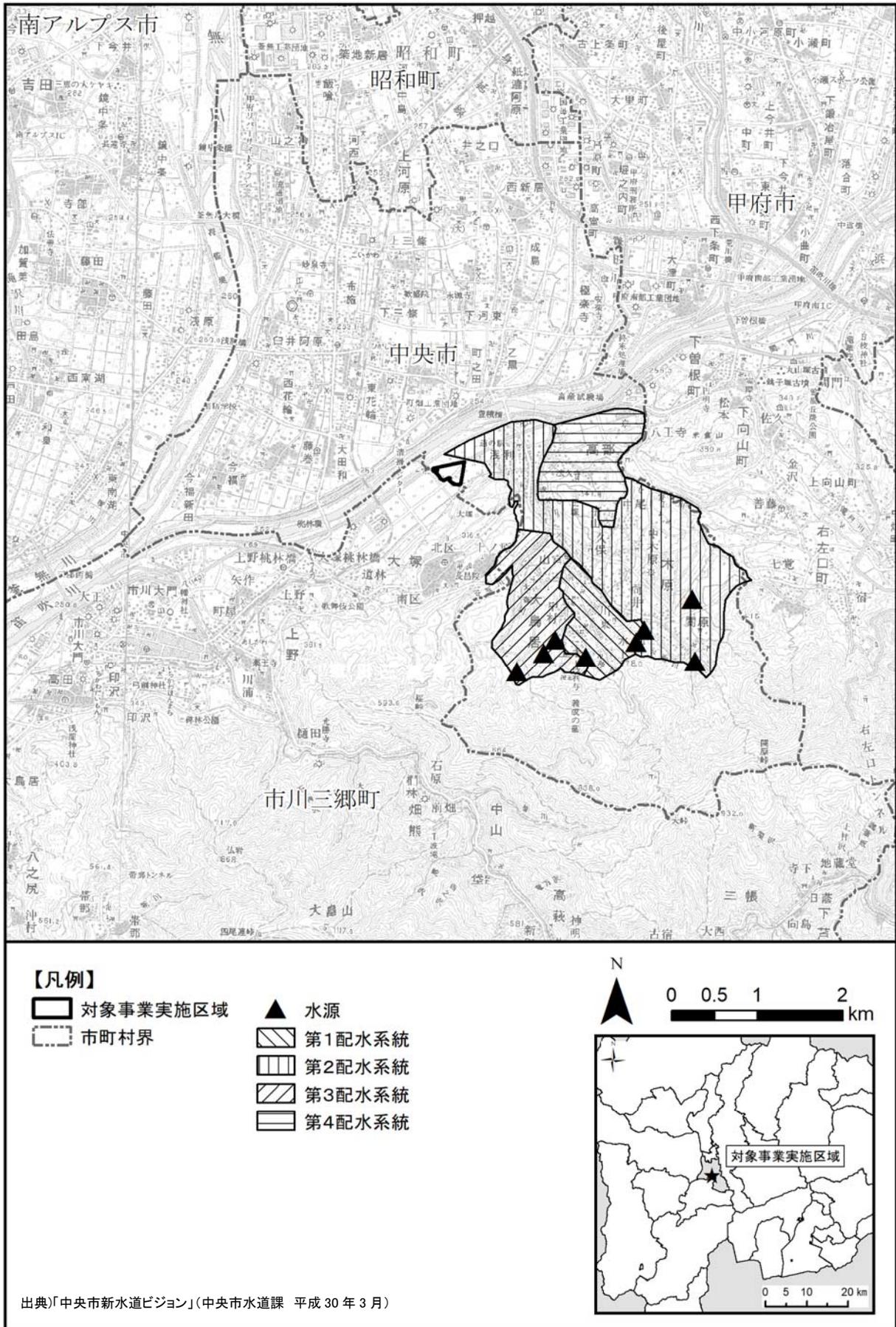


図 2.2-12 中央市の簡易水道事業給水区域

(3) 漁業権

対象事業実施区域周辺の漁業権の設定状況を表 2.2-13 に、漁場の区域を図 2.2-13 に示す。

対象事業実施区域周辺の河川には、山梨中央漁業協同組合及び富士川漁業協同組合の漁業権が設定されている。

表 2.2-13 漁業権の設定状況

漁業名称	項目	内容
山梨中央漁業協同組合	漁業公示番号	内共第 2 号
	漁業権対象種	アユ、アマゴ、ニジマス、イワナ、ウナギ、ウグイ、オイカワ、フナ、コイ
	漁場の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・釜無川の本流及び支流の一部 ・笛吹川の本流及び支流の一部 ・釜御勅使川及び坪川の本流及び支流（無川の合流点より上流） ・戸川の本流及び支流（富士川の合流点より上流）
富士川漁業協同組合	漁業公示番号	内共第 4 号
	漁業権対象種	アユ、アマゴ、ニジマス、イワナ、ウナギ、ウグイ、オイカワ、コイ
	漁場の区域	・富士川（釜無川を含む）の本流及び支流の一部

出典) 漁業協同組合ごとの遊漁規則と漁場図（山梨県ホームページ）

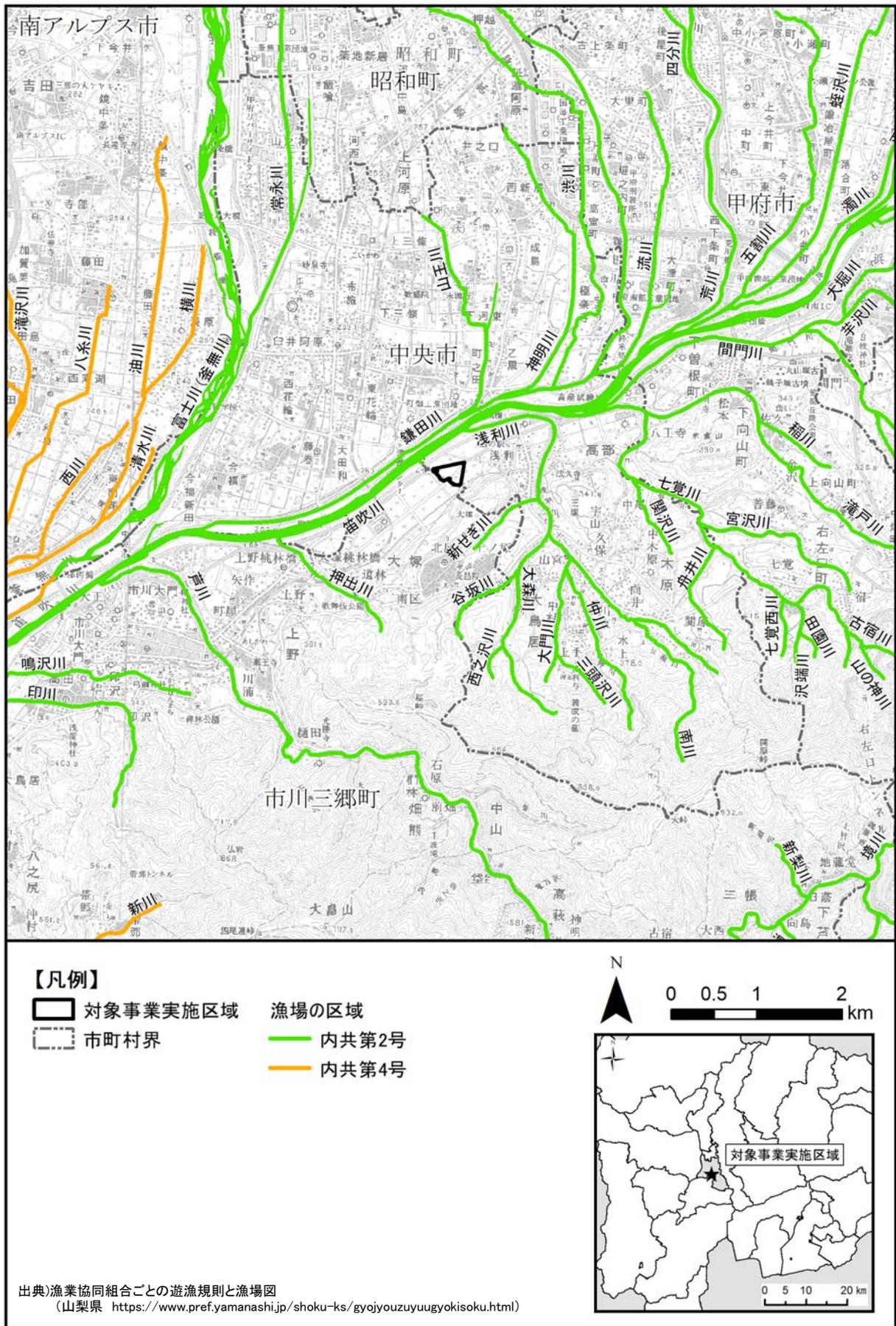


図 2.2-13 漁業権設定区域

2.2.8 環境保全施設等

(1) 環境保全施設

対象事業実施区域周辺の環境保全施設の分布状況を表 2.2-14(1)～(3)及び図 2.2-14に示す。

対象事業実施区域の周辺には、教育施設 38 施設、医療施設 7 施設、社会福祉施設等 60 施設の環境保全施設が分布している。

対象事業実施区域に最も近い環境保全施設は、北側約 500 m に位置する中巨摩地区広域事務組合老人福祉センター (No.12-3) である。

表 2.2-14(1) 対象事業実施区域周辺の環境保全施設 (1)

区分	No.	名称
教育施設	幼保連携こども園	1-1 みかさこども園
		1-2 わかば幼稚園
		1-3 ふるるこども園
		1-4 まみい・キッズこども園
	幼稚園	2-1 甲府大里幼稚園
		2-2 市川南幼稚園
		2-3 市川幼稚園
	小学校	3-1 市立三村小学校
		3-2 市立玉穂南小学校下河東分校
		3-3 市立田富北小学校
		3-4 市立豊富小学校
		3-5 市立玉穂南小学校
		3-6 市立田富小学校
		3-7 市立田富南小学校
		3-8 市立山城小学校
		3-9 市立大里小学校
		3-10 市立中道南小学校
		3-11 市立中道北小学校
		3-12 私立駿台甲府小学校
		3-13 市立若草小学校
		3-14 市立若草南小学校
		3-15 市立南湖小学校
		3-16 町立市川小学校
		3-17 町立上野小学校
		3-18 町立大塚小学校
		3-19 町立常永小学校
	中学校	4-1 市立城南中学校
		4-2 私立駿台甲府中学校
		4-3 組合立笛南中学校
		4-4 市立若草中学校
		4-5 市立玉穂中学校
		4-6 市立玉穂中学校下河東分校
		4-7 市立田富中学校
4-8 町立三珠中学校		
4-9 町立市川中学校		
高等学校	5-1 私立駿台甲府高等学校(今井校舎)	
	5-2 県立市川高等学校	
大学	6-1 山梨大学(医学部)	

出典：山梨県ホームページ

表 2.2-14(2) 対象事業実施区域周辺の環境保全施設 (2)

区分		No.	名称	
医療施設	病院及び病床数1以上の診療所	7-1	医療法人武川会武川病院	
		7-2	峡南医療センター企業団市川三郷病院	
		7-3	玉穂ふれあい診療所	
		7-4	甲府刑務所医務課診療所	
		7-5	国立大学法人山梨大学医学部附属病院	
		7-6	今井クリニック	
		7-7	赤岡整形外科医院	
社会福祉施設等	児童福祉施設等	保育所	8-1	市立玉穂保育園
			8-2	田富第二保育園
			8-3	田富北保育園
			8-4	田富第一保育園
			8-5	田富第三保育園
			8-6	豊富保育園
			8-7	甲南立正保育園
			8-8	社会福祉法人大鎌田保育園
			8-9	大里保育園
			8-10	町立中道保育園
			8-11	二川保育園
			8-12	たちばな保育園
			8-13	マコト愛児園
			8-14	若草保育園
			8-15	南湖第一保育園
			8-16	南湖第二保育園
			8-17	高田保育園
			8-18	三珠保育所
			8-19	市川保育所
			8-20	大塚保育所
			8-21	富士見保育所
			8-22	押原保育園
			8-23	上河東保育園
			8-24	常永保育園
児童福祉施設等	児童館	9-1	玉穂中央児童館	
		9-2	玉穂西部児童館	
		9-3	田富わんぱく児童館	
		9-4	田富杉の子児童館	
		9-5	豊富児童館	
		9-6	玉穂北部児童館	
		9-7	田富中央児童館	
		9-8	田富ひばり児童館	
		9-9	田富すみれ児童館	
		9-10	なかみちふれあい館	
		9-11	若草町立なかよし児童館	
		9-12	つくし児童館	
		9-13	ひかりの家学園	
		9-14	昭和町常永児童館	

出典：国土数値情報・医療機関データ及び国土数値情報・公共施設データ
 (現在は名称変更、統廃合等している施設がある。)

表 2.2-14(3) 対象事業実施区域周辺の環境保全施設 (3)

区分		No.	名称	
社会福祉施設等	特別養護老人ホーム	10-1	社会福祉法人千歳会 花菱荘	
		10-2	社会福祉法人喜栄会 田富荘	
		10-3	社会福祉法人大寿会 快晴苑	
	軽費老人ホーム	11-1	ケアハウスパンセ	
	老人福祉センター	12-1	田富町福祉センター	
		12-2	中道町立老人福祉センター	
		12-3	中巨摩地区広域事務組合老人福祉センター	
		12-4	市川大門町老人福祉センター	
	在宅介護支援センター	13-1	田富荘在宅介護支援センター	
		13-2	花菱在宅介護支援センター	
		13-3	市川大門町在宅介護支援センター	
	通所介護施設	14-1	シルクの里デイサービスセンター	
	保健福祉施設等	15-1	中央市立玉徳勤労健康管理センター	
		15-2	中央市立田富福祉公園コミュニティセンター	
		15-3	中央市立豊富健康福祉センター	
		15-4	中央市大鳥居ふれあいプラザ	
	障害者支援施設等	障害者支援施設	16-1	中央市・昭和町障がい者相談支援センター
			16-2	きぼうの家
			16-3	ピース工房なかみち
			16-4	ジリツアカデミー
16-5			velwands 甲府	
身体障害者更生援護施設		17-1	ワークハウスみどりの家	

出典：国土数値情報・公共施設データ（現在は名称変更、統廃合等している施設がある。）

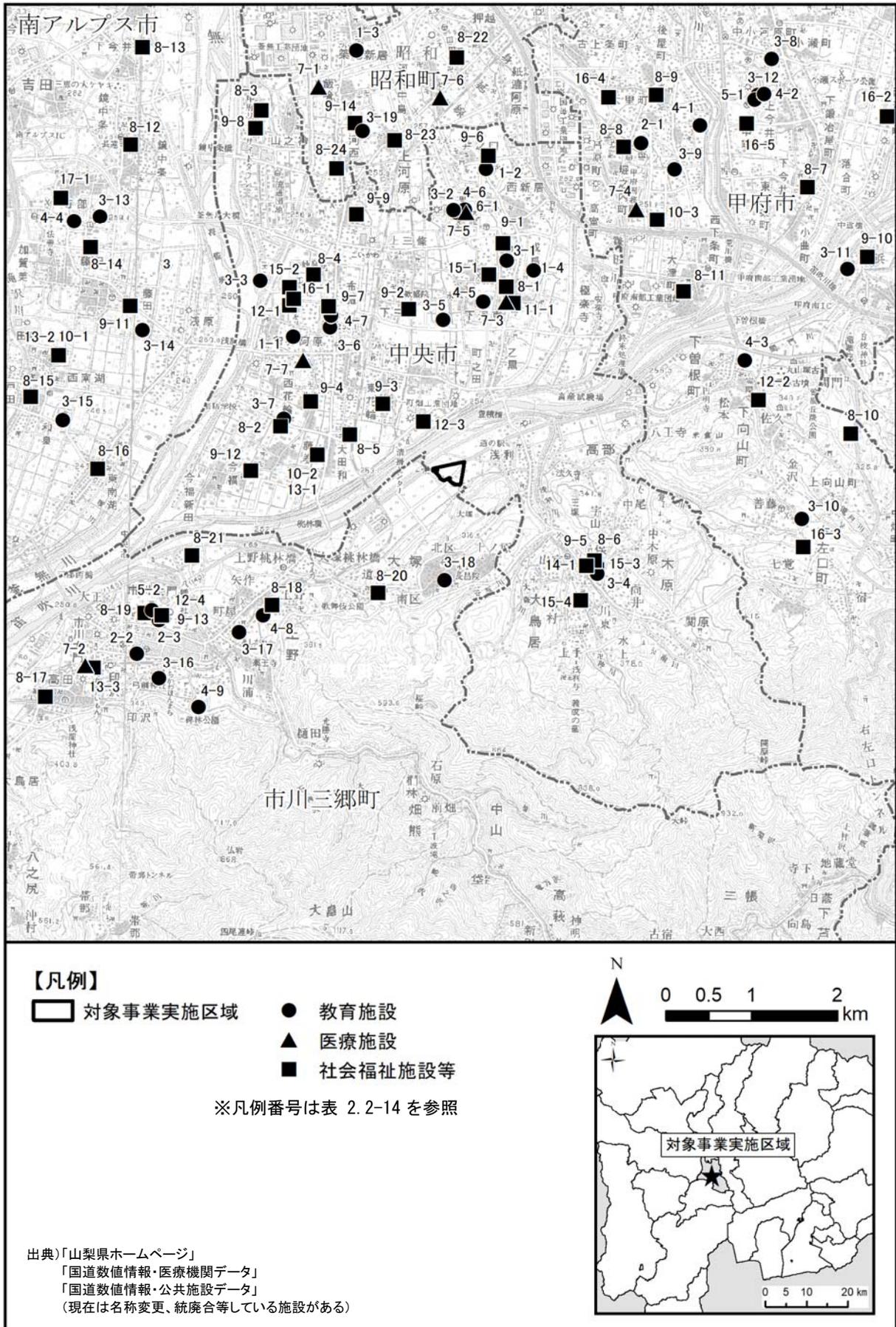


図 2.2-14 環境保全施設の分布状況

(2) 住宅等

対象事業実施区域の東には中央市の浅利地区の集落があり、そのなかで最も対象事業実施区域に近い住宅までの距離は約 330m である。南側には市川三郷町の大塚地区の集落があり、最も近い住宅までの距離は約 750m である。西側は 140 号沿いに約 1km 離れた所に戸建て住宅と集合住宅が存在している。北側は笛吹川と鎌田川の先に一町畑工業団地があり、その工業団地の西側に東花輪の住宅地が存在する。最寄りの住宅までの距離は約 750m である。

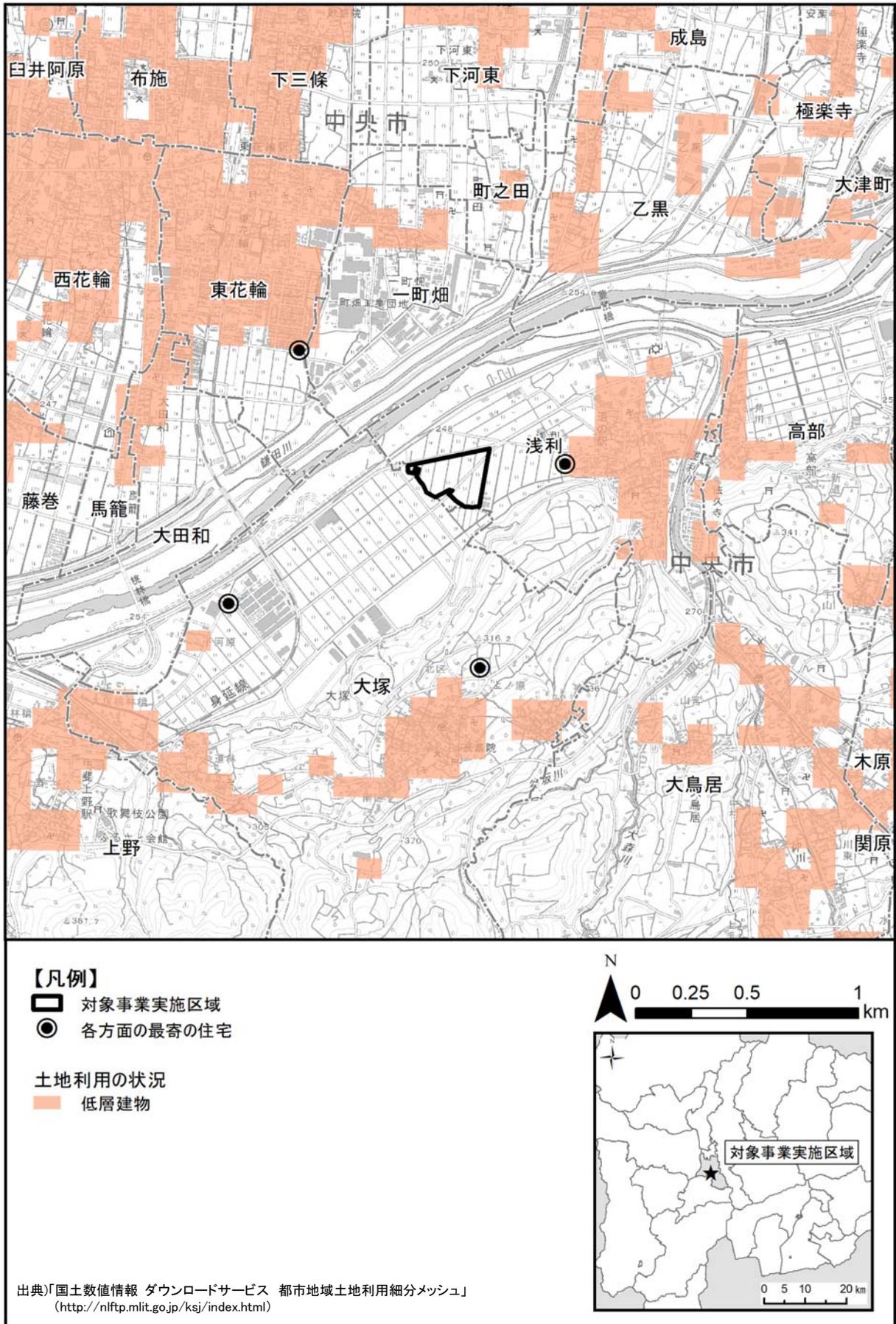


図 2.2-15 住宅の分布状況

2.2.9 下水道等

(1) 下水道

山梨県内の下水道の区域図を図 2.2-16 に、中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県全体における下水道の普及状況を表 2.2-15 に示す。

対象事業実施区域は釜無川流域下水道の区域内にある。中央市の下水道普及率（令和2年3月31日現在）は、64.3%である。

表 2.2-15 下水道の普及状況

(令和2年3月31日現在)

区 分	下水道名	行政区域 内総人口 (人) (A)	処理区域 内人口 (人) (B)	下水道 使用人口 (人) (B)	普及率 (%) (B)/(A)	水洗化率 (%)
中央市	釜無川流域下水道	31,006	19,951	17,325	64.3	86.8
甲府市 峡東	峡東流域下水道	29,937	16,459	13,731	55.0	83.4
甲府市 単独	単独公共下水道	181,883	176,788	175,014	97.2	99.0
笛吹市	峡東流域下水道	68,924	42,135	41,467	61.1	98.4
南アルプス市	釜無川流域下水道	71,417	35,639	31,633	49.9	88.8
市川三郷町 釜無	釜無川流域下水道	12,813	11,049	9,260	86.2	83.8
市川三郷町 単独	単独公共下水道	2,794	2,545	2,138	91.1	84
昭和町 釜無	釜無川流域下水道	18,293	15,489	15,106	84.7	97.5
昭和町 甲府	単独公共下水道	2,158	2,158	2,029	100	94
山梨県	-	822,769	547,726	494,522	66.6	90.3

注) 太枠は、本事業の該当(中央市)を示す。

出典)「令和元年度末下水道処理人口普及率等一覧」(山梨県ホームページ)



出典)「山梨県の下水道 令和2年度版」(山梨県県土整備部都市計画課下水道質)

図 2.2-16 下水道の区域図

(2) 農業集落排水処理施設

中央市、市川三郷町における農業集落排水処理施設及び排水処理区域について表 2.2-16 に示す。

中央市には、農業集落排水処理施設が 5 か所ある。対象事業実施区域の東側には浅利地区農業集落排水処理施設が近接している。

表 2.2-16 農業集落排水処理施設及び排水処理区域

市町村	施設の名称	施設の位置	排水処理区域
中央市	中尾宇山地区農業集落排水処理施設	中央市木原 1504 番地 2	中尾・宇山地区
	浅利川東部地区農業集落排水処理施設	中央市大鳥居 4370 番地 1	関原・向井木原・中木原・久保(浅利川左岸を除く。)の地区
	浅利川西部地区農業集落排水処理施設	中央市大鳥居 2991 番地 2	上手・水上・中村・川東・山宮・久保(浅利川右岸を除く。)の地区
	浅利地区農業集落排水処理施設	中央市浅利 192 番地	浅利地区
	浅利地区第 2 農業集落排水処理施設	中央市高部 153 番地 1	角川・高部・新道・神明地区
市川三郷町	下芦川農業集落排水処理施設	下芦川 630 番地 1	大字下芦川地内
	高萩・垈・中山農業集落排水処理施設	中山 891 番地 1	大字高萩・垈・中山地内
	藤田地区農業集落排水処理施設	山保 2316 番地 1	大字山保字居屋敷・家ノ脇地内

注) 太枠は、本事業の該当(中央市)を示す。

出典) 中央市農業集落排水処理施設条例(平成 25 年 4 月 1 日施行)

市川三郷町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(令和元年 10 月 1 日施行)

(3) 上水道

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県における上水道の普及状況を表 2.2-17 に示す。

中央市における上水道の普及状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）は、98.9%である。

表 2.2-17 上水道の普及状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

区 分	総人口 (人) (A)	現在供給人口 (千人)				普及率 (%) (B)/(A)
		上水道	簡易水道	専用水道 (自己水源のみ)	合計 (B)	
中央市	30,804	16,751 10,343	3,374	—	30,468	98.9
甲府市	187,868	187,262	344	—	187,606	99.9
笛吹市	69,436	67,346	1,534	—	68,880	99.2
南アルプス市	71,602	71,003	285	—	71,288	99.6
市川三郷町	15,810	8,718	7,050	—	15,768	99.7
昭和町	20,277	19,205	—	—	19,205	94.7
山梨県	828,496	665,757	145,367	3,074	814,198	98.3

注 1) 太枠は、本事業の該当（中央市）を示す。

注 2) 上水道、簡易水道の上段は公営、下段はその他を示す。

出典)「平成 30 年度水道統計」(山梨県ホームページ)

2.2.10 環境の状況

(1) 大気質

対象事業実施区域周辺に位置する大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（一般局）の南アルプスと自動車排出ガス測定局（自排局）の国母自排局の2局であり、大気汚染状況を常時監視している。

大気汚染常時監視測定局の概要を表 2.2-18 に、位置を図 2.2-17 に示す。

表 2.2-18 対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局の概要

測定局名	区分	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類
南アルプス	一般局	—	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—
国母自排	自排局	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—

注) 表中の○は、測定を実施している項目を示す。

出典) 「環境省大気汚染物質広域監視システム」(環境省ホームページ)

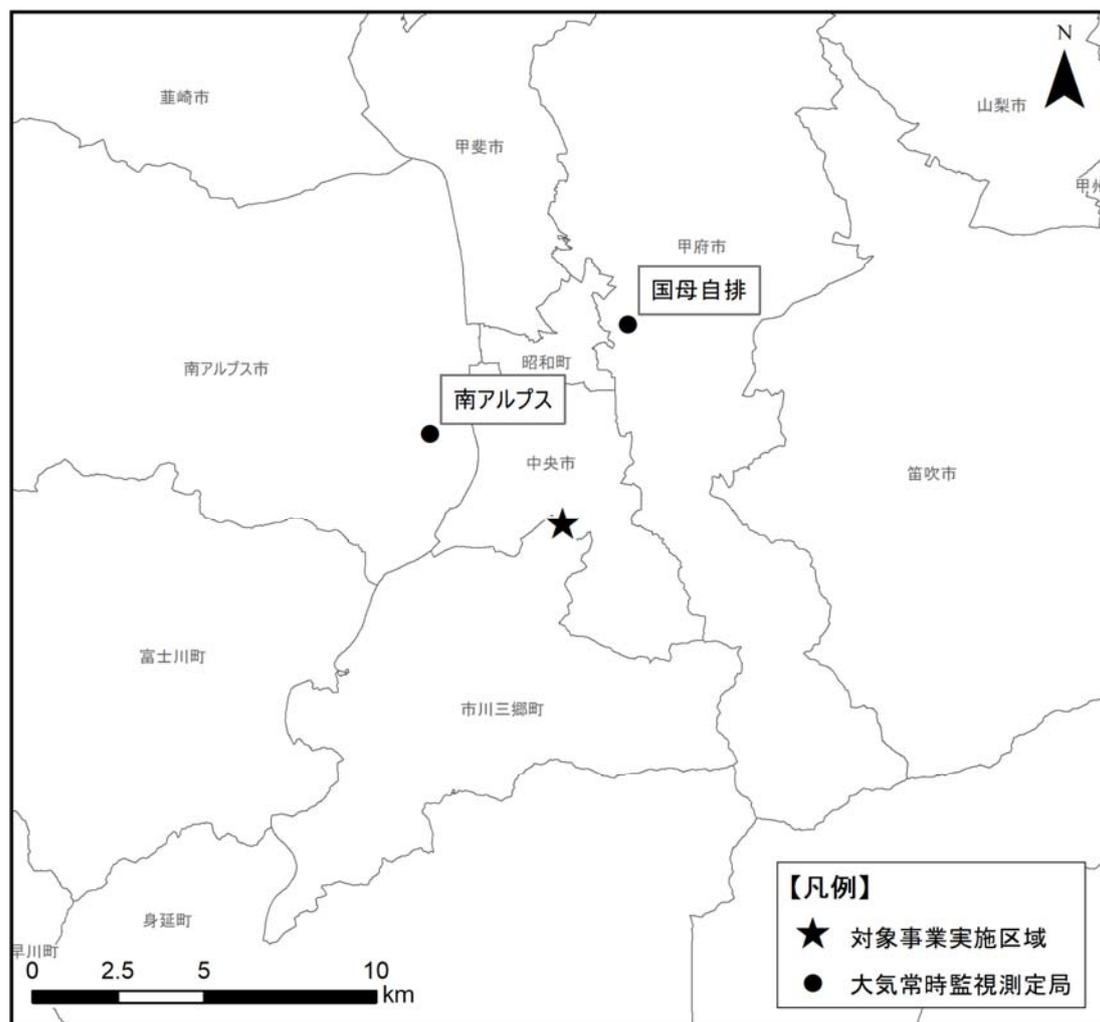


図 2.2-17 大気汚染常時監視測定局の位置

1) 二酸化硫黄 (SO₂)

対象事業実施区域周辺の測定局では、二酸化硫黄の測定は行われていない。

2) 二酸化窒素 (NO₂)

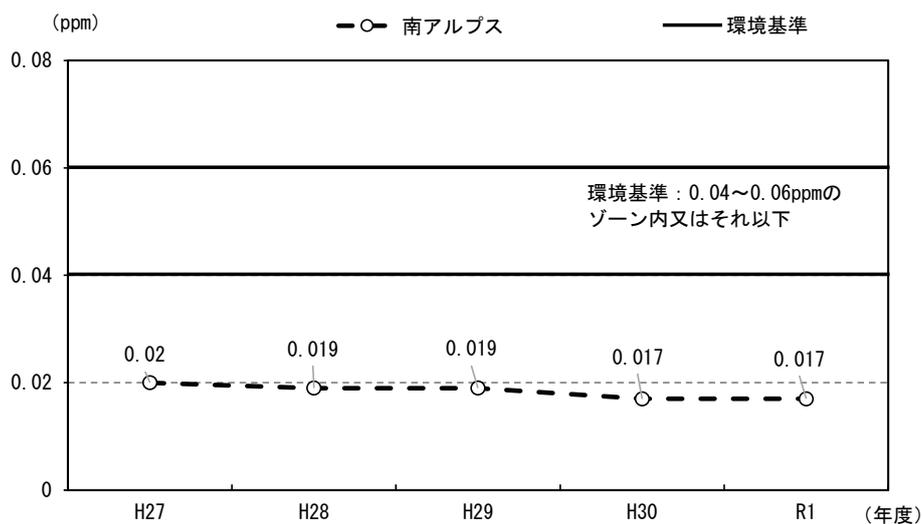
令和元年度の二酸化窒素の測定結果は表 2.2-19 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の年間98%値の推移は図 2.2-18 に示すとおりであり、おおむね横ばいで推移している。

表 2.2-19 二酸化窒素測定結果（令和元年度）

測定局名称	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否 (長期的評価)
	ppm	ppm	
南アルプス	0.005	0.017	適

出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)



出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)

図 2.2-18 二酸化窒素濃度の推移（年間98%値）

3) 一酸化炭素 (CO)

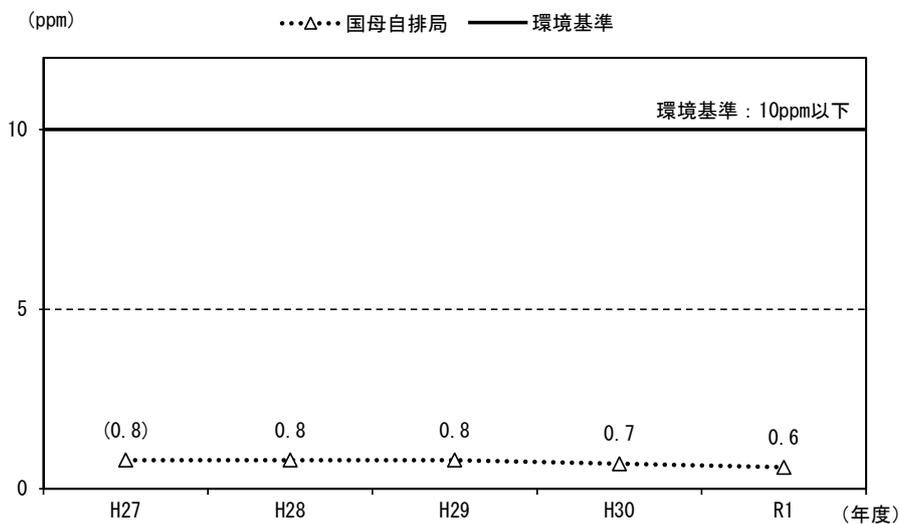
令和元年度の一酸化炭素の測定結果は表 2.2-20 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去5年間(平成27年度～令和元年度)の日平均値の2%除外値の推移は図 2.2-19 に示すとおりであり、おおむね横ばいで推移している。

表 2.2-20 一酸化炭素測定結果 (令和元年度)

測定局名称	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適否 (長期的評価)
	ppm	ppm	
国母自排	0.4	0.6	適

出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)



出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)

図 2.2-19 一酸化炭素濃度の推移 (日平均値の2%除外値)

4) 光化学オキシダント (O_x)

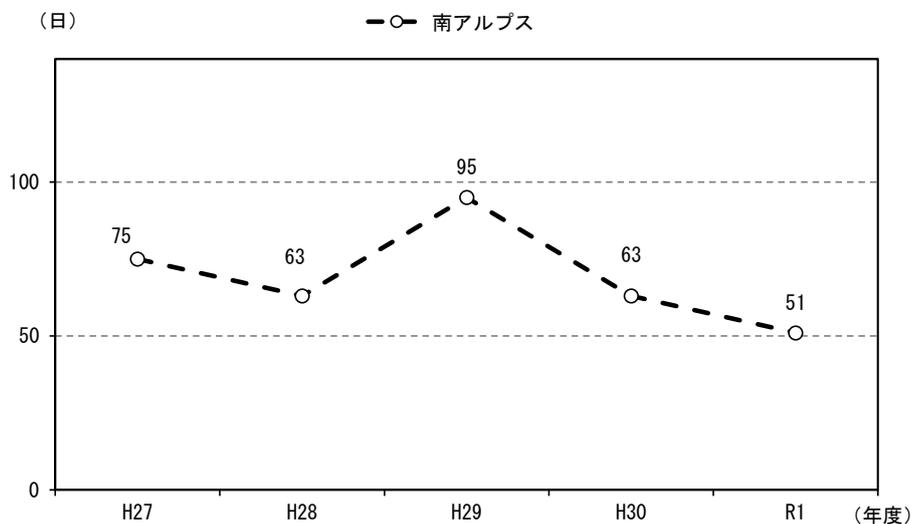
令和元年度の光化学オキシダントの測定結果は表 2.2-21 に示すとおりであり、環境基準に適合していない。

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数の推移は図 2.2-20 に示すとおりであり、平成29年度以降、減少傾向を示している。

表 2.2-21 光化学オキシダント測定結果（令和元年度）

測定局名称	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	環境基準の適否 (短期的評価)
	日	日	
南アルプス	51	0	否

出典) 令和2年度版 やまなしの環境2020 (山梨県)



出典) 令和2年度版 やまなしの環境2020 (山梨県)

図 2.2-20 光化学オキシダント濃度の推移
(昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数)

5) 非メタン炭化水素 (NMHC)

対象事業実施区域周辺の測定局では、非メタン炭化水素の測定は行われていない。

6) 浮遊粒子状物質 (SPM)

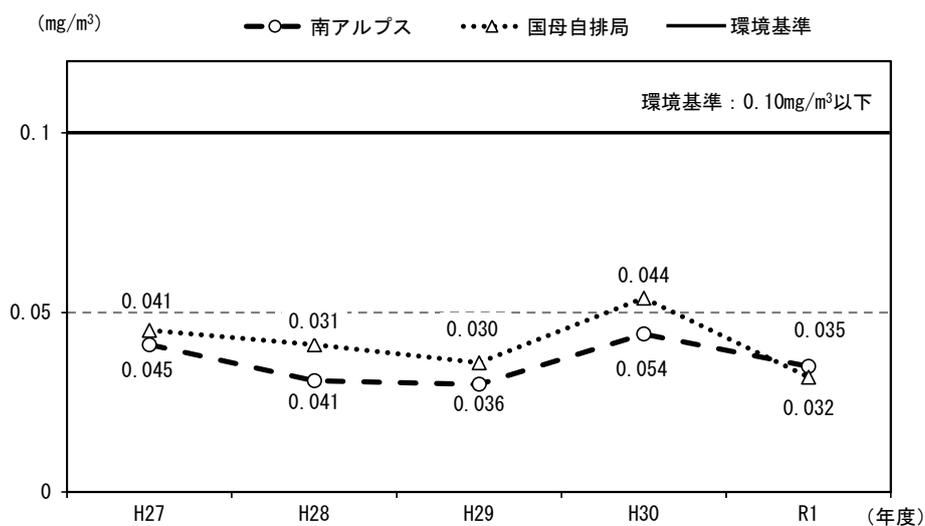
令和元年度の浮遊粒子状物質の測定結果は表 2.2-22 に示すとおりであり、掛川市役所大東支所においては環境基準に適合している。

過去5年間(平成27年度～令和元年度)の日平均値の2%除外値の推移は図 2.2-21 に示すとおりであり、平成30年度に増加したが、令和元年度は減少している。

表 2.2-22 浮遊粒子状物質測定結果 (令和元年度)

測定局名称	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適否 (長期的評価)
	mg/m ³	mg/m ³	
南アルプス	0.012	0.035	適
国母自排	0.012	0.032	適

出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)



出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)

図 2.2-21 浮遊粒子状物質濃度の推移 (日平均の2%除外値)

7) 微小粒子状物質 (PM2.5)

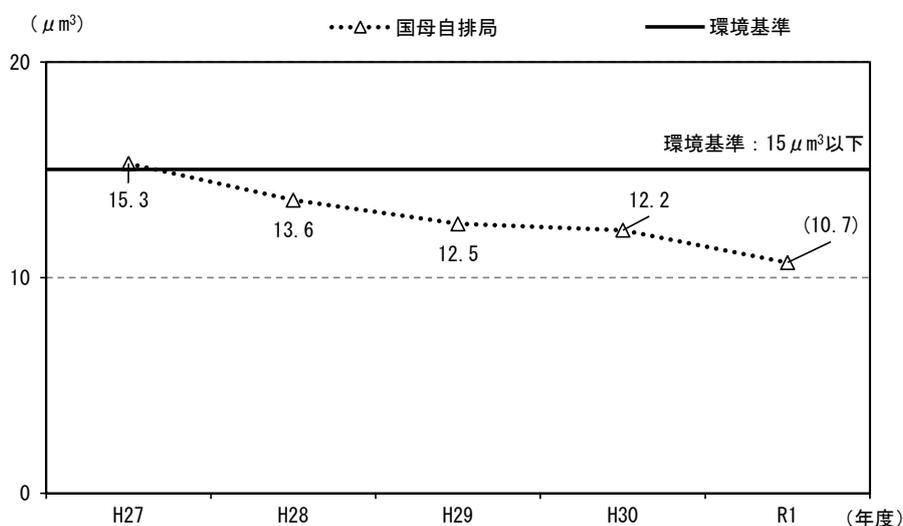
令和元年度の微小粒子状物質の測定結果は表 2.2-23 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の1年平均値と1日平均値の年間98%除外値の推移は図 2.2-22(1)～(2)に示すとおりであり、1年平均及び年間98%除外値はおおむね減少傾向で推移している。

表 2.2-23 微小粒子状物質測定結果（令和元年度）

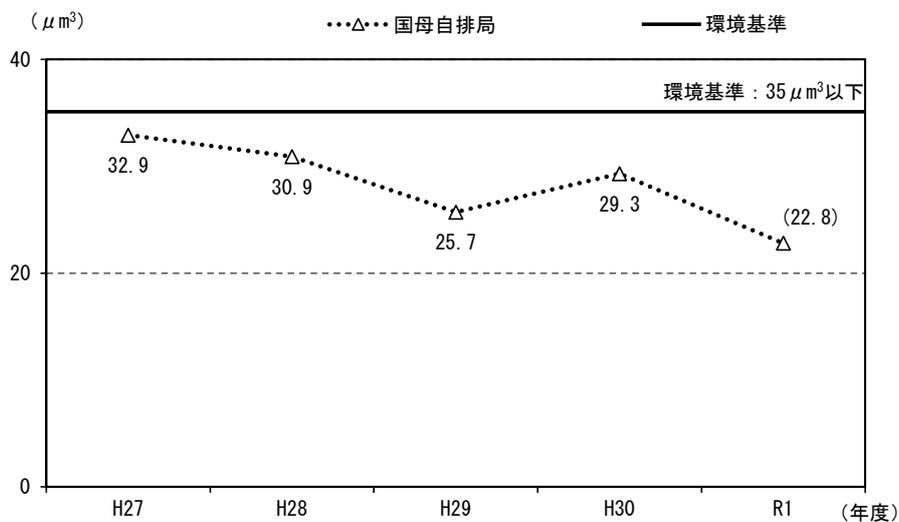
測定局名称	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	長期的評価	短期的評価
国母自排	10.7	22.8	適	適

出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)



出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)

図 2.2-22(1) 微小粒子状物質濃度の推移 (1年平均値)



出典) 令和2年度版 やまなしの環境 2020 (山梨県)

図 2.2-22(2) 微小粒子状物質濃度の推移 (1日平均値の年間98%除外値)

8) ダイオキシン類 (DXNs)

対象事業実施区域に最も近いダイオキシン類の大気汚染常時監視測定局は、甲府富士見局である。甲府富士見局の位置を図 2.2-23 に示す。

令和元年度のダイオキシン類の測定結果は表 2.2-24 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の年平均値の推移は図 2.2-24 に示すとおり、ほぼ横ばいで推移している。

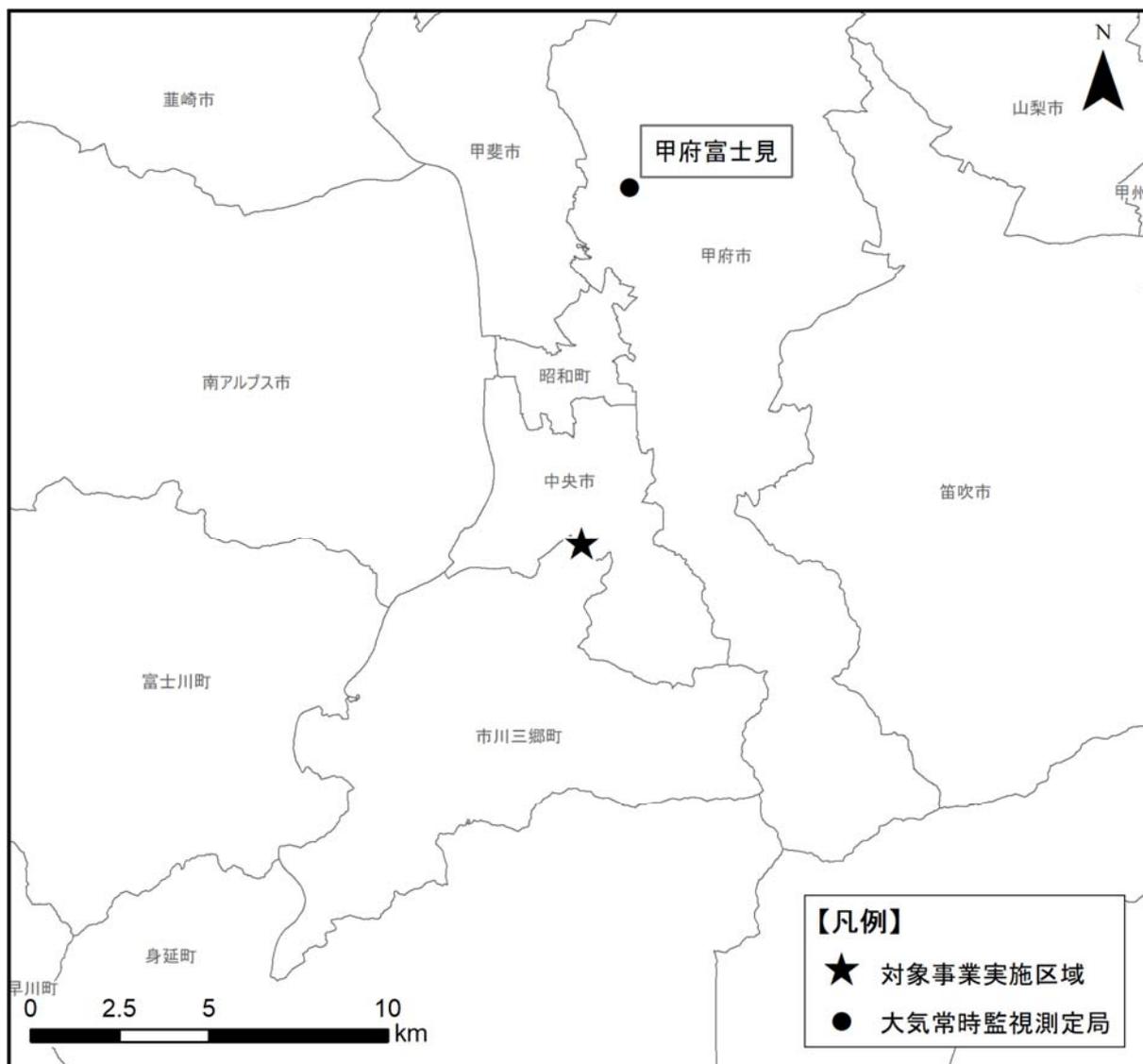
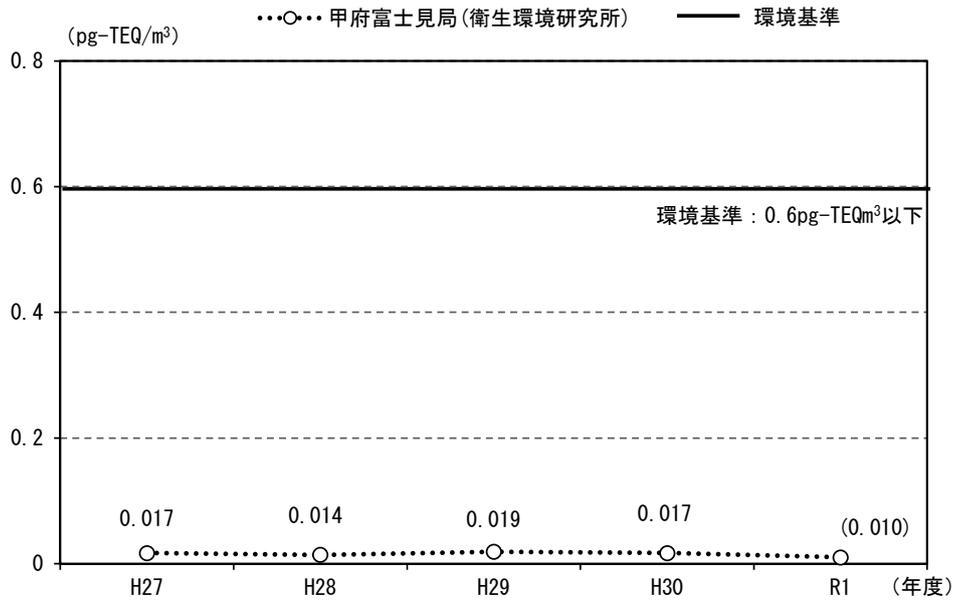


図 2.2-23 大気汚染常時監視測定局（ダイオキシン類）の位置

表 2.2-24 ダイオキシン類測定結果（令和元年度）

測定局名称		年平均値	環境基準の適否
		pg-TEQ/m ³	
甲府富士見(衛生環境研究所)	定点	0.01	適

出典)「令和2年度版やまなしの環境2020」(山梨県ホームページ)



出典) 令和2年度版 やまなしの環境2020 (山梨県)

図 2.2-24 ダイオキシン類濃度の推移（大気）

(2) 騒音

対象事業実施区域周辺における自動車騒音の常時監視結果を表 2.2-25 に、調査地点の位置図を図 2.2-25 に示す。

笛吹市境川町寺尾（2018 年度）の夜間、中央市浅利（2018 年度）の昼間と夜間、市川三郷町市川大門（2015 年度）の昼間と夜間、市川三郷町高田（2015 年度）の昼間と夜間において環境基準を超過していた。

表 2.2-25 既存資料調査結果（自動車騒音）

No.	路線名	調査地点	年度	時間区分	調査結果	環境基準	
					等価騒音レベル (L _{Aeq})	基準値	適合状況 (○:適合、×:不適合)
1	一般国道 140 号	中央市大田和	2019	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
2	甲府市川三郷線	中央市布施	2019	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
3	南アルプス甲斐線	南アルプス市藤田	2019	昼間	67 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
4	中央自動車道田宮線	甲府市西下条町	2019	昼間	58 dB	70 dB	○
				夜間	51 dB	65 dB	○
5	甲府市川三郷線	中央市山之神	2018	昼間	65 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
6	甲斐中央右左口線	中央市成島	2018	昼間	67 dB	70 dB	○
				夜間	61 dB	65 dB	○
7	甲斐中央右左口線	甲府市右左口町	2018	昼間	63 dB	70 dB	○
				夜間	56 dB	65 dB	○
8	一般国道 358 号	笛吹市境川町寺尾	2018	昼間	70 dB	70 dB	○
				夜間	66 dB	65 dB	×
9	中央自動車道田宮線	中央市中楯	2017	昼間	63 dB	70 dB	○
				夜間	56 dB	65 dB	○
10	韮崎南アルプス中央線	中央市東花輪	2017	昼間	67 dB	70 dB	○
				夜間	60 dB	65 dB	○
11	一般国道 140 号	中央市浅利	2016	昼間	72 dB	70 dB	×
				夜間	68 dB	65 dB	×
12	韮崎南アルプス中央線	中央市白井阿原	2016	昼間	53 dB	70 dB	○
				夜間	44 dB	65 dB	○
13	甲斐中央右左口線	甲府市大里町	2016	昼間	70 dB	70 dB	○
				夜間	64 dB	65 dB	○
14	甲府市川三郷線	昭和町河東中島	2016	昼間	69 dB	70 dB	○
				夜間	64 dB	65 dB	○
15	一軒茶屋荊沢線	南アルプス市西南湖	2016	昼間	66 dB	70 dB	○
				夜間	58 dB	65 dB	○
16	甲斐中央右左口線	中央市浅利	2015	昼間	66 dB	70 dB	○
				夜間	59 dB	65 dB	○
17	韮崎南アルプス中央線	中央市布施	2015	昼間	63 dB	70 dB	○
				夜間	59 dB	65 dB	○
18	甲府市川三郷線	市川三郷町上野	2015	昼間	66 dB	70 dB	○
				夜間	59 dB	65 dB	○
19	一般国道 140 号	市川三郷町市川大門	2015	昼間	72 dB	70 dB	×
				夜間	67 dB	65 dB	×
20	市川三郷富士川線	市川三郷町高田	2015	昼間	71 dB	70 dB	×
				夜間	66 dB	65 dB	×

注 1) 同じ調査地点名でも年度によって調査場所が異なる。

注 2) 表中の時間区分は、環境基準における昼間 6～22 時、夜間 22～翌 6 時を示す。

資料) 「全国自動車交通騒音マップ（環境 GIS 自動車交通騒音実態調査報告）」（国立環境研究所）

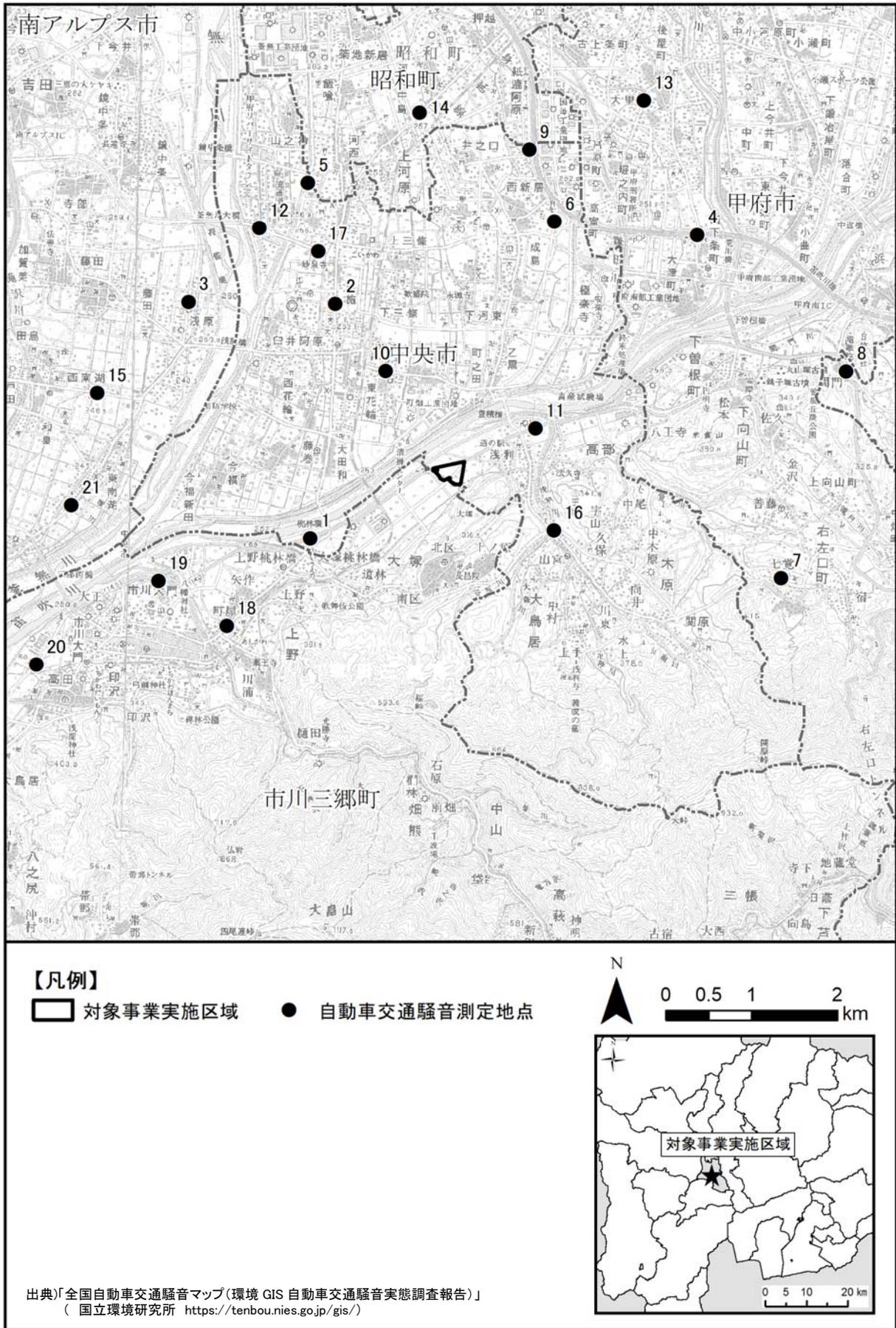


図 2.2-25 自動車交通騒音の測定地点

(3) 振 動

対象事業実施区域周辺においては、近年、環境振動及び道路交通振動の調査は行われていない。

(4) 悪 臭

対象事業実施区域周辺においては、近年、悪臭の調査は行われていない。

(5) 水質（河川）

中央市における対象事業実施区域周辺の令和元年度の河川水質調査結果（生活環境項目）を表 2.2-26 に、各水質調査地点を図 2.2-26 に示す。また、過去 5 年間の経年変化を図 2.2-27～図 2.2-30 に示す。

その他、対象事業実施区域周辺における河川水質調査結果（健康項目測定結果）を表 2.2-27 に、ダイオキシン類測定結果を表 2.2-28 に示す。

令和元年度の生活環境項目については、全ての項目及び調査地点で環境基準に適合している。

また、過去 5 年間の経年変化でも、全ての地点及び年度で環境基準に適合している。

健康項目及びダイオキシン類については、全ての項目が環境基準に適合している。

なお、対象事業実施区域周辺における河川の環境基準の類型指定状況は、笛吹川下流が A 類型、荒川下流及び鎌田川が B 類型、濁川が C 類型となっている。

表 2.2-26 令和元年度の河川水質調査結果（生活環境項目）

No.	河川名	調査地点	環境基準 類型	水素イオン 濃度 (pH)	浮遊物質 量 (SS)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)
				—	mg/L	mg/L	mg/L
1	笛吹川下流	桃林橋	河川 A	7.6	7.3	1.3	9.2
2		三郡東橋	河川 A	7.6	8.8	1.1	9.0
3	濁川	濁川橋	河川 C	7.6	15.6	1.7	8.0
4	荒川下流	二川橋	河川 B	8.1	6.0	1.5	10.1
5	鎌田川	高室橋	河川 B	7.8	8.8	1.5	9.5
6		鎌田川流末	河川 B	7.8	15.5	1.1	9.3

出典)「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

(山梨県 <https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/r2suisitusokuteikekka.html>)

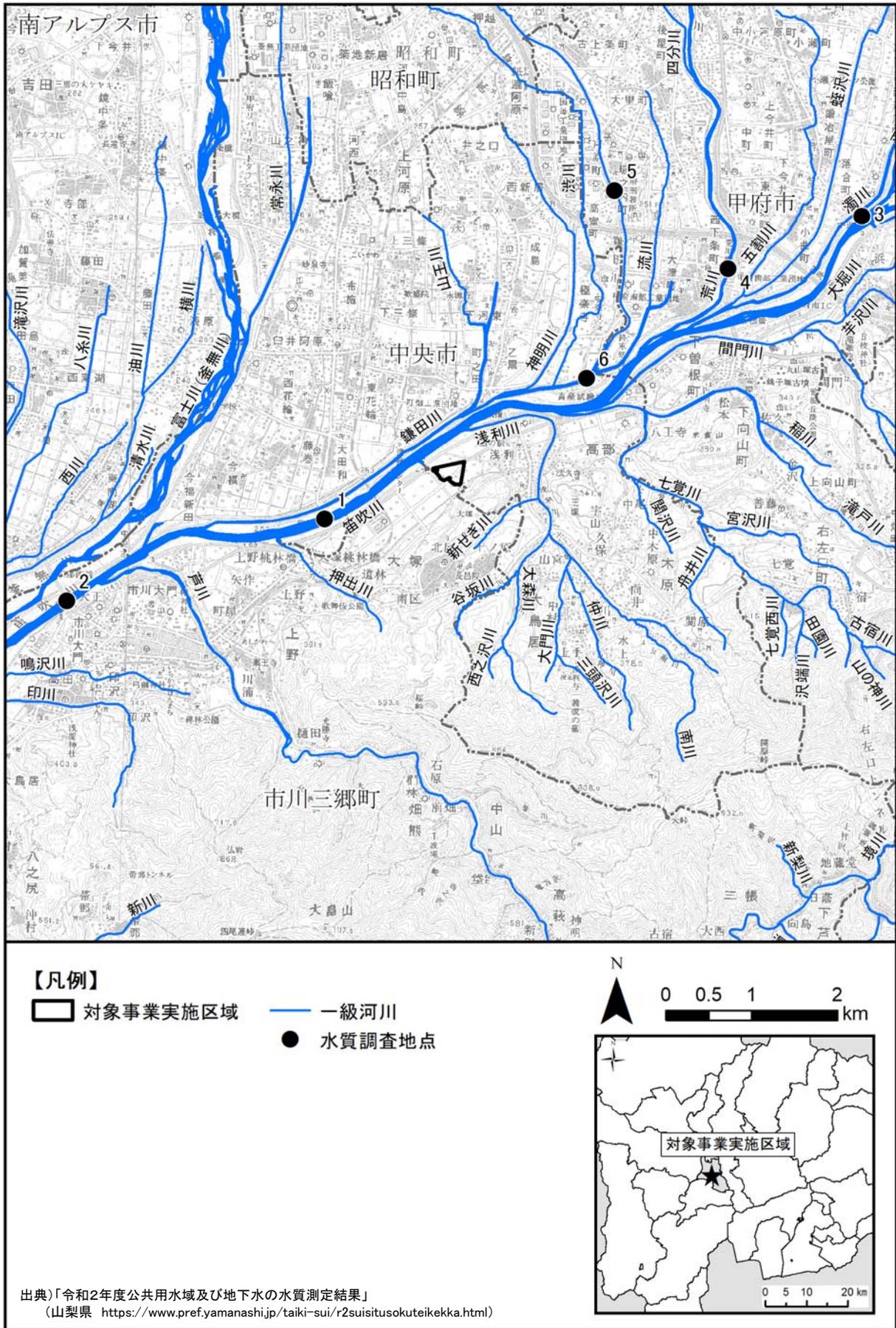
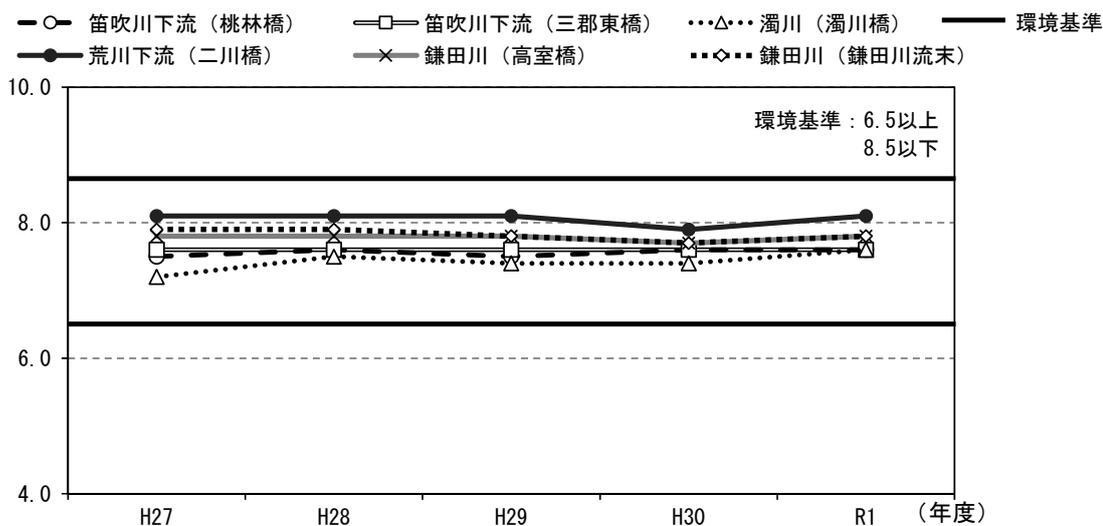
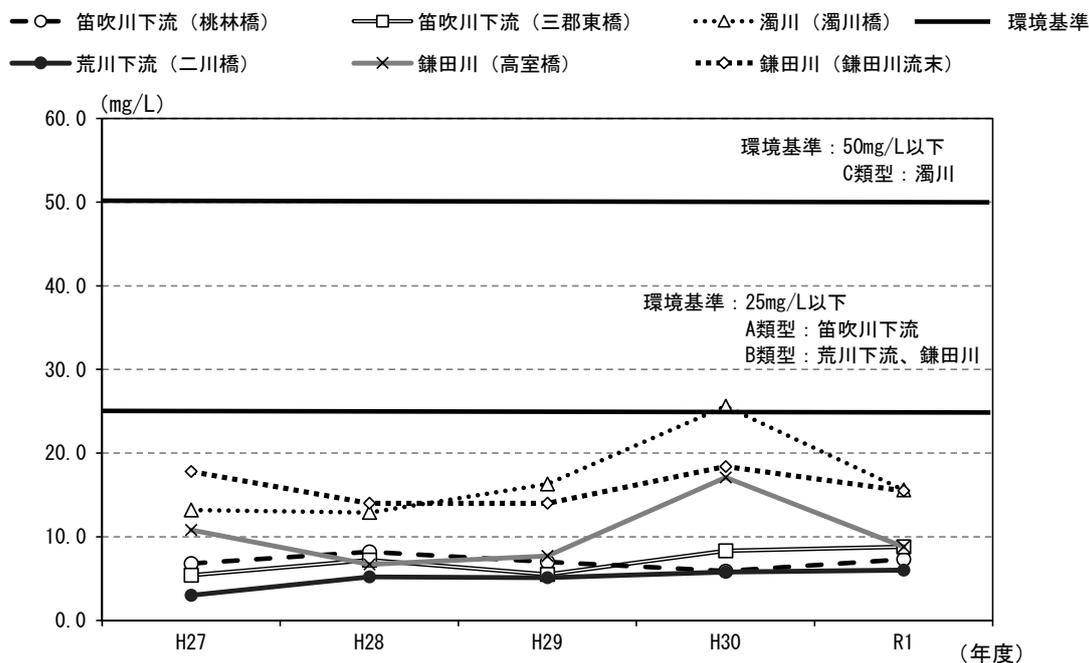


図 2.2-26 水質調査地点



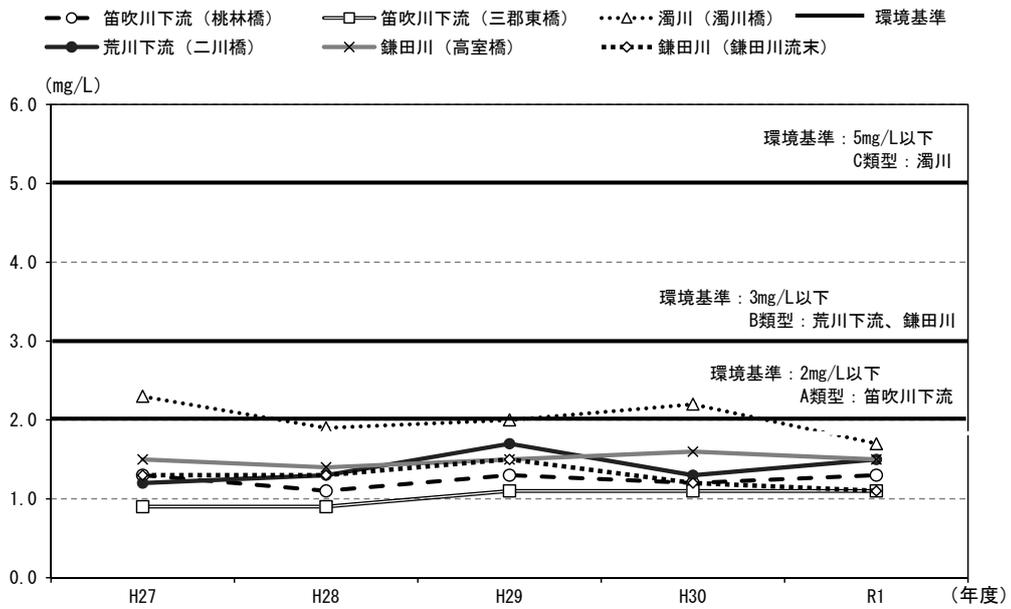
注) 数値は、年 24 回 (笛吹川下流は 12 回) の調査結果を算術平均 (未満値は上限で計算) したものの。
出典) 「平成 27 年度～令和元年度公共用水域水質測定結果」(山梨県ホームページ)

図 2.2-27 pH の経年変化



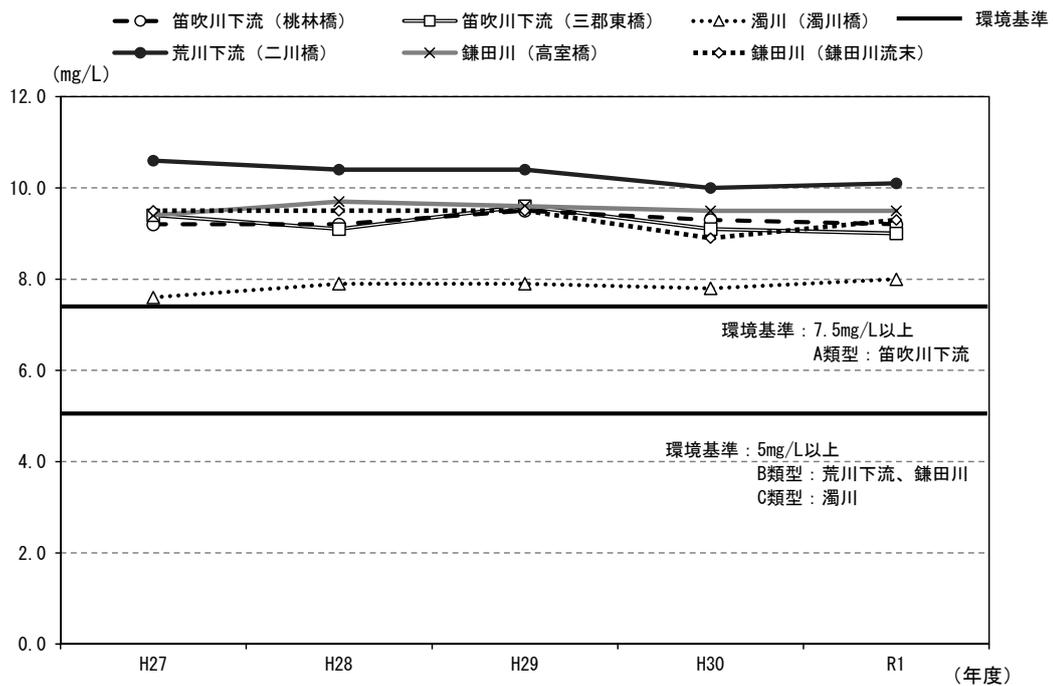
注) 数値は、年 24 回 (笛吹川下流は 12 回) の調査結果を算術平均 (未満値は上限で計算) したものの。
出典) 「平成 27 年度～令和元年度公共用水域水質測定結果」(山梨県ホームページ)

図 2.2-28 SS の経年変化



注) 数値は、年 24 回 (笛吹川下流は 12 回) の調査結果を算術平均 (未満値は上限で計算) したものの。
出典) 「平成 27 年度～令和元年度公共用水域水質測定結果」(山梨県ホームページ)

図 2.2-29 BOD の経年変化



注) 数値は、年 24 回 (笛吹川下流は 12 回) の調査結果を算術平均 (未満値は上限で計算) したものの。
出典) 「平成 27 年度～令和元年度公共用水域水質測定結果」(山梨県ホームページ)

図 2.2-30 DO の経年変化

表 2.2-27 令和元年度の河川水質調査結果（健康項目）

項目	1	2	3	4	5	6
	笛吹川下流 (桃林橋)	笛吹川下流 (三郡東橋)	濁川 (濁川橋)	荒川下流 (二川橋)	鎌田川 (高室橋)	鎌田川 (鎌田川流末)
	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	-	<0.005	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ヒ素	0.003	0.0017	0.0055	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005
ジクロロメタン	-	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	-	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	-	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	<0.0002	<0.002	<0.002	0.0085	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	-	<0.0002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	-	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	-	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	-	<0.0002	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	-	<0.0003	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	-	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	-	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.6	1.4	1.3	0.47	0.94	0.75
ふっ素	0.06	0.06	0.15	0.086	0.085	0.11
ほう素	0.06	0.05	0.12	0.045	0.072	0.062
1,4-ジオキサン	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) 健康項目のうち測定が行われていない項目は省略している、「<」は報告下限値未満を示す。

出典) 「令和2年度版やまなしの環境2020」(山梨県ホームページ)

表 2.2-28 令和元年度の河川水質調査結果（ダイオキシン類）

No.	地点名	測定値	環境基準の適否	
		pg-TEQ/L	適否	基準値
3	濁川（濁川橋）	0.20	適	1pg-TEQ/L 以下
6	鎌田川（鎌田川流末）	0.62	適	

出典) 「令和2年度版やまなしの環境2020」(山梨県ホームページ)

(6) 地下水

1) 地下水質

対象事業事業実施区域が位置する中央市、及び隣接する市川三郷町における地下水調査結果を表 2.2-29 および表 2.2-30 に示す。

ローリング方式は地下水汚染を発見することを目的として、山梨県内をメッシュで区切って順次実施している調査である。中央市では一町畑及び井之口において、環境基準を超えるほう素が確認されている。また、定点調査は、利水上重要な地域などを対象に継続して実施している調査である。中央市の2地点の調査では環境基準の超過は確認されていない。

表 2.2-29 地下水質概況調査結果（ローリング方式）

市町名		中央市				市川三郷町				環境基準
調査地点		一町畑	井之口	下三條	下河東	上野	岩間	市川大門	岩間	
調査年度		H28	H29	H30	R1	H28	H28	H29	H29	
鉛	mg/L	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	0.01
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.007	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	—	—	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	0.01
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	mg/L	<0.04	1.0	1.1	<0.04	6.1	2.2	0.68	0.74	10
ふっ素	mg/L	0.20	0.13	0.07	0.15	0.07	0.09	0.07	0.17	0.8
ほう素	mg/L	0.14	0.06	<0.04	0.05	<0.04	0.05	<0.04	0.09	1
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—	—	—	—	—	—	0.002
チウラム	mg/L	—	<0.0006	—	—	—	—	—	—	10

注) 表中の「-」は測定が行われていない項目、「<」は報告下限値未満を示す。

出典) 「平成 29 年版やまなしの環境～令和 2 年度版やまなしの環境 2020」(山梨県ホームページ)

表 2.2-30 地下水質概況調査結果（定点方式）

市町名		中央市								環境基準
調査地点		大田和				極楽寺				
調査年度		H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	R1	
塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	0.002
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	—	0.04
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	0.01
ふっ素	mg/L	0.09	0.12	0.07	0.11	0.23	0.29	0.25	0.23	0.8

注) 表中の「-」は測定が行われていない項目、「<」は報告下限値未満を示す。

出典) 「平成 29 年版やまなしの環境～令和 2 年度版やまなしの環境 2020」(山梨県ホームページ)

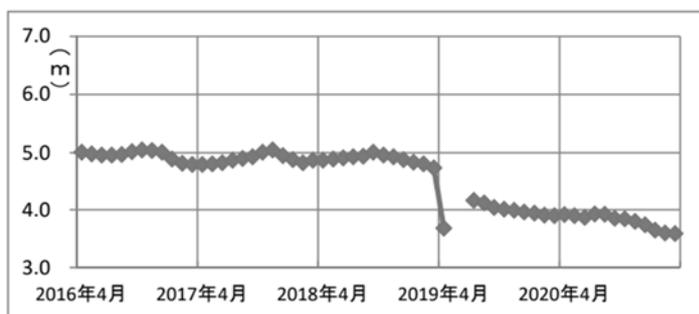
2) 地下水位

山梨県内においては、地盤沈下に関して、11 か所 14 観測井において地下水位の観測が継続して行われている。

そのうち、対象事業実施区域最寄りの観測井である田富井（中央区布施・対象事業実施区域から北西約 2.0km）玉穂井（中央区成島・対象事業実施区域から北東約 2.5km）における過去 5 年間の水位観測結果を図 2.2-31 に示す。

田富井は、圧力計の更新により 2019 年 4 月以降地下水位が低くなっている。また、玉穂井は、周辺の別井戸の故障により 2021 年 1 月頃から水位の低下がみられているが、山梨県全体として問題となる状況ではないと総括されている。

田富井



田富	年平均	年最高	年最低
11年度	4.81	5.03	4.48
12年度	4.93	5.04	4.80
13年度	4.94	5.13	4.79
14年度	4.99	5.18	4.86
15年度	5.01	5.15	4.87
16年度	4.96	5.14	4.75
17年度	4.89	5.22	4.75
18年度	4.89	5.15	3.69
19年度	3.98	4.18	3.64
20年度	3.80	3.98	3.54

(単位：m)

※2019年3月29日に圧力計の更新をしたところ、更新前の圧力計と更新後の圧力計にて指示値に相違が見られたため、2018年度の最低数値及び2019年度以降の数値が他より低くなっている。(原因は不明)

玉穂井



玉穂	年平均	年最高	年最低
11年度	3.05	4.46	2.69
12年度	3.29	4.48	3.02
13年度	3.39	3.60	3.04
14年度	3.53	3.74	3.25
15年度	3.59	3.77	3.34
16年度	3.64	3.82	3.40
17年度	3.66	4.51	3.31
18年度	3.72	3.92	3.50
19年度	3.79	3.96	3.59
20年度	3.62	5.04	2.17

(単位：m)

※2021年1月中旬頃から観測井戸敷地内の別井戸が故障し、地下水が常時漏出していたことにより、観測井戸の圧力が減少し水位が低下した。(2021年4月現在、修繕工事が完了し、水位は回復傾向にある。)

出典：「地下水位変動観測結果 (2011~2020)」 https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_020.html

図 2.2-31 地下水位観測結果

(7) 土壌汚染

対象事業実施区域周辺において、「土壌汚染対策法（平成 15 年 2 月 15 日）」による要措置区域を表 2.2-31 に、形質変更時要届出区域の指定状況を表 2.2-32 に、土壌のダイオキシン類調査結果を表 2.2-33 に示す。

対象事業実施区域周辺において要措置区域に指定されている区域が 2 件、形質変更時要届出区域に指定されている区域が 5 件あった。

山梨県では土壌汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っており、事業者には、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行っている。

また、対象事業実施区域に最も近い土壌のダイオキシン類調査地点（中央市関原 図 2.2-32 参照）における平成 29 年度の測定結果は 2.2 pg-TEQ/g であり、環境基準に適合している。

表 2.2-31 土壌汚染対策法に基づく要措置区域

No.	指定番号	指定年月日	所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
1	要措置 10	平成 24 年 3 月 19 日	中央市一町畑字芋島 660 番の一部他	300m ²	テトラクロロエチレン
2	要措置 19	平成 27 年 5 月 28 日	中央市山之神字流通団地 2949-1、2950-6、2991-4、2991-5 の各一部	813.43m ²	テトラクロロエチレン

出典)「土壌汚染対策法の指定区域」(山梨県ホームページ)

表 2.2-32 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

No.	指定番号	指定年月日	所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
1	要届出 09	平成 24 年 2 月 2 日	中央市町之田字天満 245 番 4、同市一町畑字稲積 838 番 1、同市一町畑字芝原 963 番 1、967 番 1、882 番 1(一部)、882 番 2(一部)、967 番 2(一部)	21,105.45m ²	鉛及びその化合物
2	要届出 11	平成 24 年 3 月 19 日	中央市一町畑字芋島 651 番 1 の一部他	1,981.22m ²	ふっ素及びその化合物
3	要届出 12	平成 24 年 4 月 5 日	中央市一町畑字芝原 884 番 3、903 番、906 番 1、908 番 1、912 番 1、912 番 3、1004 番 1 及び 1004 番 2 の各一部	5,397m ²	鉛及びその化合物
4	要届出 13	平成 25 年 2 月 18 日	中央市極楽寺字下河原 1258 番 1 の一部	331.89m ²	ふっ素及びその化合物
5	要届出 31	平成 30 年 11 月 22 日	中央市山之神字流通団地 2949 番 1 の一部	445.2m ²	ひ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

出典)「土壌汚染対策法の指定区域」(山梨県ホームページ)

表 2.2-33 ダイオキシン類測定結果（土壌）

年度	調査地点	調査結果(pg-TEQ/g)	環境基準(pg-TEQ/g)
平成 29 年度	中央市関原	2.2	1000 以下

出典)「平成 28 年度 山梨県内における環境中のダイオキシン類測定結果」(山梨県)

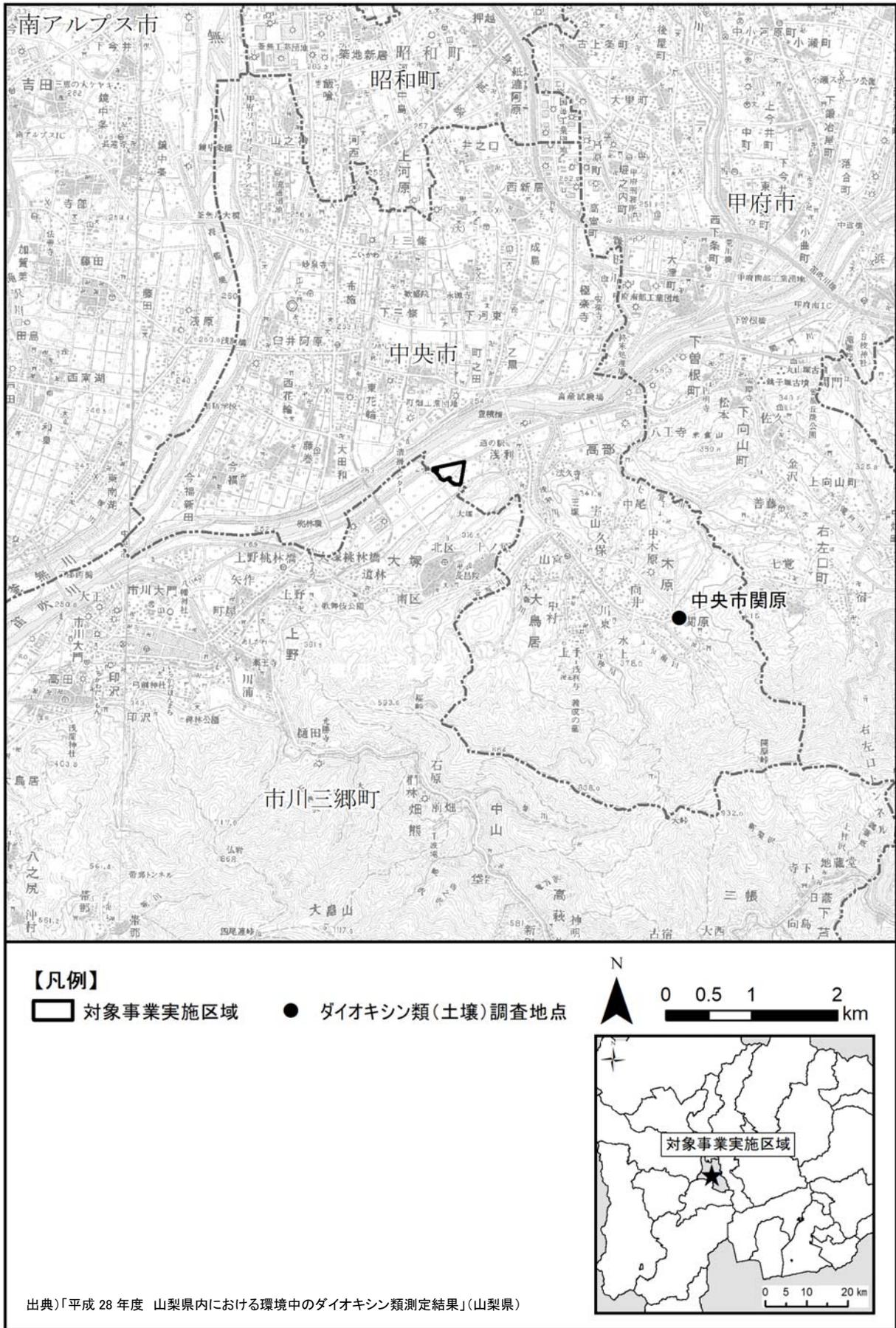


図 2.2-32 土壌(ダイオキシン類)調査地点

(8) 地盤沈下

過去5年間の一級水準測量調査結果を表2.2-34に示す。

対象事業実施区域周辺では、中央市で6か所、甲府市で3か所の一級水準測量調査が行われている。

過去5年間の最大沈下量は-1.4～-4.9 mm、平均沈下量は-0.7～-2.8 mmの範囲となっている。

表 2.2-34 過去5年間の一級水準測量調査結果

単位 mm

No.	所在地	年度					過去5年間の最大沈下量	過去5年間の平均沈下量
		H27	H28	H29	H30	R1		
1	甲府市落合町機械金属工業団地事務所内	-161.3	-163.8	-164.1	-166.9	-166.8	-2.8	-1.2
		-0.5	-2.5	-0.3	-2.8	0.1		
2	甲府市上今井町 甲府市山城連絡所内	-158.5	-160.8	-160.7	-162.2	-161.6	-2.3	-0.5
		0.8	-2.3	0.1	-1.5	0.6		
3	甲府市大里町 大里小学校内	-143.5	-146.0	-146.6	-147.4	-147.4	-2.5	-0.8
		0.0	-2.5	-0.6	-0.8	0.0		
4	中央市成島 中央市玉穂庁舎内	-184.0	-185.4	-186.2	-185.9	-186.6	-1.4	-0.7
		-0.7	-1.4	-0.8	0.3	-0.7		
5	中央市一丁畑 老人福祉センター内	-127.4	-130.3	-135.2	-137.5	-141.1	-4.9	-2.8
		-0.3	-2.9	-4.9	-2.3	-3.6		
6	中央市今福新田 チビッコ広場内	-144.1	-148.3	-151.5	-152.9	-155.5	-4.2	-2.6
		-1.7	-4.2	-3.2	-1.4	-2.6		
7	中央市布施 田富小学校内	-156.3	-158.8	-160.2	-161.7	-163.3	-2.5	-1.3
		0.6	-2.5	-1.4	-1.5	-1.6		
8	中央市山之神 山神大権現内	-132.1	-135.5	-135.9	-138.1	-140.1	-3.4	-1.9
		-1.4	-3.4	-0.4	-2.2	-2.0		
9	中央市井之口 わかば幼稚園内	-149.3	-151.5	-152.1	-153.8	-154.7	-2.2	-1.3
		-0.9	-2.2	-0.6	-1.7	-0.9		

注) 表中の上段は観測開始からの累積の沈下量、下段は年度における沈下量を示す。

出典)「令和2年度版やまなしの環境2020」(山梨県ホームページ)

(9) 廃棄物

1) 一般廃棄物

① 処理施設の概要

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町及び昭和町のごみ処理施設の概要を表 2.2-35 に、粗大ごみ処理施設の概要を表 2.2-36 に、資源化を伴う施設の概要を表 2.2-37 に、し尿処理施設の概要を表 2.2-38 に、コミュニティプラントの概要を表 2.2-39 に、埋立処分施設の概要を表 2.2-40 に示す。

中央市で収集されたごみは、主に中巨摩地区広域事務組合が運営する清掃センターのごみ処理施設によって処理されている。

また、中央市で収集されたし尿等は、中巨摩地区広域事務組合が運営する衛生センターのし尿処理施設によって処理されている。

表 2.2-35 ごみ処理施設の概要

名称	中巨摩地区広域事務組合 清掃センター	峡南衛生組合 ごみ焼却場	甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合 甲府・峡東クリーンセンター
構成市町村	南アルプス市、甲斐市、 中央市、昭和町、富士川町、 市川三郷町	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町	甲府市、山梨市、笛吹市、 甲州市
処理能力	270 t/24 h	30 t/24 h	369 t/24 h
処理対象物	燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、 燃えないごみ、不燃性粗大ごみ	燃えるごみ、燃えないごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、 し尿汚泥、最終処分場汚泥、 他
処理方法	焼却	焼却	焼却
建設年度	平成 6 年～平成 8 年度	平成 6 年～平成 7 年度	平成 26 年～平成 28 年度
所在地	山梨県中央市一町畑 1189	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向 1387	笛吹市境川町寺尾字 前付 1440-1

出典)「令和 2 年度版やまなしの環境 2020」(山梨県ホームページ)

表 2.2-36 粗大ごみ処理施設

名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター
構成市町村	南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町
処理能力	40 t/24 h
処理対象物	粗大ごみ
処理方法	破碎
建設年度	昭和 61 年～昭和 62 年度
所在地	山梨県中央市一町畑 1189

出典)「令和 2 年度版やまなしの環境 2020」(山梨県ホームページ)

表 2.2-37 資源化を伴う施設

名称	中央市とよとみ クリーンセンター	青木が原 ごみ処理組合	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 甲府・峡東クリーンセンター		
構成市町村	中央市	笛吹市、中央市、 富士河口湖町、鳴沢村	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市		
処理対象物	汚泥・生ごみ	びん類・アルミ・鉄	不燃ごみ、 不燃性粗大ごみ	プラスチック製 容器包装を 圧縮梱包	紙製容器包装、 ミックスペーパー の圧縮梱包
処理能力	9 t/24 h	10 t/24 h	6.4 t/24 h	6.4 t/24 h	10 t/24 h
処理方法	堆肥化	破碎・選別 圧縮・保管	破碎	選別	保管
建設年度	令和1年度	昭和48年～ 昭和50年度	平成26年～		
所在地	山梨県中央市浅利 192	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原 514	笛吹市境川町寺尾字前付 1440-1		

出典)「令和2年度版やまなしの環境2020」(山梨県ホームページ)

表 2.2-38 し尿処理施設

名称	中巨摩地区広域 事務組合 衛生センター	峡南衛生組合 し尿処理施設	三郡衛生組合 三郡クリーン センター	甲府市衛生 センター	笛吹市クリーン センター
構成市町村	南アルプス市、 甲斐市、中央市、 昭和町	市川三郷町、 早川町、身延町	南アルプス市、 市川三郷町、 富士川町	甲府市	笛吹市
処理能力	85 kL/日	40 kL/日	61 kL/日	100 kL/日	50 kL/日
処理方法	高負荷	膜分離 + 高度処理	膜分離 + 高度処理	標準脱窒 + 高度処理	嫌気性消化
建設年度	平成3年～ 平成5年度	昭和62年～ 昭和63年度	平成9年～ 平成11年度	昭和61年～ 昭和63年度	昭和50年～ 昭和51年度
所在地	山梨県中央市乙黒 1083-3	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向 1387	南アルプス市東 南湖 1070	甲府市小曲町 948-1	笛吹市石和町砂原 936-2

出典)「令和2年度版やまなしの環境2020」(山梨県ホームページ)

表 2.2-39 コミュニティプラント(地域し尿処理施設)

名称	中央市 よし原処理センター	南アルプス市 白根南原団地地域し尿処理施設	南アルプス市 西新居団地地域し尿処理施設
処理能力	2,500 m ³ /日	149 m ³ /日	73 m ³ /日
処理方法	標準活性汚泥	長時間ばっき	長時間ばっき
竣工年度	昭和52年度	昭和56年度	昭和61年度
所在地	山梨県中央市臼井阿原 2153-1	白根地区	甲西地区

出典)「令和2年度版やまなしの環境2020」(山梨県ホームページ)

表 2.2-40 埋立処分施設

名称	山梨県市町村 総合事務組合 かいのくに エコパーク	甲府市一般廃棄物 最終処分場	甲府市増坪町 一般廃棄物最終処分場	甲府市焼却灰処分地
構成市町村	県内全市町村	甲府市	甲府市 (笛吹市(旧石和町))	甲府市
処理能力	302,000 m ²	95,400m ³	47,900m ³	58,800m ³
処理方法	アルカリ凝集 沈殿法	接触ばっ気法	回転円板	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)
建設年度	平成 26 年 ～平成 30 年度	平成 4 年 ～平成 5 年度	平成 4 年～ 平成 5 年度	平成 13 年～ 平成 14 年度
所在地	笛吹市境川町寺尾 1246 番 19	甲府市小曲町 948-1	甲府市増坪町 710-3	甲府市西高橋町 383

出典)「令和 2 年度版やまなしの環境 2020」(山梨県ホームページ)

② 発生量及び処理状況

中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町及び昭和町の過去5年間のごみ発生用の実績を表 2.2-41(1)～(6)に、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況を表 2.2-42 に示す。

中央市におけるごみ発生量は、横ばいであるが、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況については増加傾向にある。

表 2.2-41(1) ごみ発生量の実績（中央市）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	
人口		人	30,888	30,677	30,712	30,804	30,978	
家庭ごみ	可燃ごみ		t/年	6,214	6,050	5,944	6,001	6,086
	不燃ごみ		t/年	401	385	375	369	372
	粗大ごみ	可燃性	t/年	431	401	451	469	493
		不燃性	t/年					
	計		t/年	7,046	6,836	6,770	6,839	6,951
原単位		g/人・日	623.3	610.5	603.9	608.3	613.1	
事業系 ごみ	可燃ごみ		t/年	2,763	2,817	2,802	2,835	2,750
	不燃ごみ		t/年	3	3	2	4	3
	計		t/年	2,766	2,820	2,804	2,839	2,753
	日量		t/日	7.56	7.73	7.68	7.78	7.52
総計		t/年	9,812	9,656	9,574	9,678	9,704	
原単位		g/人・日	867.9	862.4	854.1	860.8	855.9	

出典)「ごみ処理施設整備基本構想(令和3年3月)」(山梨西部広域環境組合)

表 2.2-41(2) ごみ発生量の実績（南アルプス市）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	
人口		人	72,305	72,018	71,880	71,602	71,370	
家庭ごみ	可燃ごみ		t/年	12,833	12,647	12,556	12,613	12,951
	不燃ごみ		t/年	736	639	552	656	621
	粗大ごみ	可燃性	t/年	636	654	620	678	714
		不燃性	t/年	23	21	21	31	52
	計		t/年	14,228	13,961	13,749	13,978	14,338
原単位		g/人・日	537.6	531.1	524	534.8	548.9	
事業系 ごみ	可燃ごみ		t/年	4,645	4,622	4,622	4,622	4,503
	不燃ごみ		t/年	14	5	3	8	27
	計		t/年	4,659	4,627	4,625	4,630	4,530
	日量		t/日	12.73	12.68	12.67	12.68	12.38
総計		t/年	18,887	18,588	18,374	18,608	18,868	
原単位		g/人・日	713.7	707.1	700.3	712	722.3	

出典)「ごみ処理施設整備基本構想(令和3年3月)」(山梨西部広域環境組合)

表 2.2-41(3) ごみ発生量の実績（市川三郷町）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	
人口		人	16,509	16,269	16,018	15,810	
家庭ごみ	可燃ごみ	t/年	3,676	3,622	3,576	3,633	
	不燃ごみ	t/年	235	210	207	210	
	粗大ごみ	可燃性	t/年	25	24	22	23
		不燃性	t/年	25	24	23	24
	計	t/年	3,961	3,880	3,828	3,890	
	原単位	g/人・日	655.5	653.4	654.7	674.1	
事業系 ごみ	可燃ごみ	t/年	488	411	412	422	
	不燃ごみ	t/年	1	0	0	0	
	計	t/年	489	411	412	422	
	日量	t/日	1.34	1.13	1.13	1.16	
総計		t/年	4,450	4,291	4,240	4,312	
原単位		g/人・日	736.5	722.6	725.2	747.2	

出典)「ごみ処理施設整備基本構想(令和3年3月)」(山梨西部広域環境組合)

表 2.2-41(4) ごみ発生量の実績（昭和町）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	
人口		人	19,405	19,695	20,066	20,277	
家庭ごみ	可燃ごみ	t/年	3,794	3,881	3,653	3,762	
	不燃ごみ	t/年	271	276	343	292	
	粗大ごみ	可燃性	t/年	267	267	310	315
		不燃性	t/年	136	151	151	212
	計	t/年	4,468	4,575	4,457	4,581	
	原単位	g/人・日	629.1	636.4	608.5	619	
事業系 ごみ	可燃ごみ	t/年	3,498	3,339	3,428	3,458	
	不燃ごみ	t/年	5	4	2	3	
	計	t/年	3,503	3,343	3,430	3,461	
	日量	t/日	9.57	9.16	9.4	9.48	
総計		t/年	7,971	7,918	7,887	8,042	
原単位		g/人・日	1,122.30	1,101.50	1,076.90	1,086.60	

出典)「ごみ処理施設整備基本構想(令和3年3月)」(山梨西部広域環境組合)

表 2.2-41(5) ごみ発生量の実績（甲府市）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
人口	人	191,664	190,456	189,200	187,868	187,171
家庭ごみ	t/年	54,381.70	52,448.30	49,538.00	49,677.80	49,247.40
事業系ごみ	t/年	26,491.20	26,107.60	23,875.30	23,711.70	23,975.20
総計	t/年	80,872.90	78,555.90	73,413.30	73,389.40	73,222.60
原単位	g/人・日	1,152.90	1,130.00	1,063.10	1,070.30	1,068.90

出典)「甲府市一般廃棄物処理計画(令和3年3月)」(甲府市)

表 2.2-41(6) ごみ発生量の実績（笛吹市）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家庭ごみ	t/年	17,238	17,117	16,761	15,312	15,765
事業系ごみ	t/年	7,809	7,982	7,984	8,885	9,084
総計	t/年	25,047	25,099	24,745	24,197	24,848
原単位	g/人・日	970	974	966	949	980

出典)「笛吹市一般廃棄物処理計画(令和2年3月)」(笛吹市)

表 2.2-42 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

単位：kL/年

自治体名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
中央市	し尿	148	146	117	111	113
	浄化槽汚泥	7,166	6,555	6,921	7,713	8,886
	合 計	7,314	6,701	7,038	7,824	8,999
甲府市	し尿	819	577	419	376	448
	浄化槽汚泥	4,640	4,612	4,794	4,699	5,026
	合 計	5,459	5,189	5,213	5,075	5,474
笛吹市	し尿	823	778	751	661	547
	浄化槽汚泥	7,634	7,941	7,612	7,870	7,907
	合 計	8,457	8,719	8,363	8,531	8,454
南アルプス市	し尿	369	387	383	283	223
	浄化槽汚泥	16,254	15,903	15,845	16,349	16,341
	合 計	16,623	16,290	16,228	16,632	16,564
市川三郷町	し尿	428	455	442	168	70
	浄化槽汚泥	1,162	1,031	977	1,205	1,316
	合 計	1,590	1,486	1,419	1,373	1,386
昭和町	し尿	87	57	52	26	21
	浄化槽汚泥	1,693	1,801	1,733	1,922	1,755
	合 計	1,780	1,858	1,785	1,948	1,776
山梨県	し尿	13,613	12,560	11,439	10,923	9,684
	浄化槽汚泥	129,035	130,376	132,057	133,603	134,770
	合 計	142,648	142,936	143,496	144,526	144,454

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果(平成 27 年度～令和元年度)」(環境省)

2) 産業廃棄物

中央市における産業廃棄物の排出量等に係る統計は無いため、山梨県の産業廃棄物の排出及び処理状況を表 2.2-43 に示す。

山梨県内の産業廃棄物排出量は年間 1,506 千 t であり、構成比は汚泥が 57.6%と最も多く、次いでがれき類 25.0%、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 5.5%の順となっている。

表 2.2-43 産業廃棄物の排出及び処理状況（山梨県）

単位：千 t/年

種 類	排出量	
	排出量	構成比(%)
汚泥	868	57.6
がれき類	377	25.0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	83	5.5
廃プラスチック類	52	3.5
その他	126	8.4
合 計	1,506	100.0

注) 構成比は小数第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

出典)「やまなしの環境 2020」(山梨県ホームページ)

(10) 温室効果ガス

山梨県では地球温暖化対策として「山梨県地球温暖化対策条例（平成 20 年 12 月）」を制定しており、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成 21 年 3 月 24 日に「山梨県地球温暖化対策実行計画（平成 29 年 3 月改定）」を策定している。

山梨県地球温暖化対策実行計画に基づく削減目標を表 2.2-44 に、山梨県における温室効果ガス排出量の推移を表 2.2-45 に示す。

表 2.2-44 削減目標

項目	目標年度	内容
短期目標	2020 年度 (令和 2 年度)	基準年度（2013（平成 25）年度）比 18%削減。
中期目標	2030 年 (令和 12 年)	基準年度（2013（平成 25）年度）比 26%削減。
長期ビジョン	2050 年	クリーンエネルギーの導入促進、省エネルギー対策、森林整備による吸収などにより、県内の二酸化炭素排出量をゼロとする「CO2 ゼロやまなし」の実現。

表 2.2-45 温室効果ガス排出量の推移

項目	2013 基準 年度	2014	2015	2016	2017	2018	基準 年度比	前年 度比	2020 短期 目標	2030 中期 目標
二酸化炭素(CO ₂)	7,237	6,587	6,797	6,442	6,252	6,055	△16.3	△3.2	5,855	5,305
メタン(CH ₄)	56	49	52	41	41	41	△26.8	0	55	52
一酸化二窒素(N ₂ O)	103	93	95	95	95	95	△7.8	0	94	88
ハイドロフルオロ カーボン類(HFCs)	251	280	300	325	345	352	40.2	2	282	207
パーフルオロカー ボン類(PFCs)	55	60	65	43	39	36	△34.5	△7.7	55	55
六ふっ化硫黄(SF ₆)	11	11	12	9	8	8	△27.3	0	11	11
三ふっ化窒素(NF ₃)	2	3	3	3	2	2	0	0	2	2
温室効果ガス総排 出量	7,715	7,083	7,324	6,958	6,782	6,589	△14.6	△2.8	6,354	5,720
森林吸収源対策分	△971	△1,018	△1,014	△1,013	△1,003	△974	-	-	△808	△694
温室効果ガス総排 出量(森林吸収源対 策分を含む)	6,744	6,065	6,310	5,945	5,779	5,615	△16.7	△2.8	5,546	5,026

出典)「2018（平成 30）年度の温室効果ガス排出量の状況」（山梨県ホームページ）

2.2.11 開発計画等の策定状況

(1) 中央市

1) 中央市環境基本計画

中央市は、中央市では多様な環境問題への対応のため、平成18年2月に「中央市環境基本条例」を制定し、その基本理念に基づき、平成21年3月に「中央市環境基本計画」を策定している。また、環境基本計画の策定から5年後に前計画の中間見直しを行い、「中央市環境基本計画（後期計画）」として改訂しており、中央市環境基本計画（後期計画）」の検証を踏まえ、他の環境政策との整合性を図ることを目的として、平成31年3月に「第2次中央市環境基本計画」を策定している。

本計画の全体像を表2.2-46に示す。

表 2.2-46 中央市環境基本計画の全体像

中央市が目指す環境像	基本目標	基本施策	施策の方向性
快適で健やかに暮らせる生活文化都市	1. 人と自然がふれあうまち	1. 身近な自然環境の保全	(1) 自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 (2) 生物多様性の確保
		2. 良好な田園景観の確保	(1) 農地・森林の保全と活用 (2) 農林業の地産地消の推進
		3. 緑地の保全、緑化の推進	(1) 公園の整備と管理 (2) 緑化の推進と景観の保全
	2. 快適で健康な生活環境があるまち	1. 大気汚染の防止	(1) 大気汚染物質の排出抑制対策の推進 (2) 自動車排ガス対策の推進
		2. 水質汚濁の防止	(1) 水質汚濁物質の排出抑制対策の推進 (2) 生活排水対策の推進
		3. 騒音・振動・悪臭の防止	(1) 公害防止対策の推進
	3. 循環型の社会を形成するまち	1. 廃棄物の減量、リサイクルの推進	(1) 廃棄物の発生抑制 (2) リサイクルの推進
		2. 不法投棄・野焼きの防止	(1) 不法投棄等監視パトロールの実施 (2) 不法投棄・野焼き防止の啓発活動
		3. 生活環境に影響を与える新たな環境問題への対応	(1) 地下水資源の保全 (2) 災害時等の環境リスクへの対応
	4. 地球環境の保全を推進するまち	1. 地球環境問題への取り組み	(1) 環境にやさしいライフスタイル、事業活動の推進 (2) 新エネルギーの利用 (3) 省エネルギーの推進 (4) 公共交通の充実
	5. 環境活動に各主体が協働で取り組むまち	1. 環境活動の推進	(1) 環境活動の推進
		2. 環境教育・学習の推進	(1) 学校における環境教育の推進 (2) 環境情報・環境学習の機会の提供

出典)「第2次中央市環境基本計画」(平成31年3月 中央市)

2) 一般廃棄物処理基本計画

中央市は、循環型社会の実現を目指し、市民、事業者、行政が一体となつてごみの減量化とリサイクルに取り組む社会環境を構築するため、平成 18 年 11 月に「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 1 次）」（計画期間、平成 19 年度～平成 28 年度）を策定している。

また、平成 24 年度に「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 1 次）」を一部改訂したのち、平成 29 年 3 月にこれまでの取組みを考慮し、ごみ処理計画及び生活排水処理計画をあわせ「中央市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」を策定している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市、それぞれの主体における取組みを表 2.2-47 に示す。

表 2.2-47 ごみ処理に関する取組み（中央市）

市 民	
	○ごみの出ない商品を選ぶ、買いすぎない、長く使えるものを選ぶ
	○生ごみの水切りなどごみの減量化を心がける
	○ルールに従い、分別などごみの適正な処理を心がける
	○自治会活動などと協力して、3 R の実行や街の美化に努める
事業者	
	○環境配慮型、3 R を基本とした事業活動を行う
	○グリーン購入を行う
	○自らの責任で、ごみの適正処理を進める
	○市や地域と連携し、街の美化に努める
行 政	
	○自ら率先して 3 R に取り組む
	○グリーン購入を行う
	○市民や事業者に対する時宜にかなった普及・啓発活動を行う
	○市民や事業者にも効果的な 3 R の仕組み・体制・支援策を整備する

出典)「中央市一般廃棄物処理基本計画(第2次)」(平成29年3月 中央市)

3) 中央市都市計画マスタープラン

中央市は、平成 22 年 3 月に「中央市都市計画マスタープラン」を策定し、「次代に受け継ぐ、暮らしを大切に交流を育むまち」をまちの将来像として掲げ、まちづくりに取り組んでいる。計画策定から 10 年以上が経過し、市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変動したことを踏まえ、現行の計画を見直した「中央市都市計画マスタープラン」を令和 2 年 11 月に改訂している。

都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 2.2-48 に、将来構造の設定についてを表 2.2-49 に、都市構造図を図 2.2-33 に示す。なお、都市構造図において、対象事業実施区域は、優良農地に位置する。

表 2.2-48 まちづくりの目標（中央市）

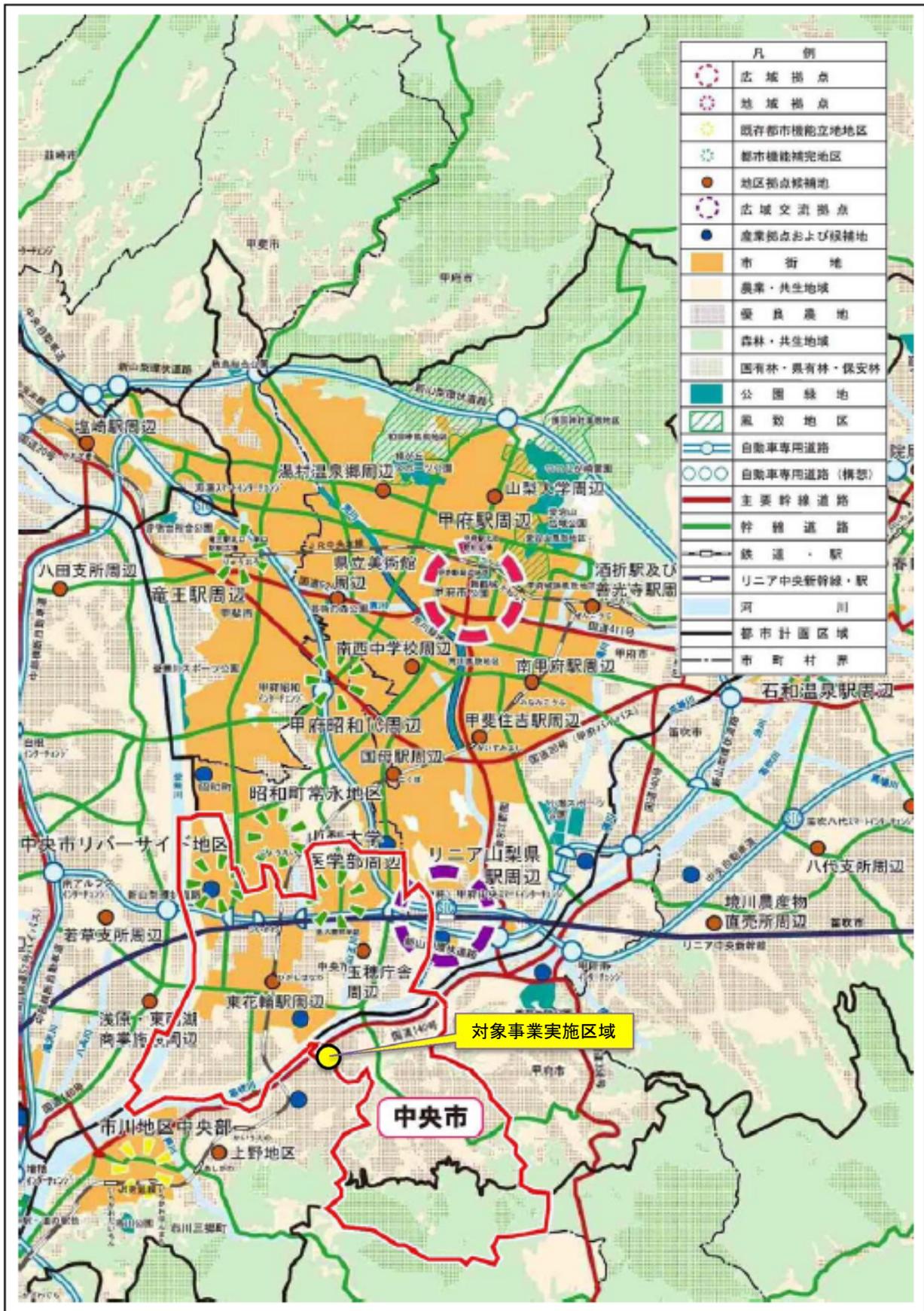
まちづくりの目標	
○交流を育む活力あるまち	リニア中央新幹線山梨県駅の開業を見据え、多くの人々の交流を育み、いきいきとした魅力あるまちづくりをめざします。
○いきいきと暮らすやすらぎあるまち	災害に強く、誰もが安全・安心、快適に住み続けられるふるさとのみちづくりをめざします。
○自然環境と共生しふれあうまち	豊かな自然を大切に守り・育て、まちづくりに活用するなど、自然と共生し、自然とふれあうまちづくりをめざします。
○次代へ継承する文化を学び支えあうまち	これまで育んできた地域の絆や祭り・伝統行事など、次代へ継承する大切な財産を、ともに手をたずさえ、支え合い高め合うまちづくりをめざします。

出典)「中央市都市計画マスタープラン」(令和 2 年 11 月 中央市)

表 2.2-49 将来構造の設定（中央市）

将来構造の設定		
まちの拠点	◇広域交流拠点	・リニア中央新幹線山梨県駅周辺*
	◇中心拠点	・東花輪駅・中央市役所周辺
	◇地区拠点	・玉穂支所周辺、豊富支所周辺
	◇都市機能集積拠点	・山梨大学医学部周辺（商業拠点を含む）・リバーサイド地区（商業拠点を含む）
	◇流通・物流拠点	・山梨県流通センター・山梨県トラックターミナル周辺・成島・乙黒周辺
	◇産業拠点	・山梨ビジネスパーク、国母工業団地、一町畑工業団地等
	◇レクリエーション拠点	・道の駅とよとみ、四季新鮮収穫広場「た・から」農産物直売所、豊富シルクの里公園周辺、中央市総合防災公園、玉穂ふるさとふれあい広場等
まちの交流軸	◇ふるさと景観拠点	・山の神千本桜周辺
	◇骨格的な都市軸	・国道 140 号、(主) 甲府市川三郷線、(主) 甲府中央右左口線、(主) 甲斐中央線、(主) 韮崎南アルプス中央線など
	◇地域連携軸	・(主) 甲府中央右左口線、市道玉穂豊富線、市道田富玉穂大津線など
	◇まちのにぎわい交流軸	・(主) 甲府市川三郷線沿道（中央市役所東側）、(主) 韮崎南アルプス中央線（東花輪駅～浅原橋東詰周辺）など
骨格道路網	◇シルクの里交流軸	・シルクライン、(主) 甲府中央右左口線、市道 1016 号線
	◇骨格的な水と緑の軸	・釜無川、笛吹川、神明川など
	◇広域幹線道路	・中央自動車道、新山梨環状道路、国道 140 号
	◇主要幹線道路	・(主) 甲府市川三郷線、(主) 甲府中央右左口線、(主) 韮崎南アルプス中央線など
土地利用エリア	◇地域幹線道路	・県道白井阿原竜王線、市道玉穂豊富線、シルクライン、市道田富玉穂大津線
	◇主な交通拠点	・JR 身延線の東花輪駅、小井川駅、リニア中央新幹線山梨県駅
	◇市街地エリア	・田富地域及び玉穂地域の市街地ゾーン
	◇田園環境共生エリア	・市街地周辺低地部の農業集落地ゾーン
	◇樹園里山エリア	・中山間地域の里山と農山村ゾーン
	◇森林丘陵エリア	・御坂山系の山地、森林ゾーン

出典)「中央市都市計画マスタープラン」(令和 2 年 11 月 中央市)



出典「中央市都市計画マスタープラン」(令和2年11月 中央市)

図 2.2-33 都市計画マスタープランにおける都市構造図(中央市)

4) 景観計画

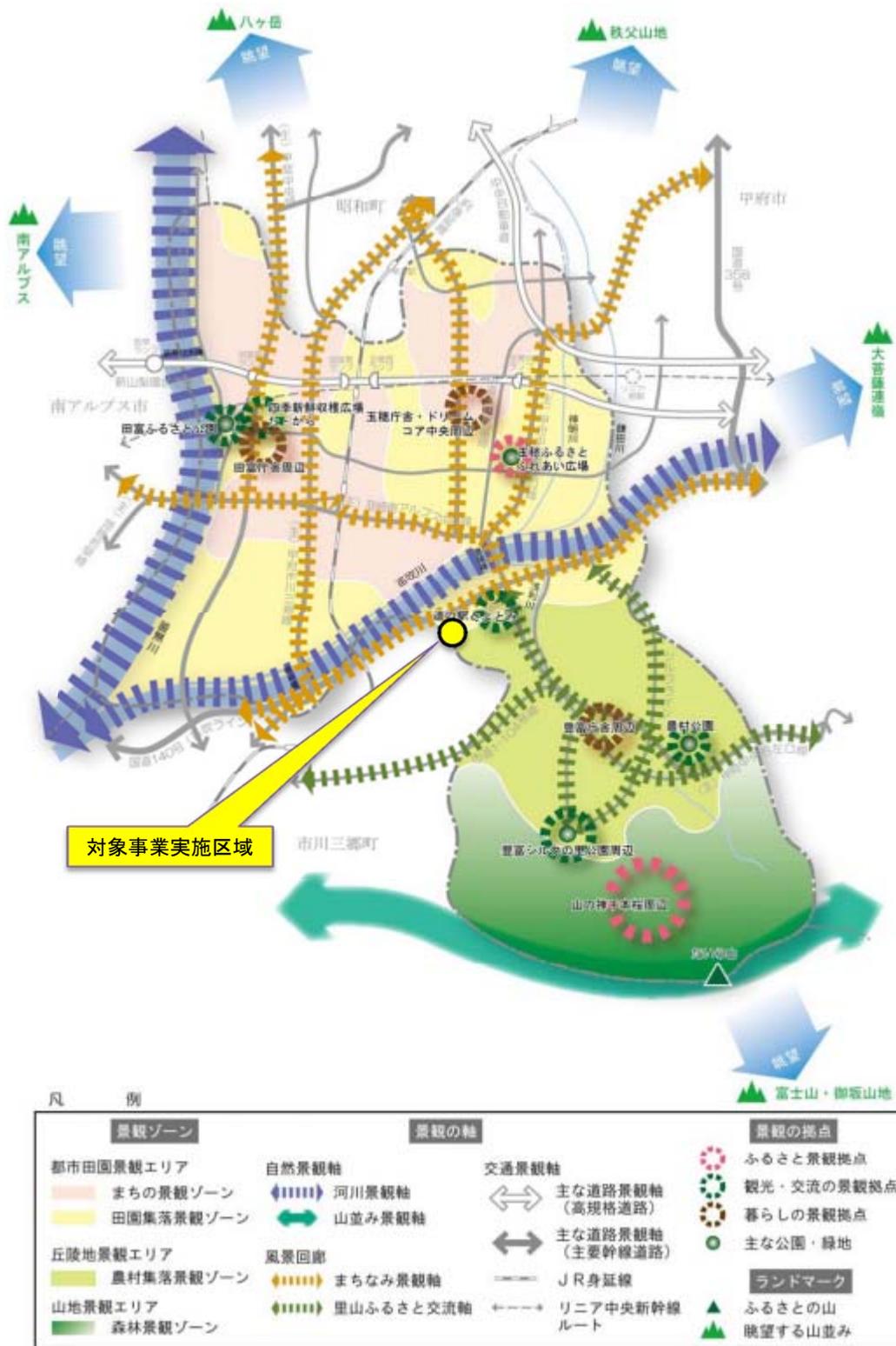
「景観計画」は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。中央市では御坂山地や曾根丘陵の自然景観、広々とした田園景観、歴史文化的景観などを市民共有のかけがえのない財産として守っていききたいという希求や、新たな魅力ある景観づくりへのニーズが高まってきており、こうした背景のもと、「中央市景観計画」（平成 29 年 8 月改定）の策定および景観条例の制定に向けた取り組みを始動している。

「中央市景観計画」（平成 29 年 8 月改定）における景観形成方針の体系を表 2.2-50 に中央市が目指す景観構造を図 2.2-34 に示す。なお、中央市が目指す景観構造において、対象事業実施区域周辺は、田園集落景観ゾーンに位置する。

表 2.2-50 景観形成方針の体系（中央市）

基本方針	景観形成方針
(1) 水辺や森などの自然と共生する風景づくり	①豊かな水辺景観を守り、活かす。
	②森林や四季折々の山の風景を守り、活かす。
	③自然にふれあい、楽しむ場やルートをつくる。
	④ホテルやカフェなどの棲む風景を守り、再生する。
(2) のびやかな眺望を活かす風景づくり	①田園と山並みの景観が調和する眺望景観を守り、活かす。
	②良好な眺望場所を守り、活かす。
	③眺めを楽しみ・憩う眺望スポットをつくる。
(3) 田園や地域景観と調和する都市景観づくり	①個性あるまちの顔となる景観をつくる。
	②地域景観と調和する市街地のまちなみ景観をつくる。
	③景観に配慮した魅力ある公共施設をつくる。
(4) 田園景観の保全と農の交流を育む風景づくり	①広がりのある田園景観を守り、活かす。
	②農の交流を育むおもてなしの風景をつくる。
(5) 里山や農村景観を守り、活かす風景づくり	①里山や農村集落のたたずまいを守り、継承する。
	②シルクの里の交流を育む元気な風景づくりを進める。
(6) 「桜の里」を象徴する風景づくり	①桜が彩る風景を守り、活かす。
	②桜の里を象徴する景観拠点をつくる。
	③桜が結ぶ花と緑を楽しむ風景をつくる。
(7) 歴史文化の記憶を顕在化し、育む風景づくり	①歴史文化的景観を守り、継承する。
	②埋もれている歴史文化資源を顕在化し、風景に奥行きを与える。
	③身近な歴史文化資源を景観づくりに活かす。
	④歴史文化的景観を辿るルートをつくる。

出典)「中央市景観計画」（平成 29 年 8 月 中央市）



出典)「中央市景観計画」(平成 29 年 8 月 中央市)

図 2.2-34 中央市が目指す景観構造

(2) 甲府市

1) 甲府市環境基本計画

甲府市は、「甲府市環境基本計画」を平成 15 年 3 月に策定し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、その目標や期間等を定めている。

その後、甲府市を取り巻く環境の状況が大きく変わったことや、国内外の動向を踏まえ、平成 24 年度に本計画期間が終了となることから、「第二次甲府市環境基本計画として改定している。本計画の全体像を表 2.2-51 に示す。

表 2.2-51 甲府市環境基本計画の全体像

甲府市が目指す環境像	基本目標	個別目標	取り組み方針
『さわやかな風 鳥さえずる林 まちの灯 見おろす山々 明日に伝え ともに生きるまち 甲府』	基本目標 1 自然と共生するまちづくり	1-1 生物の多様性や自然環境を保全する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武田氏館跡周辺における貴重植物の生態保護 ・ 水田における冬期湛水管理の推進
		1-2 水環境を保全する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源かん養機能等の高い森づくりの推進
		1-3 緑を保全する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や家庭における緑化の推進 ・ 身近な緑地等の確保及び保全 ・ 地球温暖化防止につながる森林整備の推進
	基本目標 2 快適環境のまちづくり	2-1 大気汚染を防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染に係る環境基準を達成する ・ 大気汚染に関する公害の発生を減らす
		2-2 水質汚濁を防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁に係る環境基準を達成する ・ 生活排水対策を推進する
		2-3 土壌・地下水汚染を防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染の発生を防止する ・ 地下水に係る環境基準を達成する
		2-4 騒音・振動・悪臭の発生を防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音に係る環境基準を達成する ・ 騒音・振動・悪臭に関する公害の発生を減らす
		2-5 化学物質による汚染を防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質による環境リスクを低減する
		2-6 快適環境を保全する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観や自然環境を保全する ・ 武田氏館跡整備事業の推進
		2-7 地域美化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄の発生を減らす
		2-8 資源物等の持ち去りを防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源物等の持ち去り行為を減らす
	基本目標 3 低炭素のまちづくり	3-1 再生可能なエネルギーを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出量の削減 ・ 太陽光発電システムの導入促進 ・ バイオディーゼル燃料 (BDF) の利用促進
		3-2 クリーンエネルギー自動車の普及を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車用の充電設備の整備 ・ 公用車への電気自動車の導入 ・ イベント、シンポジウム等による普及啓発活動の実施
		3-3 低炭素型ライフスタイルへの転換を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ行動の実践促進 ・ 住宅・機器による省エネの推進
		3-4 低炭素型移動手段への転換を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブの推進 ・ エコ通勤・エコ通学等の推進 ・ 公共交通機関の利用促進
	基本目標 4 循環型のまちづくり	4-1 3Rの実施を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系可燃ごみの減量の推進 ・ 有価物・資源物の回収の推進 ・ 最終処分量を減少する ・ 3R啓発の推進 ・ 事業系廃棄物の排出を削減する
		4-2 持続可能な農業を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営耕地面積の維持 ・ エコファーマーの推進
	基本目標 5 環境教育を推進するまちづくり	5-1 イベントの開催や人材育成を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・家庭における環境教育の推進 ・ 地域の人材育成の推進
		5-2 学習の場づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園(所)・幼稚園・小学校における学習の場づくり
		5-3 自然とのふれあいの場づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境とのふれあい事業の推進
5-4 市民参加を推進する		<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官民など多様な担い手による活動の推進 	

出典)「第2次中央市環境基本計画」(平成31年3月 中央市)

2) 一般廃棄物処理基本計画

甲府市は令和2年度に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」の最終年に当たることから、現状を把握し、これまでの取り組みを検証するとともに、国の方針や、SDGsの目標など、各種計画、法律等との整合性を図り、新たな甲府市一般廃棄物処理基本計画を策定している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市、それぞれの主体における取り組みを表2.2-52に示す。

表 2.2-52 ごみ処理に関する取り組み（甲府市）

市 民		
	役割	取り組むべき事項
	ごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、ごみの発生抑制に配慮した消費行動やリサイクルの推進に努める。	・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減
		・ごみの排出ルールや資源物の分別の徹底
		・地域の集団回収活動などへの参加
		・生ごみの水切りや堆肥化などによる、ごみの減量化・資源化の実施
		・使い捨て商品や過剰購入の抑制 等
事業者		
	役割	取り組むべき事項
	ごみの発生抑制や循環の利用を推進するための自主的・積極的な取り組みに努める。	・発生源における排出抑制
		・リサイクル製品、エコ商品の開発
		・過剰包装の抑制、レジ袋の削減
		・使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進
		・再生品の使用促進 等
行 政		
	役割	取り組むべき事項
	ごみの発生抑制に係る市民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集や再生利用など積極的に取り組むことにより、循環型社会の構築に努める。	・市民、事業者に対するごみの減量化・資源化推進に関する周知啓発
		・幼児から学生、自治会等での環境教育、環境学習の充実
		・効率的かつ安全・安心な収集等の実施
		・多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		・不法投棄防止対策の推進
		・ごみ減量に関する有効な施策の推進 等

出典)「甲府市一般廃棄物処理基本計画」(令和3年3月 甲府市)

3) 甲府市都市計画マスタープラン

甲府市は将来を見据えた長期的な視点を持ちつつ、創意工夫を加えながら計画的な土地利用を推進するため、「甲府市都市計画マスタープラン」を策定している。

本計画は、20年後の甲府市の姿を見据えた10年計画とし、目標年次を2027年のリニア中央新幹線の開業年とする中で、目指すべき将来都市構造を「集約と連携による持続可能な都市構造」と定めている。都市全体構想におけるまちづくりの目標を表2.2-53に、将来構造の設定についてを表2.2-54に、都市構造図を図2.2-35に示す。

表 2.2-53 まちづくりの目標（甲府市）

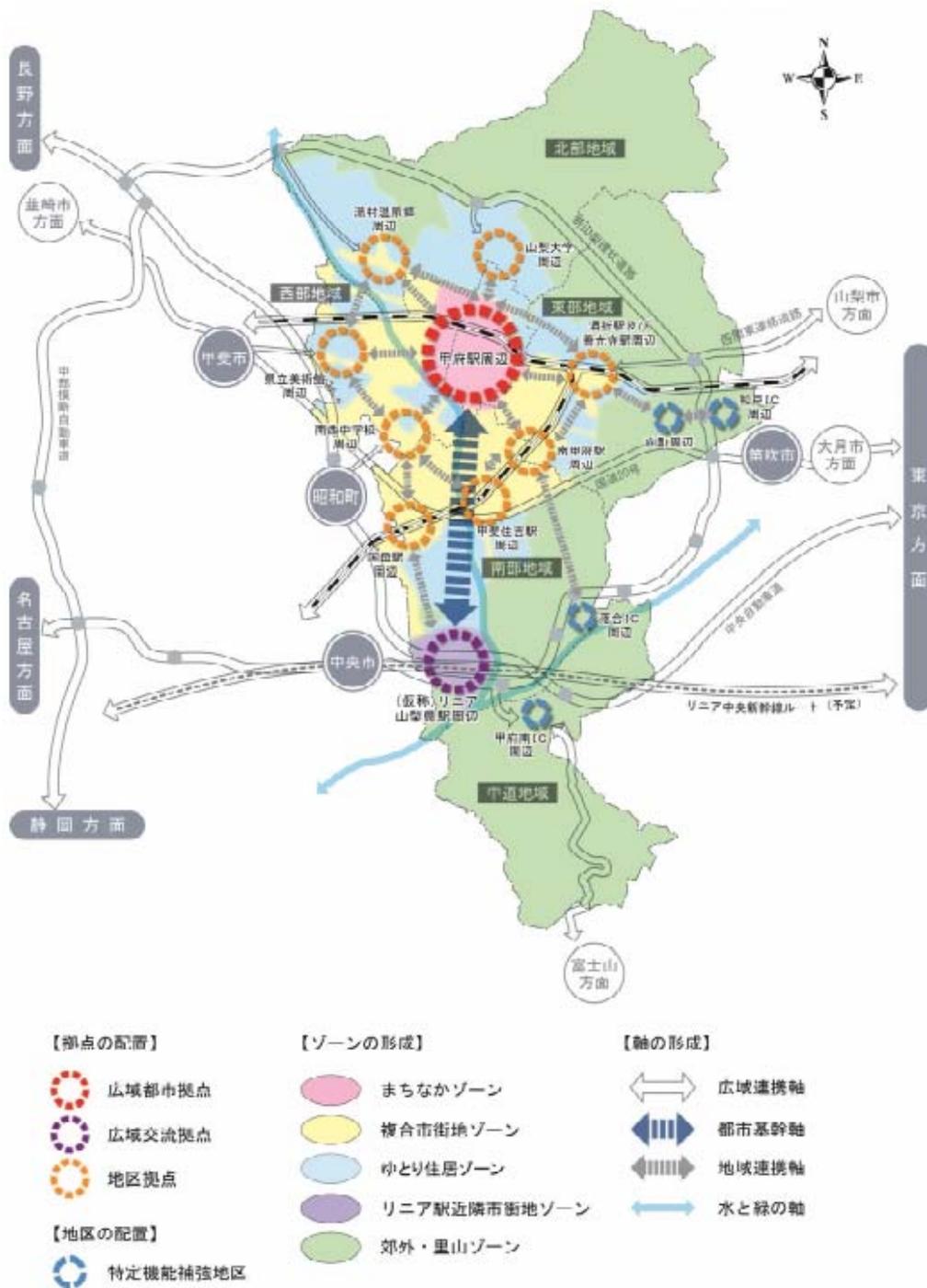
まちづくりの目標	
○人口減少・少子高齢社会に対応したコンパクトなまちづくり	立地適正化計画を活用したまちづくりに向けて、居住の拡散を抑制するとともに、甲府駅周辺における都市機能の魅力を高めながら、身近にある医療・福祉施設、商業施設、教育機関等を維持し、必要に応じて誘導します。また、歩いて生活できる都市環境の実現に努め、高齢者や子育て世代をはじめ市民の生活利便性の維持向上や健康寿命を延ばせる住環境づくりに取り組むことで、いきいきと輝く人を育むまちづくりを推進します。
○既存ストックを活かした持続可能なまちづくり	公共施設及びインフラ資産の施設総量の適正化、長寿命化及び効率的な施設運営を推進し、より一層の安定的な市民サービスの提供につなげます。また、甲府のシンボルである遊亀公園、附属動物園等、身近な施設の再整備により憩いの場や子育て環境が充実した「こども最優先のまち（子育て・子育て）」を目指し、空き家など既存ストックを活用しながら、安全で安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進します。
○拠点同士が連携した活力あるまちづくり	新たな交通ネットワークの形成を契機とした利便性の高い公共交通体系の実現により、拠点同士や拠点と地区間のアクセスを向上することで、連携と役割分担による相乗効果を発揮させるとともに、地域コミュニティの交流や活動が拡大され、魅力があふれ人が集う活力あるまちづくりを推進します。
○地域特性を活かした産業振興のまちづくり	リニア開業による活発な企業活動や交流人口の拡大を市域全体の活性化につなげ、甲府市の大きな発展に結びつけていくとともに、農業・工業・商業・観光など地域経済を支える産業の振興を図り、市民がいきいきと働くことができる雇用環境を充実させて、「くらし潤うまち（稼ぐ・稼げる）」の創出を目指したまちづくりを推進します。
○自然を保全し環境に配慮したまちづくり	まちと緑・農が共生する甲府の景観を次世代へと引き継ぐため、身近な緑や水辺を大切にしながら、恵まれた森林、農地及び歴史的に価値の高い資源の保全・活用を図り、環境への負担の少ない社会の構築を目指して、自然と都市機能が調和する快適なまちづくりを推進します。

出典)「甲府市都市計画マスタープラン」(平成30年3月 甲府市)

表 2.2-54 将来構造の設定（甲府市）

将来構造の設定		
広域都市拠点	高次な都市機能が集約され、既存ストックを活かしながら、居住誘導を図るとともに、山梨県の政治、経済及び文化をけん引する拠点	甲府駅周辺
広域交流拠点	(仮称)リニア山梨県駅をもう一つの玄関口として活用し、国内外の広域交流の促進による産業や観光の振興、緑が多くゆとりある居住の確保を図る拠点	(仮称)リニア山梨県駅周辺
地区拠点	公共交通による到達が可能で、身近な日常生活に必要な商業、医療、子育て等の都市機能を維持し、必要に応じて施設の立地を誘導することで、周辺における人口集積地域の生活利便性を高める拠点	南甲府駅周辺、甲斐住吉駅周辺、酒折駅・善光寺駅周辺、山梨大学周辺、湯村温泉郷周辺、県立美術館周辺、南西中学校周辺、国母駅周辺
特定機能補強地区	工業や商業等の産業機能、身近な生活機能等に特化した地区又は今後それらの機能を維持し、必要に応じて補強を図る地区	和戸IC周辺(エリア含む)、落合IC周辺(機械金属工業団地含む)、向町周辺、甲府南IC周辺(甲府南部工業団地含む)

出典)「甲府市都市計画マスタープラン」(平成30年3月 甲府市)



出典「甲府市都市計画マスタープラン」(平成 30 年 3 月 甲府市)

図 2.2-35 都市計画マスタープランにおける都市構造図 (甲府市)

(3) 笛吹市

1) 笛吹市環境基本計画

笛吹市では平成 23 年 4 月に、笛吹市環境基本条例に基づく平成 23 年度から令和 2 年度までを計画期間とする 1 次環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する様々な施策に取り組んできた。その後、環境施策を具体的に推し進めていくため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次笛吹市環境基本計画」を策定している。

本計画の全体像を表 2.2-55 に示す。

表 2.2-55 笛吹市環境基本計画の全体像

笛吹市が目指す環境像	環境目標	基本施策	施策の方向性
水・花・緑 彩り豊かな 桃源郷 みんなで未 来につなぐ まち	(自然環境) 豊かな自然と 人が共生する まち	【農地・森林】 豊かな農地と緑の保全・維持	①持続可能な農業の推進 ②環境保全型農業の推進 ③地産地消の推進 ④森林の維持・管理の仕組みづくり ⑤森林の多面的機能の理解促進 ⑥地場産材の利活用促進
		【生物多様性】 多様な生物と共存できる環境づくり	①開発行為等に対する規制 ②開発における生態系への配慮 ③野生生物の実態把握 ④野生生物の保護・保全 ⑤野生動物による農作物被害の防止 ⑥外来種対策の推進
		【自然とのふれあい】 自然の恵みにふれあう場や空間の創出	①自然と調和した河川環境の整備 ②水辺空間の安全管理 ③身近な自然とふれあえる場や空間の創出・整備 ④自然保護意識の高揚
	(生活環境) 安心して健康的に暮らせるまち	【身近な生活環境】 健全な環境と平穏な暮らしの維持	①暮らし・事業活動に伴う大気環境負荷の低減 ②暮らし・事業活動に伴う水環境負荷の低減 ③水資源の適正利用 ④安心・安全な水の供給 ⑤土壌環境負荷の低減 ⑥暮らし・事業活動に伴う騒音と振動の防止・低減 ⑦秩序ある土地利用による混在化の改善 ⑧近隣公害の発生の抑止 ⑨新興感染症の予防・まん延防止
		【廃棄物】 限りある資源の有効活用とごみの減量	①ごみ排出量の減量化、5R の推進 ②食品ロス削減の推進 ③ごみの適正処理の推進
		【まち美化・暮らしのマナー・モラル】 美しく誇りあるまちづくり	①不法投棄防止に向けた対策の強化 ②周囲に配慮したマナーの遵守、モラル向上 ③環境美化を促進する仕組みづくり
	(文化環境) 快適で文化的な空間の広がるまち	【公園・緑地】 身近でこころ安らぐ空間の確保	①安心して利用できる身近な公園整備 ②市街地における緑化の推進 ③公共空間における緑化の推進
		【歴史・文化的環境】 郷土に根ざした歴史文化、景観の継承	①文化財の保護・保全 ②郷土芸能、伝統文化等の継承 ③学習の場としての歴史文化の活用 ④桃源郷などの農村風景の保全 ⑤情緒ある郷土景観の形成
	(地球環境) 地球環境の保全に貢献するまち	【地球温暖化】 地球温暖化を防ぐ身近な活動と再生可能エネルギーの活用	①脱炭素社会の実現に向けた市の取組姿勢の明確化 ②再生可能エネルギーの普及促進 ③環境負荷低減に向けた地域公共交通の維持管理 ④環境負荷の少ない自動車利用の促進 ⑤省エネルギー行動の促進 ⑥省エネルギー機器の普及促進 ⑦市の率先した省エネルギー行動 ⑧その他地球問題への積極的な対応
	(環境保全活動基盤) 自ら動き環境保全に取り組むまち	【環境教育・環境学習】 自ら考え行動できる人材の育成	①地元の自然環境を活かした環境教育の充実、向上 ②環境情報の提供体制の充実 ③体験型学習の促進
		【各主体による環境保全活動】 みんなが力を合わせ共に取り組む環境づくり	①取組意欲を向上させる仕組みづくり ②地域の人材の育成・活用 ③市民団体の交流・連携の促進 ④環境に配慮した事業活動の促進

出典「第 2 次中央市環境基本計画」(平成 31 年 3 月 中央市)

2) 一般廃棄物処理基本計画

笛吹市は平成 18 年 3 月に「一般廃棄物処理基本計画」策定し、ごみ減量・資源化や生活排水処理に関する取り組みを推進してきた。その後、計画期間を令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間として計画内容を見直し改定している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市における取り組みを表 2.2-56 に示す。

表 2.2-56 ごみ処理に関する取り組み（笛吹市）

市民・事業者・行政	
取り組むべき事項	<p>【アクションプランの PDCA サイクルの実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生するごみ量の結果より、アクションプランを適宜見直し、実効あるものとして運用していく。 ・5R の推進や家庭ごみ有料化などによるごみ減量・資源化実態の確認、アクションプランの効果など、ごみ減量に関わる情報提供を適切に行って、継続的にごみ減量が推進できるように努める。

出典)「笛吹市一般廃棄物処理基本計画」(令和 2 年 3 月 中央市)

3) 笛吹市都市計画マスタープラン

笛吹市は、平成 21 年 3 月に「笛吹市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで、この計画に基づいてまちづくりの様々な施策を展開してきた。

計画策定後、概ね 10 年が経過し、上位計画・関連計画の策定や見直し、当初の想定にはない社会経済情勢の変化が生じ、その対応に向けた新たな取り組みが必要とされている。

こうした中、これからも市民が安全・安心に暮らすことができる持続可能な都市であり続けるために、新たな都市の将来像の具現化と、まちづくり施策を総合的・一体的に推進することを目的に、都市計画マスタープランの改定を行っている。

都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 2.2-57 に、将来構造の設定についてを表 2.2-58 に、都市構造図を図 2.2-36 に示す。

表 2.2-57 まちづくりの目標（笛吹市）

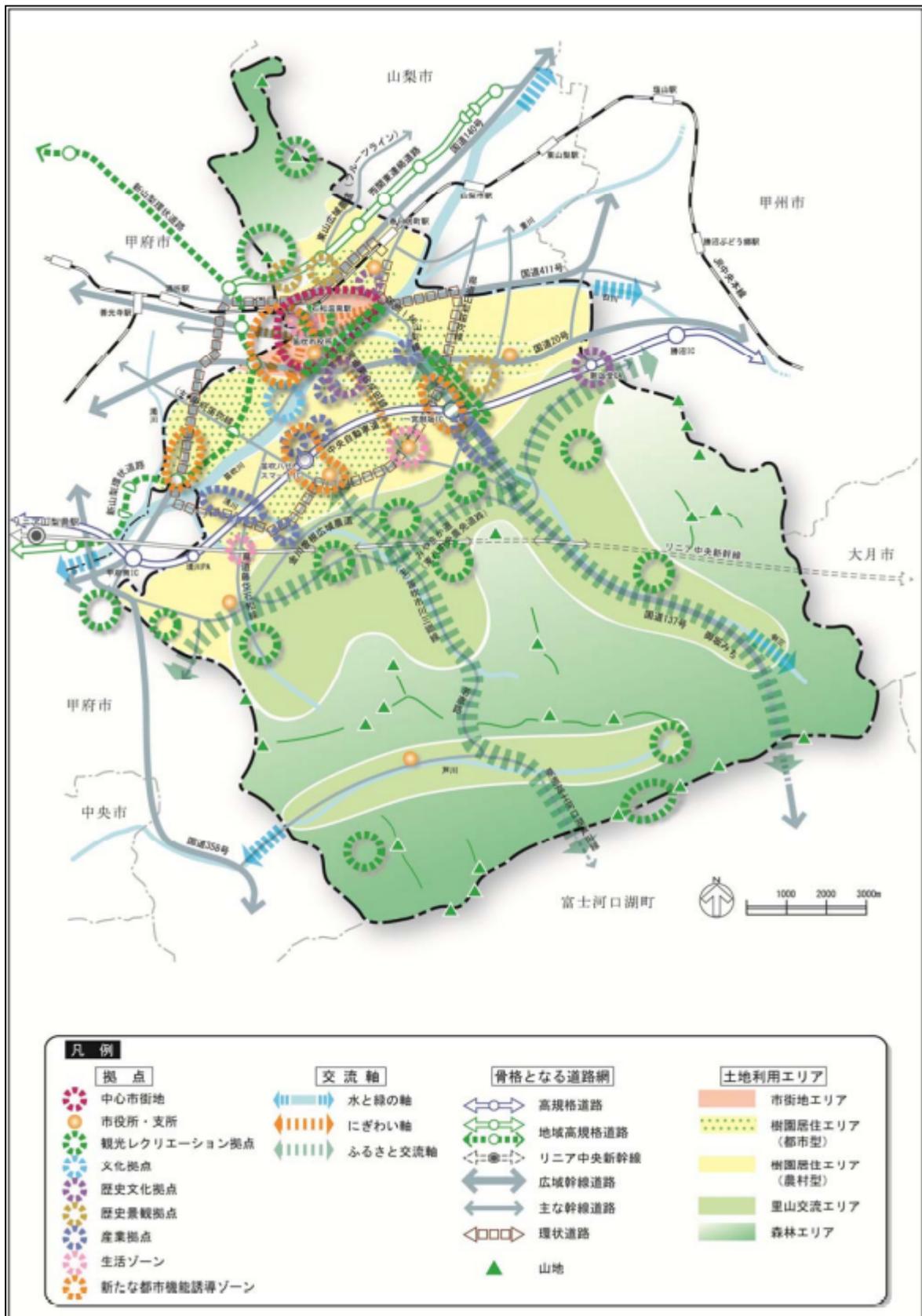
まちづくりの目標	
幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい自然と歴史・文化を慈しみ継承するまち ・交流とふれあいを 高めるまち ・心豊かな暮らしを 大切にするまち ・地域の絆を深め 学びささえあうまち
幸せ実感 にぎわいあふれるまち	
幸せ実感 100 年続くまち	

出典)「笛吹市都市計画マスタープラン」(令和 3 年 3 月 笛吹市)

表 2.2-58 将来構造の設定（笛吹市）

将来構造の設定		
拠点	◇中心市街地（地域拠点）：主要な都市機能が集積する本市の中心市街地拠点	石和温泉駅周辺の用途地域
	◇観光レクリエーション拠点：多くの市民に利用されている公園や観光レクリエーション拠点	笛吹川水辺ゾーン、大蔵経寺山・兜山周辺、森林公園金川の森周辺、リニアの見える丘（花鳥山展望台、ふるさと公園展望台）、笛吹みんなの広場、花見台・金沢憩いの森公園、花鳥の里 スポーツ広場、御坂路さくら公園、みさか桃源郷公園、ほたるの郷・八代ふるさと公園、藤袋の滝周辺、新道峠周辺、すずらん群生地周辺、芦川グリーンロッジ周辺など
	◇文化拠点（スコレーセンター周辺）：本市の文化活動の拠点	
	◇歴史文化拠点：本市の代表的な歴史文化の交流拠点	県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺、寺本廃寺跡など
	◇歴史景観拠点：本市のシンボリックな歴史景観の拠点	山梨岡神社周辺、大蔵経寺周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺など
	◇産業拠点：工業団地等の産業が集積する拠点	既存の産業導入地区など
	◇生活ゾーン：地域の日常生活の中心となっているゾーン	御坂支所周辺、境川農産物直売所周辺
	◇新たな都市機能誘導ゾーン：IC設置等により、新たな都市機能の誘導が望まれるゾーン	一宮御坂 IC 周辺、笛吹八代スマート IC 周辺、新山梨環状道路 IC 周辺など
主要な交流軸	◇広域都市軸（広域幹線道路）～広域的な都市間交流を担う軸	国道 20 号、国道 140 号、国道 137 号、国道 411 号、国道 358 号など
	◇にぎわい軸（都市軸）	中心市街地（（都）石和温泉駅前線、石和温泉街、（都）石和市内部通り線）、国道 20 号、県道栗合成田線など
	◇ふるさと交流軸	御坂みち交流軸（国道 137 号を骨格に富士北麓地域を結ぶ軸）、若彦路交流軸（（主）笛吹市川三郷線・県道富士河口湖芦川線を骨格に芦川～富士北麓地域を結ぶ軸）、山麓交流軸（みやさか道（東八中央農免道路）を骨格に甲府盆地の東部山麓地域を結ぶ軸）
	◇水と緑の軸	笛吹川、日川、金川、芦川など
	◇骨格道路網	
土地利用エリア	◇高規格道路	中央自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路
	◇広域幹線道路	国道 20 号、国道 140 号、国道 411 号、国道 137 号、国道 358 号
	◇都市幹線道路	都市環状道路、都市連携道路、その他の都市計画道路など
	◇地域幹線道路	地域外郭道路（金川曾根広域農道（市道 1-20 号線）、みやさか道（東八中央農免道路））、その他（（主）笛吹市川三郷線）
	◇交通拠点	石和温泉駅、春日居町駅、高速バス停など
土地利用エリア	◇市街地エリア～計画的な市街地の形成を図るべきエリア	用途地域周辺
	◇樹園居住エリア（都市型）～市街地近郊の樹園と住宅地が混在するエリア	市街地近郊の市街化が進む樹園集落地
	◇樹園居住エリア（農村型）～山麓の森林や樹園、集落地が混在するエリア	山麓から低地に広がる樹園地を主体とした農業集落地
	◇里山交流エリア	山麓や芦川の山間に広がる里山と農業集落地
	◇森林エリア～豊かな自然環境の保全と活用を促進すべきエリア	市域北部の大蔵経寺山・兜山周辺の山地、市域南部に広がる御坂山地

出典）「笛吹市都市計画マスタープラン」（令和 3 年 3 月 笛吹市）



出典「笛吹市都市計画マスタープラン」(令和3年3月 笛吹市)

図 2.2-36 都市計画マスタープランにおける都市構造図 (笛吹市)

(4) 南アルプス市

1) 南アルプス市環境基本計画

南アルプス市では「南アルプス市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2010年11月に「第1次南アルプス市環境基本計画」を策定している。

その後、現行の計画を見直し「第2次南アルプス市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像として、「循環型社会の形成づくりが進むまち」、「快適な生活環境のまち」、「豊かな自然環境のまち」、「地球環境の保全に取り組むまち」、「環境教育と市民協働を推進するまち」を掲げ、持続可能な社会の実現に向けて総合的・計画的に、本計画を進行している。

本計画の全体像を表 2.2-59 に示す。

表 2.2-59 南アルプス市環境基本計画の全体像

南アルプス市が目指す環境像	望ましい環境像	基本目標	基本施策
自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス - 魅力ある地域資源を活かした自立のまち -	1. 循環型社会の形成づくりが進むまち	1. 循環型社会の形成を推進する	(1) 廃棄物の発生抑制(2) リユースの推進(3) リサイクルの推進(4) 廃棄物の適正処理
	2. 快適な生活環境のまち	1. 清流を回復する	(1) 河川等への不法投棄の防止(2) 生活排水対策の推進
		2. 生活環境に影響を与える各種問題へ対応する	(1) 環境の状況把握(2) 公害の防止、生活環境に係る各種環境問題への対応
		3. 環境美化活動を推進する	(1) 不法投棄の防止(2) 清掃、美化活動の推進
		4. 身近な緑を守る、増やす	(1) 街路や河川の緑化推進(2) 公共施設や学校の緑化推進(3) 住宅、工場、商店街の緑化推進(4) 雑木林等の保全と活用(5) 公園の整備、維持管理
		5. 親しめる水辺をつくる	(1) 親水空間の整備、水と触れ合いの機会の創出
	3. 豊かな自然環境のまち	1. 貴重な自然環境を守る	(1) 貴重な動植物の保護、生物多様性の確保(2) 貴重な動植物の保護、生物多様性の確保(3) 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進
		2. 森林を守る、農の緑を守る	(1) 森林の公益的機能の保全、普及啓発(2) 林業の支援、森林資源の適正な管理(3) 優良農地の保全と遊休地の活用(4) 農業の振興、担い手の育成
		3. 自然と共生し、景観を守る	(1) 動植物の生息・生育環境の保全・維持活動(2) エコロジカルネットワークの形成(3) 優れた眺望景観、里山景観、集落景観の保全、継承(4) 歴史的・文化的資源の保全、活用
	4. 地球環境の保全に取り組むまち	1. 低炭素社会づくりを推進する	(1) 公共施設への新エネルギーの率先導入(2) 小水力、バイオマスエネルギーの利活用等の検討(3) 省エネルギーの推進(4) 新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大、環境マネジメントシステム構築支援(5) 交通のグリーン化
	5. 環境教育と市民協働を推進するまち	1. 市民協働の取り組みを推進する	(1) 市民協働によるまちづくりの普及、推進(2) 連携の輪づくり
		2. 環境教育・学習を推進する	(1) 学校における環境教育の推進(2) 環境情報・環境学習の機会の提供

出典「南アルプス市第2次環境基本計画」(令和3年3月 中央市)

2) 一般廃棄物処理基本計画

南アルプス市では、平成 17 年 2 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、これまで「市民参加による資源循環型のまちづくり」の環境理念の下、「ごみ減量化の推進」、「資源の徹底活用」、「適正処理の推進」、「環境教育の推進」という 4 つの基本目標を掲げ、ごみの減量やリサイクルに係る様々な施策を実施してきた。その後、第 2 次一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成 25 年度における廃棄物の排出量や再生利用等の数値目標を掲げ、こうした目標を達成していくため、市民・事業者・行政の各主体が取り組むべき具体的な行動目標を定め、廃棄物等の発生抑制などに向けた取り組みを強化している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市における取り組みを表 2.2-60 に示す。

表 2.2-60 ごみ処理に関する取り組み（南アルプス市）

市民・事業者・行政		
市民・事業者・市の連携 や三者が一体化した施策 の推進	①実施につながりやすい広報・啓発事業の 展開	(ア) 市による市民・事業者協働の学習会 の開催 (イ) 市による出前講座の開設・推進
	②地域課題の解決に向けた取り組みの推進	(ア) 生活環境保全検討委員による指導
	③ごみ減量・リサイクルの推進に係る人・ 組織づくりの推進	(ア) 環境美化員による指導・啓発 (イ) 次代を担う子供達への教育・啓発活 動の推進 (ウ) 市民参加型のイベントなどの開催 (エ) 環境美化活動の推進 (オ) 施策・事業への反映

出典 「第 2 次一般廃棄物処理基本計画」(平成 26 年 2 月 南アルプス市)

3) 南アルプス市都市計画マスタープラン

南アルプス市では、平成 19 年に都市計画法の改正（平成 4 年）に伴い創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）を策定している。

この方針は、市町村が地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの特性を踏まえながら、地域社会共有の身近な都市計画を重視したまちづくり（都市づくり）の将来ビジョンを描き、都市計画を先導するために、都市計画区域を有する市町村にその策定の義務があると法的に位置づけられたものである。都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 2.2-61 に、将来構造の設定については表 2.2-62 に、都市構造図を図 2.2-37 に示す。

表 2.2-61 まちづくりの目標（南アルプス市）

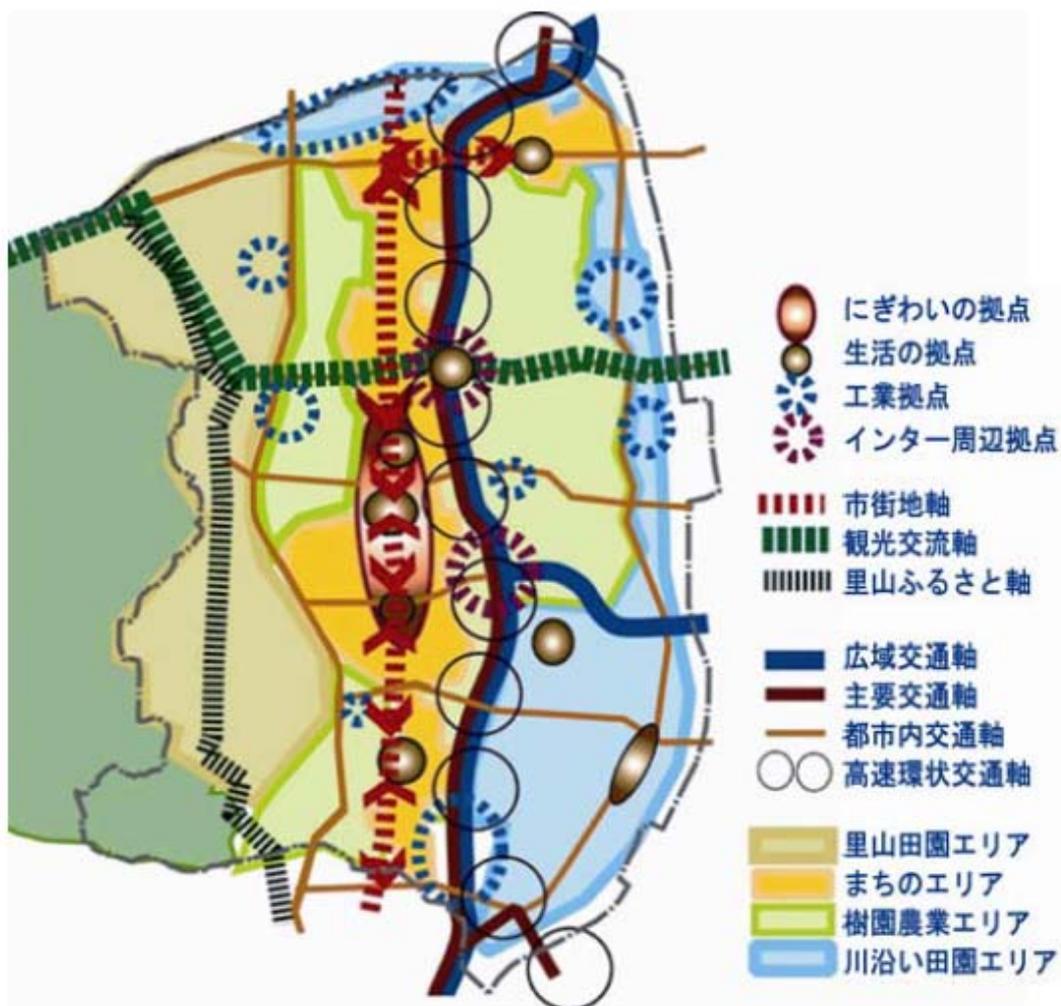
まちづくりの目標	
①市民が安心・快適に暮らせるまち・里	本市の個性といえる農林・樹園環境を安定的に保持するなかで、快適な居住・交通環境、子供たちや高齢者などに配慮された居住・活動空間の確保、防災対策など、市民が安心して快適に暮らせるまちづくり・里づくりをめざします。
②共生・共存できるまち・里	水と緑の環境と開発、田園・樹園環境と都市的利用、車利用の利便性と様々な環境への影響、居住と産業等の異種用途の混在、これまでに築かれた地域資源と新たな都市開発の対立など、異なる価値観を地域の特性に応じて調整し、共生を実現することで、いつまでも人々が住み続け、活動し続けることのできるまちができます。子供も大人も、都市も自然もみんなが共に暮らし活動できるまちづくり・里づくりをめざします。
③魅力と個性のあるまち・里	扇状地のつくる地形と景観、水と緑の環境、ゆとりと地域の個性をつくる果樹生産環境、雄大な地域景観、培われた歴史・文化、県都甲府に隣接し計画的に整備の進む都市環境など、今ある資源を大切に、これを利活用して、より魅力のあるまち・里づくりをめざします。
④市民が主役でつくるまち・里	市民主役のまちづくりが求められています。このためには、市民が主体となってまちづくりを進め、行政は市民の声を十分に聴き、情報を公開して、まちづくりを進めていかなければなりません。一方、そこに暮らし、活動する市民や企業は、コンセンサスが得られたまちづくりに、できる限りの協力をすることが求められています。このような、まちづくりを実現していくため、みんなで守ることのできるルールや仕組みづくりを進めます。

出典)「南アルプス市まちづくり基本方針南アルプス市都市計画マスタープラン」(平成 19 年 3 月 南アルプス市)

表 2.2-62 将来構造の設定（南アルプス市）

将来構造の設定		
土地利用の基本的エリア	まちのエリア	国道 52 号～県道甲斐南アルプス線沿道
	里山田園エリア	扇状地西の里山に連なる地域
	樹園農業エリア	八田地区から甲西地区に至る扇状地中央部
	川沿い田園エリア	御勅使川、釜無川周辺
拠点	にぎわいの拠点	白根～櫛形市街地
	生活の拠点	八田、若草、甲西地区の各支所周辺及び東南湖商業地
	工業拠点	甲西地区基幹工業団地及び地区拠点工業団地
	インター周辺拠点	白根インター周辺及び南アルプスインター周辺
軸	市街地軸	県道甲斐南アルプス線～国道 52 号
	観光交流軸	アルプス通り～芦安地区
	里山ふるさと軸	里山田園地区
	広域交通軸	高速交通路
	主要交通軸	都市内主要道路
	都市内交通軸	格子状に設定
	高速環状交通軸	長期的目標として、専用走行軌道などの導入を考慮

出典)「南アルプス市まちづくり基本方針南アルプス市都市計画マスタープラン」(平成 19 年 3 月 南アルプス市)



出典)「南アルプス市まちづくり基本方針南アルプス市都市計画マスタープラン」(平成 19 年 3 月 南アルプス市)

図 2.2-37 都市計画マスタープランにおける都市構造図（南アルプス市）

(5) 市川三郷町

1) 市川三郷町環境基本計画

市川三郷町では、町の自然的、社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針として、2020年4月に「市川三郷町環境基本計画」を策定している。

将来の環境像として「みんなで作り、育て、守り、継承する「安全・安心なまち」」、4つの基本目標として「豊かな自然を育むまち」、「美しく、快適に暮らせるまち」、「地球にやさしい循環型社会のまち」、「みんなで環境保全に取り組むまち」を掲げ、基本目標の達成にむけた施策を整理し、推進している。

本計画の全体像を表 2.2-63 に示す。

表 2.2-63 市川三郷町環境基本計画の全体像

環境像	基本目標	施策
継承する「安全・安心なまち」 みんなで作り、育て、守り、	(1) 豊かな自然を育むまち	① 自然環境の保全 ② 森林、山林等の緑化保全 ③ 水環境の保全
	(2) 美しく、快適に暮らせるまち	① 公害の防止 ② 緑化の推進 ③ 良好な景観形成
	(3) 地球にやさしい循環型社会のまち	① 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進 ② 地球温暖化対策の推進 ③ 不法投棄の防止
	(4) みんなで環境保全に取り組むまち	① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの推進 ③ 環境活動・環境教育の推進

2) 一般廃棄物処理基本計画

市川三郷町では、平成21年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、これまで循環型社会の形成に向けて様々な施策を実施してきた。

その後、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するため、計画の見直しを行い、令和2年10月に「第2次市川三郷町一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

この計画では、「巡る資源、環境にやさしいまちづくり」を基本理念とし、2つの基本方針「廃棄物の発生抑制」と「リサイクルの推進」に沿って、目標の達成のための町民の役割、事業所・事業者の役割、行政の役割及び基本施策を示している。

本計画に基づく、基本理念から基本施策までの体系を表 2.2-64 に示す。

表 2.2-64 市川三郷町一般廃棄物処理基本計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本施策
巡る資源、環境に やさしいまちづくり	廃棄物の発生抑制	(1) ごみの発生抑制 ◆家庭系ごみの減量・資源化の推進 ◆事業系ごみの減量・資源化の推進 ◆生ごみの減量化 ◆食品ロスの削減 ◆一般廃棄物の適正な収集及び処理 ◆ごみ出し困難世帯に対する支援 ◆レジ袋（プラスチック）等の削減の推進
	リサイクルの推進	(1) 分別の徹底と有効活用 ◆拠点回収の推進 ◆回収品目に対する分別強化 ◆分別方法の周知 (2) 環境にやさしいまちづくり ◆再使用（リユース）の推進 ◆グリーン購入の推進 ◆小型家電リサイクルの推進

3) 市川三郷町都市計画マスタープラン

市川三郷町では合併を契機に、平成 19 年 3 月に総合的な町の政策を示す「市川三郷町第 1 次総合計画」を策定しており、これを受け、まちづくり分野の総合指針となる計画として平成 21 年に「市川三郷町都市計画マスタープラン」が策定された。

都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 2.2-65 に、将来構造の設定についてを表 2.2-66 に、都市構造図を図 2.2-38 に示す。

表 2.2-65 まちづくりの目標（市川三郷町）

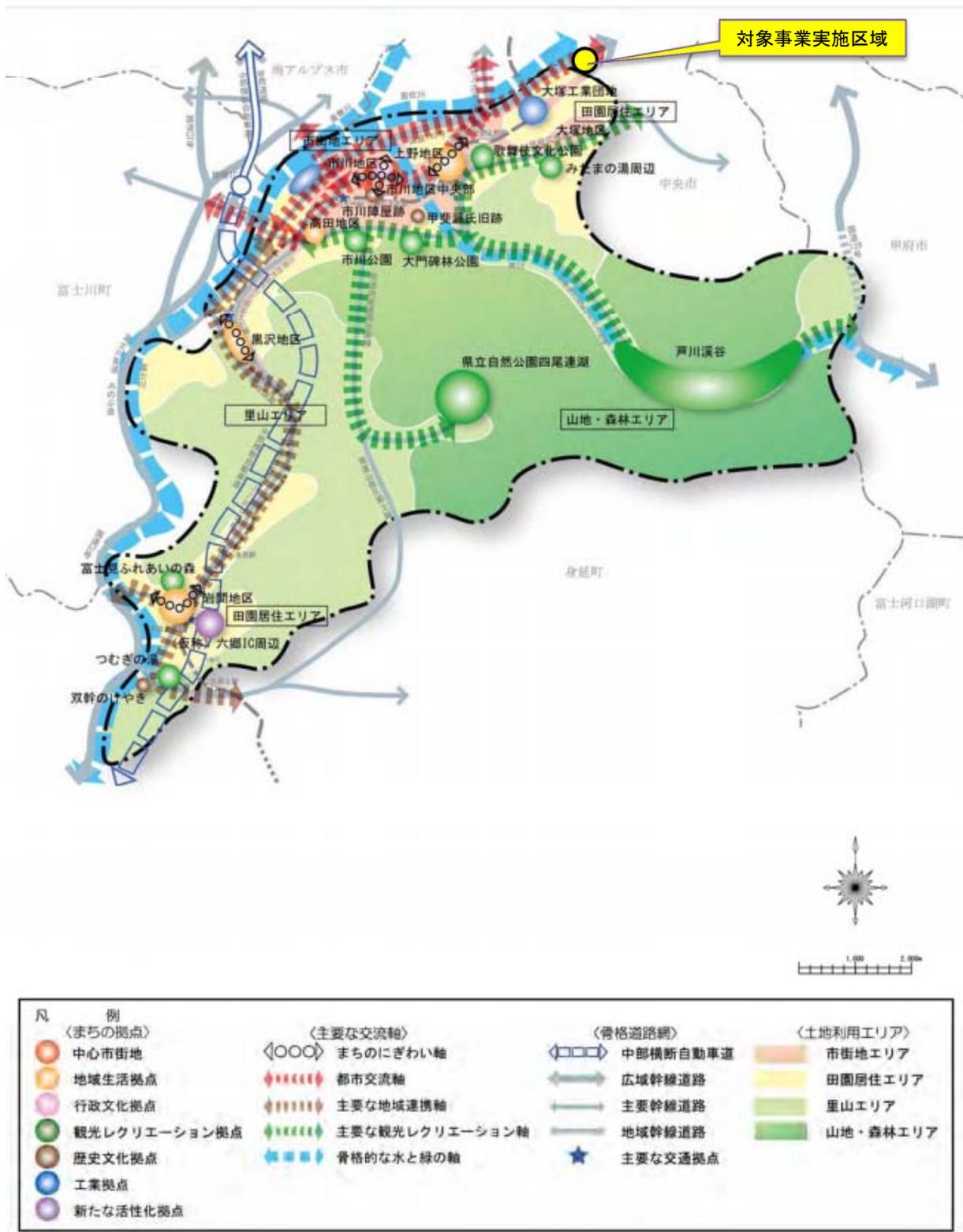
まちづくりの目標	
① 安全・安心で、暮らしやすく、心安らぐまちづくり	生活環境の充実、高齢者や障害者など人にやさしいまちづくり、防災性の向上など、子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心で、暮らしやすく、心安らぐまちづくりをめざします。
② 豊かな自然と美しい風景、特色ある歴史文化を育むまちづくり	ふるさとの誇りである豊かな自然環境、四季折々の美しい風景、長い間育まれてきた地場産業や伝統技術、祭などの歴史文化を大切に守り・育むとともに、その魅力を再認識し、まちづくりへの積極的な活用をめざします。
③ 人と人の交流が盛んな活気に満ちたまちづくり	中心商店街の活性化、地場産業や基幹産業である地域農業の活性化、地域の魅力や資源を活かした観光の振興、企業誘致、定住促進などにより、人と人の交流が盛んな活気に満ちたまちづくりをめざします。
④ 地域の絆と思いやりを育むまちづくり	祭や冠婚葬祭、自治会活動から日々のふれあいなど、長い時間をかけて育まれてきた地域の絆を大切にすまちづくりをめざします。

出典「市川三郷町都市計画マスタープラン素案」（平成 21 年 11 月 市川三郷町）

表 2.2-66 将来構造の設定（市川三郷町）

将来構造の設定		
まちの拠点	◇中心市街地	市川地区中央部
	◇地域生活拠点	市川地域の高田地区、黒沢地区、三珠地域の上野地区、六郷地域の岩間地区
	◇行政文化拠点	市川三郷町役場周辺
	◇観光レクリエーション拠点	県立自然公園四尾連湖、市川公園、大門碑林公園、花火公園、みたまの湯周辺、歌舞伎文化公園、芦川溪谷、富士見ふれあいの森、六郷の里つむぎ湯
	◇歴史文化拠点	甲斐源氏旧跡、市川陣屋跡、双幹のけやきなど
	◇工業拠点	大塚工業団地、市川地域の工業集積地
	◇新たな活性化拠点	（仮称）六郷 IC 周辺
主要な交流軸	◇まちのにぎわい軸	市川地区中央部の役場前線や中央通り、三珠地域上野地区や六郷地域岩間地区の既存商店街通りなど
	◇都市交流軸	国道 140 号、大門バイパス、主要地方道甲府市川三郷線など
	◇主要な地域連携軸	富士川町や身延町を結ぶ主要地方道市川三郷富士川線、市川三郷身延線、増穂 IC を結ぶ富士川西部広域農道など
	◇主要な観光レクリエーション軸	県道四尾連湖公園線、金川曾根広域農道、主要地方道笛吹市川三郷線
	◇骨格的な水と緑の軸	笛吹川、富士川、芦川
骨格道路網	◇広域幹線道路	国道 140 号、中部横断自動車道
	◇主要幹線道路	主要地方道市川三郷富士川線、市川三郷身延線、笛吹市川三郷線、大門バイパス、黒沢バイパス、六郷地域の新たなバイパスなど
	◇地域幹線道路	県道四尾連湖公園線、山保久那土線、甲斐岩間（停）西島線、金川曾根広域農道など
	◇主要な交通拠点	JR 身延線の市川大門駅、鯉沢口駅、甲斐岩間駅など
土地利用エリア	◇市街地エリア	市川地域の用途地域およびその周辺市街地
	◇田園居住エリア	低地部の農地および田園住宅地
	◇里山エリア	里山と農山村を中心とした中山間地域
	◇山地・森林エリア	東部一帯の山地・森林地域

出典「市川三郷町都市計画マスタープラン素案」（平成 21 年 11 月 市川三郷町）



出典)「市川三郷町都市計画マスタープラン素案」(平成21年11月 市川三郷町)

図 2.2-38 都市計画マスタープランにおける都市構造図(市川三郷町)

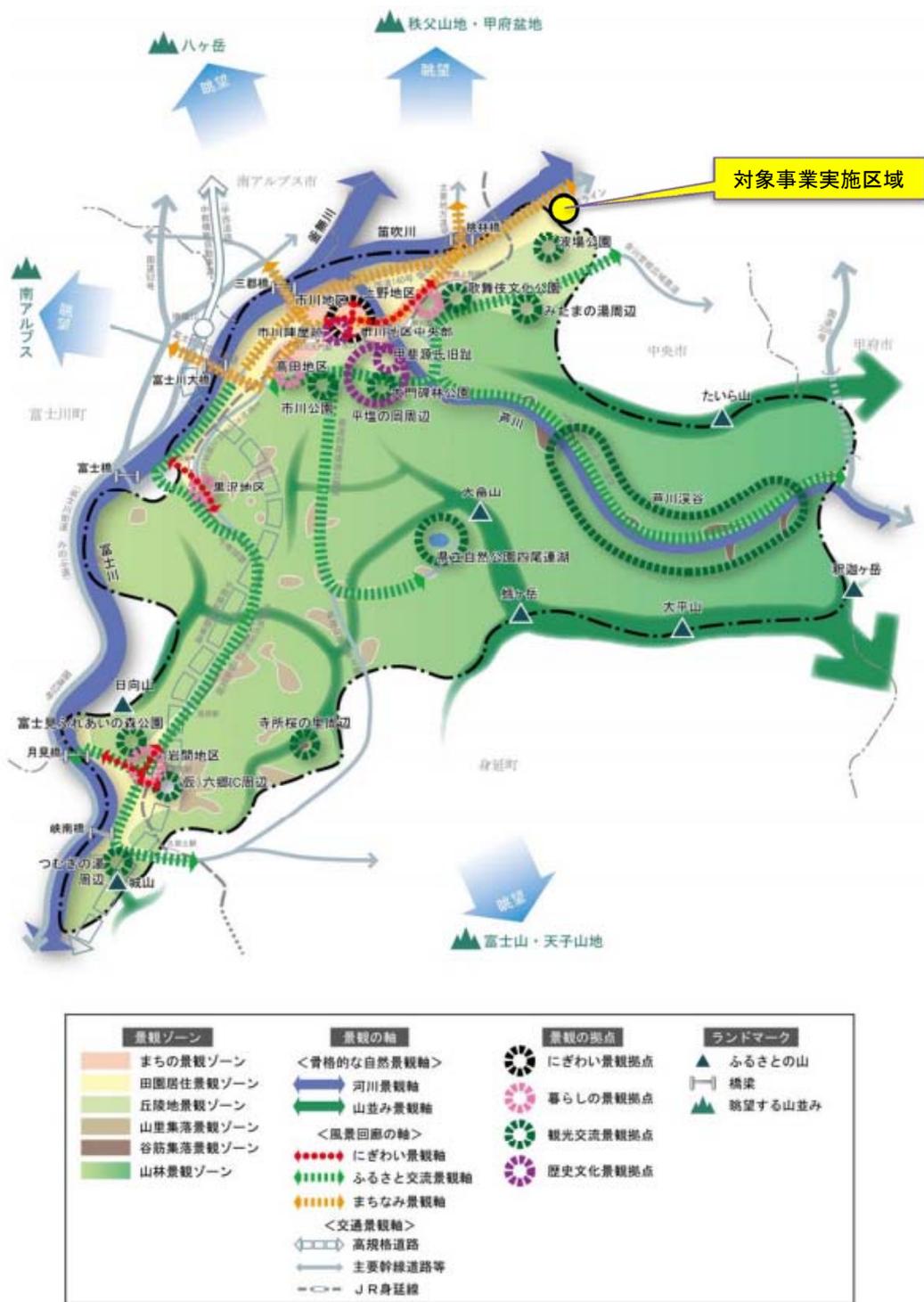
4) 景観計画

市川三郷町の景観形成については、これまで「市川三郷町第1次総合計画」（平成19年3月）や「市川三郷町都市計画マスタープラン」（平成22年3月）を策定し、この中において一定の方向を示すとともに、市川地区中央部における魅力あるまちなみの形成など、町民と協働による様々なまちづくりプロジェクトに取り組み、本町らしい景観づくりに向けた活動を展開してきた。こうした背景のもと、平成17年9月18日に、旧三珠町が「景観行政団体」になったことを契機として、市川三郷町景観計画の策定および景観条例の制定に向けた取り組みを始動している。本計画における景観形成方針の体系を表2.2-67に市川三郷町が目指す景観構造を図2.2-39に示す。

表 2.2-67 景観形成方針の体系（市川三郷町）

基本方針	景観形成方針
(1)あるがままの自然を守り、活かす 風景づくり	①変化に富む地形に沿った風景を大切に守る
	②豊かな森林景観を守り、活かす
	③水辺景観と四季折々の風景を守り、活かす
	④貴重な自然環境と共生する風景を守り、つくる
	⑤自然に親しみふれあう風景を育む
(2)美しい眺望と夜景の魅力を高める 風景づくり	①雄大な眺望景観を守り、活かす
	②美しい夜景の眺望を守り、活かす
	③自然と歴史が融合する良好な眺望場所をつくる
(3)固有の歴史文化を誇り、継承する 風景づくり	①固有の歴史文化を象徴する風景を守り、活かす
	②水文化を継承し、歴史文化が映し出された風情あるまちなみ景観をつくる
	③歴史文化資源が息づく風景を顕在化し、活かす
	④伝統技術と地域の生業を伝える風景を継承する
(4)のっぴいが育む豊かな農と里山、 農村の風景づくり	①のっぴいが育んだ農の風景を守り、活かす
	②郷土の里山と美しい農村景観を守り、活かす
	③四季を通じた農の交流を育む
(5)住む人が心地よい、地域の個性 が協奏する暮らしの風景づくり	①風格と魅力をそなえたまちの顔となる景観をつくる
	②地域景観と共生する、市川三郷町らしい個性が息づくまちなみ景観をつくる
	③まちの玄関口となる駅や道路周辺の景観の魅力を高める
	④風景になじむ公園や施設の景観をつくる
(6)交流や結びつきを深め、まちが元気 になる風景づくり	①郷土の祭りや伝統行事を継承し、交流や結びつきを深める風景をつくる
	②四季折々の花が迎え、もてなす風景をつくる
	③風景資産を結び交流を育む風景回廊をつくる

出典「市川三郷町景観計画」（平成27年3月 市川三郷町）



出典「市川三郷町景観計画」(平成 27 年 3 月 市川三郷町)

図 2.2-39 市川三郷町が目指す景観構造

(6) 昭和町

1) 昭和町環境基本計画

昭和町では環境基本計画は策定されていない。

2) 一般廃棄物処理基本計画

昭和町では循環型社会形成の更なる推進や快適な生活環境の構築のために、ごみ及び生活排水の長期的かつ総合的な処理体制の充実を推進するため、2014年（平成26年）3月に策定した「昭和町一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行い、新たに「昭和町一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

本計画に基づく、ごみの適正処理確保のための市民、事業者、市、それぞれの主体における取り組みを表 2.2-68 に示す。

表 2.2-68 ごみ処理に関する取り組み（昭和町）

市 民		
	役割	取り組むべき事項
	環境にやさしいライフスタイル	マイバックで買い物など
		排出ルールの遵守、施策への協力
事業者		
	役割	取り組むべき事項
	環境に配慮した事業活動	過剰包装の簡素化など
		排出ルールの遵守、施策への協力
行 政		
	役割	取り組むべき事項
	自らの率先した取り組みと住民・事業者への働きかけ、ごみの適正処理の実施	情報提供、指導、支援の実施

出典)「昭和町一般廃棄物処理基本計画」(平成31年3月 昭和町)

3) 昭和町都市計画マスタープラン

昭和町では、平成12年12月に都市計画マスタープランを策定し、その後、「昭和町第6次総合計画」(平成28年3月)や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年10月)などの新たな上位計画、関連計画との整合を図り、社会経済情勢の変化等に対応する弾力的で柔軟なまちづくり施策を一体的に推進するため、「昭和町都市計画マスタープラン」の見直しを行っている。

都市全体構想におけるまちづくりの目標を表 2.2-69 に、将来構造の設定についてを表 2.2-70 に、都市構造図を図 2.2-40 に示す。

表 2.2-69 まちづくりの目標（昭和町）

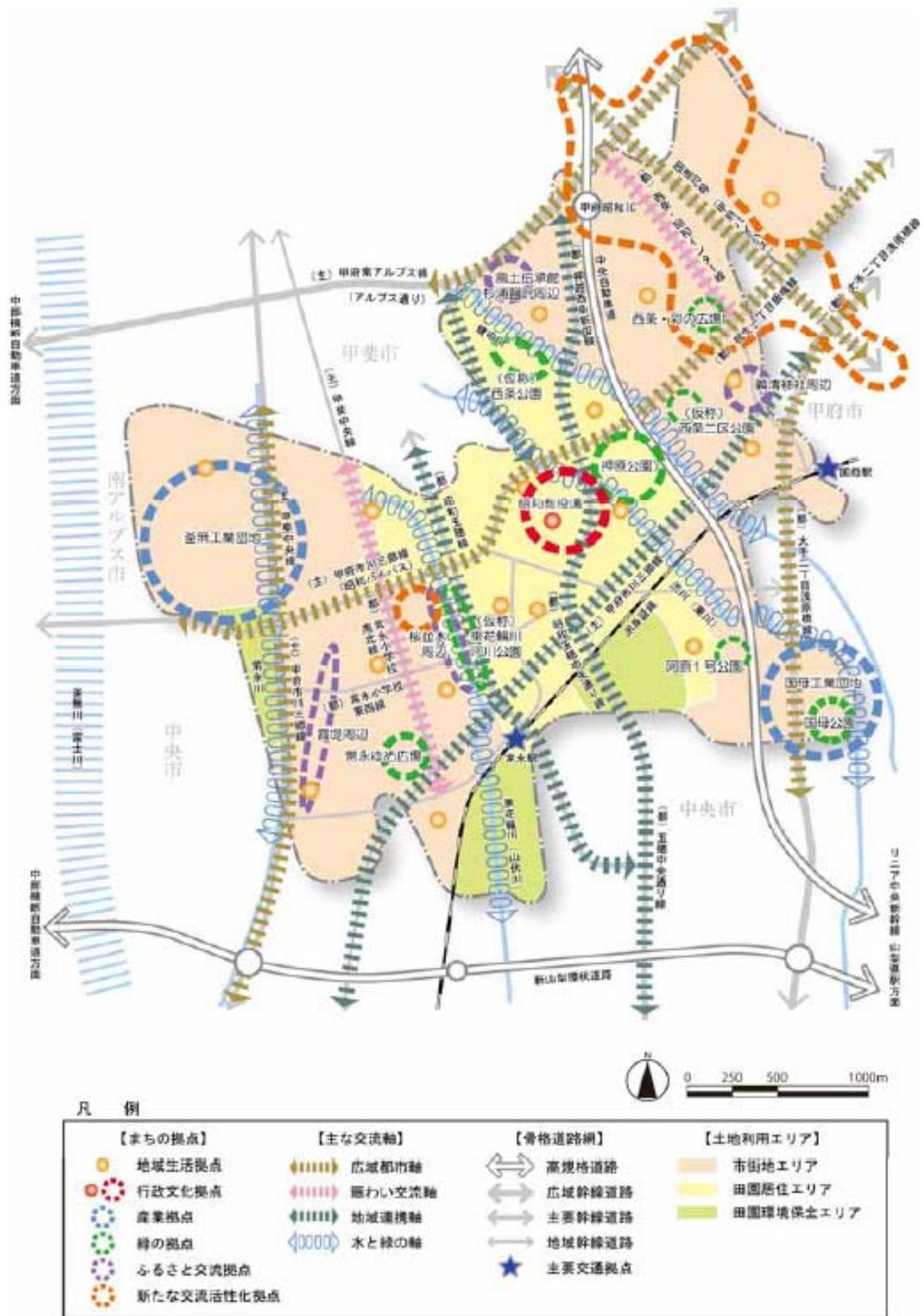
まちづくりの目標	
①人が集まる活力あるまちづくり	都市基盤整備、産業振興、利便性の高い道路交通網の充実、あらゆる地域ポテンシャルを活かし、多くの人が集い、交流しながら、持続的発展を続ける活力あるまちづくりを目指します。
②安心して心豊かに暮らせるまちづくり	地域バランスと調和のとれた市街地の形成、暮らしやすさを重視した総合的な生活環境の向上に努めるとともに、真の豊かさを追求し、安心して快適に住み続けられるまちづくりを目指します。
③固有の自然や文化を受け継ぐまちづくり	恵まれた水資源やホテルの生息環境、農地の田園景観、暮らしに身近な緑、文化や地域の祭りなど、固有の自然環境や文化を継承し、新たな文化を創造する、魅力あるまちづくりを目指します。
④交流を育む協働のまちづくり	永い時間をかけて育まれた地域のつながりを大切に継承し、世代間の交流や新旧住民の交流を育み、まち全体の一体感や絆を培っていく協働によるまちづくりを目指します。

出典)「昭和町都市計画マスタープラン素案」(平成30年3月 昭和町)

表 2.2-70 将来構造の設定（昭和町）

将来構造の設定		
拠点	地域生活拠点	地区の公民館や公会堂周辺
	行政文化拠点	昭和町役場周辺（総合会館、地域交流センター、町立図書館、総合体育館周辺など）
	産業拠点	釜無工業団地周辺、国母工業団地周辺
	緑の拠点	西条・彩の広場、阿原1号公園、押原公園、国母公園、常永ゆめ広場、(仮称)西条二区公園、(仮称)西条公園、(仮称)東花輪川河川公園周辺
	ふるさと交流拠点	風土伝承館杉浦醫院周辺、霞堤周辺、東花輪川（山伏川）の桜並木周辺、義清神社周辺
	新たな交流活性化拠点	甲府昭和 IC 周辺、常永地区周辺
主要な交通軸	広域都市軸	国道 20 号（甲府バイパス）、(主)甲府南アルプス線（アルプス通り）、(主)甲府市川三郷線（昭和バイパス）、(主)甲斐中央線、(都)大手二丁目浅原橋線、(都)相生一丁目飯喰線
	賑わい交流軸	(都)西条・昭和インター線、(主)甲斐中央線、(都)常永小学校南北線
	地域連携軸	(主)甲府市川三郷線、(都)昭和玉穂中央通り線、(都)玉穂中央通り線、(都)押越西条新田線、(都)昭和玉穂線
	水と緑の軸	鎌田川、渋川、東花輪川（山伏川）、常永川
骨格道路網	高規格道路	中央自動車道、新山梨環状道路（南部区間）
	広域幹線道路	国道 20 号（甲府バイパス）、(主)甲府南アルプス線（アルプス通り）、(主)甲斐中央線、(都)大手二丁目浅原橋線
	主要幹線道路	(都)昭和玉穂線、(都)西条・昭和インター線、(主)甲府市川三郷線（昭和バイパス）、(都)相生一丁目飯喰線、(都)押越西条新田線、(都)昭和玉穂中央通り線、(都)玉穂中央通り線、(主)甲斐中央線、(都)常永小学校南北線
	地域幹線道路	(主)甲府市川三郷線、(都)常永小学校東西線、(都)中小河原築地新居線、(仮称)常永駅前通り線、(仮称)国母駅神屋線、町道 30 号線など
	主要交通拠点	JR 身延線の国母駅、常永駅
土地利用エリア	市街地エリア	コンパクトに集約化した計画的な市街地を形成する北部・東部・西部地域の既成市街地
	田園住居エリア	田園環境と共生・調和した、良好な集落地の形成を図る市街化調整区域
	田園環境保全エリア	本町の良好な農業環境の維持・保全を図る一団の優良農地

出典)「昭和町都市計画マスタープラン素案」(平成30年3月 昭和町)



出典「昭和町都市計画マスタープラン素案」(平成 30 年 3 月 昭和町)

図 2.2-40 都市計画マスタープランにおける都市構造図(昭和町)

2.3 環境法令等

2.3.1 環境関係法令による指定及び規制等

本事業に係る主な環境関係法令等及び指定・規制の適用状況を表 2.3-1(1)～(2)に示す。

表 2.3-1(1) 主な環境関係法令等

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定及び規制	
公害防止	大気汚染	環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）	・大気汚染に係る環境基準	○
		大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）	・ばい煙等の排出規制等 ・水銀等の排出規制等	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年7月12日条例第12号）	・ばい煙の排出の規制 ・粉じんの排出の規制	×
	騒音	環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）	・騒音に係る環境基準	○
		騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・自動車騒音に係る許容限度等	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年7月12日条例第12号）	・指定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・設置の届出等	○
	振動	振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・道路交通振動に係る要請等	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年7月12日条例第12号）	・指定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・設置の届出等	○
	悪臭	悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）	・悪臭の規制基準	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年7月12日条例第12号）	・指定工場等に対する悪臭規制	×
	水質汚濁	環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）	・水質の汚濁に係る環境基準	○
		水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）	・公共用水域への排水基準	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年7月12日条例第12号）	・公共用水域への排水基準（上乘せ基準）	×
		山梨県浄化槽指導要綱（昭和62年4月1日施行）	・浄化槽監理者の責務	○
	底質	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）	・環境基準	×
	土壌汚染	環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）	・土壌の汚染に係る環境基準	○
		土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）	・要措置区域、形質変更時要届出区域の指定	×
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年12月25日法律第139号）	・農用地土壌汚染対策の地域の指定	×
ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）		・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○	
地盤沈下	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成24年12月27日山梨県条例第75号）	・地下水の取水制限	○	
	中央市地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例（平成25年3月28日中央市条例第2号）	・地下水の取水制限	○	
日照 障害	建築基準法（昭和25年法律第201号）	・日影による中高層の建築物の高さの制限	○	

注) 表中の「○」は、本事業に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

表 2.3-1(2) 主な環境関係法令等

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定及び規制
自然環境保全	自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）	・原生自然環境保全地域の指定 ・自然環境保全地域の指定	×
	自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）	・国立公園、国定公園区域の指定	×
	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	・風致地区の指定	×
	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）	・保安林の指定	×
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）	・鳥獣保護区等の指定等	×
	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）	・希少野生動植物種の生息地等保護区の指定	×
	都市緑地法（昭和 49 年 9 月 1 日法律第 72 号）	・山梨県による緑地保全地区の指定	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）	・条約湿地の指定	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）	・世界自然遺産等の指定	×
	山梨県立自然公園条例（昭和 32 年 12 月 26 日条例第 74 号）	・自然公園区域の指定	×
	山梨県自然環境保全条例（昭和 46 年 10 月 11 日条例第 38 号）	・自然環境保全地区等の指定	×
	山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（平成 19 年 7 月 9 日条例第 34 条）	・生息地等保護区等の指定 ・希少野生動植物種の指定	×
	自然環境保全地区および自然記念物の指定（昭和 47 年 10 月 30 日告示第 520 号）	・自然環境保全地区、自然記念物の指定	×
	鳥獣保護区の指定（平成 24 年 10 月 29 日告示第 381 号）	・鳥獣保護区の指定	×
	山梨県都市公園条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号）	・都市公園の設置、管理	×
	山梨県風致地区条例（昭和 45 年 4 月 1 日条例第 26 号）	・風致地区内における建築等の規制	×
	山梨県環境緑化条例（昭和 49 年 10 月 17 日条例第 31 号）	・環境緑化基準の制定	○
景観	景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）	・景観行政団体による景観地区の指定	×
	山梨県景観条例（平成 2 年 10 月 20 日条例第 24 号）	・景観形成地域内における行為の制限	×
	中央市景観条例（平成 26 年 12 月 24 日中央市条例第 18 号）	・景観計画区域内における行為の制限	○
	中央市都市公園条例（平成 18 年 2 月 20 日中央市条例第 146 号）	・都市公園の設置、管理	×
	市川三郷町景観条例（平成 27 年 3 月 18 日市川三郷町条例第 104 号）	・景観計画区域内における行為の制限	○
地球環境保全	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）	・温室効果ガス削減目標の設定等	○
	山梨県地球温暖化対策条例（平成 20 年 12 月 26 日山梨県条例第 49 号）	・温室効果ガス削減措置の実施	○
文化財	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）	・国の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	×
	山梨県文化財保護条例（昭和 31 年 4 月 9 日山梨県条例第 29 号）	・県の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	×
	中央市文化財保護条例（平成 18 年 2 月 20 日中央市条例第 96 号）	・市の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	×
防災	砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）	・砂防指定地の指定	×
	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）	・地すべり防止区域の指定	×
	住宅造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）	・住宅造成工事規制区域の指定	×
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）	・急傾斜地崩壊危険地区の指定	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）	・土砂災害警戒区域の指定	×
	山梨県砂防指定地管理条例（平成 15 年 3 月 20 日条例第 7 号）	・砂防指定地内における行為の制限	×

注) 表中の「○」は、本事業に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

(1) 大気汚染

1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 2.3-2 に示すとおり定められている。

また、大気汚染に係る環境基準の評価方法を表 2.3-3 に示す。

表 2.3-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。（S48.5.16 告示）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8 告示）
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06 ppm以下であること。（S48.5.8 告示）
ダイオキシン類（DXNs）	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27 告示）
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9 告示）
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。（H30.11.19 告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20 告示）
備考	<ol style="list-style-type: none">環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典) 昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日環境庁告示第38号、平成9年2月4日環境庁告示第4号、平成11年12月27日環境庁告示第68号、平成21年9月9日環境省告示第33号、平成30年11月19日環境省告示第100号

表 2.3-3 大気汚染に係る環境基準の評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値(2%除外値)が0.04 ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	連続してまたは随時に行った測定結果として、1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値(2%除外値)が10 ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	連続してまたは随時に行った測定結果として、1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値(2%除外値)が0.10 mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.10 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	連続してまたは随時に行った測定結果として、1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98%に相当するもの(年間98%値)が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	昼間(5時~20時)の時間帯において、1時間値が0.06 ppm以下であること。
ダイオキシン類 (DXNs)	長期的評価	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期的評価	1年平均値が長期基準の15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%が短期基準の35 μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	長期的評価	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	長期的評価	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	長期的評価	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	長期的評価	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

出典) 昭和48年6月12日環企第143号環境庁大気保全局長通知、昭和53年7月17日環企第262号環境庁大気保全局長通知、平成12年1月12日環企11号・環保安6号・環企11号・環大規5号・環水企14号・環水管1号・環水規5号・環水土7号環境庁企画調整局長・大気保全局長・水質保全局長通知、平成13年6月12日環管総182号環境省環境管理局长通知、平成21年9月9日環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知、平成30年11月19日環境省告示第100号

2) 排出基準

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場など）から排出、または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出規制を行っている。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を特定施設と呼び、特定施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

また、山梨県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法に定める特定施設の一部をばい煙に係る指定工場として、有害物質の排出規制を行っている。

本事業で設置する施設は、大気汚染防止法のばい煙発生施設及び水銀発生施設並びにダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する。ただし、山梨県生活環境の保全に関する条例における指定工場にも該当しない。

本事業に関するばい煙発生施設の排出基準を表 2.3-4 に、水銀排出施設の排出基準を表 2.3-5 に、ダイオキシン類の排ガス排出基準を表 2.3-6 に示す。

表 2.3-4 ばい煙発生施設の排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

物質	ばい煙発生施設		排出基準
硫黄酸化物	政令で定める地域ごとに設定される K 値を一定の算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算出される 1 時間当たりの硫黄酸化物の排出量として定められている。（K 値規制方式と呼ばれるもので K 値が小さいほど規制が厳しい。） $q = K \times 10^{-3} He^2$ q : 硫黄酸化物の量 (m ³ N/h) K : K 値（地域別に定める定数） He : 補正された排出口の高さ		山梨県全域 K 値 : 17.5
窒素酸化物	①浮遊回転燃焼方式 （連続炉に限る）	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 以上	450 ppm
		最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 未満	450 ppm
	②特殊廃棄物焼却炉 （連続炉に限る）	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 以上	250 ppm
		最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 未満	700 ppm
③廃棄物焼却炉 （連続炉①、②以外）	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 以上	250 ppm	
	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 未満	250 ppm	
④廃棄物焼却炉（連続炉以外）	最大排ガス量 : 4 万 m ³ N/h 以上	250 ppm	
ばいじん	廃棄物焼却炉（新設）	処理能力 : 4 t/h 以上	0.04 g/m ³ N
塩化水素	廃棄物焼却炉		700 mg/m ³ N

注 1) 対象となる施設 : 廃棄物焼却炉 火格子面積 2 m² 以上又は焼却能力 200 kg/h 以上

注 2) 表中の窒素酸化物及びばいじんの排出基準については、残存酸素濃度 (O_n) 12% における基準値を示す。

注 3) 太枠は、本事業の該当を示す。

出典) 大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号）

表 2.3-5 水銀排出施設の排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

施設名		施設の規模・要件	新設施設の排出基準
水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		
廃棄物の 焼却設備	廃棄物焼却炉（新設） （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）	・火格子面積 2 m ² 以上 ・焼却能力 200 kg/時以上	30 μg/m ³ N
	水銀含有汚泥等の 焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。） （施設規模による裾切りはなし。）	50 μg/m ³ N

注）太枠は、本事業の該当を示す。

出典）平成 28 年 9 月 26 日環水大大発第 1609264 号環境省水・大気環境局長通知

表 2.3-6 ダイオキシン類の排ガス排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

施設名	施設の種類	新設施設の排出基準
廃棄物焼却炉	処理能力：4 t/h 以上	0.1 ng-TEQ/m ³ N

注）太枠は、本事業の該当を示す。

出典）ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

(2) 騒音

1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 2.3-7 に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は、図 2.3-1 に示すとおり、騒音に係る環境基準の地域類型が適用されておらず、環境基準が適用されない地域にある。

表 2.3-7 騒音に係る環境基準

<道路に面する地域以外の地域（一般地域）>

地域の類型	類型当てはめ地域	基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
AA	特に静穏を要する地域	50 dB 以下	40 dB 以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	主として住居の用に供される地域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 dB 以下	50 dB 以下

但し、次表に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

<幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）>

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
70 dB 以下	65 dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）、都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路であって一般自動車道を示す。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 m

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20 m

出典) 平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、平成 13 年 1 月 5 日環大企 3 号

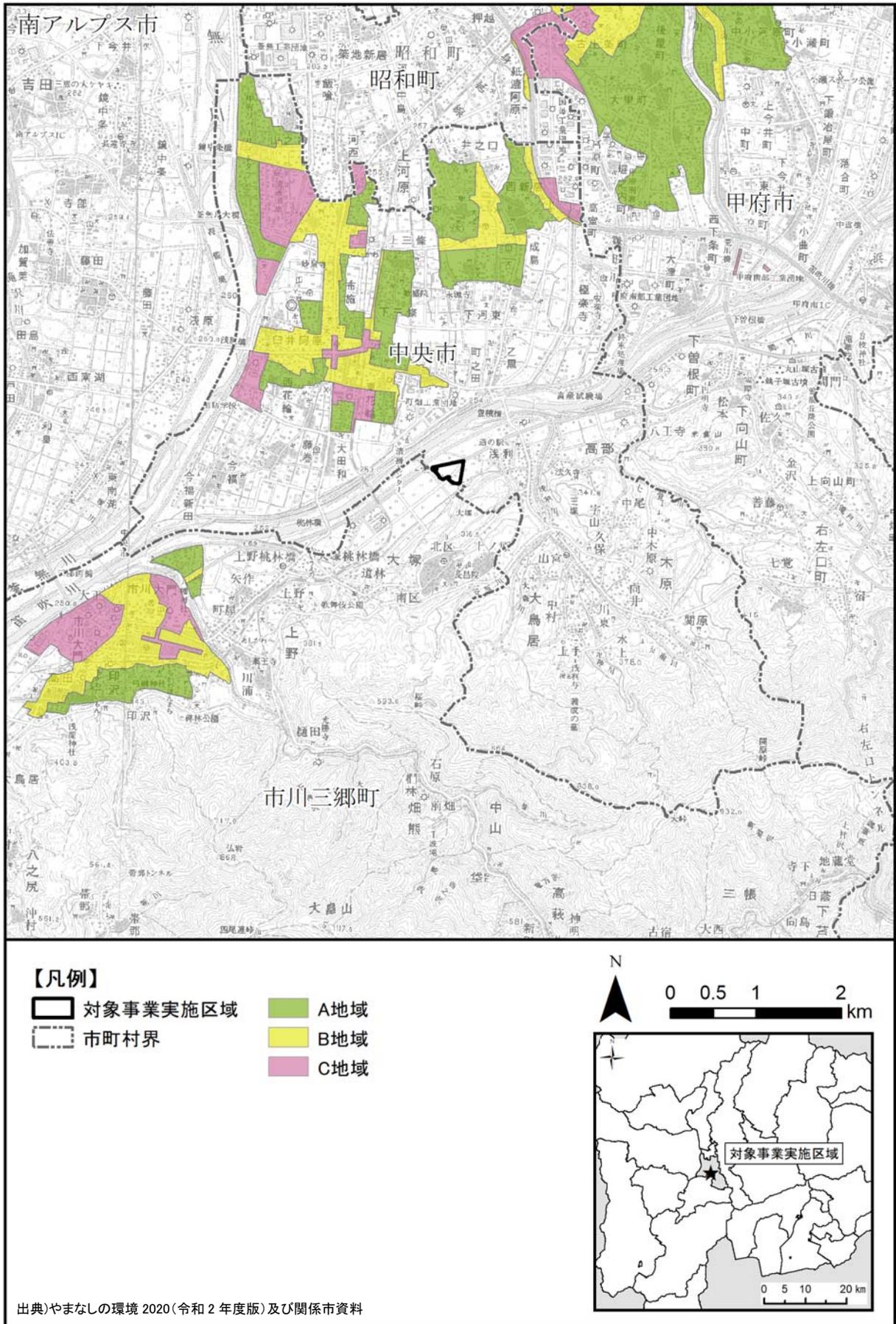


図 2.3-1 騒音に係る環境基準の類型指定状況

2) 規制基準

騒音規制法及び山梨県生活環境の保全に関する条例では、建設工事の作業のうち、著しい騒音を発生させる作業を「特定建設作業」と呼び、騒音の大きさ、作業時間及び作業期間等を規制の対象としている。

また、著しい騒音が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を法では「特定工場等」、条例では「指定工場」と呼び、騒音の大きさを規制するとともに、著しい騒音を発生する作業（特定作業）を行う工場・事業場を「特定作業工場等」と呼び、騒音の大きさを規制している。

さらに、騒音規制法では、自動車騒音が環境省の定める限度値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は県公安委員会に対して道路交通法による規制措置をとるよう要請することができるものとして、自動車騒音の限度（要請限度）を定めている。

図 2.3-2 に示すとおり、対象事業実施区域は騒音規制法に係る規制地域が指定されていない地域にあり、騒音規制法に係る規制基準等は適用されない。

また、自動車騒音の要請限度に係る区域の指定状況を図 2.3-3 自動車騒音の要請限度に係る区域指定の状況に示す。

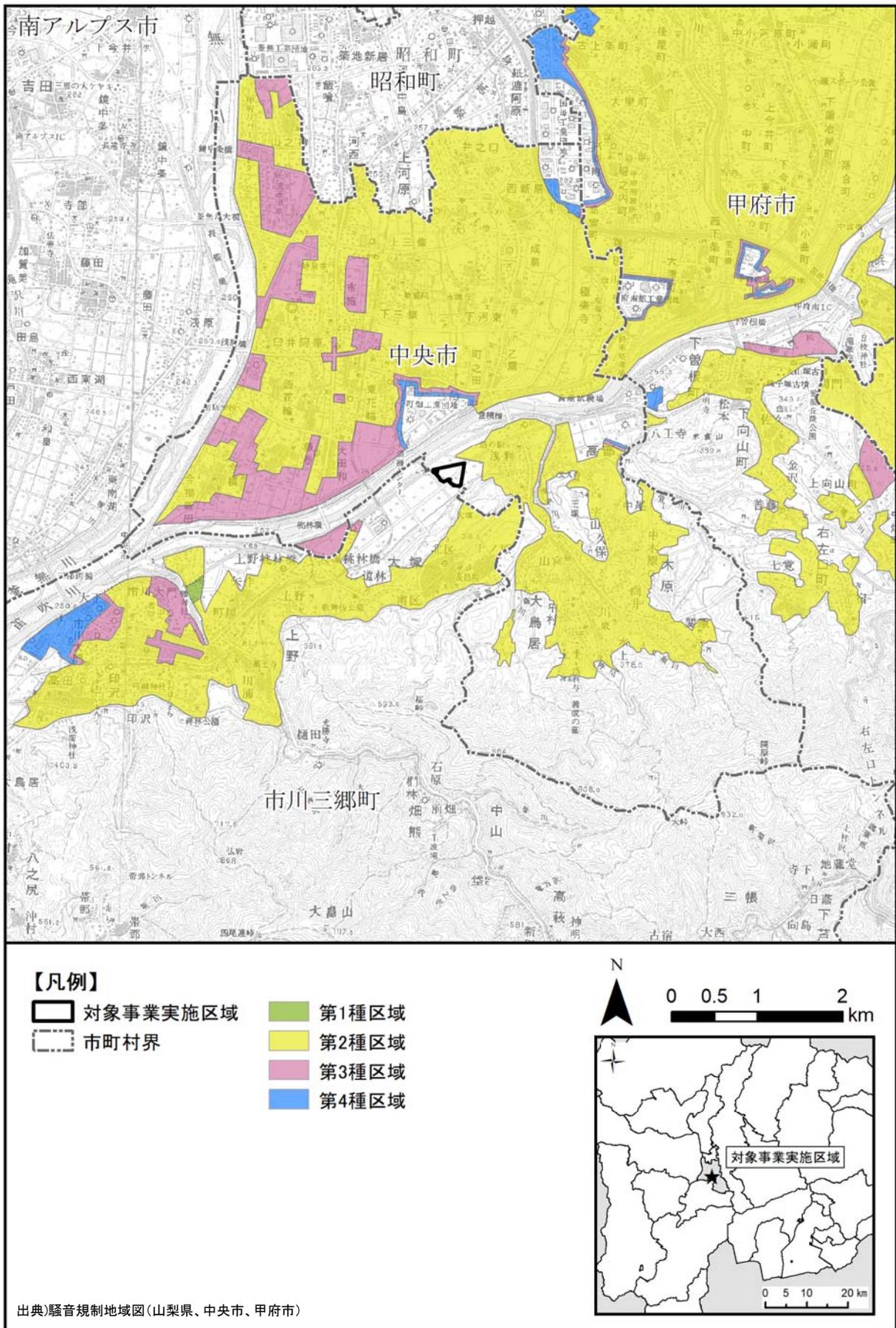


図 2.3-2 騒音に係る規制基準の区域指定の状況

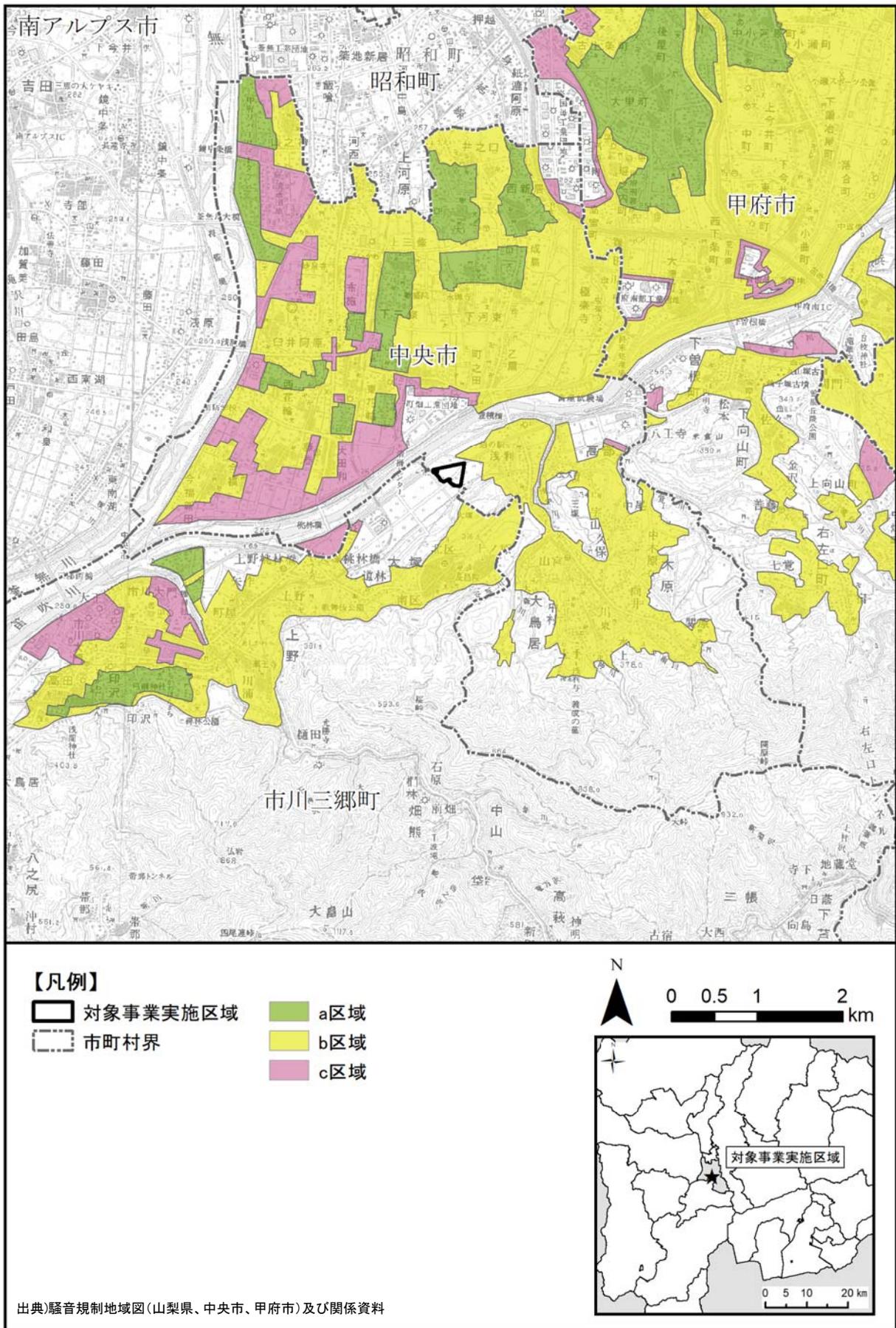


図 2.3-3 自動車騒音の要請限度に係る区域指定の状況

① 特定建設作業

騒音規制法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業を表 2.3-8 に、規制基準を表 2.3-9 に示す。

対象事業実施区域は、規制地域には指定されていない。

表 2.3-8 騒音に係る特定建設作業の種類

作業の種類	騒音規制法	山梨県生活環境の保全に関する条例
くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。	くい打機をアースオーガーと併用する作業に限る。
びょう打機を使用する作業	すべて。	—
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。	—
空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 kW 以上のものに限る。 ・さく岩機の動力として使用する作業を除く。	—
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	・コンクリートプラントは、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。 ・アスファルトプラントは、混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。 ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	—
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 kW 以上のものに限る。	原動機の定格出力が 80 kW 未満のものに限る。
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 kW 以上のものに限る。	—
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 kW 以上のものに限る。	—
パワーショベルを使用する作業	—	原動機として最高出力 100 馬力以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
コンクリートカッターを使用する作業	—	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。

注) 山梨県生活環境の保全に関する条例に掲げる作業が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあつては、適用しない。

出典) 騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和 51 年 3 月 16 日山梨県規則第 9 号）

表 2.3-9 特定建設作業騒音の規制基準

項目	区域	規制基準	適用除外
騒音の大きさ	一号区域	特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85dBを超えないこと。ただし、以下に掲げる特定建設作業にあつては75dBを超えないこと。 ・パワーショベルを使用する作業（原動機として最高出力100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）	—
	二号区域	・バックホウを使用する作業（原動機の定格出力が80kW未満のものに限る。） ・コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	
作業ができない時間	一号区域	午後7時～翌午前7時	①～⑥
	二号区域	午後10時～翌午前6時	
1日の作業時間	一号区域	10時間を超えないこと。	①、②、⑦
	二号区域	14時間を超えないこと。	
同一場所における作業時間	一号区域	連続して6日を超えないこと。	①、②
	二号区域		
日曜・休日における作業	一号区域	禁止	①～⑥、⑧
	二号区域		

注) 表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。

- ① 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間又は日曜・休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ④ 道路法第34条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間又は日曜・休日に行うべき旨の条件が付けられた場合
- ⑤ 道路法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を夜間又は日曜・休日に行うべきこととされた場合
- ⑥ 道路交通法第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間又は日曜・休日に行うべきこととされた場合
- ⑦ 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合
- ⑧ 電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜その他の休日に行う必要がある場合

出典) 昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和51年3月16日山梨県規則第9号）

② 特定施設等

騒音規制法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定施設を表 2.3-10 に示す。また、特定工場等の規制基準を表 2.3-11 に示す。

本事業で設置する施設は、特定施設に該当するものの、対象事業実施区域は規制地域に指定されていない。

表 2.3-10 騒音に係る特定施設の種類

大分類	小分類	騒音規制法	山梨県生活環境の保全に関する条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上	
	製管機械	すべて。	
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kW 以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く。	
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 kN 以上	金属加工用のもので、呼び加圧能力が 98 kN 以上 294 kN 未満
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上	
	鍛造機	すべて。	
	ワイヤーフォーミングマシン	すべて。	
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。	
	タンブラー	すべて。	
	切断機	砥石を用いるものに限る。	
空気圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 kW 以上	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上 7.5 kW 未満
送風機		原動機の定格出力が 7.5 kW 以上	クーリングタワーに用いるもので、原動機の定格出力が 1.5 kW 以上 7.5 kW 未満
土石用又は鋳物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 kW 以上	
織機		原動機を用いるものに限る。	
石材切削機		—	すべて。
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上	
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上	
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上	
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて。	
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上	
	碎木機	すべて。	
	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 kW 以上	
	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 kW 以上	
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上	
抄紙機		すべて。	
印刷機械		原動機を用いるものに限る。	
合成樹脂用射出成型機		すべて。	
鋳造型機		ジョルト式のものに限る。	
コルゲートマシン		—	すべて。
コンクリートブロックマシン		—	すべて。
冷媒圧縮機		—	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上

注) 山梨県生活環境の保全に関する条例に掲げる作業が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあつては、適用しない。

出典) 騒音規制法施行令 (昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号)

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則 (昭和 51 年 3 月 16 日山梨県規則第 9 号)

表 2.3-11 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 (6～8時)	昼間 (8～19時)	夕 (19～22時)	夜間 (22～翌6時)
第1種区域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
第4種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB

第1種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 第2種区域…住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第3種区域…住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 第4種区域…主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注1) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に存在する学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

注2) 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第3種区域及び第4種区域内へ30メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

注3) 太枠は、本事業の該当を示す。

出典) 昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和51年3月16日山梨県規則第9号）

③ 自動車騒音の限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度（要請限度）を表 2.3-12 に示す。

表 2.3-12 自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する空間	75 dB	70 dB

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が定めた区域をいう。
 1. a 区域…第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
 2. b 区域…第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域
 3. c 区域…第三種区域及び第四種区域

注1) 「車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 m

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 m

出典) 平成12年3月2日総理府令第15号、山梨県告示第百六十一号

(3) 振 動

1) 規制基準

振動規制法及び山梨県生活環境の保全に関する条例では、建設工事の作業のうち、著しい振動を発生させる作業を「特定建設作業」と呼び、振動の大きさ、作業時間及び作業期間等を規制の対象としている。

また、著しい振動が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を法では「特定工場等」、条例では「指定工場」と呼び、振動の大きさを規制の対象としている。

さらに、振動規制法では、道路交通振動が環境省の定める限度値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、または県公安委員会に対して道路交通法の規定による規制措置をとるよう要請することができるものとして、道路交通振動の限度（要請限度）を定めている。

① 特定建設作業

振動規制法に基づく特定建設作業を表 2.3-13 に、規制基準を表 2.3-14 に、規制区域を図 2.3-4 に示す。

なお、山梨県生活環境の保全に関する条例には、振動に係る特定建設作業の定めはない。対象事業実施区域は規制地域に指定されていない。

表 2.3-13 振動に係る特定建設作業の種類

作業の種類	振動規制法
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて。
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 m を超えない作業。
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 m を超えない作業。

出典）振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

表 2.3-14 特定建設作業振動の規制基準

項目	区域	規制基準	適用除外
振動の大きさ	一号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において75dBを超えないこと。	—
	二号区域		
作業ができない時間	一号区域	午後7時～翌日の午前7時	①、②、③、④、⑤
	二号区域	午後10時～翌日の午前6時	
1日の作業時間	一号区域	10時間以内	①、②
	二号区域	14時間以内	
同一場所における作業時間	一号区域	連続して6日以内	①、②
	二号区域		
日曜・休日における作業	一号区域	禁止	①、②、③、④、⑤、⑥
	二号区域		
一号区域…振動規制法第3条第1項により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が指定した区域 第1種区域及び第2種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域 二号区域…振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域			

注) 表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。

- ① 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、作業を行う必要がある場合。
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間において作業を行う必要がある場合。
- ④ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべきとの条件ある場合。また、同法第35条の規定に基づく協議において、作業を夜間に行うべきと同意された場合。
- ⑤ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行う条件が付された場合。また、同法第80条第1項の規定に基づく協議において作業を夜間に行う場合。
- ⑥ 電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

出典) 振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）、山梨県告示第101号

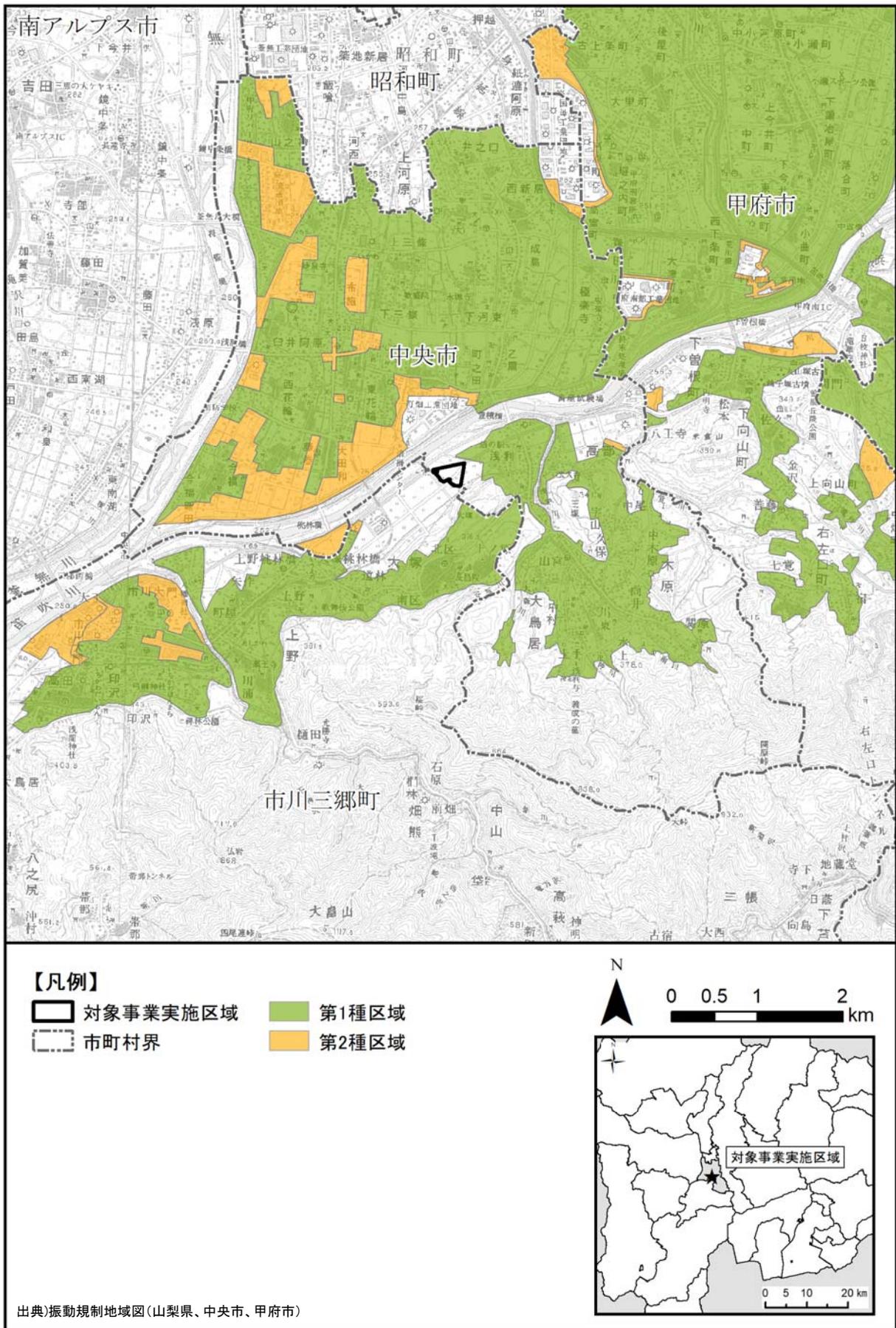


図 2.3-4 振動に係る規制基準の区域指定の状況

② 特定施設等

振動規制法に基づく特定施設を表 2.3-15 に、規制基準を表 2.3-16 に示す。また、規制区域は図 2.3-4 に示すとおりである。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例には、振動に係る特定施設等の定めはない。

本事業で設置する施設は、特定施設の内容に該当するものの、対象事業実施区域は規制地域には指定されておらず、規制基準は適用されない。

表 2.3-15 振動に係る特定施設の種類

大分類	小分類	振動規制法
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	機械プレス	すべて。
	せん断機	原動機定格出力 1 kW 以上
	鍛造機	すべて。
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力 37.5 kW 以上
圧縮機		原動機定格出力 7.5 kW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力 7.5 kW 以上
織機		原動機を用いるもの。
コンクリート機械	コンクリートブロックマシン	原動機定格出力の合計が 2.95 kW 以上
	コンクリート管製造機械	原動機定格出力の合計が 10 kW 以上
	コンクリート柱製造機械	
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて。
	チップパー	原動機定格出力 2.2 kW 以上
印刷機械		原動機定格出力 2.2 kW 以上
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機定格出力 30 kW 以上
合成樹脂用射出成形機		すべて。
鋳造型機		ジョルト式のもの。

出典) 振動規制法施行令(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)

表 2.3-16 振動に係る特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8～20 時)	夜間 (20～翌 8 時)
第 1 種区域	60 dB	55 dB
第 2 種区域	65 dB	60 dB
<p>第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。但し、必要があると認める場合は、それぞれの区域をさらに 2 区分することができる。</p> <p>第 1 種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</p> <p>第 2 種区域…住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域</p>		

注 1) 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする

注 2) 太枠は、本事業の該当を示す。

出典) 昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示 90 号

③ 道路交通振動の限度

振動規制法に基づく道路交通振動の限度（要請限度）を表 2.3-17 に示す。また、規制区域は図 2.3-4 に示すとおりである。

表 2.3-17 道路交通振動の限度（要請限度）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第 1 種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域…住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典) 振動規制法施行規則 (昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)

(4) 悪 臭

1) 規制基準

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内のすべての工場・事業場を対象に規制基準を定めており、事業地の敷地境界において規制基準が適用される。

規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の2通りがあるが、山梨県では臭気指数による規制を行っている。

本事業に関する悪臭の規制基準を表 2.3-18 に示す。

対象事業実施区域は図 2.3-5 に示すとおり、規制地域が指定されていない。

表 2.3-18 悪臭防止法に基づく規制基準

規制範囲	規制方法	規制地域	規制基準
山梨県内	臭気指数	A 区域	13
		B 区域	15
		C 区域	17

出典) 平成 16 年 10 月 28 日山梨県告示第 496 号

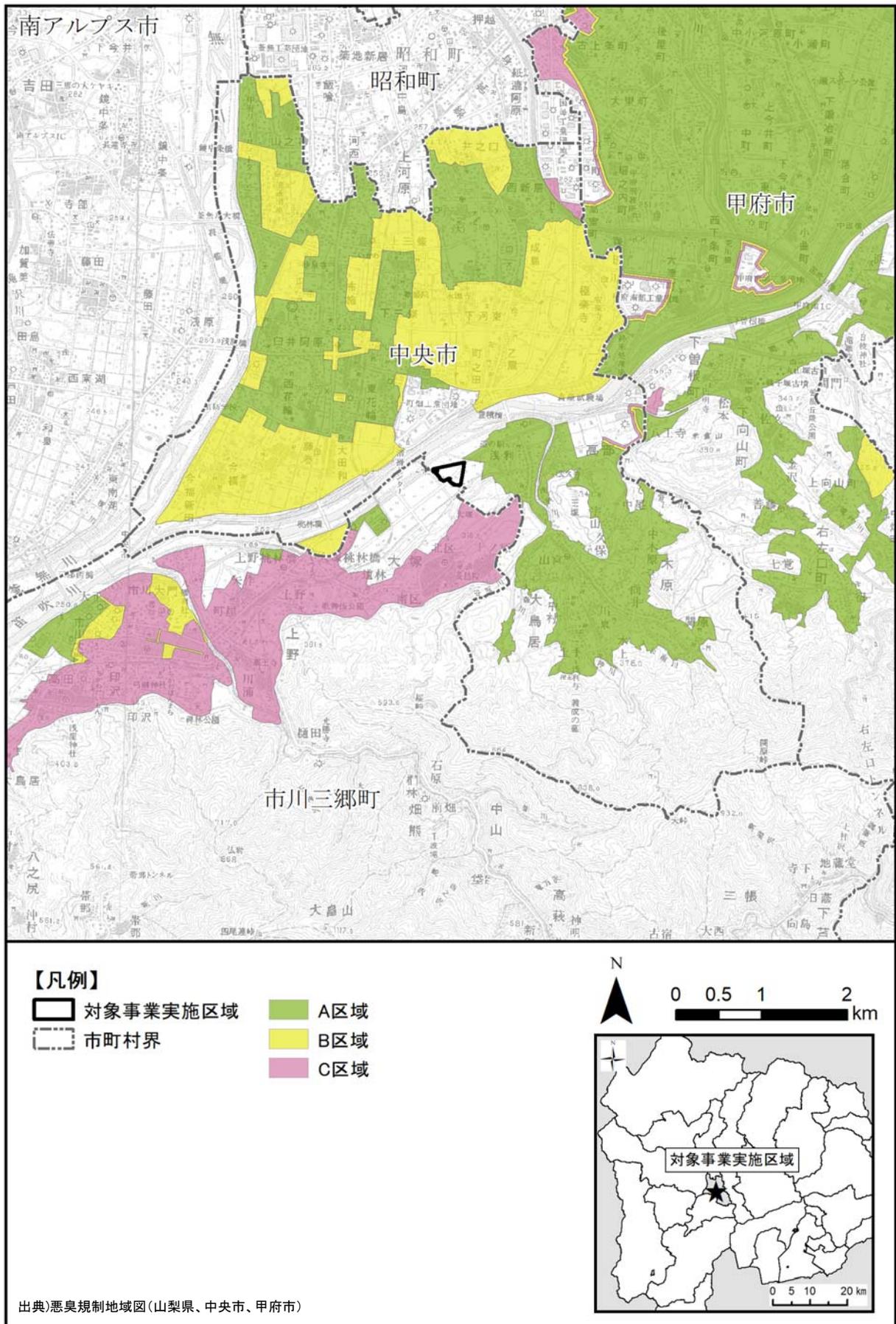


図 2.3-5 悪臭に係る規制基準の区域指定の状況

(5) 水質汚濁

1) 環境基準

水質に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 2.3-19～表 2.3-22 に示すとおり定められている。

なお、人の健康の保護に関する環境基準、ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準は、すべての水域に適用され、地下水の水質汚濁に係る環境基準もすべての地下水に適用される。

一方、生活環境の保全に関する環境基準は、各水域に対して類型が指定されており、類型指定ごとの基準が適用される。

対象事業実施区域周辺の水域類型は、表 2.3-23 及び図 2.3-6 に示すとおり、笛吹川下流が A 類型・生物 B 類型に指定されている。

なお、対象事業実施区域周辺には公共用水域としての湖沼は存在しない。

表 2.3-19 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、日本工業規格で定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格で定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格で定められた方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2.3-20 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）

【河川】（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100 mL以下
A	水道2級 水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100 mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100 mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	-

注1) 基準値は日間平均値とする。

注2) 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

注3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注4) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注5) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注6) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注7) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号

表 2.3-21 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 注2) 「検出されないこと」とは、日本工業規格で定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格で定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格で定められた方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 注4) 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格で定められた方法により測定されたシス体の濃度と日本工業規格で定められた方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 出典) 平成9年3月13日環境庁告示第10号

表 2.3-22 ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

- 注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 注2) 水質 (水底の底質を除く) の基準については、年間平均値により評価する。また、水底の底質の基準については、測定結果ごとに評価する。
 出典) 平成11年12月27日環境庁告示第68号、平成24年7月22日環水企118号

表 2.3-23 環境基準に係る水域類型指定

水域名	名 称	範 囲	水域類型
富士川水域	笛吹川下流	亀甲橋より下流	水域 A・生物 B
	富士川	塩川合流点から身延橋まで	水域 A・生物 B
	荒川下流	亀沢川合流点より下流	水域 B・生物 B
	鎌田川	笛吹川右岸に合流するもの全域	水域 B・生物 B

出典) 昭和 48 年 3 月 31 日環境庁告示第 21 号、平成 23 年 3 月 24 日山梨県告示第 114 号

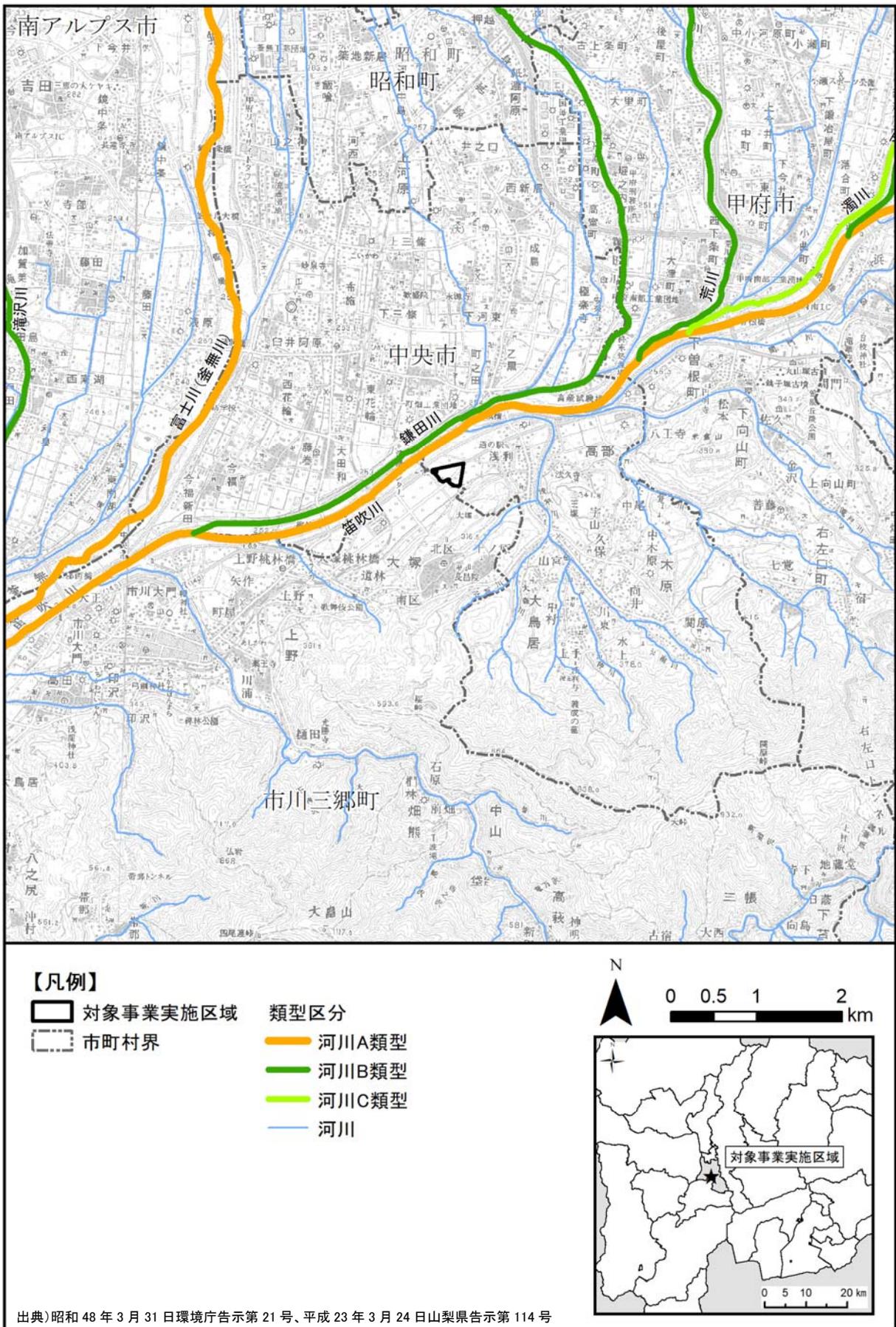


図 2.3-6 環境基準に係る河川水域類型指定

2) 規制基準

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例では、特定の要件を備える污水または廃液を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定事業場」と呼び、排水に対して規制を行っている。また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を「特定施設」と呼び、施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

水質汚濁防止法、山梨県生活環境の保全に関する条例及びダイオキシン類対策特別措置法による排水基準を表 2.3-24～表 2.3-28 に示す。

本事業は施設外への排水を行わない計画であるため、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に係る排水規制は適用されない。

表 2.3-24 一律排水基準（有害物質）

項目	排水基準（水質汚濁防止法）	
カドミウム及びその化合物	0.03	mg Cd/L
シアン化合物	1	mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1	mg/L
鉛及びその化合物	0.1	mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5	mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1	mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/L
トリクロロエチレン	0.1	mg/L
テトラクロロエチレン	0.1	mg/L
ジクロロメタン	0.2	mg/L
四塩化炭素	0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L
チウラム	0.06	mg/L
シマジン	0.03	mg/L
チオベンカルブ	0.2	mg/L
ベンゼン	0.1	mg/L
セレン及びその化合物	0.1	mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L	
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	mg/L
1,4-ジオキサン	0.5	mg/L

注1) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注2) 府令における「検出されないこと。」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 砒素及びその化合物についての水質汚濁防止法による排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年11月12日政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典）昭和46年6月21日総理府令第35号

表 2.3-25 一律排水基準（有害物質以外の項目）

項目	排水基準
	水質汚濁防止法
素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ²
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
磷含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

注4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注7) 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典) 昭和46年6月21日総理府令第35号

表 2.3-26 上乗せ排水基準（有害物質）

項目	規制基準	
	山梨県生活環境の保全に関する条例	
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。	
シアン化合物	0.1	mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	0.1	mg Pb/L
六価クロム化合物	0.05	mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.05	mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/L
トリクロロエチレン	0.1	mg/L
テトラクロロエチレン	0.1	mg/L
ジクロロメタン	0.2	mg/L
四塩化炭素	0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L
チウラム	0.06	mg/L
シマジン	0.03	mg/L
チオベンカルブ	0.2	mg/L
ベンゼン	0.1	mg/L
セレン及びその化合物	0.1	mg Se/L
ほう素及びその化合物	0.1	mg Se/L
ふっ素及びその化合物	新設 1 mg F/L (排水量 20 m ³ /日以上) 8 mg F/L (排水量 20 m ³ /日未満)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	mg/L
1,4-ジオキサン	0.5	mg/L

注1) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注2) 条例における「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、カドミウム及びその化合物にあっては0.01mg/L、有機リン化合物にあっては0.1mg/L、アルキル水銀化合物にあっては0.0005mg/Lをそれぞれ下回ることをいう。

出典) 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和51年3月16日山梨県規則第9号）

表 2.3-27 上乗せ排水基準（有害物質以外の項目）

項目	規制基準			
	山梨県生活環境の保全に関する条例			
	指定工場（新設）			特定施設（新設）
	排水量 20 m ³ /日以上 5,000 m ³ /日未満	排水量 5,000 m ³ /日以上 10,000 m ³ /日未満	排水量 10,000 m ³ 以上	排水量 20 m ³ 以上
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6			
生物化学的酸素要求量（BOD）	30 mg/L （日間平均 20 mg/L）	15 mg/L （日間平均 10 mg/L）	10 mg/L （日間平均 5 mg/L）	30 mg/L （日間平均 20 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	30 mg/L （日間平均 20 mg/L）	15 mg/L （日間平均 10 mg/L）	10 mg/L （日間平均 5 mg/L）	30 mg/L （日間平均 20 mg/L）
浮遊物質（SS）	50 mg/L （日間平均 30 mg/L）	25 mg/L （日間平均 15 mg/L）	15 mg/L （日間平均 10 mg/L）	50 mg/L （日間平均 30 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	10 mg/L			
フェノール類含有量	1 mg/L			
銅含有量	1 mg/L			
亜鉛含有量	1 mg/L			
溶解性鉄含有量	1 mg/L			
溶解性マンガン含有量	1 mg/L			
クロム含有量	0.5 mg/L			
大腸菌群数	1,000 個/cm ²			
窒素含有量	—			
燐含有量	—			

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) 生物化学的酸素要求量に係る規制基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る規制基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

注3) 水素イオン濃度に係る規制基準は、排水量20 m³/日未満のものについても適用する。

出典) 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和51年3月16日山梨県規則第9号）

表 2.3-28 廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の排水の排出基準

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10 pg-TEQ/L

出典) ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年12月27日政令第433号）

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月27日総理府令第67号）

(6) 地盤沈下

地盤沈下に関しては、地下水の適正な採取に関して「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」が、地下水の大量採取による地盤沈下の未然防止に向けて「中央市地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例」がそれぞれ定められており、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、事前届出制度を設けている。

対象事業実施区域及びその周辺は県条例及び市条例による規制地域に該当しており、井戸設置並びに地下水採取に伴い所定の届出が必要である。

(7) 土壤汚染

1) 環境基準

土壤に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 2.3-29 及び表 2.3-30 に示すとおり定められている。

表 2.3-29 土壤汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

注3) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 平成3年8月23日環境庁告示第46号

表 2.3-30 ダイオキシン類の土壤汚染に係る環境基準

媒体	環境基準
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250 pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

出典) 平成11年12月27日環境庁告示第68号

2) 規制基準

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、農用地の土壌について、特定有害物質により汚染された地域を農用地土壌汚染対策地域として指定しているが、山梨県内に指定された地域はない。また、土壌汚染対策法に基づき、指定基準を満たさない区域を要措置区域及び形質変更時要届出区域として規制するが、中央市内で7箇所の地域が指定されている（令和2年2月14日現在）。

土壌汚染対策法に基づく基準を表 2.3-31 に、中央市内において山梨県が指定する区域を表 2.3-32 に示す。

表 2.3-31 土壌汚染対策法に基づく基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下		0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
シアン化合物		検出されないこと。	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと。	1 以下
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	—	検出されないこと。	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。	1 以下

出典) 汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第 4.1 版) 令和 3 年 5 月 環境省

表 2.3-32 土壤汚染対策法に基づく指定区域（中央市）

指定区域区分	指定する区域	指定基準に適合しない特定有害物質	区域の面積 (m ²)	指定日
要措置区域	中央市一町畑字芋島 660 番の一部他	テトラクロロエチレン	300	平成 24 年 3 月 19 日
	中央市山之神字流通団地 2949-1、2950-1、2991-4、2991-5 の各一部	テトラクロロエチレン	813.43	平成 27 年 5 月 28 日
形質変更時要届出区域	中央市町之田字天満 245 番 4、同市一町畑字穂積 838 番 1、同市一町畑字芝原 963 番 1、967 番 1、882 番 1 (一部)、882 番 2 (一部)、967 番 2 (一部)	鉛及びその化合物	21,105.45	平成 24 年 2 月 2 日
	中央市一町畑字芋島 651 番 1 の一部他	ふっ素及びその化合物	1,981.22	平成 24 年 3 月 19 日
	中央市一町畑字芝原 884 番 3、903 番、906 番 1、908 番 1、912 番 1、912 番 3、1004 番 1 及び 1004 番 2 の各一部	鉛及びその化合物	5,397	平成 24 年 4 月 5 日
	中央市極楽寺字下河原 1258 番 1 の一部	ふっ素及びその化合物	331.89	平成 25 年 2 月 18 日

(8) 自然環境保全に係る指定状況

1) 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域である。

対象事業実施区域周辺には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に該当する地域はない。また、山梨県自然環境保全条例に基づく、自然環境保全地区に指定される地域もない。

2) 自然公園

自然公園とは、「優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用の増進を図ること」を目的に、自然公園法及び山梨県立自然公園条例に基づき指定された地域である。

対象事業実施区域周辺における自然公園の指定状況を図 2.3-7 に示す。

対象事業実施区域周辺では、市川三郷町に四尾連湖県立自然公園の特別地域と普通地域が指定されている。

3) 風致地区

風致地区は、都市計画法に定められている地域地区の一つであり、都市計画区域の「自然的環境を主体とした都市景観を維持することが特に必要とされる地区」として指定され、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられている。

対象事業実施区域周辺には、都市計画法及び山梨県風致地区条例に基づく風致地区は指定されていない。

4) 景観

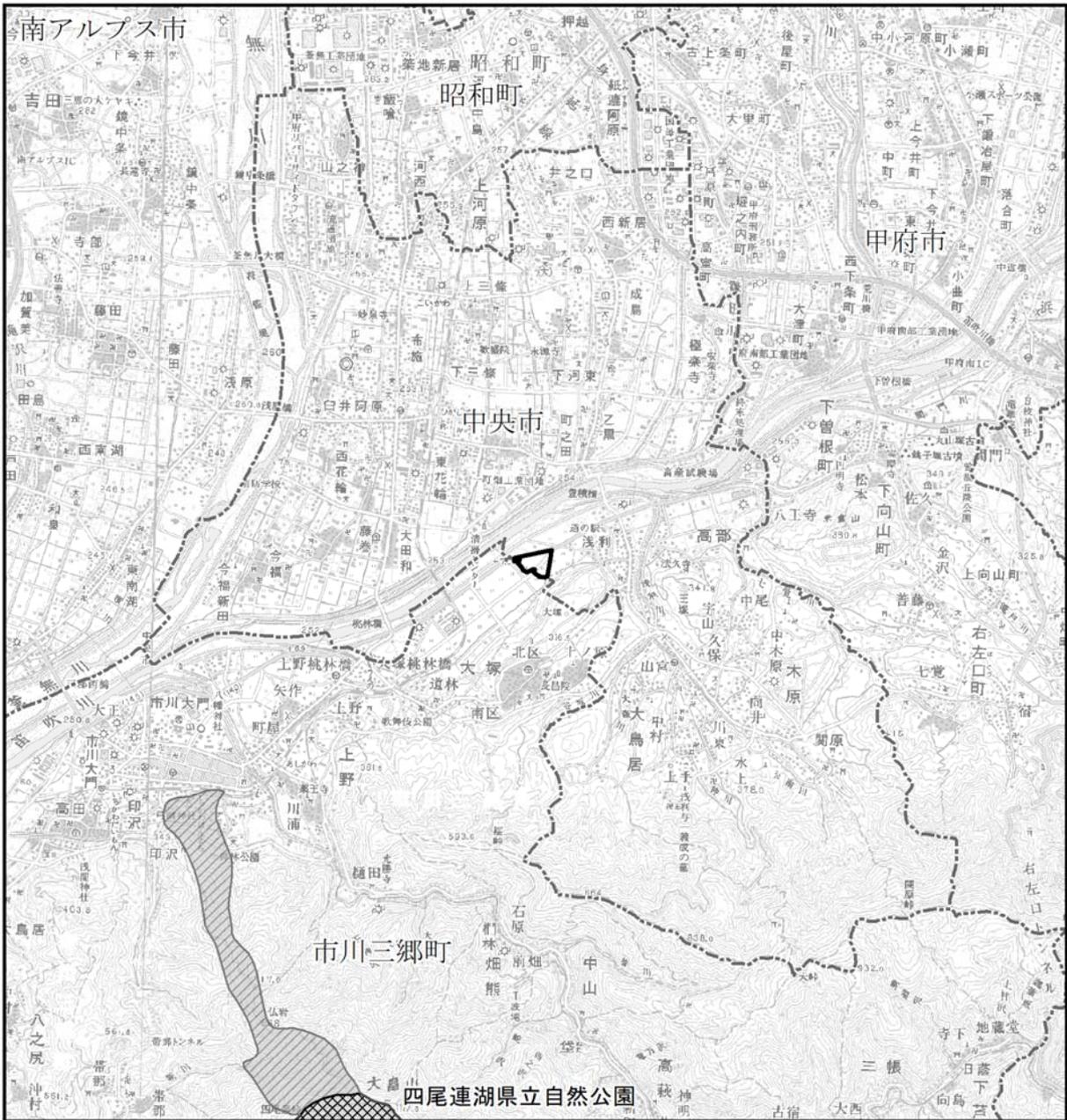
景観は、景観法、山梨県景観条例、中央市景観条例、さらに計画地に隣接する市川三郷町景観条例により建築物等への規制が行われている。

景観法では、景観上重要な建造物、樹木、道路・河川・公園等の公共施設を指定し、積極的な保全と景観の向上を図ることとしており、また、屋外広告物について、一定の制限を定めて景観の向上を図ることとしている。

中央市及び周辺地域においては、景観重点地区の指定はない。

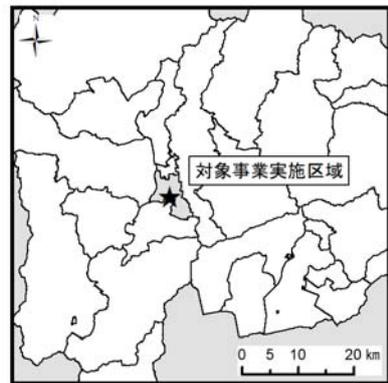
対象事業実施区域が位置する中央市においては、図 2.3-8 に示すとおり、市域を4つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとの特性に応じた建築や開発等を行う際を守るべき事項（届出対象行為と景観形成基準）を定めている。なお、対象事業実施区域は田園景観形成地域に位置し、届出対象行為に該当する。

対象事業実施区域に隣接する市川三郷町の景観計画（平成27年）では、図 2.3-9 に示すとおり、重点的に景観形成を推進するゾーンを「景観形成推進ゾーン」と位置付けている。対象事業実施区域の周辺では「大塚地区・波場公園周辺ゾーン」が設定されており、丘陵から周囲を望む景観を守り活かすゾーンとして位置づけられている。



【凡例】

- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 県立自然公園 |
|  | 市町村界 |  | 特別地域 |
| | |  | 普通地域 |



出典「国土数値情報ダウンロードサービス 自然公園地域」(<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

図 2.3-7 自然公園

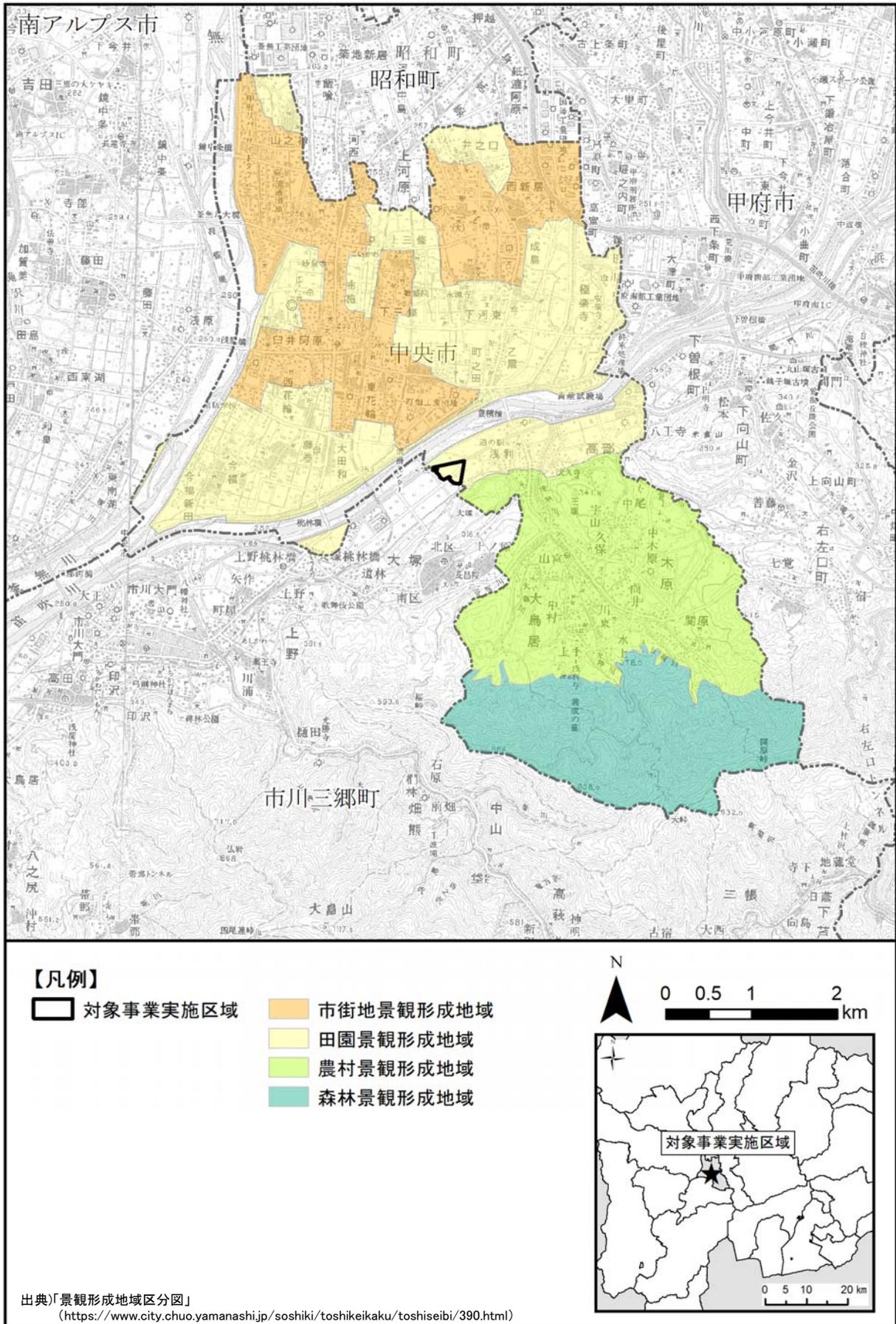


図 2.3-8 景観形成地域区分 (中央市)

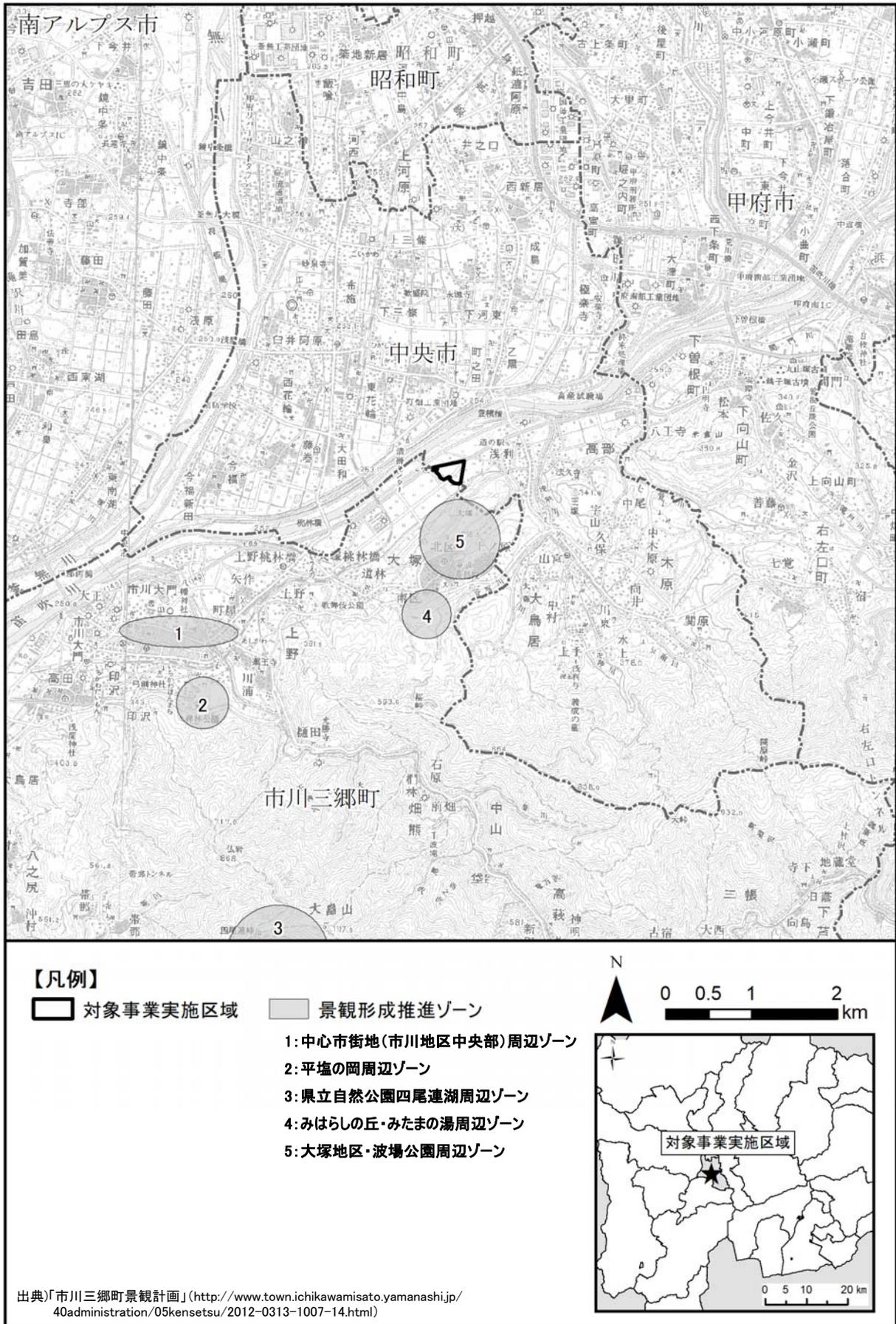


図 2.3-9 景観形成地域区分 (市川三郷町)

5) 保安林と地域森林計画対象民有林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定される森林であり、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限されている。一方、地域森林計画対象民有林とは、地方自治体の公有林、私有林といった国有林以外の森林のうち、地域森林計画の対象となる森林であり、一定以上の林地開発が制限されている。

保安林と地域森林計画対象民有林の位置を図 2.3-10 に示す。

対象事業実施区域内には保安林等の指定はない。

6) 鳥獣保護区等

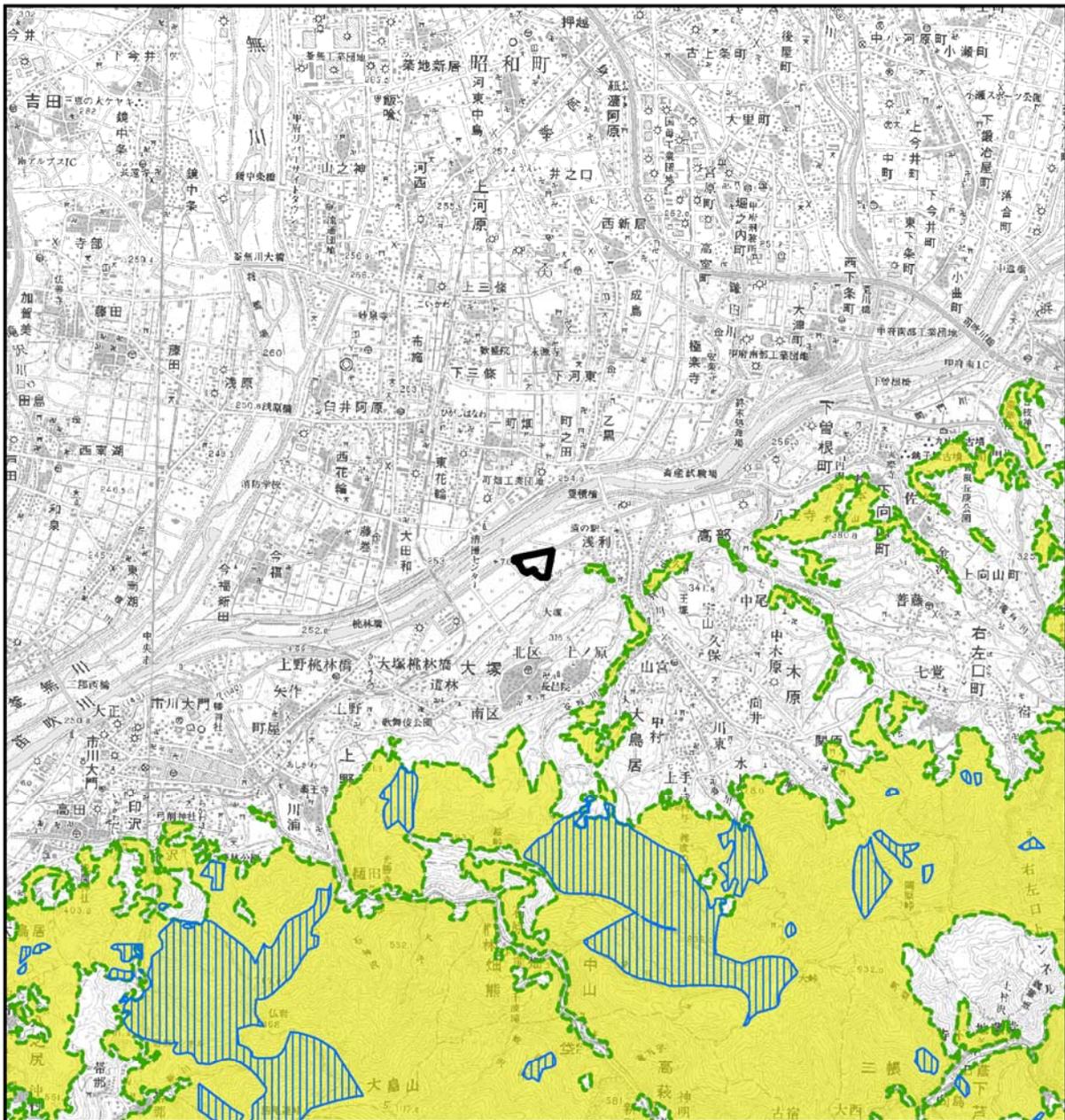
鳥獣保護区等とは、鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域である。

鳥獣保護区等の指定状況は、表 2.3-33 及び図 2.3-11 に示すとおりであり、対象事業実施区域は鳥獣保護区に指定されていない。

表 2.3-33 鳥獣保護区

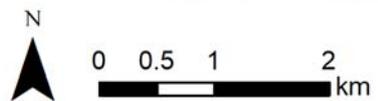
No.	名称	面積(ha)	期限
1	四尾連湖鳥獣保護区	40.5	令和7年10月31日
2	三郡橋鳥獣保護区	237	令和10年10月31日

出典)「令和2年度山梨県鳥獣保護区等位置図」(令和2年 山梨県)



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 保安林
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林



出典「国土数値情報ダウンロードサービス 森林地域」(<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

図 2.3-10 保安林と地域森林計画対象民有林

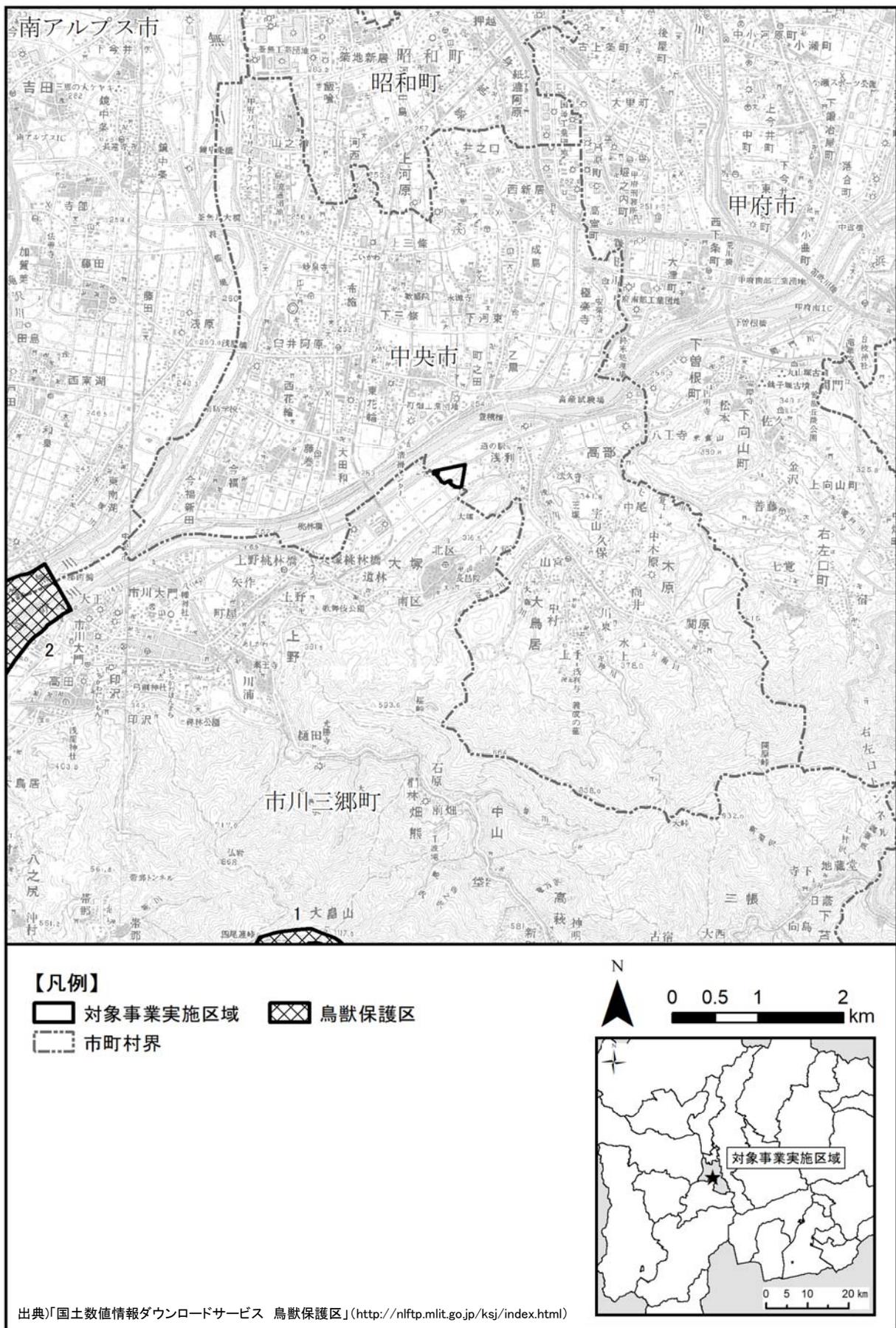


図 2.3-11 鳥獣保護区

7) 砂防三法指定区域等

対象事業実施区域周辺における土砂災害危険箇所を図 2.3-12 に、土砂災害警戒区域等を図 2.3-13 に示す。

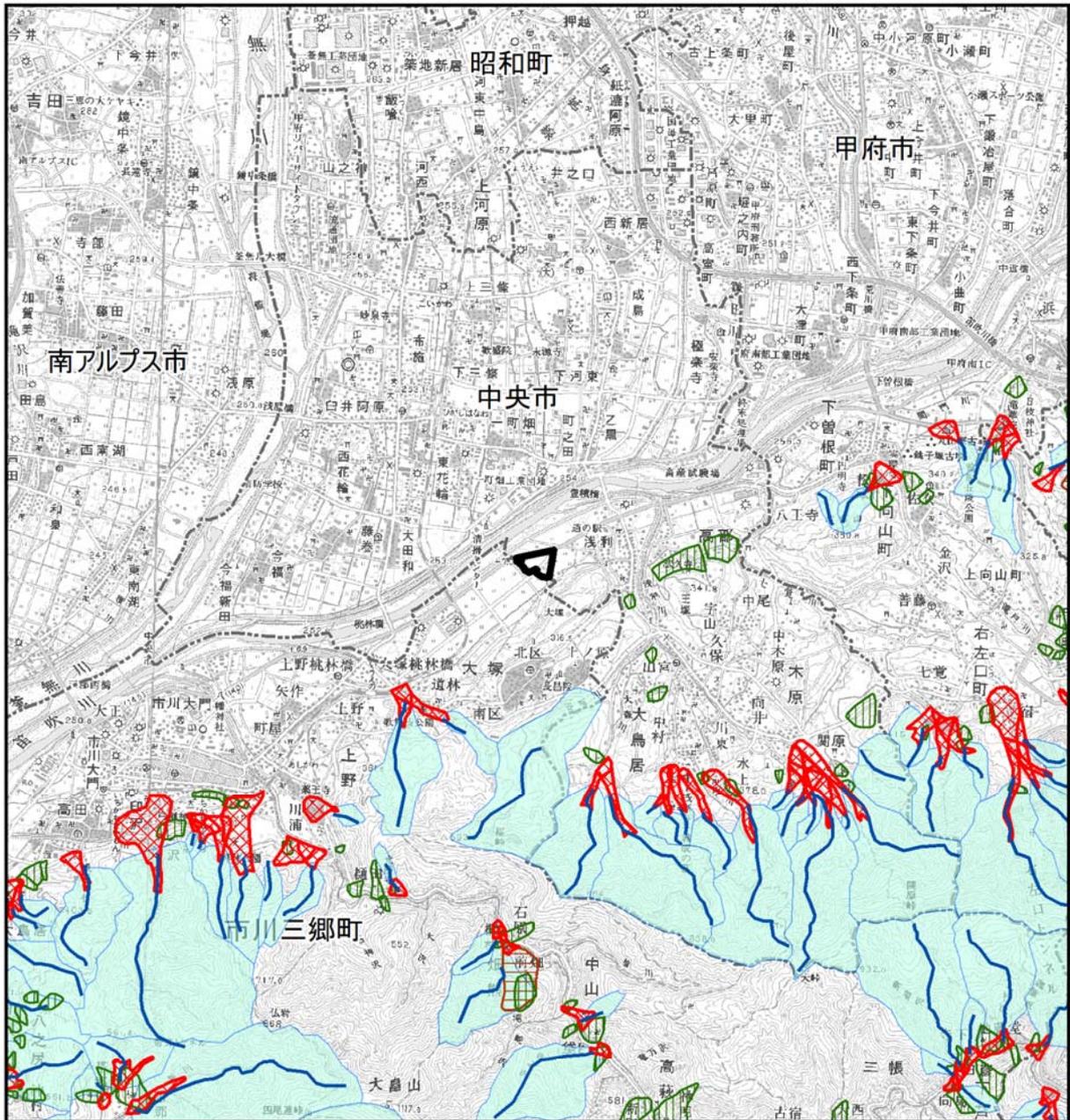
対象事業実施区域は、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域に指定されていない。

8) 地震、水害による被害想定区域等

対象事業実施区域周辺における地震災害による被害想定等は、災害対策基本法、南海トラフ巨大地震対策特別措置法等により規定されている。地震発生時の地盤の液状化ハザードマップ（中央市）を図 2.3-14 に示す。

また、対象事業実施区域周辺における水害による被害想定等は、水防法等により規定されている。水害発生時の洪水ハザードマップを図 2.3-15 に示す。

対象事業実施区域の液状化指標値（PL 値）は 15 以上、最大浸水深は 5.0m 以上～10.0m 未満とされている。



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 市町村界
- 主流路
- 土石流危険渓流
- 土石流危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 地すべり危険箇所



出典「国土数値情報 ダウンロードサービス 土砂災害危険箇所」
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

図 2.3-12 土砂災害危険箇所

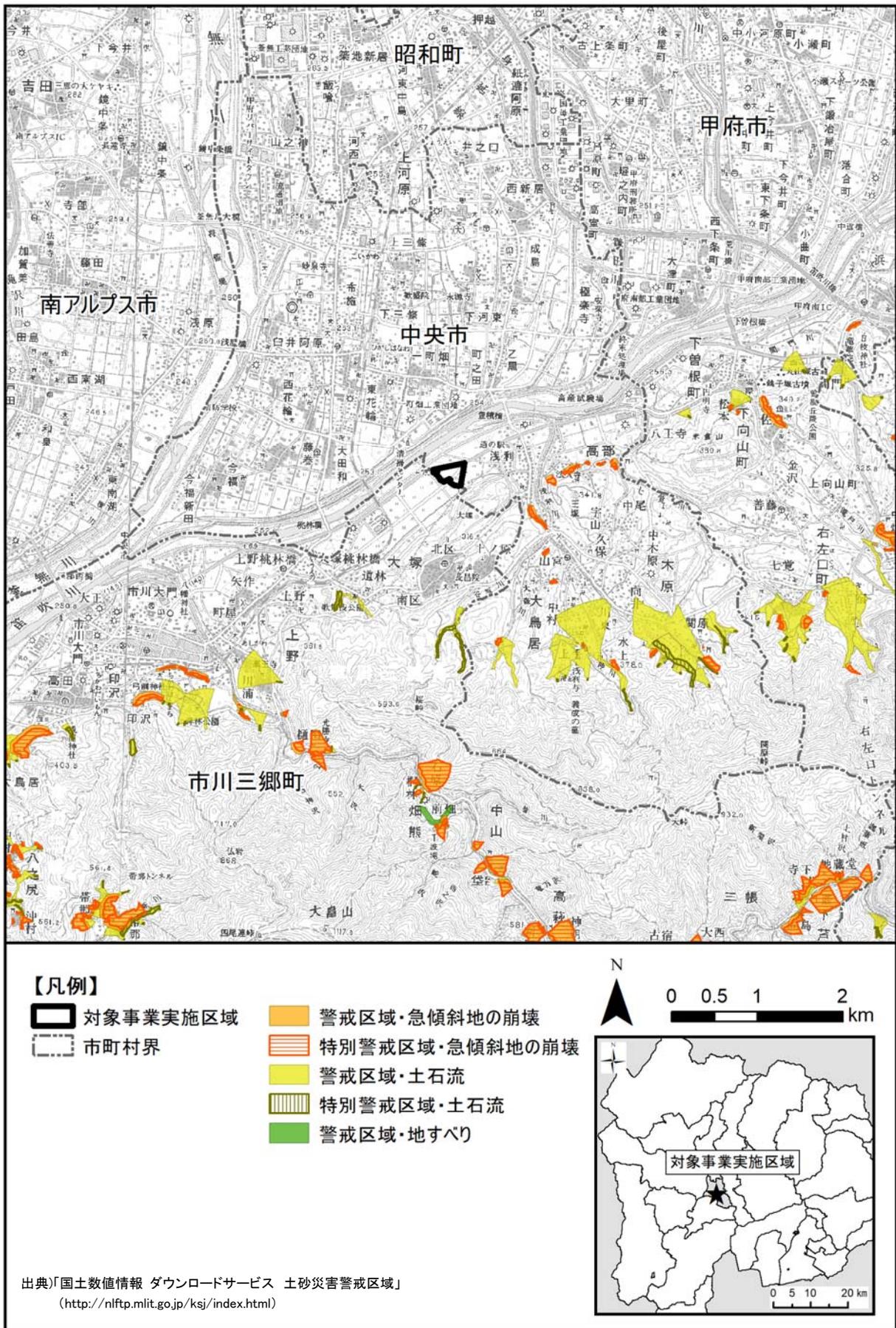


図 2.3-13 土砂災害警戒区域

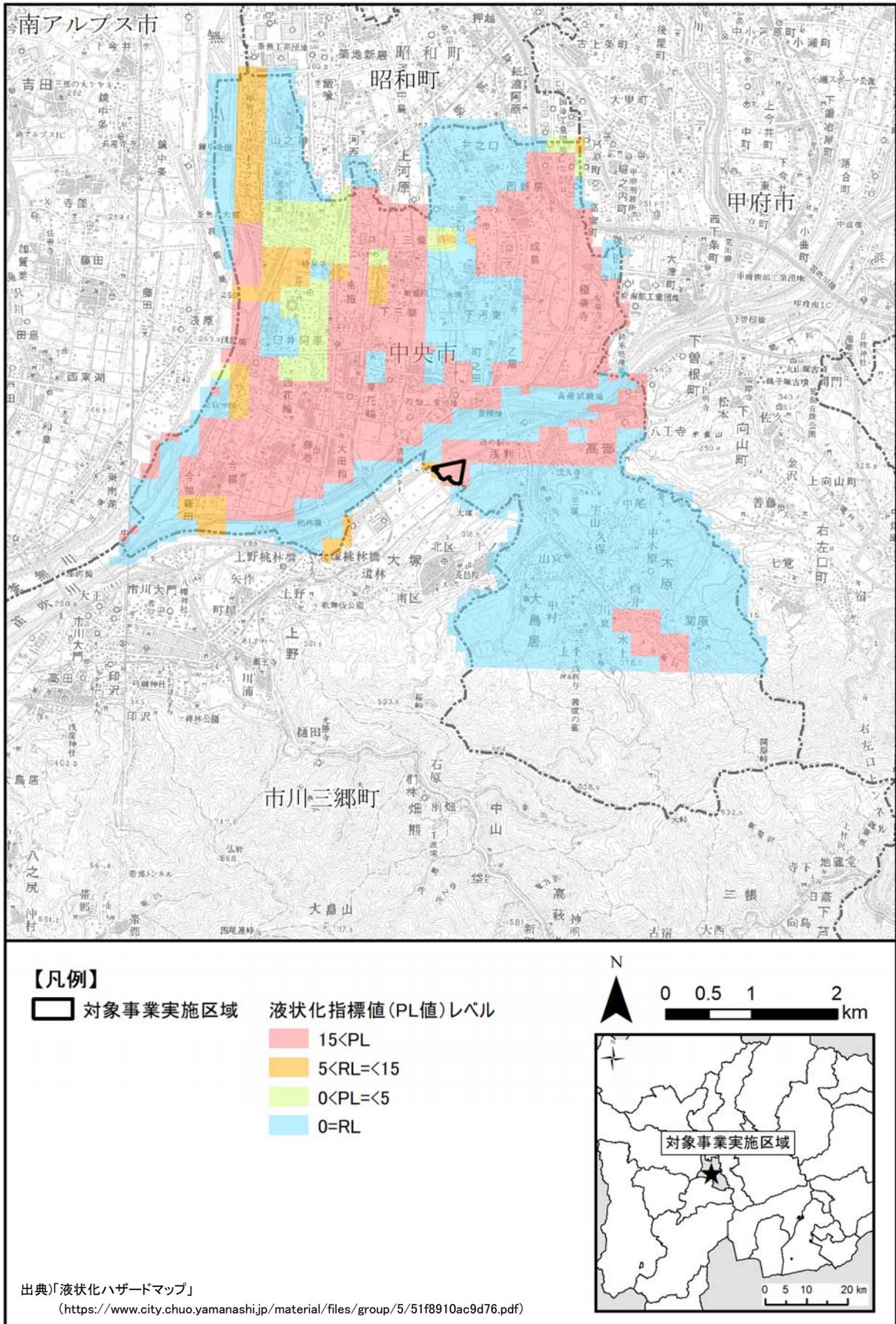
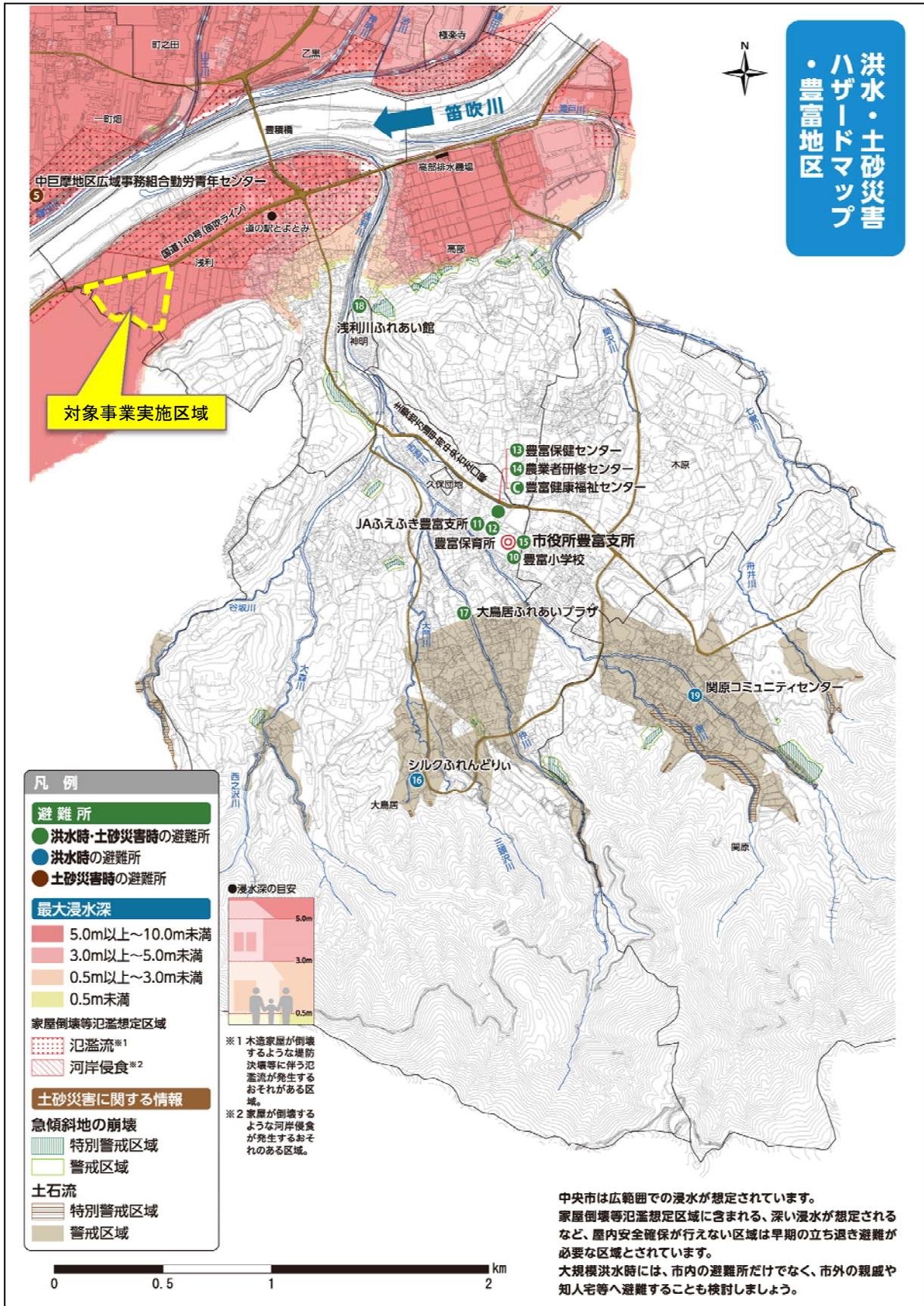


図 2.3-14 液状化ハザードマップ (中央市)



出典)「中央市防災マニュアル 2019年度版」(中央市危機管理課 2019年8月)

図 2.3-15 洪水ハザードマップ

(空白)

第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出

(空白)

第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出

3.1 環境影響要因の抽出

対象事業の特性を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼす恐れがある要因（以下、「環境影響要因」という。）を表 3.1-1 に示すとおり抽出した。

表 3.1-1 環境影響要因

時期	環境影響要因の区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
工事中	工事の実施	造成等の施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の伐採、掘削、地盤改良、整地を行う。 ・ 工事中に敷地内に降った雨水の敷地外への排水
		建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴う建設機械の稼働
		資機材運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事に必要な資材等の運搬車両の走行 ・ 建設廃棄物の搬出
存在・供用時	土地及び工作物の存在及び供用	敷地及び構造物の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物・煙突等の施設の設置 ・ 供用中に敷地内に降った雨水の敷地外への排水
		施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突からのばい煙の排出 ・ 施設排水等の排出※ ・ 設備の運転 ・ 処理残さ等の発生
		廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の運搬車両の走行

※プラント排水については処理後再利用する計画であり、生活排水については隣接する農業集落排水処理施設で処理した後に公共用水域に排水するか、処理後施設内で再利用する。

3.2 環境要素の抽出

環境に影響が生じる可能性を検討すべき要素（以下「環境要素」という。）を抽出した。

環境要素は、「山梨県環境影響評価条例等技術指針」に示された環境影響評価の項目をもととして、そのほか地域住民から聞き取った意見を踏まえて項目の追加を検討し、表 3.2-1 に示すとおり抽出した。

表 3.2-1 環境要素

環境要素の区分		
山梨県環境影響評価等 技術指針に基づく項目	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染
		悪臭
		騒音
		低周波音
		振動
		水質汚濁（水質）
		水質汚濁（水底の底質）
		水象
		地盤沈下
		土壤汚染
		地形・地質
		日照阻害
		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目
	陸上動物	
	水生生物	
	生態系	
	人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景
		人と自然との触れ合い活動の場
	環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土
		大気汚染物質・水質汚濁物質
温室効果ガス等		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	
組合が独自に設定する項目*	その他の項目	地域交通

※周辺住民を対象として事業計画の説明を行った際、国道 140 号の渋滞に対する悪影響を懸念する意見が寄せられたことから、環境影響評価指針にはないものの調査項目として独自に追加することとした。

第4章 環境影響評価を行う項目

(空白)

第4章 環境影響評価を行う項目

4.1 選定項目と選定理由

環境影響要因と環境要素との関係について分析し、表 4.1-2 に示すとおり環境影響評価項目の選定を行った。環境影響評価の項目は、ごみ焼却施設に係る標準的な環境影響評価項目に関する法令及び指針等がないことから、表 3.1-1 に示す本事業の供用時における影響要因（「建物・煙突等の施設の存在」、「煙突からのばい煙の排出」、「施設排水の排出^{※1}」、「設備の運転」、「処理残さ等の発生^{※2}」、「廃棄物の運搬車両の走行」）と同等の環境要因を有する「火力発電所」に係る参考項目（「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）第 21 条第 1 項第 2 号及び別表第 2）を参照して選定した。火力発電所の一般的な事業と、本事業の内容との比較を表 4.1-1 に示す。

以上を踏まえた環境要素ごとの選定・除外理由を表 4.1-3(1)～(12)に示す。

※1 本計画施設においてはクローズド方式を採用し、プラント排水は処理した後施設内で再利用することから公共用水域への排水は行わない。

※2 「第 1 章 4) 設備方式 ①可燃ごみ処理」に示すとおり、可燃ごみの処理方式は現在「焼却（ストーカ式・流動床式）」と「熔融（流動床式・シャフト式）」の 4 方式で検討を進めている。そのため処理残さの種類及び量は処理方式により異なる。

表 4.1-1 参考とした一般的な事業と本事業の内容との比較

影響要因の区分		参考とした火力発電所の一般的な事業の内容	本事業の内容	比較の結果
工事の実施	工事用資材等の搬出入	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、土砂の搬入、伐採樹木の搬出を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
	建設機械の稼働	浚渫工事、港湾工事、工事中における雨水等の排水、建築物・工作物等の構築工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。	工事中における雨水等の排水、建築物・工作物等の構築工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。	一般的な事業の内容に該当する。(ただし、浚渫工事・港湾工事は行わない。)
	造成等の施工による一時的な影響	樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。	樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、整地を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変及び施設の有存在	地形改変等を実施し、汽力設備・ガスタービン設備又は内燃力設備と、事務所を有する。	可燃ごみの焼却施設または熔融施設と、不燃ごみ・粗大ごみの処理施設、事務所を有する。	一般的な事業の内容に該当する。
	燃料の種類	天然ガス、石油、石炭、副生ガスを燃料とする。	一般廃棄物を燃焼または熔融させる。また、処理方法により補助燃料(重油等)を使用する可能性がある。	一般廃棄物を燃料または熔融させる。また、処理方法により補助燃料(重油等)を使用する可能性がある。
	燃料の搬入	海上輸送、陸上輸送又はパイプラインにより搬入する。	陸上輸送(廃棄物搬入車両)により搬入する。	一般的な事業の内容に該当する。(ただし、海上輸送、パイプラインは該当しない。)
	排水等及びばい煙	排水処理装置で処理後、公共用水域にプラント排水等を排水する。ばい煙処理装置で処理後、ばい煙を煙突より排出する。	プラント排水は、排水処理装置で処理後、施設内で再利用する。生活排水は農業集落排水処理施設で浄化処理を行ったのちに公共用水域に排水するか、処理後に施設内で再利用する。ばい煙処理装置で処理後、ばい煙を煙突より排出する。	一般的な事業の内容に該当する。
	温排水	復水器冷却方式(海水冷却方式)により、温排水を排出する。	温排水は排出しない。	温排水は排出しないため、該当しない。
	機械等の稼働	汽力設備・ガスタービン設備又は内燃力設備を運転する。	焼却施設または熔融施設と、不燃ごみ・粗大ごみの処理施設を運転する。	一般的な事業の内容に該当する。
	資材等の搬出入	廃棄物の搬出、定期点検等の発電用資材等の搬出入、従業員の通勤を行う。	廃棄物の搬出、定期点検等の発電用資材等の搬出入、従業員の通勤を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
	産業廃棄物の発生	発電設備から発生する産業廃棄物を、専門業者委託により適正処分する。	施設から発生する産業廃棄物を、専門業者委託により適正処分する。	一般的な事業の内容に該当する。

表 4.1-2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目	環境影響要因	工事中			存在・供用時			
		造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	二酸化硫黄 (SO ₂)				○		
		二酸化窒素 (NO ₂)		○	○	○	○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○	○	○	
		塩化水素 (HCl)				○		
		ダイオキシン類				○		
		粉じん		○	○		○	
		その他必要な項目 (水銀)				○		
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)				○	□	
	騒音	騒音レベル		○	○	○	○	
	低周波音	低周波音圧レベル				○		
	振動	振動レベル		○	○	○	○	
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)				×	
			化学的酸素要求量 (COD)					
			浮遊物質 (SS)	○	×			
			全りん (T-P)、全窒素 (T-N)				×	
			ダイオキシン類					
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)					
			その他必要な項目 (水道水質基準項目)					
		地下水の水質	BOD 又は COD					
			SS					
			その他必要な項目 (環境基準項目)					
	水底の底質	COD						
		粒度組成						
		その他必要な項目 (有害物質)		×				
	水象	表流水				○		
		地下水位					○	
	地盤沈下					○		
土壤汚染	ダイオキシン類				○			
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質				×			
日照障害					○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物	○			○		
		陸上動物	○	△	△	○	△	
	水生生物	○			△			
生態系	地域を特徴づける生態系	○			○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景				○			
	人と自然との触れ合い活動の場			×	○	×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土	○				○		
	大気汚染物質・水質汚濁物質		□	□		○		
	温室効果ガス等					○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	×	×	×				
その他の項目	地域交通			○		○		

注1) 環境影響評価の項目は、火力発電所に係る参考項目をもとに選定した。(出典：「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通産省令第54号)別表第2) グレーの色塗り部は、同省令に定める参考項目である。なお、火力発電所固有の項目で本事業に含まれない内容(石炭粉じんの発生、温排水の排出)に係る項目は除外した。

注2) 表中の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ：一般的な環境保全対策で対応する項目(調査・予測・評価を行わない)
- ×：環境影響評価を行わない項目
- (下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(1) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事中	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。 計画施設の建設工事時において、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線の中央市側）の沿道には住居等が存在している。 大型車類の資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	粉じん		建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴い土砂粉じんの巻き上げ等が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	資機材の運搬車両の走行		○	資機材の運搬車両の走行に伴い土砂粉じんの巻き上げ等が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き大気汚染物質の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては煙突排ガスの排出により周辺地域に影響を及ぼす可能性がある。 なお、計画施設において、処理方式や煙突の高さ等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。したがって、施設の稼働に係る影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素、浮遊粒子状物質		廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。 廃棄物の運搬において、小型車・中型車の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	粉じん		廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。 廃棄物の運搬に伴い土砂粉じんの巻き上げ等が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
- ×：環境影響評価を行わない項目
- (下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(2) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由						
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり堆肥の使用による悪臭発生の可能性がある。 計画施設の稼働において、煙突からの悪臭の排出のほか、施設からの悪臭の漏洩のおそれが考えられる。 なお、処理方式や煙突の高さ等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。 したがって、施設の稼働に係る影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。						
			廃棄物運搬車両の走行	□	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。一方で、沿道には悪臭の大きな発生源はない。 廃棄物運搬車両からの悪臭については、走行中の漏洩及び、搬入後の洗車時が考えられる。しかし、廃棄物運搬車両について十分な漏洩対策が講じられているほか、洗車排水も施設内で再利用し公共用水域に排出しないことから、影響は十分に低減すると考えられる。 したがって、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。						
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境配慮事項の内容</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の性状に応じて密閉式の運搬車両を採用するよう、委託業者・許可業者に働きかける。</td> <td>悪臭漏洩の低減（影響の最小化）</td> </tr> <tr> <td>洗車排水はプラント排水と同様に処理後再利用する。</td> <td>悪臭漏洩の低減（影響の最小化）</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮事項の内容	効果	廃棄物の性状に応じて密閉式の運搬車両を採用するよう、委託業者・許可業者に働きかける。	悪臭漏洩の低減（影響の最小化）	洗車排水はプラント排水と同様に処理後再利用する。	悪臭漏洩の低減（影響の最小化）
環境配慮事項の内容	効果										
廃棄物の性状に応じて密閉式の運搬車両を採用するよう、委託業者・許可業者に働きかける。	悪臭漏洩の低減（影響の最小化）										
洗車排水はプラント排水と同様に処理後再利用する。	悪臭漏洩の低減（影響の最小化）										

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(3) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル	工事中	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き騒音の大きな発生源はない。 計画施設の建設工事時において建設機械の稼働に伴い騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線の中央市側）の沿道には住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の中央市側は 15,000 台となっている。 大型の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き騒音の大きな発生源はない。 計画施設の稼働において施設騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の市川三郷町側は 5,000 台、中央市側は 15,000 台、甲府中央右左口線の中央市北側は 9,000 台となっている。 廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
低周波音	低周波音圧レベル	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、低周波音の大きな発生源はない。 計画施設の稼働において、送風機、空気圧縮機及びポンプ類から低周波音が発生する可能性が考えられることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
- ×：環境影響評価を行わない項目
- (下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(4) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
振動	振動レベル	工事中	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き振動の大きな発生源はない。 計画施設の建設工事時において、建設機械の稼働に伴い振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線の中央市側）の沿道には住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の中央市側は 15,000 台となっている。 大型の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き振動の大きな発生源はない。 計画施設の稼働において施設振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の市川三郷町側は 5,000 台、中央市側は 15,000 台、甲府中央右左口線の中央市北側は 9,000 台となっている。 計廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
- ×：環境影響評価を行わない項目
- (下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(5) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水質	浮遊物質量	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域の近傍の公共用水域としては、農業用水路があり、農繁期には笛吹川からの揚水が行われる。この公共用水域の水質に影響を及ぼす施設としては、中央市のクリーンセンター（生ごみ処理施設、汚泥コンポスト化施設）及び浅利地区農業集落排水処理施設がある。 また、降雨量によっては周辺の農地から土の濁りを含む排水が発生すると考えられる。 計画施設の建設工事時においては、土地の整地等の期間に降雨に伴い水の濁り（濁水）が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	×	計画施設の建設工事において、河川の浚渫等の作業がないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	生物化学的酸素要求量、全りん、全窒素	存在・供用時	施設の稼働	×	計画施設の排水処理については、プラント排水の排出は施設内での再利用し、生活排水は農業集落排水処理施設で浄化処理を行ったのちに公共用水域に排水、もしくは処理後施設内で再利用する計画である。 プラント排水は公共用水域に排出せず、生活排水を農業集落排水処理施設経由で排出する場合も農業集落内の生活排水と同時に処理され、基準等を満たした上で排出され、影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
水底の底質	その他必要な項目（有害物質）	工事中	建設機械の稼働	×	対象事業の建設工事において、河川の浚渫等の作業がなく、有害物質の巻き上げも生じないことから、環境影響評価項目として選定しない。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(6) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	表流水	存在・供用時	施設の存在	○	土地利用の変化に伴い対象事業実施区域からの雨水の流出量が増加し、対象事業実施区域周辺の水象に影響が生じる可能性がある。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	地下水位	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働において、プラント用水として地下水の取水を行う計画である。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地盤沈下		存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働において、プラント用水として地下水の取水を行う計画である。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
土壌汚染	ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い煙突排ガスを排出する。 排ガス中にはダイオキシン類が含まれるため、大気中のダイオキシン類が土壌へ移行する可能性がある。 なお、計画施設の煙突排ガスについては、処理方式や煙突の高さ等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。 したがって、施設の稼働に係る影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質	存在・供用時	施設の存在	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対処対象事業実施区域内には分布していない。 したがって、施設の存在による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
日照障害		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域の周辺は農耕地として利用されており、計画施設の出現により日照障害の影響が生じる可能性がある。 なお、施設配置や煙突の高さ等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。 したがって、施設の存在による影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(7) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上植物	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及び周辺には、農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。 整地等の施工において、土地の改変に伴い生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			存在・供用時	施設の存在	○
	陸上動物	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及び周辺には、農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。 整地等の施工において、土地の改変に伴い生息地の消失、生息環境の変化（生息地の分断、採餌環境の変化）等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	建設機械の稼働に伴い騒音・振動が発生し、陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	△	計画施設の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴いロードキルや騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に直接的・間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺には、農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。 施設の存在において、生息地の消失、生息環境の変化（生息地の分断、採餌環境の変化）等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の稼働	△	計画施設の稼働において騒音・振動が発生し、それらが陸上生物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	△	廃棄物運搬車両の走行に伴いロードキルや騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に直接的・間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
- ×：環境影響評価を行わない項目
- (下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(8) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては農業用水路があり、農繁期には笛吹川からの揚水が行われる。整地等の施工においては、整地期間に降雨に伴う水の濁り（濁水）が発生し、公共揚水域に放流することから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	△	計画施設の排水処理については、プラント排水の排出は施設内での再利用し、生活排水は農業集落排水処理施設で浄化処理を行ったのちに公共用水域に排水、もしくは処理後施設内で再利用する計画である。 △ 施設排水である生活排水は浄化処理後の排水であり、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低いが、農業用水路の水量等の変化が生じる可能性がある。したがって、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
生態系		工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及び周辺は、現在農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には、主に果樹園となる曾根丘陵が存在する。 ○ 整地等の施工において、土地の改変に伴い対象事業実施区域の周辺の植生や動物の生息基盤の一部が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には、主に果樹園となる曾根丘陵が存在する。 ○ 施設の存在において、対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤の一部が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
- ×：環境影響評価を行わない項目
- (下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(9) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
景観・風景	存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は農耕地である。 周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、御坂山地及び北嶺の丘陵から甲府盆地を望む眺望や、笛吹川沿いの市川三郷山梨自転車道線（通称 笛吹川サイクリングロード）から御坂山地を望む眺望が親しまれている。 施設の存在において、対象事業実施区域を含むこれらの眺望が変化する可能性がある。 なお、計画施設においては施設配置や煙突の高さ、色彩等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。したがって、計画施設の存在による影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
人と自然との 触れ合い活動の場	工事中	資機材の運搬車両の走行	×	資機材運搬車両の走行経路と考えられる国道 140 号沿いに人と自然との触れ合い活動の場はなく、また対象事業実施区域周辺に散策コース等は存在しない。 釜無川サイクリングロードが国道 140 号と交差するが、三郡西橋との立体交差であるため影響は生じない。 資機材の運搬車両の走行において、人と自然との触れ合い活動の場に対する影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
		施設の存在	○	対象事業実施区域内は農耕地であり、最寄りの人と自然との触れ合い活動の場として、北約 300m の位置を東西に走る笛吹川サイクリングロードがある。 施設の存在において、この新たな施設によりサイクリングロードからの眺望が変化する可能性がある。 なお、計画施設においては、施設配置や煙突の高さ、色彩等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。したがって、施設の存在による影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	廃棄物運搬車両の走行	×	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線、）の道路沿いに人と自然との触れ合い活動の場はなく、また対象事業実施区域周辺に散策コース等は存在しない。 釜無川サイクリングロードは国道 140 号と、笛吹川サイクリングロードは甲府市川三郷線及び甲府中央右左口線とそれぞれ立体交差していることから影響は生じない。 資機材の運搬車両の走行による人と自然との触れ合い活動の場に対する影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。	

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(10) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由						
廃棄物・発生土	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	整地等の施工において、建設発生土（残土）が発生する可能性があるほか、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。						
	存在・供用時	施設の稼働	○	計画施設の稼働において廃棄物（飛灰、残さ）が発生する。したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。						
大気汚染物質 ・水質汚濁物質	工事中	建設機械の稼働	□	<p>計画施設の建設工事時において、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、排出ガス対策型建設機械を使用するなどの対策が進んでいることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境配慮事項の内容</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事の施工にあたって排出ガス対策型建設機械を採用するよう施工業者に働きかける。</td> <td>排ガス量の削減（影響の最小化）</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化を図り、建設機械による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮する。</td> <td>排ガス量の削減（影響の最小化）</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮事項の内容	効果	工事の施工にあたって排出ガス対策型建設機械を採用するよう施工業者に働きかける。	排ガス量の削減（影響の最小化）	工事の平準化を図り、建設機械による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮する。	排ガス量の削減（影響の最小化）
		環境配慮事項の内容	効果							
工事の施工にあたって排出ガス対策型建設機械を採用するよう施工業者に働きかける。	排ガス量の削減（影響の最小化）									
工事の平準化を図り、建設機械による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮する。	排ガス量の削減（影響の最小化）									
資機材の運搬車両の走行	□	<p>資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また大気汚染防止法により自動車の排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境配慮事項の内容</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃費性能の優れた運搬車両を採用するよう、施工業者に働きかける。</td> <td>排ガス量の削減（影響の最小化）</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化を図り、工事車両による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮する。</td> <td>排ガス量の削減（影響の最小化）</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮事項の内容	効果	燃費性能の優れた運搬車両を採用するよう、施工業者に働きかける。	排ガス量の削減（影響の最小化）	工事の平準化を図り、工事車両による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮する。	排ガス量の削減（影響の最小化）		
環境配慮事項の内容	効果									
燃費性能の優れた運搬車両を採用するよう、施工業者に働きかける。	排ガス量の削減（影響の最小化）									
工事の平準化を図り、工事車両による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮する。	排ガス量の削減（影響の最小化）									

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(11) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
大気汚染物質 ・水質汚濁物質	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い大気汚染物質を含む煙突排ガスを排出する。したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。				
		廃棄物運搬車両の走行	□	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、大気汚染防止法により自動車の排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境配慮事項の内容</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合構成市町とともに効率的な収集運搬方法・収集運搬経路を検討する。</td> <td>排ガス量の削減（影響の最小化）</td> </tr> <tr> <td>燃費性能が高い車両の採用を収集運搬委託業者・許可業者に働きかける。</td> <td>排ガス量の削減（影響の最小化）</td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮事項の内容	効果	組合構成市町とともに効率的な収集運搬方法・収集運搬経路を検討する。	排ガス量の削減（影響の最小化）
環境配慮事項の内容	効果							
組合構成市町とともに効率的な収集運搬方法・収集運搬経路を検討する。	排ガス量の削減（影響の最小化）							
燃費性能が高い車両の採用を収集運搬委託業者・許可業者に働きかける。	排ガス量の削減（影響の最小化）							
温室効果ガス等	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。				
放射線の量	工事中	造成等の施工による一時的な影響	×	計画施設の建設工事時において、放射線を発生させる作業はなく、また造成時に土を持ち込む際も放射性物質に関する基準を下回る土を用いることから影響は生じない。したがって、環境影響評価項目として選定しない。				
		建設機械の稼働	×	建設機械の稼働において土砂粉じんの巻き上がり等が生じるものの、山梨県内における地上1m高さでの空間線量率の調査結果は0.028～0.073マイクロシーベルト/時であり、除染の基準となる0.23マイクロシーベルト/時と比較して大幅に低く、土砂粉じんの舞い上がりによる周辺の放射線の量への影響は生じないと考えられる。したがって、環境影響評価項目として選定しない。				
		資機材の運搬車両の走行	×	資機材の運搬車両の走行において土砂粉じんの巻き上がり等が生じるものの、山梨県内における地上1m高さでの空間線量率の調査結果は0.028～0.073マイクロシーベルト/時であり、除染の基準となる0.23マイクロシーベルト/時と比較して大幅に低く、土砂粉じんの舞い上がりによる周辺の放射線の量への影響は生じないと考えられる。したがって、環境影響評価項目として選定しない。				

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 4.1-3(12) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
地域交通	工事中	資機材の運搬車両の走行	◎	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道 140 号）の現況は、住居等が存在している。平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号（16,000 台）である。計画施設の建設工事時においては、大型の資機材運搬車両の走行に伴い地域の交通に影響を及ぼす可能性がある。地域交通については、山梨県環境影響評価条例及び環境影響評価法において環境影響評価項目として規定されていないが、地域への影響を把握するため、追加して調査・予測・評価を行う。したがって、環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。
	存在・供用時	廃棄物運搬車両の走行	◎	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の現況は、住居等が存在している。平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号（16,000 台）、甲府市川三郷線（市川三郷町側 5,000 台、中央市側 15,000 台）、甲府中央右左口線（中央市北側 9,000 台）となっている。廃棄物運搬車両の走行において、地域の交通に影響を及ぼす可能性がある。地域交通については、山梨県環境影響評価条例及び環境影響評価法において環境影響評価項目として規定されていないが、地域への影響を把握するため、環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

(空白)

第5章 環境影響評価の手法

(空白)

第5章 環境影響評価の手法

5.1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目

5.1.1 大気汚染

(1) 建設機械の稼働による大気汚染への影響

建設機械の稼働による大気汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-1(1)～(2)に示す。

表 5.1-1(1) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）	二酸化窒素等の大気質の状況のほか、大気質の状況に影響を及ぼす地上気象項目を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の大気質常時監視測定局での測定結果を収集・整理・解析する。 【現地調査】 調査は以下に示す方法による。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号） ・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号） ・衛生試験法に基づきダストジャーを用いる方法 (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。 【現地調査】 調査は以下に示す方法による。 ・「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に基づく方法	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	建設機械の稼働による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 「甲府富士見」、「南アルプス」、「笛吹」の 3 地点とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点（EAW1）とする（図 5.1-1 参照）。 なお、調査地点の選定理由を表 5.1-4 に示す。 (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 甲府気象観測所とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点（EAW1）とする	調査地域における気象及び大気質の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。資料調査については、甲府盆地内の近隣の測定局及び最寄りの観測所とした。

表 5.1-1(2) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん	建設機械の稼働	5 調査期間等 (1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 4季（春季・夏季・秋季・冬季）の各7日間とする。 ただし、粉じんについては4季の各1ヶ月間とする。 (2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間の連続測定とする。	二酸化窒素等の状況について、年間を通じて適切に把握できる期間とした。
			6 予測の基本的な手法 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大気拡散式（ブルーム・パフ式）による定量的な予測とする。 粉じんについては「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に基づき、降下ばいじん量を予測する。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	建設機械の稼働による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 最大着地濃度出現地点とする。	建設機械の稼働が大気汚染に及ぼす影響を適切に把握できる地点とした。
			9 予測対象時期等 建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期とする。	工事の施工中の代表的な時期として、建設機械の稼働による影響が最大となる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じんに係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、予測地点における予測結果と、環境基準との整合性が図られているかどうかを検討する。 粉じんについては、予測地点における予測結果と、降下ばいじんの参考値である 10t/km ² /月との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じんについて環境基準等との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(2) 車両の走行による大気汚染への影響

(工事中：資機材の運搬車両の走行、存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行)

車両の走行による大気汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-2(1)～(3)に示す。

表 5.1-2(1) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による大気汚染への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）</p> <p>(2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）</p> <p>(3)交通量の状況</p>	<p>二酸化窒素等の大気質の状況のほか、大気質の状況に影響を及ぼす地上気象項目を選定した。</p>
			<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>(1)大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）</p> <p>【文献その他の資料調査】 大気質常時監視測定局での測定結果を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】 調査手法は「(1) 建設機械の稼働による大気汚染への影響」と同じとする。</p> <p>(2)地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）</p> <p>【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】 調査手法は「(1) 建設機械の稼働による大気汚染への影響」と同じとする。</p> <p>(3)交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」により情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】 方向別、車種別に交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。</p>
			<p>3 調査地域</p> <p>対象事業に関する資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とする。</p>	<p>資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。</p>

表 5.1-2(2) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	<p>4 調査地点</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域周辺の自動車排ガスの常時監視測定局である「国母自排」の1地点とする。 【現地調査】 車両の走行ルート沿道の5地点（RA1～RA5）とする（図 5.1-1 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-4 に示す。</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温・湿度・風向・風速・日射量・放射収支量） 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府気象観測所とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内で周辺を代表する1地点（EAW1）とする。</p> <p>(3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」による情報の調査地点とする。 【現地調査】 「(1)大気質の状況」と同じ地点とする。</p>	<p>主要な車両走行ルート及び住居等の分布状況等を考慮し、気象及び大気質の状況を適切に把握できる地点とした。資料調査については、甲府盆地内の近隣の測定局及び最寄りの観測所とした。</p>
			<p>5 調査期間等</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 4季（春季・夏季・秋季・冬季）の各7日間とする。 ただし、粉じんについては4季の各1ヶ月間とする。</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温・湿度・風向・風速・日射量・放射収支量） 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間の連続測定とする。</p> <p>(3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日の1日（24時間）とする。</p>	

表 5.1-2(3) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による大気汚染への影響）

項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境影響評価 項目の区分	影響要因 の区分			
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	6 予測の基本的な手法 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大気拡散式（プルーム・パフ式）による定量的な予測とする。 粉じんについては「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に基づき、降下ばいじん量を予測する。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域のうち、各走行ルートを代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 (1)資機材の運搬車両の走行による影響 資機材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 (2)廃棄物運搬車両の走行による影響 施設の稼働が定常となる時期とする。	工事の施工中の車両による影響が最大となる時期、及び事業実施後の事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じんに係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、予測地点における予測結果と、環境基準等との整合性が図られているかどうかを検討する。 粉じんについては、予測地点における予測結果と、降下ばいじんの参考値である 10t/km ² /月との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じんについて環境基準等との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(3) 施設の稼働による大気汚染への影響

施設の稼働による大気汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-3(1)～(3)に示す。

表 5.1-3(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
大気汚染	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀）	施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀））</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）</p> <p>(3) 上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）</p>	<p>二酸化窒素等の大気質の状況のほか、大気質の状況に影響を及ぼす地上気象項目を選定した。</p>
			<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀））</p> <p>【文献その他の資料調査】 大気質常時監視測定局等での測定結果を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】 調査は以下に示す方法による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年、環境庁告示第 25 号） ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号） ・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号） ・「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年 3 月環境庁大気保全局） ・「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成 20 年 3 月改定環境省水・大気環境局） ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月環境省水・大気環境室） <p>(2) 地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）</p> <p>【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】 調査は以下に示す方法による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に基づく方法 <p>(3) 上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）</p> <p>【現地調査】 「高層気象観測指針」（平成 16 年気象庁）に準拠し、観測気球を用いて観測する方法とする。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。</p>
			<p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>	<p>施設の稼働による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。</p>

表 5.1-3(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀）	施設の稼働	<p>4 調査地点</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀））</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域周辺の一般環境大気質の常時監視測定局である「甲府富士見」、「南アルプス」、「笛吹」の3地点とする。そのほか対象事業実施区域周辺において調査が実施され、結果が公開されているものについても収集する。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域の1地点（EAW1）及びその周辺4地点（EA2～EA5）とする（図 5.1-1 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-4 に示す。</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）</p> <p>【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府気象観測所とする。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内で周辺を代表する1地点とする。</p> <p>(3) 上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内で周辺を代表する1地点（EAW1）とする。</p>	<p>調査地域における気象及び大気質の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及びその周辺の住宅地を代表する地点とした。</p> <p>資料調査については、甲府盆地内の近隣の測定局及び最寄りの観測所とした。</p>
			<p>5 調査期間等</p> <p>(1) 大気質の状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀））</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>【現地調査】 4季（春季・夏季・秋季・冬季）の各7日間とする。なお、塩化水素及び水銀は1日当たり1サンプル、ダイオキシン類は7日間で1サンプルの採取を行い調査する。</p> <p>(2) 地上気象の状況（気温・湿度・風向・風速・日射量・放射収支量）</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>【現地調査】 1年間の連続測定とする。</p> <p>(3) 上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）</p> <p>【現地調査】 4季（春季・夏季・秋季・冬季）の各7日間とし、観測気球を3時間ごと（0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時、）に放球し、1日当たり8回の観測を行う。</p>	<p>二酸化窒素等の状況について、年間を通じて適切に把握できる期間とした。</p>

表 5.1-3(3) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、その他必要な項目（水銀）	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 予測は、長期平均濃度について、大気拡散式（プルーム・パフ式）による定量的な予測を行う。 また、短期平均濃度は、一般的な気象条件下として、大気拡散式（プルーム・パフ式）による定量的な予測を行う。そのほか、上層逆転層発生時、フュミゲーション発生時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時の特定条件について、予測を行う。 複数案としては、煙突の高さとする。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 最大着地濃度出現地点を含む、対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による大気汚染の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 最大着地濃度出現地点及び「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域のうち対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、二酸化硫黄等大気汚染に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2) 環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準、塩化水素は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年6月16日環大規136号）の中で提示している「塩化水素の目標環境濃度1時間値0.02ppm、水銀については「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と二酸化窒素等の環境基準等との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-4 調査地点の選定理由（大気質）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
地上気象 気温、湿度、風向、風速、 日射量、放射収支量 上層気象 風向、風速、気温	EAW1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点。
環境大気質 二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 塩化水素、 ダイオキシン類、 水銀、 粉じん	EA2	北側住宅地	対象事業実施区域から北方向に約 1.4km、北側の住宅地を代表する地点。
	EA3	東側住宅地	対象事業実施区域から東方向に約 1.2km、東側の住宅地を代表する地点。
	EA4	南側住宅地	対象事業実施区域から南方向に約 0.9km、南側の住宅地を代表する地点。
	EA5	西側住宅地	対象事業実施区域から西方向に約 1.4km、南側の住宅地を代表する地点。
	沿道大気質 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質 粉じん 交通量	RA1	国道 140 号
RA2		国道 140 号	国道 140 号沿道（甲府市側）の大気質を代表する地点。
RA3		県道 3 号	県道 3 号甲府市川三郷線沿道（中央市側）の大気質を代表する地点。
RA4		県道 3 号	県道 3 号甲府市川三郷線沿道（市川三郷町側）の大気質を代表する地点。
RA5		県道 29 号	県道 29 号甲府中央右左口線沿道（中央市側）の大気質を代表する地点。

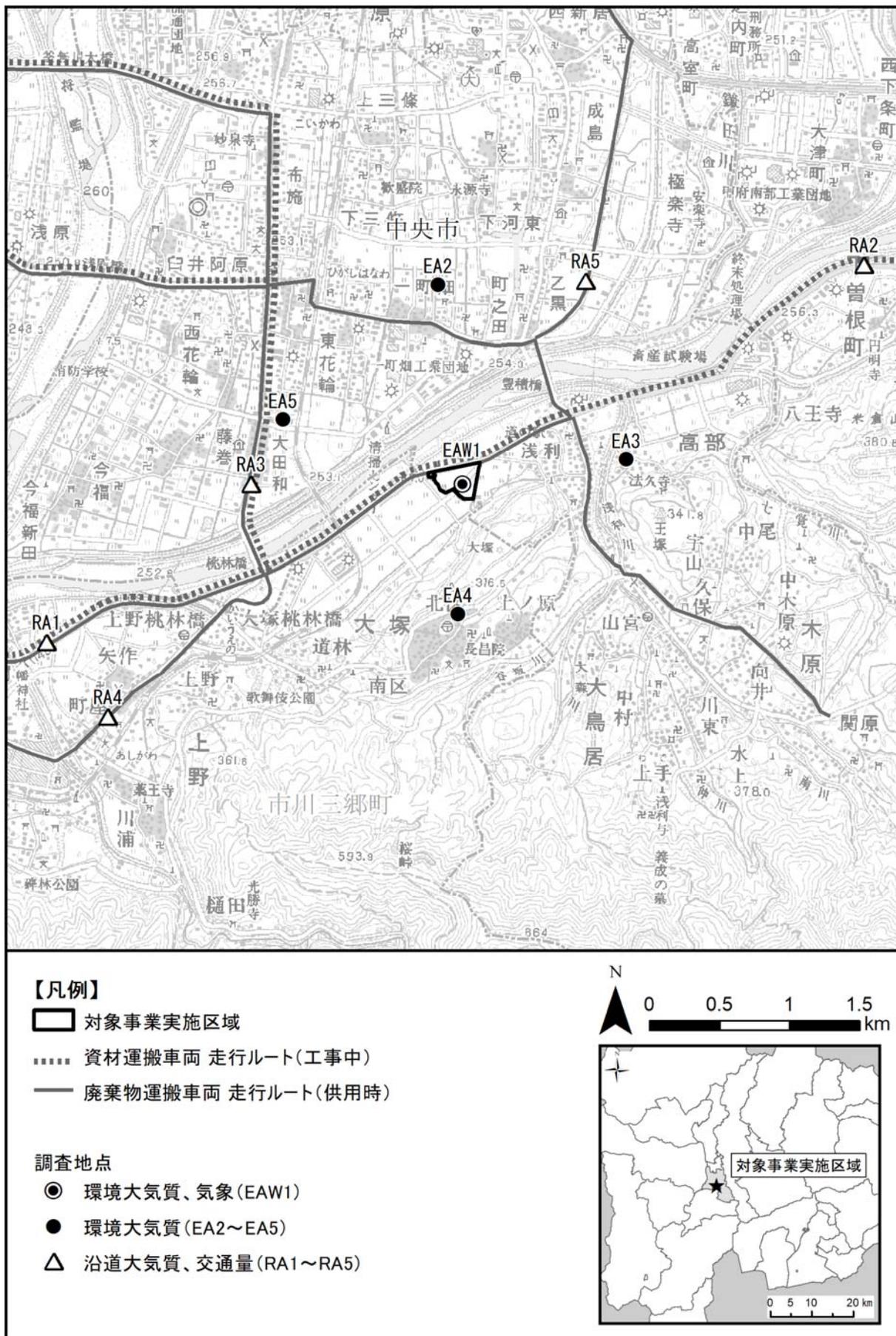


図 5.1-1 調査地点 (大気質)

5.1.2 悪臭

(1) 施設の稼働による悪臭

施設の稼働による悪臭の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-5(1)～(2)に示す。

表 5.1-5(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による悪臭）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）） (2) 地上気象の状況（風向、風速、気温、湿度）	悪臭の状況のほか、悪臭に影響を及ぼす地上気象を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）） 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境省告示） ・「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号） (2) 地上気象の状況（風向、風速、気温、湿度） 【現地調査】 簡易の気温・湿度計及び風向・風速計を用いる方法とする。	悪臭の状況を適切に把握できる方法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による悪臭の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）） 【現地調査】 対象事業実施区域1地点（E1）及びその周辺4地点（E2～E5）とする（図5.1-2参照）。なお、調査地点の選定理由を表5.1-6に示す。 (2) 地上気象の状況（風向、風速、気温、湿度） 【現地調査】 「(1)悪臭の状況」と同じ調査地点とする。	調査地域における気象及び悪臭の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及びその周辺の住宅地を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）） 【現地調査】 夏季の1回の調査とする。 (2) 地上気象の状況（風向、風速、気温、湿度） 【現地調査】 「(1)悪臭の状況」と同じ調査時期とする。	調査地域における年間を通じた悪臭の状況を適切に把握できる時期とした。

表 5.1-5(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による悪臭）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 (1)煙突排ガスの影響 大気拡散式（プルーム・パフ式）による定量的な予測とする。 複数案としては、煙突の高さとする。 (2)施設からの悪臭の漏洩 悪臭漏洩対策等環境保全措置を踏まえた定性的な予測とする。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 最大着地濃度出現地点を含む、対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による悪臭の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 (1)煙突排ガスの影響 最大着地濃度出現地点及び「4 調査地点」と同じ地点とする。 (2)施設からの悪臭の漏洩 対象事業実施区域周辺とする。	予測地域のうち対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、悪臭に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と悪臭防止法に基づく規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と悪臭について規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-6 調査地点の選定理由（施設の稼働による悪臭）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
特定悪臭物質濃度、 臭気指数（臭気濃度）	E1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点。
	E2	北側住宅地	対象事業実施区域から北方向に約 1.4km、北側の住宅地を代表する地点。
	E3	東側住宅地	対象事業実施区域から東方向に約 1.2km、東側の住宅地を代表する地点。
	E4	南側住宅地	対象事業実施区域から南方向に約 0.9km、南側の住宅地を代表する地点。
	E5	西側住宅地	対象事業実施区域から西方向に約 1.4km、南側の住宅地を代表する地点。

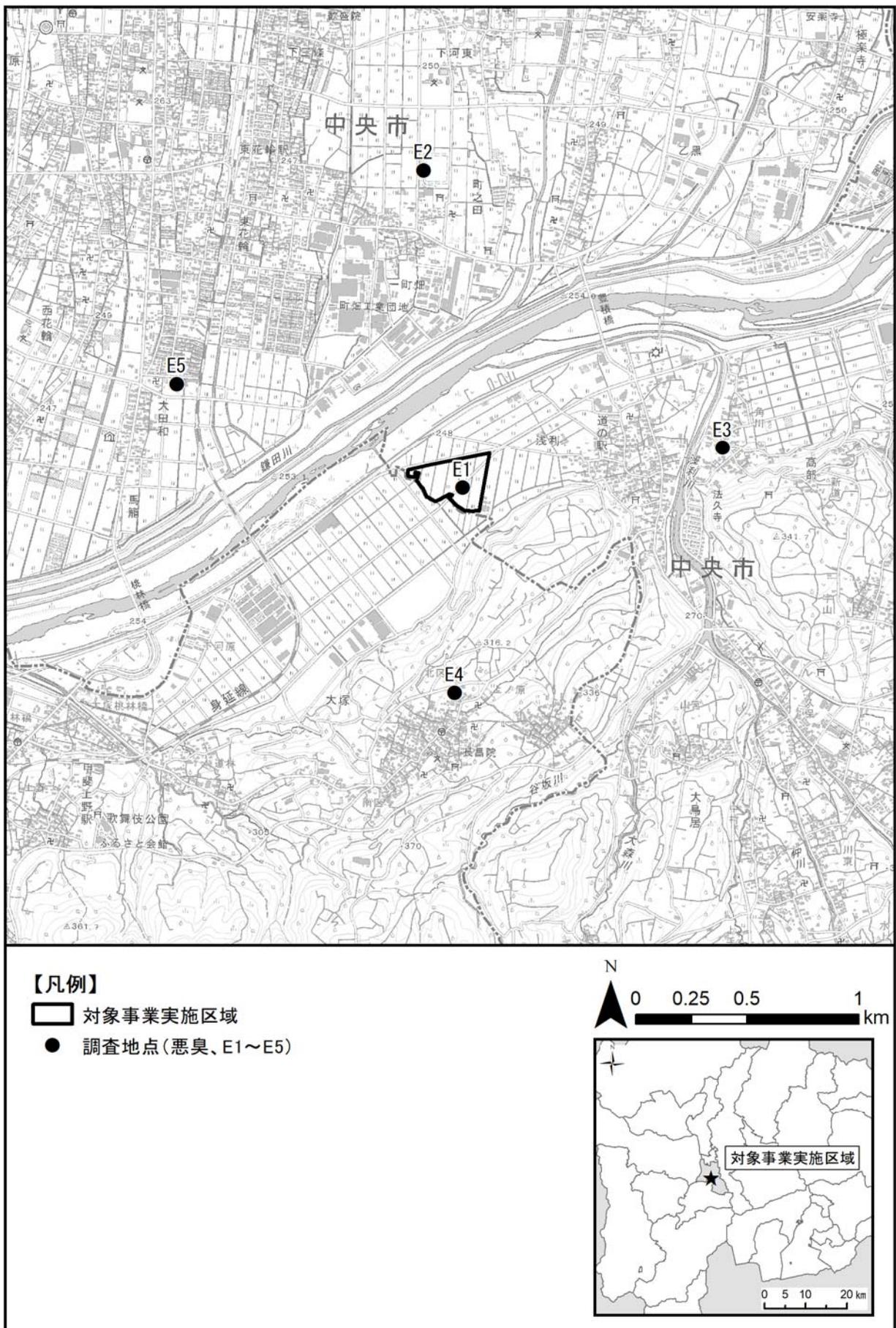


図 5.1-2 調査地点 (悪臭)

5.1.3 騒音

(1) 建設機械の稼働による騒音

建設機械の稼働による騒音の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-7(1)～(2)に示す。

表 5.1-7(1) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1)環境騒音の状況 (2)地表面の状況	騒音の状況のほか、騒音の伝搬に影響を及ぼす地表面の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）で定められた JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」。 (2)地表面の状況 【現地調査】 草地、舗装面等の地表面の状況を調査し、調査結果の整理を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	建設機械の稼働による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の 4 地点 (EN1～EN4) とする (図 5.1-3 参照)。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-10 に示す。 (2)地表面の状況 【現地調査】 「(1)環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における騒音の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及び最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する時期の平日の各 8:00～19:00 (11 時間) とする (計 1 回)。 (2)地表面の状況 【現地調査】 「(1)環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における騒音の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-7(2) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分	騒音 レベル			
騒音	騒音 レベル	建設 機械 の 稼働	6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論計算による予測を行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	建設機械の稼働による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 対象事業実施区域周辺とする。	建設機械の稼働が騒音の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			9 予測対象時期等 建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期とする。	工事の施工中の代表的な時期として、建設機械の稼働による影響が最大となる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、騒音に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と、特定建設作業に対する騒音の規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と騒音の規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(2) 車両の走行による騒音

(工事中：資機材の運搬車両の走行、存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行)

車両の走行による騒音の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-8(1)～(3)に示す。

表 5.1-8(1) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況</p>	騒音の状況及び騒音の影響を受ける沿道の状況、並びに騒音の発生と伝搬に影響を及ぼす道路構造及び交通量を選定した。
			<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>山梨県が公開している自動車騒音常時監視結果等の情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査は以下に示す方法による</p> <p>・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)で定められた JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の沿道において、環境保全についての配慮が必要な施設や住居の配置状況等を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」により情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>道路構造は、現地で確認し、道路幅等を計測する。</p> <p>交通量は、方向別、車種別に交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p>	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。また、既存の道路交通騒音調査結果が把握できる手法とした。
			<p>3 調査地域</p> <p>資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とする。</p>	資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。

表 5.1-8(2) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	<p>4 調査地点</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況 【文献その他の資料調査】 山梨県等による自動車騒音の調査地点・区間とする。 【現地調査】 車両走行ルート沿道の5地点(RNV1～RNV5)とする(図5.1-3参照)。 調査地点の選定理由は表5.1-10に示すとおりである。</p> <p>(2) 沿道の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」による情報の調査地点とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>	<p>調査地域における騒音等状況を適切に把握できる地点として、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の主要な走行ルートを代表する地点とした。</p>
			<p>5 調査期間等</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 道路交通騒音の状況を代表する時期の平日の1日を対象に、「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)の時間区分に基づく昼間(6時～22時)に測定する。</p> <p>(2) 沿道の状況 【現地調査】 任意の時期1回とする。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 道路構造は、任意の時期1回とする。交通量は、「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ時期とする。</p>	<p>調査地域における騒音等の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。</p>

表 5.1-8(3) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	工事中・資機材の運搬車両の走行、存在・供用時・廃棄物運搬車両の走行	6 予測の基本的な手法 道路交通騒音の予測モデル（日本音響学会の ASJ RTN-Model 2018）による計算を行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域のうち、各走行ルートを代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 (1)資機材の運搬車両の走行による影響 資機材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 (2)廃棄物運搬車両の走行による影響 施設の稼働が定常となる時期とする。	工事の施工中の車両の走行による影響が最大となる時期、及び事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、騒音に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果と、沿道に適用される騒音の環境基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と沿道の騒音ついて環境基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(3) 施設の稼働による騒音

施設の稼働による騒音の調査、予測及び評価の手法を表 5. 1-9(1)～(2)に示す。

表 5. 1-9(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音 レベル	施設 の 稼働	1 調査すべき情報 (1)環境騒音の状況 (2)地表面の状況	騒音の状況のほか、騒音の伝搬に影響を及ぼす地表面の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）で定められた JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」 (2)地表面の状況 【現地調査】 草地、舗装面等の地表面の状況を調査し、調査結果の整理を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の 4 地点（ENV1～ENV4）とする（図 5. 1-3 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5. 1-10 に示す。 (2)地表面の状況 【現地調査】 「(1)環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における騒音の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1)環境騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する時期の平日及び休日の各 1 日（24 時間）とする（計 2 回）。 (2)地表面の状況 【現地調査】 「(1)環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における騒音の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-9(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による騒音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
騒音	騒音レベル	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論計算による予測を行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働による騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	施設の稼働が騒音の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、騒音に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と、騒音規制法に基づく規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と騒音の規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-10 調査地点の選定理由（騒音・振動、低周波音）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
環境騒音・振動、 低周波音	ENV1	北側住居	対象事業実施区域北側の最寄り集落を代表する地点（北西約 670m）
	ENV2	東側住居	対象事業実施区域東側の最寄り集落を代表する地点（東約 350m）
	ENV3	南側住居	対象事業実施区域南側の最寄り集落を代表する地点（南約 600m）
	ENV4	西側住居	対象事業実施区域西側の最寄り集落を代表する地点（南西約 1,000m）
道路交通騒音・振動	RNV1	国道 140 号	国道 140 号沿道（甲府市側）の騒音・振動の状況を代表する地点。
	RNV2	国道 140 号	国道 140 号沿道（市川三郷町側）の騒音・振動の状況を代表する地点。
	RNV3	県道 3 号	県道 3 号甲府市川三郷線沿道（中央市側）の騒音・振動の状況を代表する地点。
	RNV4	県道 3 号	県道 3 号甲府市川三郷線沿道（市川三郷町側）の騒音・振動の状況を代表する地点。
	RNV5	県道 29 号	県道 29 号甲府中央右左口線沿道（中央市側）の騒音・振動の状況を代表する地点。

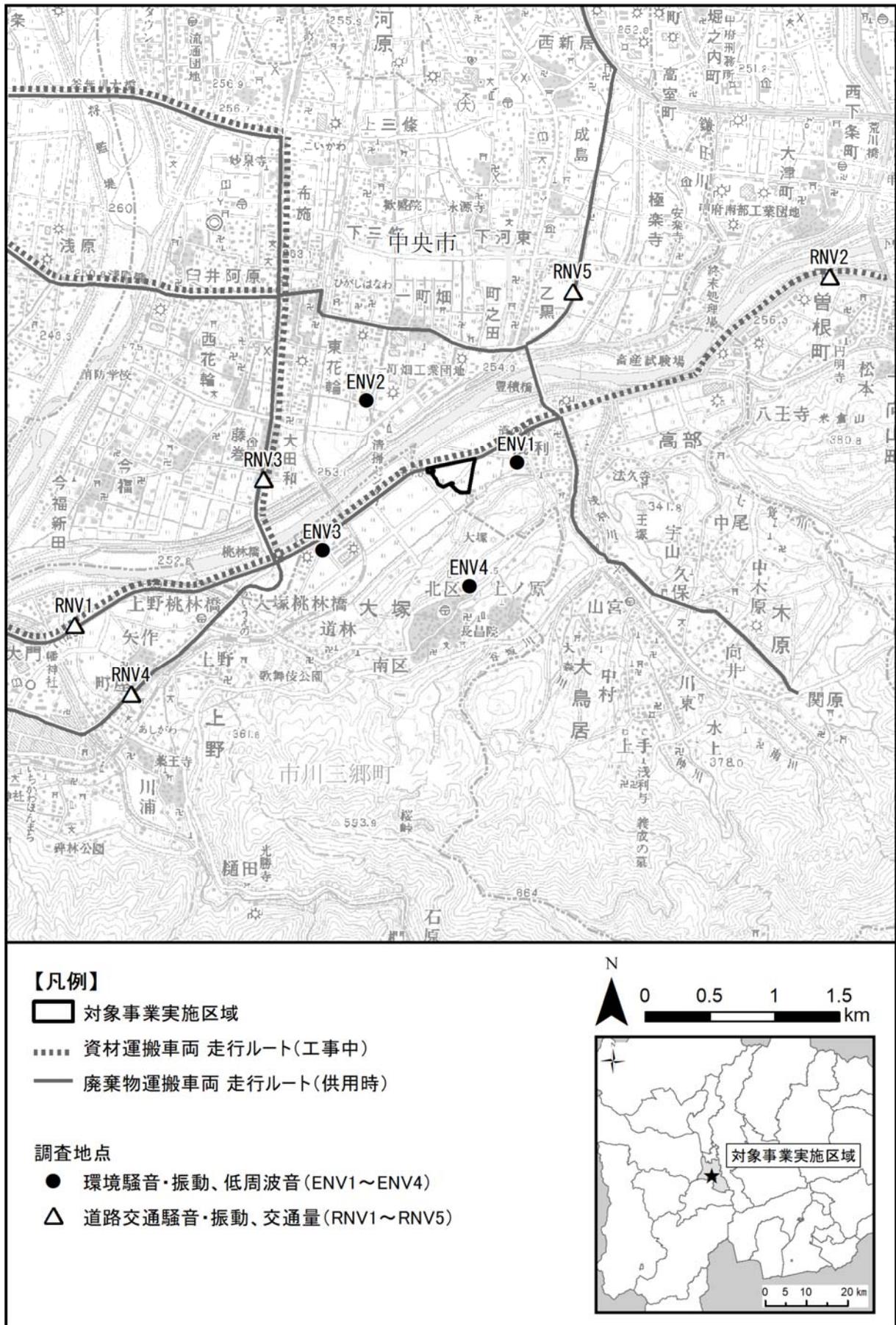


図 5.1-3 調査地点 (騒音・振動、低周波音)

5.1.4 低周波音

(1) 施設の稼働による低周波音

施設の稼働による低周波音の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-11(1)～(2)に示す。

表 5.1-11(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による低周波音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
低周波音	低周波音 圧レベル	施設の 稼働	1 調査すべき情報 (1)低周波音の状況	低周波の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1)低周波音の状況 【現地調査】 低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年10月環境庁大気保全局）に定める方法とする。	低周波の状況を把握する一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働による低周波音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			4 調査地点 (1)低周波音の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の4地点（ENV1～ENV4）とする（図5.1-3参照）。なお、調査地点の選定理由を表5.1-10に示す。	調査地域における低周波音の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1)低周波音の状況 【現地調査】 低周波音の状況を代表する時期の平日及び休日の各1日（24時間）とする（計2回）。	調査地域における低周波音の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-11 (2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による低周波音）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
低周波音	低周波音圧レベル	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論計算による予測を行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働が低周波音の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	施設の稼働による低周波音の影響を受けるおそれがある地域とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、低周波音に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果のうち G 特性音圧レベルについて、一般環境中に広く存在し、人が低周波音を感じ始めるとされる感覚閾値の約 90dB との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と低周波音の感覚閾値との整合性を踏まえた検討による手法とした。

5.1.5 振 動

(1) 建設機械の稼働による振動

建設機械の稼働による振動の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-12(1)～(2)に示す。

表 5.1-12(1) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振 動	振 動 レ ベル	建 設 機 械 の 稼 働	1 調査すべき情報 (1) 環境振動の状況 (2) 地形・地質の状況	振動の状況のほか、振動の伝搬に影響を及ぼす地形・地質の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)で定められた JIS Z 8735「振動レベル測定方法」 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 地形図、表層地質図、既存のボーリング調査結果等を収集し、整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	振動の影響を受けると予想される地域とした。
			4 調査地点 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の 4 地点 (ENV1～ENV4) とする (図 5.1-3 参照)。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-10 に示す。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における振動の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する時期の平日の各 8:00～19:00 (11 時間) とする (計 1 回)。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。	調査地域における振動の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-12(2) 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	建設機械の稼働	6 予測の基本的な手法 振動の伝搬予測の式を用いる。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	建設機械の稼働が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 対象事業実施区域周辺とする。	建設機械の稼働が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			9 予測対象時期等 建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期とする。	工事の施工中の建設機械の稼働による影響が最大となる時期、
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、振動に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と、特定建設作業に対する振動の規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と振動の規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(2) 車両の走行による振動

(工事中：資機材の運搬車両の走行、存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行)

車両の走行による振動の調査、予測及び評価の手法を表 5. 1-13(1)～(3)に示す。

表 5. 1-13(1) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	工事中… 資機材の運搬車両の走行、 存在・供用時… 廃棄物運搬車両の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況</p> <p>(4) 地盤の状況</p>	振動の状況及び振動の影響を受ける沿道の状況、並びに振動の発生と伝搬に影響を及ぼす道路構造、交通量、地盤の状況を選定した。
			<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査は以下に示す方法による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)で定められた JIS Z 8735 「振動レベル測定方法」 <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の沿道において、環境保全についての配慮が必要な施設や住居の配置状況等を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」により情報を収集・整理・解析する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>道路構造は、現地で確認し、道路幅等を計測する。</p> <p>交通量は、方向別、車種別に交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(4) 地盤の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>大型車の単独走行時に振動レベル計 (JIS C 1510) を用いて測定し、1/3 オクターブバンド分析器により解析する。</p>	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			<p>3 調査地域</p> <p>資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とする。</p>	資機材の運搬車両または廃棄物運搬車両の走行による振動の影響を受けるおそれがある地域とした。

表 5.1-13(2) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	4 調査地点 (1) 道路交通振動の状況 【現地調査】 車両の走行ルート沿道の 5 地点 (RVN1～RVN5) とする (図 5.1-3)。なお、調査地点の選定理由は表 5.1-10 に示すとおりである。 (2) 沿道の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。 (3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」による情報の調査地点とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。 (4) 地盤の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	調査地域における振動等状況を適切に把握できる地点として、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の主要な車両走行ルートを代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 道路交通振動の状況 【現地調査】 道路交通振動の状況を代表する時期の平日 1 日を対象に、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)及び自動車交通振動の要請限度(昭和 54 年山梨県告示第 102 号)で示される時間区分に基づく昼間(8 時～19 時)に測定する。 (2) 沿道の状況 【現地調査】 任意の時期 1 回とする。 (3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 道路構造は、任意の時期 1 回とする。交通量は、「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ時期とする。 (4) 地盤の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ時期とする。	調査地域における振動等の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-13(3) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	工事中・資機材の運搬車両の走行、存在・供用時・廃棄物運搬車両の走行	6 予測の基本的な手法 振動の伝搬予測の式を用いる。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	車両の走行が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域のうち、各走行ルートを代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 (1)資機材の運搬車両の走行による影響 資機材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 (2)廃棄物運搬車両の走行による影響 施設の稼働が定常となる時期とする。	工事の施工中の車両の走行による影響が最大となる時期、及び事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、振動に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果と、沿道に適用される振動の要請限度との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と沿道の振動について要請限度との整合性を踏まえた検討による手法とした。

(3) 施設の稼働による振動

施設の稼働による振動の調査、予測及び評価の手法を表 5. 1-14(1)～(2)に示す。

表 5. 1-14(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 環境振動の状況 (2) 地形・地質の状況	振動の状況のほか、振動の伝搬に影響を及ぼす地形・地質の状況を選定した。
			2 調査の基本的な手法 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）で定められた JIS Z 8735 「振動レベル測定方法」 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 地形図、表層地質図、既存のボーリング調査結果等を収集し、整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	振動の影響を受けると予想される地域とした。
			4 調査地点 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の 4 地点（ENV1～ENV4）とする（図 5. 1-3 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5. 1-10 に示す。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における振動の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域最寄りの集落を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 環境振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する時期の平日及び休日の各 1 日（24 時間）とする（計 2 回）。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。	調査地域における振動の状況を適切に把握できる期間及び時間とした。

表 5.1-14(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による振動）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
振動	振動レベル	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 振動の伝搬予測の式を用いる。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	施設の稼働が振動の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、振動に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域の敷地境界における予測結果と、振動規制法に基づく規制基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と振動の規制基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

5.1.6 水質汚濁

(1) 造成等による水質汚濁への影響

造成等による水質汚濁への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-15(1)～(2)に示す。

表 5.1-15(1) 調査、予測及び評価の手法（造成等による水質汚濁への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水質汚濁	浮遊物質 質量	造成等 の施工による 一時的な影響	1 調査すべき情報 (1)浮遊物質の状況 (2)降雨の状況 (3)土質の状況	現況の浮遊物質 量の状況を把握 するため。
			2 調査の基本的な手法 (1)浮遊物質の状況 【現地調査】 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年、環境庁告示 第 59 号)に定める方法により浮遊物質を測定する。なお、調査 に際しては、「河川砂防技術基準 調査編」(平成 24 年、国土交通 省)に定める方法により採水時における河川流量及び水温を記録 する。 (2)降雨の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府地域気象観測所の情報の収集並 びに当該情報の整理及び解析を行う。 (3)土質の状況 【現地調査】 土壌を採取し、土壌沈降試験(試料の調整は JIS A 1201 に準拠 し、沈降試験は JIS M 0201 に準拠する)を行う。	事業特性や地域 特性を踏まえて、 「水質汚濁に係 る環境基準につ いて」(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)に記載されて いる一般的な手 法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域周辺の河川とする。	濁水による影響 が及ぶおそれの ある地域とした。
			4 調査地点 (1)浮遊物質の状況 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺の河川及び沢の 3 地点 (WP1～ WP3)とする(図 5.1-4 参照)。なお、調査地点の選定理由は表 5.1-16 に示すとおりである。 (2)降雨の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府地域気象観測所の情報の調査地 点とする。 (3)土質の状況 【現地調査】 対象事業実施区域内の 1 地点 (WS1) とする(図 5.1-4 参照)。 調査地点の選定理由は表 5.1-16 に示すとおりである。	調査地点は、対象 事業実施区域及 びその周辺の河 川等とし、敷地か らの排水の流入 が想定される水 路・河川を対象に 設定した。
			5 調査期間等 (1)浮遊物質の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回及び調査期間中の降雨時 2 回 (計 6 回)とする。 (2)降雨の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3)土質の状況 【現地調査】 調査期間中の 1 回とする。	年間を通じた水 質の状況を適切 に把握出来る期 間とした。

表 5.1-15(2) 調査、予測及び評価の手法（造成等による水質汚濁への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水質汚濁	浮遊物質量	造成等の 施工による 一時的な影響	6 予測の基本的な手法 造成時に河川等公共用水域に流入する雨水排水の浮遊物質量の濃度及び負荷量を把握し、事例の引用又は解析により行う。	可能な限り定量的に予測できる手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	濁水による影響が及ぶおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の河川等とし、敷地からの排水の流入が想定される水路・河川を対象に設定した。
			9 予測対象時期等 工事期間中のうち造成が行われる時期とする。	濁水による影響が最大なる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、水質に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果と、浮遊物質量に関する環境基準との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と水質の環境基準との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-16 調査地点の選定理由（水質）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
水質	WP1	下流側水路 1	対象事業実施区域からの排水が排出される可能性のある水路を代表する地点。
	WP2	下流側水路 2	対象事業実施区域からの排水が排出される可能性のある水路を代表する地点。
	WP3	合流後水路	対象事業実施区域周辺を流れる水路の合流後を代表する地点。
土質	WS1	対象事業実施区域	対象事業実施区域内の地点。

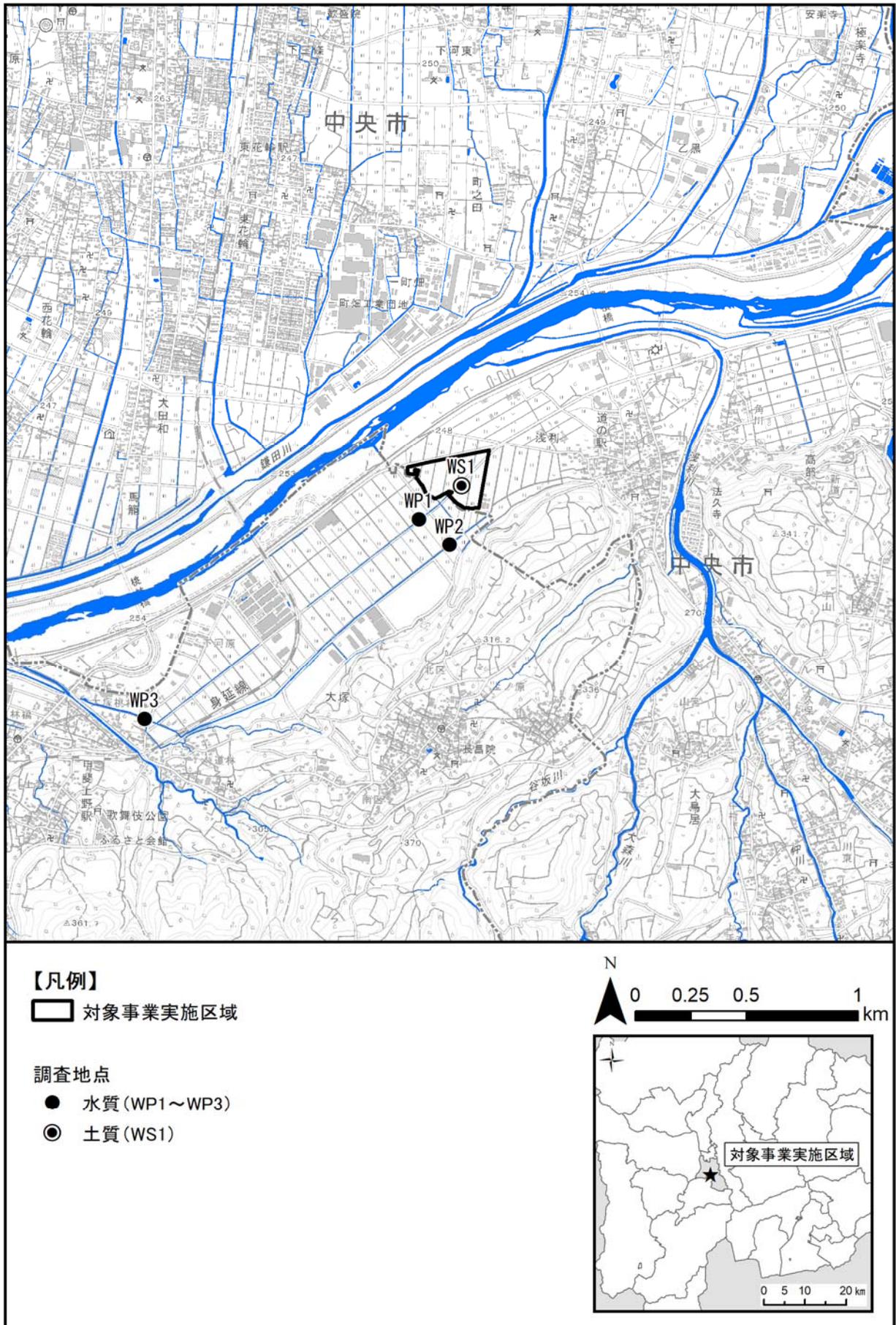


図 5.1-4 調査地点（水質）

5.1.7 水 象

(1) 施設の存在による表流水への影響

施設の存在による表流水への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-17(1)～(2)に示す。

表 5.1-17(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による表流水への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水象	表流水	施設の存在	1 調査すべき情報 (1)河川、農業用水路等の水象 流域、流量等の状況 (2)降水量の状況	水象の状況のほか、水象に影響を及ぼす降水量の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)河川、農業用水路等の水象 【文献その他の資料調査】 地形図等の情報を収集・整理・解析する。 【現地調査】 河川水質の現地調査時における流量を整理する。 (2)降水量の状況 【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。	表流水の状況を適切に把握できる手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在が水象に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			4 調査地点 (1)河川、農業用水路等の水象 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 河川水質の現地調査地点と同じ地点とする。 (2)降水量の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府気象観測所とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の河川等とし、施設からの排水の流入が想定される水路・河川を対象に設定した。
			5 調査期間等 (1)河川、農業用水路等の水象 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 河川水質の現地調査と同じとする（春季・夏季・秋季・冬季の各1回、及び調査期間中の降雨時2回の計6回） (2)降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。	年間を通じた水象の状況を適切に把握できる時期とした。

表 5.1-17(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による表流水への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水象	表流水	施設の存在	6 予測の基本的な手法 周辺の集水面積、計画施設の環境保全対策を踏まえた定性的な予測とする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在が水象に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の河川等とし、施設からの排水の流入が想定される水路・河川を対象に設定した。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、表流水の水象に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

(2) 施設の稼働による地下水位への影響

施設の稼働による地下水位への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-18(1)～(2)に示す。

表 5.1-18(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による地下水位への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水象	地下水位	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 地下水の水象の状況 (2) 地形・地質の状況 (3) 降水量の状況	地下水の水象の状況のほか、水象に影響を及ぼす地形・地質及び降水量の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 地下水の水象の状況 【文献その他の資料調査】 既存のボーリング調査結果のほか、調査地域における地下水位に関する情報を収集・整理・解析する。 【現地調査】 観測井戸において、水位計及び自記式水位計を用いて地下水位を計測する方法とする。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 地形図等の資料を収集・整理・解析する。 (3) 降水量の状況 【文献その他の資料調査】 気象観測所の情報を収集・整理・解析する。	地下水位等の状況を適切に把握できる手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在が地下水位に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			4 調査地点 (1) 地下水の水象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内の観測孔 1 地点 (WS1)、及びその周辺 2 地点 (WS2～WS3) の計 3 地点とする (図 5.1-5 参照)。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域およびその周辺とする。 (3) 降水量の状況 【文献その他の資料調査】 最寄りの気象観測所である甲府気象観測所とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 地下水の水象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 対象事業実施区域内は 1 年間の連続測定とする。 また、周辺 2 地点は月 1 回の 12 回観測とする。 (2) 地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3) 降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。	年間を通じた地下水位の状況を適切に把握できる時期とした。

表 5.1-18(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による地下水位への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
水象	地下水位	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 調査結果、対象事業実施区域周辺における地下水取水量、事業計画及び環境保全対策を踏まえた定性的予測とする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在が地下水位に影響を及ぼすおそれのある地域とした。
			8 予測地点 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、地下水位に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

表 5.1-19 調査地点の選定理由（地下水位）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
地下水位	WS1	対象事業実施区域	対象事業実施区域を代表する地点。
	WS2	対象事業実施区域東側	対象事業実施区域東側地域を代表する地点。
	WS3	対象事業実施区域南西側	対象事業実施区域南西側地域を代表する地点。

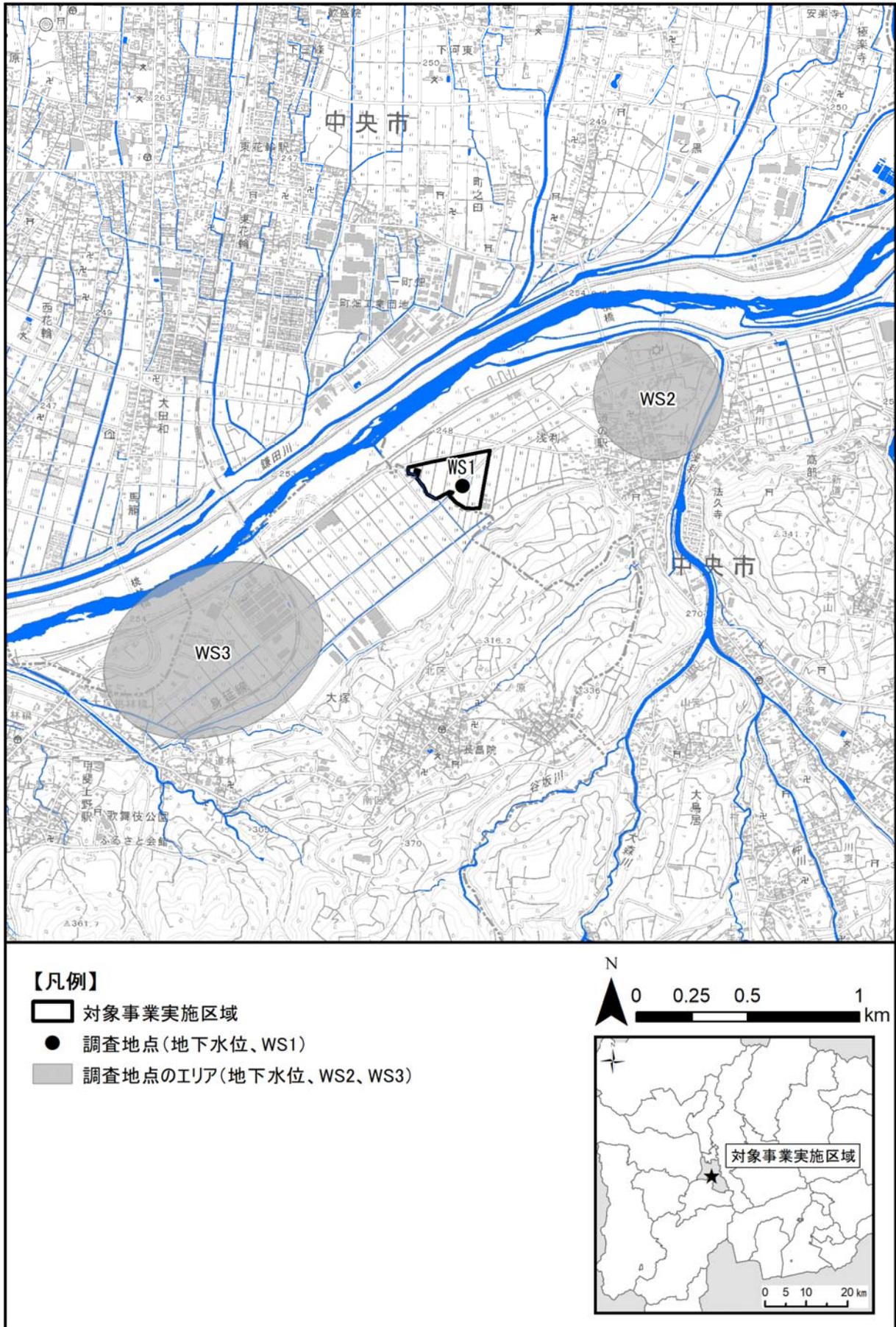


図 5.1-5 調査地点 (地下水位)

5.1.8 地盤沈下

(1) 施設の稼働による地盤沈下への影響

施設の稼働による地盤沈下への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-20(1)～(2)に示す。

表 5.1-20(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による地盤沈下への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
地盤沈下	地盤沈下	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1)地盤沈下の状況 (2)地形・地質の状況 (3)地下水の状況	地盤沈下の状況のほか、地盤沈下に影響を及ぼす地形・地質の状況、及び関連する項目として地下水の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 甲府盆地における地盤沈下情報を収集・整理・解析する方法。 (2)地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 地形図等の情報を収集・整理・解析する方法 (3)地下水の状況 【現地調査】 地下水の水象に関する現地調査結果を整理する。	地盤沈下の状況等を適切に把握できる手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働により地盤沈下に影響が生じるおそれがある地域とした
			4 調査地点 (1)地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 甲府盆地とする。 (2)地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (3)地下水の状況 【現地調査】 地下水の水象に関する現地調査地点とする。	調査地域における地盤沈下の状況が把握できる地点とした。
			5 調査期間等 (1)地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2)地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3)地下水の状況 【現地調査】 地下水の水象に関する現地調査地点とする。	調査地域における地盤沈下の状況を適切に把握できる期間とした。

表 5.1-20(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による地盤沈下への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
地盤沈下	地盤沈下	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 地下水位の調査結果を踏まえた定性的な予測とする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働により地盤沈下に影響が生じるおそれがある地域とした。
			8 予測地点 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における地盤沈下の状況が把握できる地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、地盤沈下に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

5.1.9 土壌汚染

(1) 施設の稼働による土壌汚染への影響

施設の稼働による土壌汚染への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-21(1)～(2)に示す。

表 5.1-21(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による土壌汚染への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
土壌汚染	ダイオキシン類	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 (2) 土壌汚染の状況（ダイオキシン類）	土壌汚染の状況及びそれに影響する過去の土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 過去の地形図及び航空写真等を確認する方法とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 調査は以下に示す方法による ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。） ・土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）	土壌汚染対策法ガイドライン(改訂第 3 版)等)に示される一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の稼働により土壌汚染への影響が生じる恐れのある地域とした。
			4 調査地点 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の 1 地点及びその周辺 4 地点（E1～E5）とする（図 5.1-6 参照）。なお、調査地点の選定理由を表 5.1-22 に示す。	調査地域における土壌汚染の状況を適切に把握できる地点として、対象事業実施区域及びその周辺の住宅地を代表する地点とした。対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			5 調査期間等 (1) 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 土壌汚染の状況 【現地調査】 調査期間中の 1 回とする。	土壌汚染の状況が適切に把握出来る時期とした。

表 5.1-21(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による土壤汚染への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
土壤汚染	ダイオキシン類	施設の稼働	6 予測の基本的な手法 大気汚染の予測結果を踏まえた定性的予測とする。 複数案としては、煙突の高さとする。	定量的な予測が困難であることから定性的な予測とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の稼働により土壤汚染への影響が生じる恐れのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地域における土壤汚染の状況を適切に把握できる地点として対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となった時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、土壤汚染に対する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価とした。

表 5.1-22 調査地点の選定理由（土壤）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
土壤 (ダイオキシン類)	E1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点。
	E2	北側住宅地	対象事業実施区域から北方向に約 1.4km、北側の住宅地を代表する地点。
	E3	東側住宅地	対象事業実施区域から東方向に約 1.2km、東側の住宅地を代表する地点。
	E4	南側住宅地	対象事業実施区域から南方向に約 0.9km、南側の住宅地を代表する地点。
	E5	西側住宅地	対象事業実施区域から西方向に約 1.4km、南側の住宅地を代表する地点。

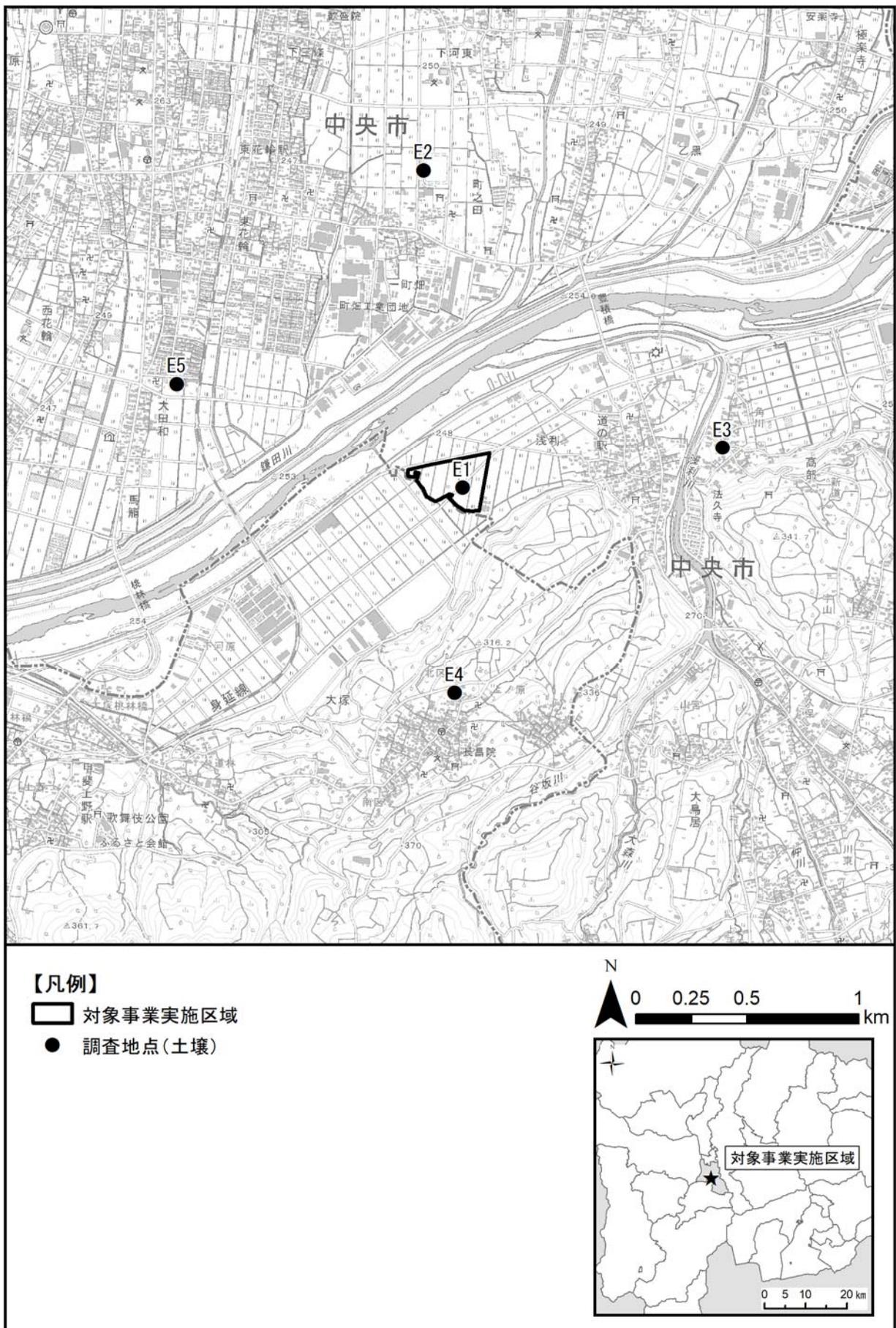


図 5.1-6 調査地点 (土壌)

5.1.10 日照阻害

(1) 施設の存在による日照阻害

施設の存在による日照阻害の調査、予測及び評価の手法を表 5.1-23(1)～(2)に示す。

表 5.1-23(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による日照阻害）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
日照 阻害	日照 阻害	施設 の 存在	1 調査すべき情報 (1) 地形、工作物の状況 (2) 日影の状況	日影の状況のほか、日陰の形成に影響する地形・工作物の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 地形、工作物の状況 【文献その他の資料調査】 地形図等の資料を収集・整理・解析する方法。 (2) 日影の状況 【現地調査】 写真撮影による方法。	対象事業実施区域における地形と日陰の状況を把握できる手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在による日照阻害が環境に影響を及ぼすと予想される地域
			4 調査地点 (1) 地形、工作物の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2) 日影の状況 【現地調査】 対象事業実施区域の北側敷地境界付近の1地点(SP1)とする(図5.1-7参照)。	施設による影の影響が大きいと考えられる地点とした。
			5 調査期間等 (1) 地形、工作物の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 日影の状況 【現地調査】 冬至日に近い晴天日の1日(1回)	対象事業実施区域における地形と日照の状況を適切に把握できる時期とした。

表 5.1-23(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による日照阻害）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
日照阻害	日照阻害	施設の存在	6 予測の基本的な手法 日影図及び天空図を作成する方法とする。 複数案は建物の配置及び構造とする。	日照阻害の影響を予測する一般的な手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在による日照阻害が環境に影響を及ぼすと予想される地域
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	施設による影の影響を受ける北側の1地点とした。
			9 予測対象時期等 対象事業に関する施設建物が建設された時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測の結果に基づき、日照阻害に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 予測地点における予測結果と、建築基準法に基づく日影に関する規制との整合性が図られているかどうかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と建築基準法に基づく規制との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.1-24 調査地点の選定理由（日照）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
日照	SP1	対象事業実施区域北側	対象事業実施区域の北側敷地境界に近接し、日陰の影響が最大になると考えられる地点。

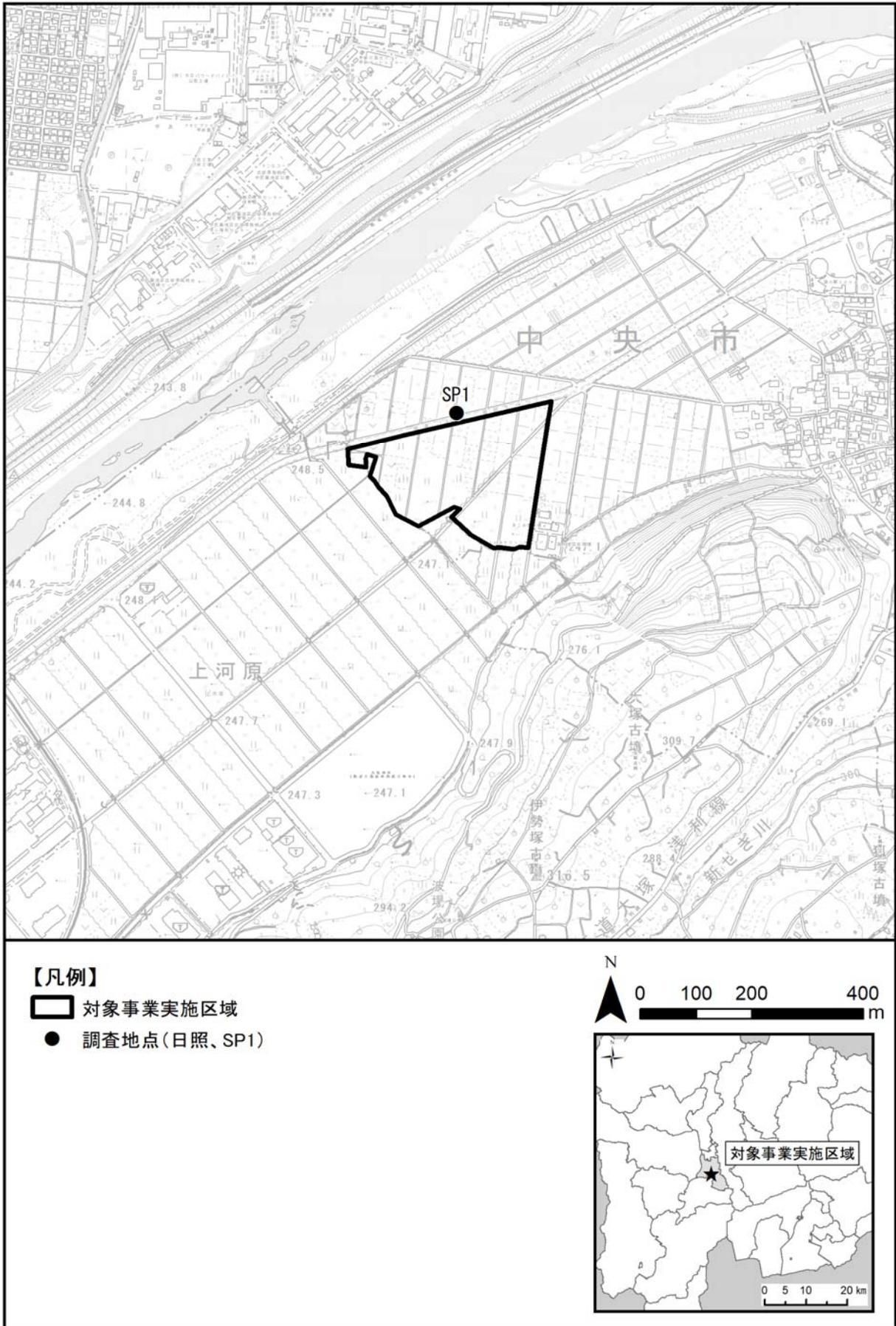


图 5.1-7 調査地点（日照）

5.2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

5.2.1 植物・動物

(1) 陸上植物への影響

(工事中：造成等の施工による陸上植物への影響、存在・供用時：施設の存在)

陸上植物への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.2-1 (1)～(2)に示す。

表 5.2-1 (1) 調査、予測及び評価の手法（陸上植物への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・ 動物	陸上 植物	工事中…造成等の 施工による一時的な影響 存在・供用時…施設の存在	1 調査すべき情報 (1)植物相 種子植物、シダ植物、その他の植物 (2)植生の状況 現存植生、群落構造、潜在自然植生 (3)保全すべき植物種、植物群落の生育状況	現況の植物相及び植生の生育の状況及び生育環境の現状を把握するため。
			2 調査の基本的な手法 (1)植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、当該地域に生育する可能性のある植物相及び植生の状況を把握する。 【現地調査】 表 5.2-2 に示す方法により、現地の植物相の状況を調査する。 (2)重要な種及び重要な群落の分布・生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、重要な種及び重要な植物群落の分布・生育の状況及び生育環境の状況を把握する。 【現地調査】 現地調査により得られた重要な種及び重要な群落の保全すべき理由・分布状況及び生育環境を整理する。	「道路環境影響評価の技術手法」「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「自然環境アセスメント技術マニュアル」「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」等に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。なお、調査範囲は対象事業実施区域及びその周辺 200m とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」を参照し、設定した。
			4 調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 調査範囲は図 5.2-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺 200m とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」を参照し、設定した。
			5 調査期間等 (1)植物相 【文献その他の資料調査】 可能な限り最新の資料とする。 【現地調査】 調査期間は、地域特性を踏まえて表 5.2-2 に示す期間とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」等に記載されている一般的な時期とした。 植生については植生が発達する時期とした。

表 5.2-1(2) 調査、予測及び評価の手法（陸上植物への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・動物	陸上植物	存在・供用時・造成等の施工による一時的な影響、	6 予測の基本的な手法 保全すべき植物種、植物群落について、生育確認地点及び既存資料調査結果から把握される生育環境と、事業計画との重ね合わせにより、事業による改変の程度を定量的に把握することにより行う。	影響の程度や内容に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するため、この手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	植物の生育・生育環境に影響が及ぶおそれのある地域
			8 予測地点 「3 調査地域」と同じ地域とする。	植物の生育・生育環境に影響が及ぶおそれのある地域
			9 予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響 工事期間中における植物の生育環境への影響が最大となる時期とする。 (2)施設の存在 施設の稼働開始後、植物の生育環境が安定する時期とする	重要な種及び重要な群落に及ぶ影響を的確に予測できる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、重要な種及び重要な群落に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

表 5.2-2 調査内容及び調査期間等（陸上植物）

調査項目	調査内容	調査期間等
植物相	調査地域の範囲を対象に、樹林、草地等の多様な環境を網羅するように設定した調査ルートを踏査する。新たな環境が確認された場合は、随時補足的に踏査する。 踏査により確認された植物種（シダ植物及び種子植物等）と生育状況等を調査票に記録する。 現地での同定を基本とするが、困難な場合は一部を標本として持ち帰り同定を行う。なお、保全すべき植物種の可能性がある場合は写真撮影に留める。	春季、初夏、夏季、秋季の各1回(計4回)
植生	ブラウーン-ブランケの植物社会学的手法により実施する。 植生図の作成は、文献その他の資料、空中写真等を用いて予め作成した植生判読素図をもとに、現地調査により補完し作成する。 現地調査は、植生判読素図をもとに設定した各植物群落を代表する地点において、植物社会学的手法により、コドラート内に生育する植物の被度・群度を記録することにより行う。コドラートの調査地点は分布面積等を考慮し、各植生凡例に1~5地点程度設定する。	夏季、秋季の各1回(計2回)

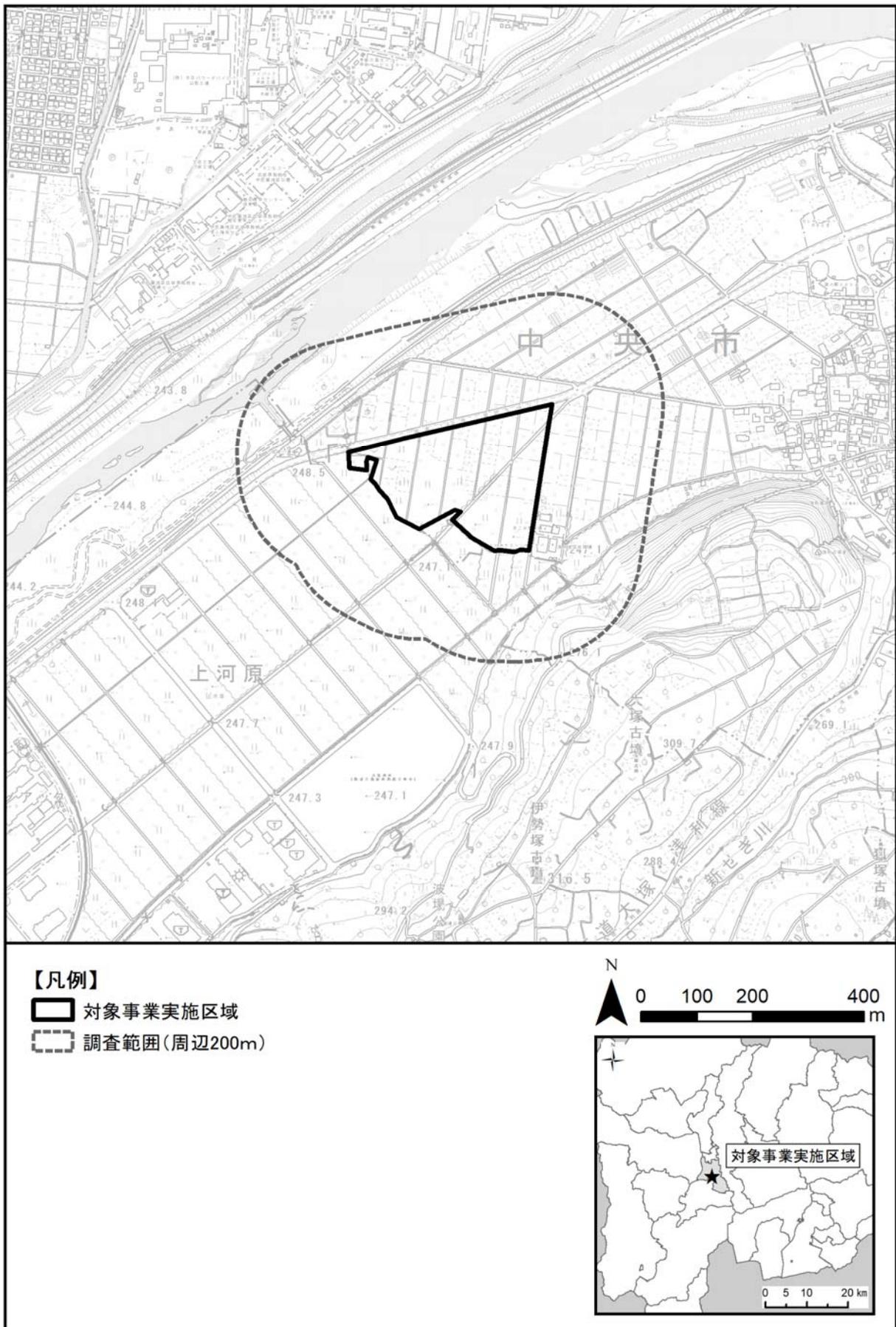


图 5.2-1 現地調査範囲（陸上植物）

(2) 陸上動物への影響

(工事中：造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行、
存在・供用時：施設が存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行)

陸上動物への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5. 2-3 (1)～(2)に示す。

表 5. 2-3 (1) 調査、予測及び評価の手法（陸上動物への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・動物	陸上動物	存在・供用時・造成等の施工による一時的な影響／建設機械の稼働／廃棄物運搬車両の走行	1 調査すべき情報 (1) 哺乳類、鳥類（一般鳥類）、猛禽類、両生類・爬虫類、昆虫類、陸産貝類に関する動物相の状況 (2) 保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況	現況の陸上動物の生息の状況及び生息環境の現状を把握するため。
			2 調査の基本的な手法 (1) 動物相の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、当該地域に生息する可能性のある動物相の状況を把握する。 【現地調査】 表 5. 2-4 (1)～(2)に示す方法により、現地の動物相の状況を調査する。 (2) 保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況を把握する。 【現地調査】 動物相の状況の現地調査において確認された種から保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況を整理する。	「道路環境影響評価の技術手法」、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「自然環境アセスメント技術マニュアル」「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」等に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 ・対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲 ・猛禽類は対象事業実施区域及びその周辺 1km の範囲とし、確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大を検討する。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「猛禽類保護の進め方（改定版）」を参照し、設定した。
			4 調査地点 (1) 動物相 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 調査地点は、調査地域の地形・植生等の環境を考慮し、図 5. 2-2～図 5. 2-5 に示す地点とした。なお、調査地点の選定理由は表 5. 2-5～表 5. 2-8 に示すとおりである。 (2) 保全すべき動物の分布・生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 動物相と同じとする。 【現地調査】 動物相と同じとする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「改訂版猛禽類保護の進め方」を参照し、設定した。 動物相を把握するため、調査地域の環境を網羅できる地点又はルートとした。

表 5.2-3(2) 調査、予測及び評価の手法（陸上動物への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・動物	陸上動物	存在・供用時・造成等の施工による一時的な影響／施設の稼働／廃棄物運搬車両の走行	5 調査期間等 (1)動物相 【文献その他の資料調査】 可能な限り最新の資料とする。 【現地調査】 調査期間は、地域特性並びに調査対象の特性を踏まえて、表 5.2-4(1)～(2)に示す期間とした。	期間については、事業特性や地域特性並びに各分類群の生態的特性を踏まえて、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」等に記載されている一般的な時期とした。
			6 予測の基本的な手法 保全すべき動物について、事業による分布・個体数及び生息環境等の変化を、文献その他資料による類似事例等の引用又は解析により推定し、影響を予測する。	影響の程度や内容に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を確定するため、この手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	動物の生息・生息環境に影響が及ぶおそれのある地域
			8 予測地点 「4 調査地域」と同じ地域とする。	動物の生息・生息環境に影響が及ぶおそれのある地域
			9 予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行 工事期間中における動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2)施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行 計画施設の稼働開始後、動物の生息環境が安定する時期とする。	動物に及ぶ影響を的確に予測できる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

表 5.2-4(1) 陸上動物の現地調査手法（陸上動物への影響）

調査対象	調査手法	調査内容	調査時期・回数
哺乳類	任意観察法 フィールドサイン法	調査範囲を踏査し、目撃及び死体等を確認した場合は、その種名、位置、個体数を記録する。また、生息個体の足跡、糞、食痕等の痕跡（フィールドサイン）を確認し、その位置を記録する。なお、保全すべき動物が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。	春季、夏季、 秋季、冬季 の各1回（計4回）
	自動撮影調査	けもの道として利用しそうな環境にセンサーカメラを設置し、けもの道を利用する動物を確認する。なお、センサーカメラは1晩設置する。	
	トラップ調査	調査地点にシャーマントラップ、必要に応じてかご罠、モルトラップを設置し、ネズミ類等の小型哺乳類を捕獲する。捕獲した種については、種の判定根拠となるよう、種名、性別、体長、個体数等を記録する。なお、シャーマントラップは1地点当たり20個を1晩設置する。	
	コウモリ類調査 (バットディテクター)	夜間に調査範囲内を踏査し、バットディテクターを用いてコウモリ類の生息状況を確認する。	
鳥類 (一般鳥類)	任意観察法 夜間調査法	調査範囲を任意に踏査し、出現した種名を記録する。保全すべき動物が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。また、夜間には夜行性の鳥類を鳴き声により把握する。	春季、繁殖期、 夏季、秋季、 冬季の各1回 (計5回)
	ラインセンス法	調査範囲内のルートを踏査し、出現した種名や個体数等を記録する。調査時間は早朝から午前中にかけて実施する。	
	定点観察法	設定したポイントにおいて、30分間の観察を実施し、周囲半径50m内に出現する鳥類を直接観察、鳴き声等により確認し、種名、個体数、確認位置、飛翔高度等を記録する。	
猛禽類	定点調査 (営巣場所調査)	調査範囲の希少猛禽類の生息状況等を記録する。調査地点は猛禽類を効率よく発見・観察できるように、視野の広い地点や対象事業実施区域周辺の観察に適した地点を選択して配置し、確認状況に応じて地点の移動や新規追加、別途追加調査等を実施する。調査対象の確認時には観察時刻、飛翔経路、個体の特徴、重要な指標行動等（ディスプレイ、繁殖行動、防衛行動、捕食・探餌行動、幼鳥の確認、とまり等）を記録する。	2月～7月の各月2回を 2繁殖期（計24回） ※林内踏査は、必要に応じて、適宜実施する。
	林内踏査 (営巣木・繁殖状況)	定点調査等で繁殖が想定された箇所が確認された場合は林内踏査を実施し、営巣の有無及び営巣環境等を把握する。また、営巣が確認された場合は、調査圧に留意した短時間の観察やビデオ撮影等を実施し、繁殖状況を把握する。	

表 5.2-4(2) 陸上動物の現地調査手法（陸上動物への影響）

調査対象	調査手法	調査内容	調査時期・回数
両生類・爬虫類	直接観察法 任意採集法	調査範囲を踏査し、両生類・爬虫類の鳴き声、卵塊、死骸等の確認により、出現種を記録する直接観察や、たも網等を用いた任意採集を行う。保全すべき動物が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。	早春季、春季、夏季、秋季の各1回 (計4回)
昆虫類	直接観察法 任意採集法	調査範囲を踏査し、直接観察するほか、スウィーピング法、ビーティング法等の方法により採集を行う。保全すべき動物が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。採集された昆虫類は基本的に室内で同定する。	春季、初夏、夏季、秋季の各1回(計4回)
	ベイトトラップ法	調査地点において、誘引物をプラスチックコップ等に入れ、口が地表面と同じになるように1地点あたり20個埋設し、1晩の設置とする。地表徘徊性の昆虫類を捕獲する。採集された昆虫類は室内で同定する。	
	ライトトラップ法	調査地点において、ブラックライトを用いた捕虫箱(ボックス法)を設置し、夜行性の昆虫を誘引し、採集する。捕虫箱は1箇所あたり1台、夕方から日没時にかけて設置し、1晩の設置とする。採集された昆虫類は室内で同定する。	
陸産貝類	任意採集法	調査範囲を踏査し、直接観察するほか見つけ採り等により採集する。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合は、その個体数、確認位置、生息環境等を記録する。採集された陸産貝類は基本的に室内で同定する。	春季、初夏、夏季・秋季の各1回(計4回)

表 5.2-5 調査地点の選定理由（哺乳類）

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
トラップ調査 自動撮影調査	MC1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、代表的な環境として耕作地植生から2地点、河辺植生から1地点、スギ・ヒノキ植林から1地点、落葉広葉樹林から1地点を設定した。
	MC2	河川草地 (オギ・ヨシ・高茎草本)	
	MC3	水田・放棄水田	
	MC4	スギ・ヒノキ植林	
	MC5	落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ等)	

表 5.2-6 調査地点の選定理由（鳥類（一般鳥類））

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
ラインセンサス法	R1	水田、放棄水田、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、河川草地	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、鳥類の状況を適切に把握できるルートとした。
定点観察法	P1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境や眺望の状況を踏まえ、代表的な環境として水田・放棄水田の1地点、河川草地の1地点を設定した。
	P2	河川草地	

表 5.2-7 調査地点の選定理由（猛禽類）

調査方法	調査地点	選定理由
定点調査	St. 1	対象事業実施区域の北東に位置し、調査範囲を見わたる定点として設定した。 調査範囲内の環境は主に農耕地であり、南部の丘陵地においても果樹園や畑地が広がる。調査範囲内に営巣環境に適した樹林環境が存在しないと考えられるため、対象事業実施区域周辺の出現状況を確認するため、1 定点を設定した。なお、猛禽類の確認状況によっては、地点数の追加を検討する。

表 5.2-8 調査地点の選定理由（昆虫類）

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
ライトトラップ ベイトトラップ	LB1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、代表的な環境として水田・放棄水田から 2 地点、河川草地生から 1 地点、スギ・ヒノキ植林から 1 地点、落葉広葉樹林から 1 地点を設定した。
	LB2	河川草地 (オギ・ヨシ・高茎草本)	
	LB3	水田・放棄水田	
	LB4	スギ・ヒノキ植林	
	LB5	落葉広葉樹林 (クヌギ・コナラ等)	

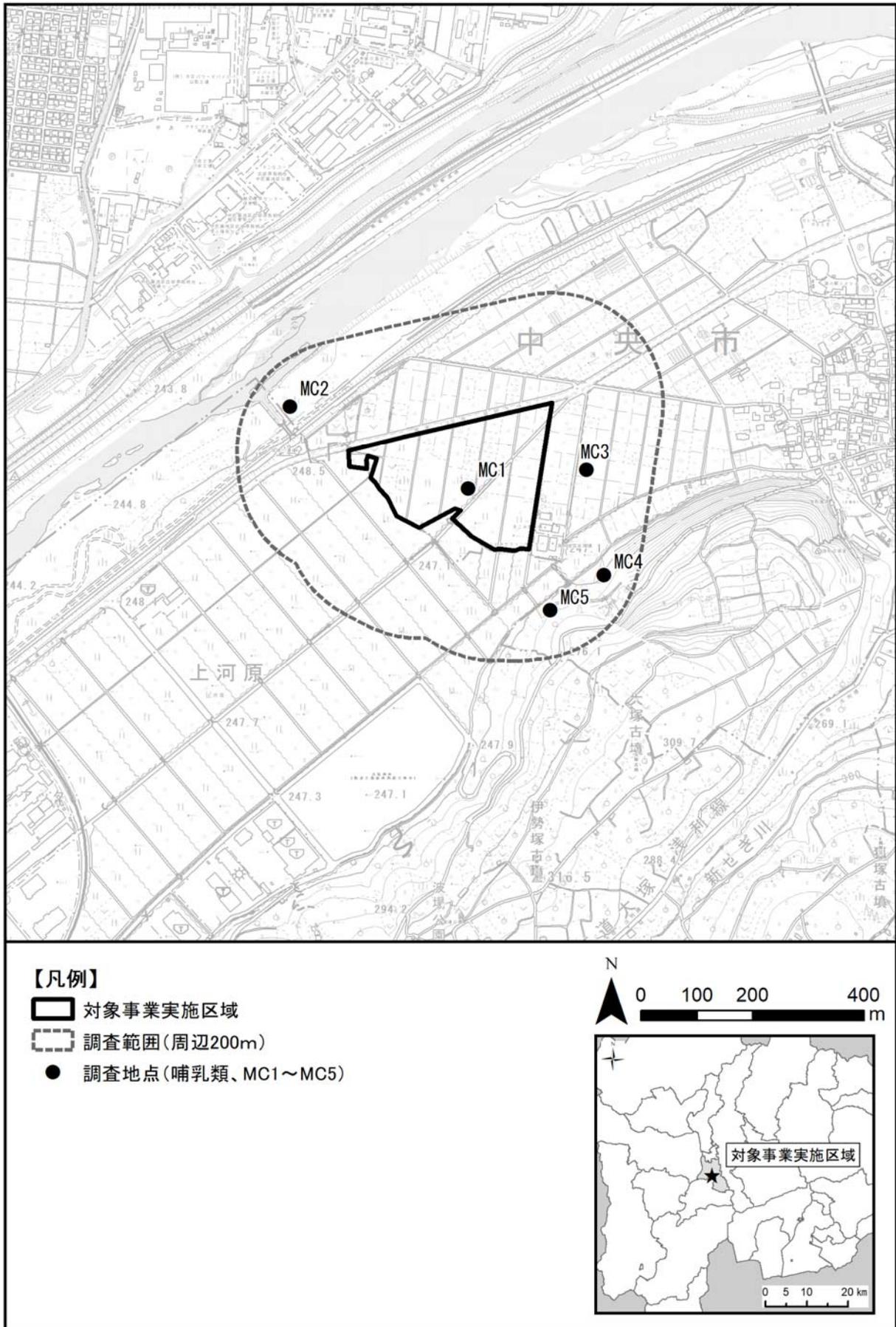


図 5.2-2 現地調査の範囲及び地点（哺乳類）

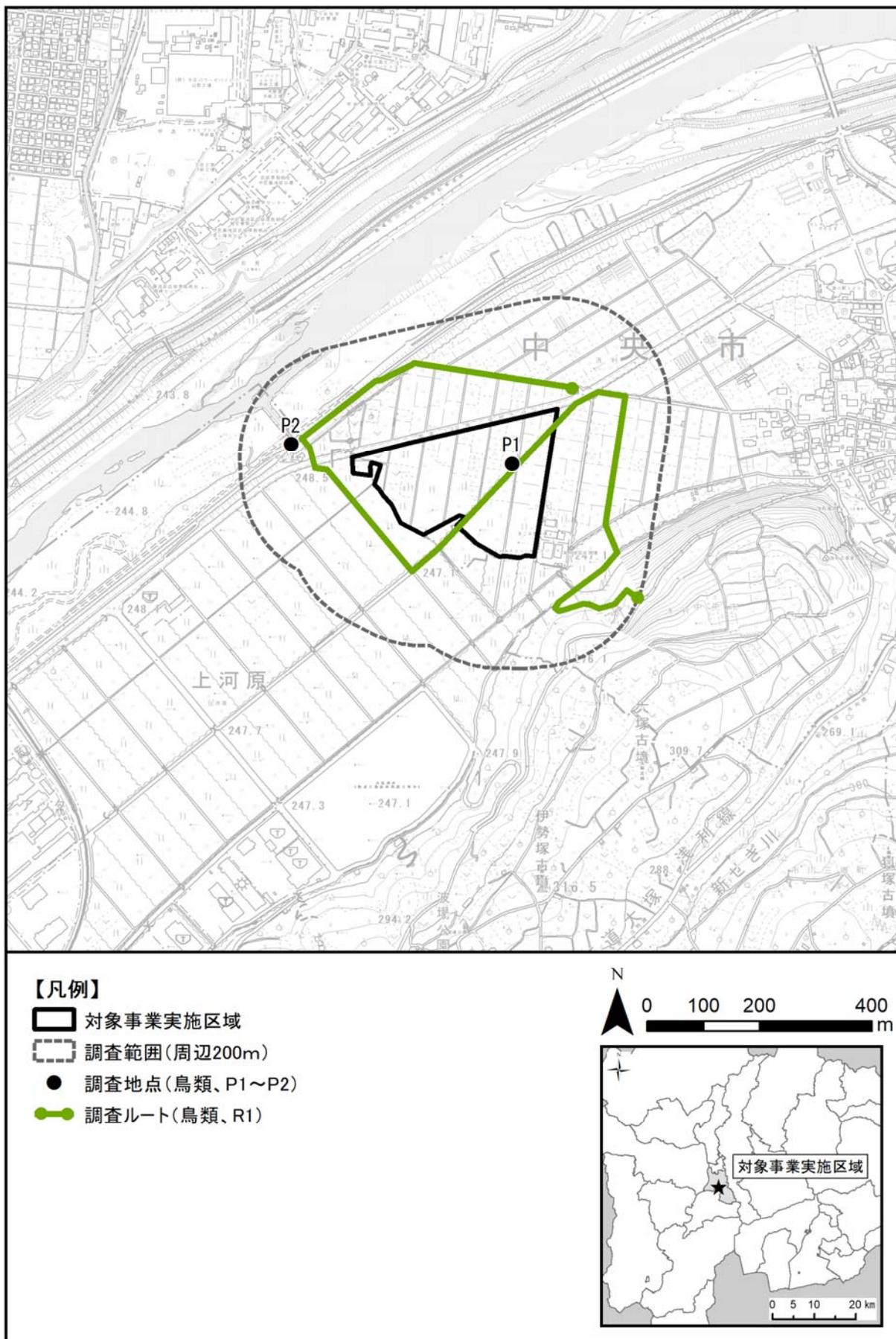


図 5.2-3 現地調査の範囲及び地点（鳥類）

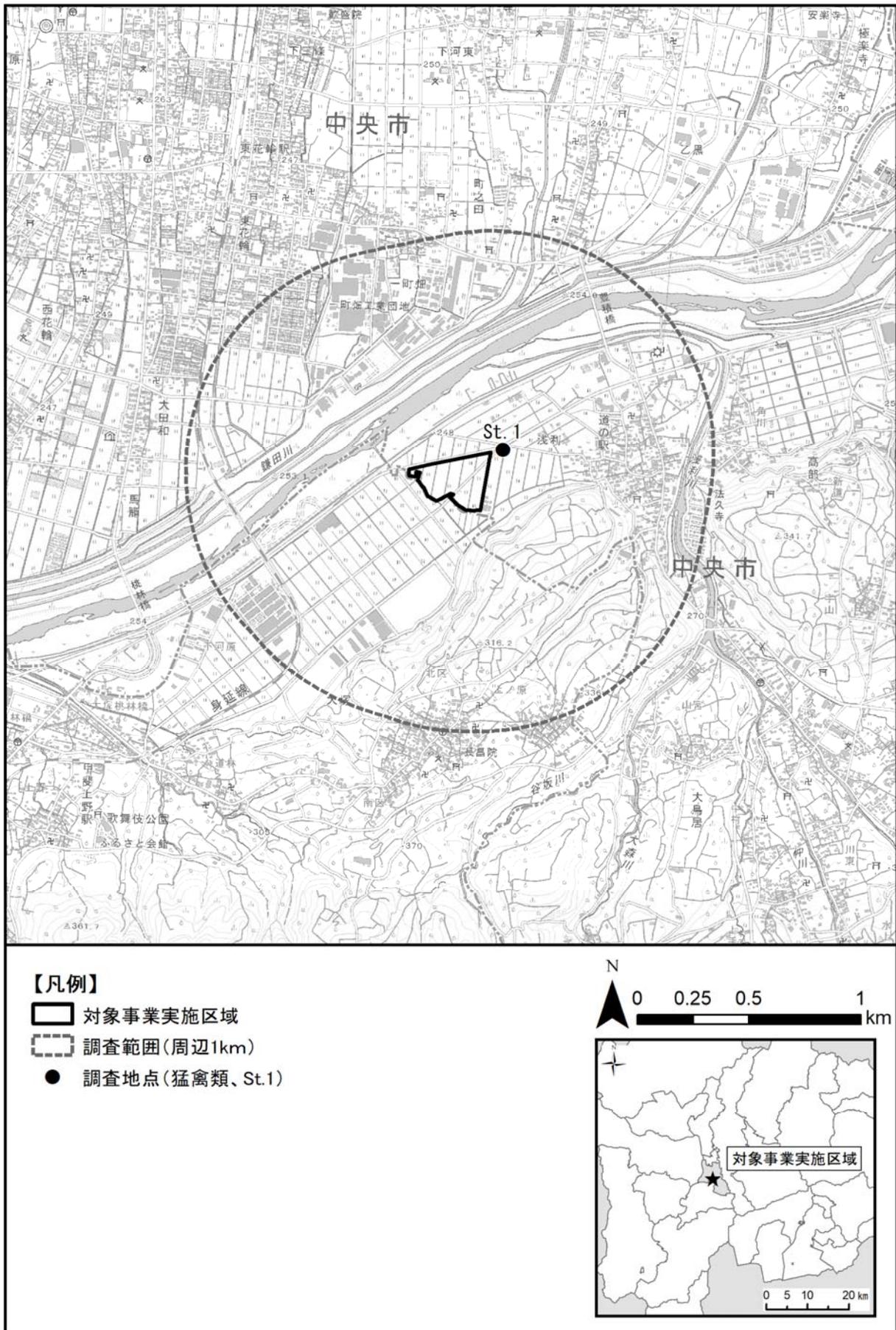


図 5.2-4 現地調査の範囲及び地点（猛禽類）

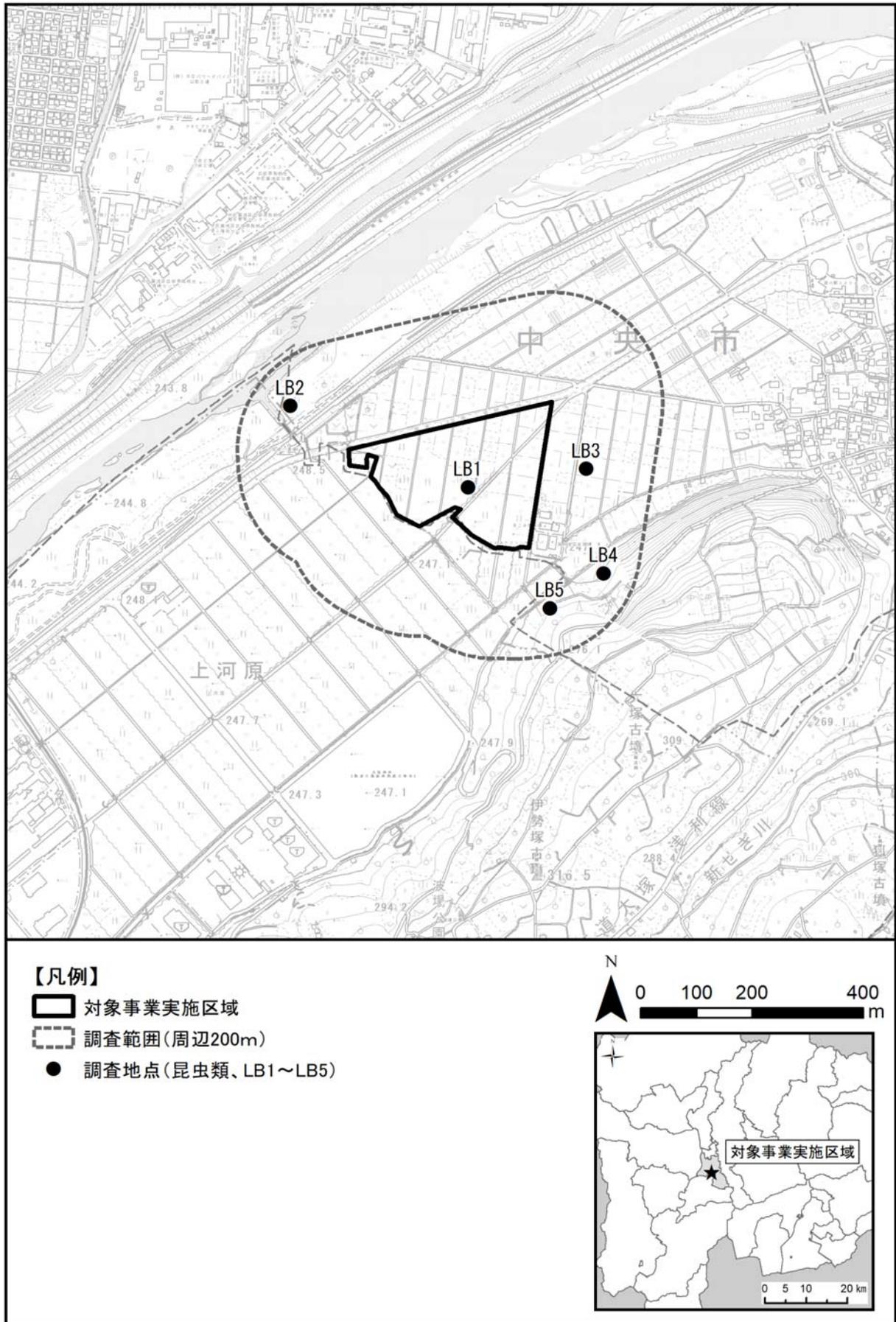


図 5.2-5 現地調査の範囲及び地点（昆虫類）

(3) 造成等の施工による水生生物への影響

(工事中：造成等の施工による一時的な影響、存在・供用時：施設の稼働)

造成等の施工による水生生物への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.2-9(1)～(2)に示す。

表 5.2-9(1) 調査、予測及び評価の手法（水生生物への影響）

項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価項目の区分				
植物・動物	水生生物	工事中…造成等の施工による一時的な影響、存在・供用時…施設の存在	1 調査すべき情報 (1)魚類、底生生物（水生昆虫を含む）、淡水産貝類、水生植物に関する水生生物相の状況 (2)保全すべき水生生物の分布・生息の状況及び生息環境の状況	現況の水生生物の生育・生息の状況及び生息環境の現状を把握するため。
			2 調査の基本的な手法 (1)水生生物相の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、当該地域に生息する可能性のある動物相の状況を把握する。 【現地調査】 表 5.2-10 に示す方法により、現地の水生生物相の状況を調査する。 (2)保全すべき水生生物の分布・生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行い、保全すべき水生生物の分布・生息の状況及び生息環境の状況を把握する。 【現地調査】 水生生物相の状況の現地調査において確認された種から保全すべき水生生物の分布・生息の状況及び生息環境の状況を整理する。	「道路環境影響評価の技術手法」「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「自然環境アセスメント技術マニュアル」「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」等に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 なお、調査範囲は、対象事業実施区域及びその周囲 200m の範囲を基本とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」を参照し、設定した。
			4 調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 調査地点は、調査地域の水路の等の環境を考慮し、図 5.2-6 に示す地点とした。なお、調査地点の選定理由は表 5.2-11 に示すとおりである。	調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の水域等とし、敷地からの排水の流入が想定される水路を対象に設定した。
			5 調査期間等 【文献その他の資料調査】 可能な限り最新の資料とする。 【現地調査】 調査期間は、地域特性並びに調査対象の特性を踏まえて、表 5.2-10 に示す期間とする。	期間については、事業特性や地域特性並びに各分類群の生態的特性を踏まえて、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」等に記載されている一般的な時期とした。

表 5.2-9(2) 調査、予測及び評価の手法（水生生物への影響）

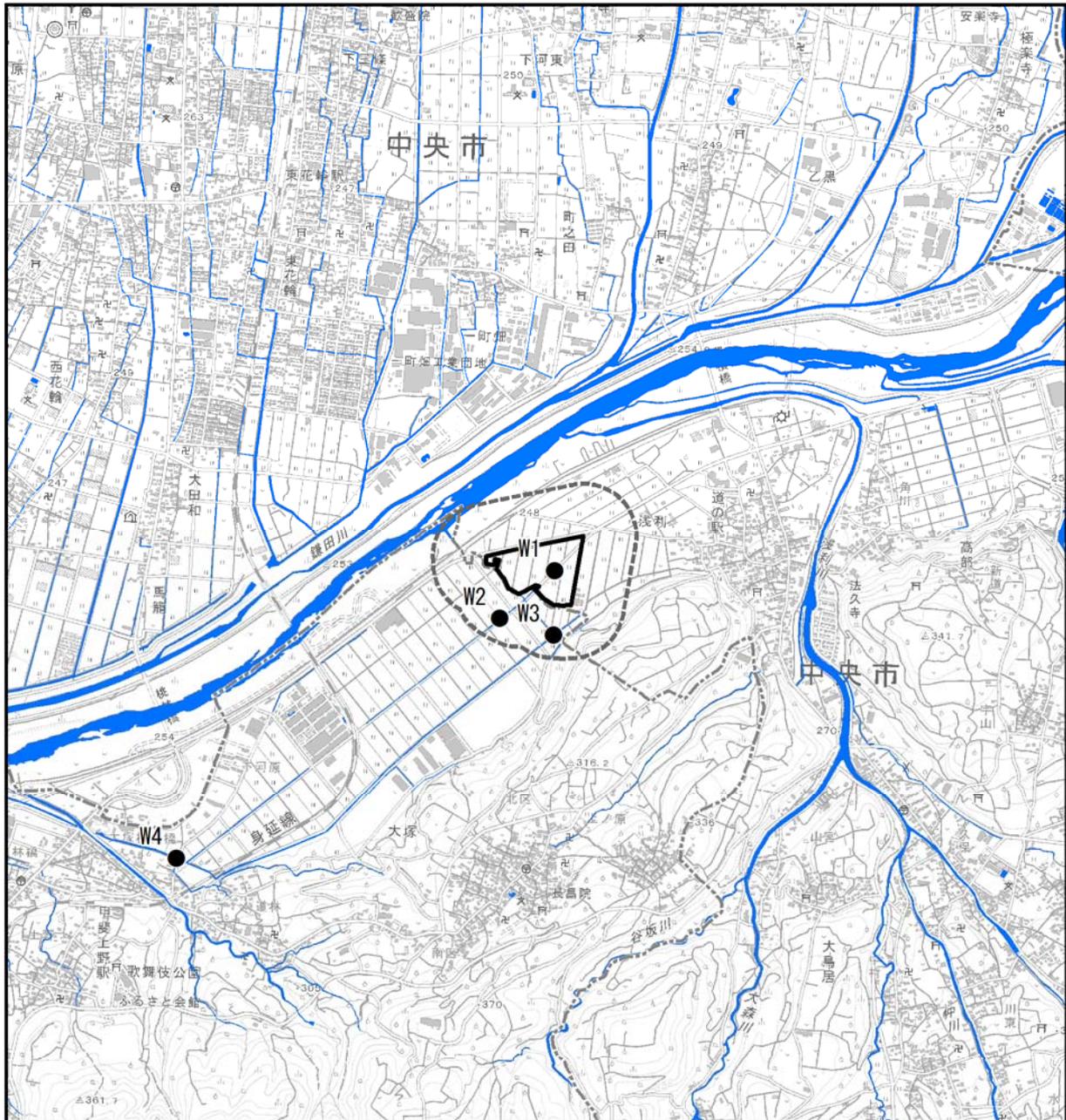
項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
植物・動物	水生生物	存在・供用時・造成等の施工による一時的な影響、	6 予測の基本的な手法 保全すべき水生生物について、事業による分布・個体数及び生息環境等の変化を、文献その他資料による類似事例等の引用又は解析により推定し、影響を予測する。	影響の程度や種類に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を確定するため、この手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	水生生物に影響が及びおそれのある地域
			8 予測地点 「3 調査地域」と同じ地域とする。	水生生物に影響が及びおそれのある地域
			9 予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響 工事期間中における動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2)施設の稼働 計画施設の稼働開始後、動物の生息環境が安定する時期とする。	水生生物に及ぶ影響を的確に予測できる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

表 5.2-10 水生生物の現地調査手法（水生生物への影響）

調査対象	調査手法	調査内容	調査時期・回数
水生植物	任意観察法	調査範囲の水域を踏査し、水草等の水生植物を目視により確認する。	春季、初夏、夏季、秋季の各1回（計4回） ※農繁期の通水状況や水生植物の生態を考慮し設定する。
付着藻類	コドラート法	各調査地点において河床の礫等に5cm×5cmの方形枠（コドラート）をあて、枠内の付着物を全量こすり落とし、水道水でバットの中に移し試料とする。河床の礫等は調査地点あたり4個とする	春季、夏季の各1回（計2回） ※農繁期の通水状況や高温期、低温期を考慮し設定する。
魚類	任意採集法	各調査地点において、たも網（目合1mm、口径40cm）、セル瓶（長さ250mm、口径40mm）等による捕獲調査を実施する。 なお、調査範囲内の水域においても任意採集を行う。	春季、夏季、秋季の各1回（計3回） ※農繁期の通水状況を考慮し設定する。
底生生物 （水生昆虫、淡水産貝類を含む）	定量採集法	各調査地点の水路でサーバーネット（25cm×25cm 目合 0.493mm（NGG38））を用いて採集する。採集は4回行い、1サンプルとする。 定められた面積内の個体数、種類を採集することにより、地点間の定量的な比較を行うことができる。	春季、夏季、秋季の各1回（計3回） ※農繁期の通水状況を考慮し設定する。
	定性採集法	各調査地点の様々な環境において、Dフレームネットを用いた採集を行う。	

表 5.2-11 調査地点の選定理由（水生生物）

調査方法	調査地点	河川等	選定理由
コドラート法 任意採集法 定量採集法 定性採集法	W1	対象事業実施区域の中央を流れる水路	対象事業実施区域の改変区域からの排水が流入する可能性がある水路の水生生物の生息状況の確認を目的として設定した。
	W2	対象事業実施区域から下流側の水路	
	W3		
	W4	対象事業実施区域から下流側の水路で他集水域からの水が混合する水路	



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 調査範囲(周辺200m)
- 調査地点(水生生物、W1~W4)

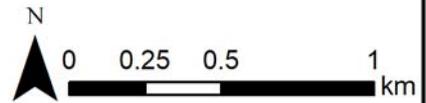


図 5.2-6 現地調査の範囲及び地点（水生生物）

5.2.2 生態系

(1) 地域を特徴づける生態系への影響

(工事中：造成等の施工による一時的な影響、存在・供用時：施設の存在)

地域を特徴づける生態系への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.2-12(1)～(2)に示す。

表 5.2-12(1) 調査、予測及び評価の手法（生態系への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中…造成等の施工による一時的な影響、存在・供用時…施設の存在	1 調査すべき情報 (1)動植物種その他の自然環境に係る概況 (2)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 ※既存資料調査結果及び現地調査をもとに、当該地域の生態系を予測・評価するうえで適していると考えられる種として注目種を選定する。	上位性及び典型性注目等の現状を把握するため。
			2 調査の基本的な手法 (1)動植物その他の自然環境に係る概況 文献その他資料及び動植物の現地調査結果による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 既存文献による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「陸上動物」「陸上植物」「水生生物」に示す現地調査による。	「道路環境影響評価の技術手法」「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」「環境アセスメント技術ガイド」等に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 地域の自然特性・動植物の分布状況を考慮して対象事業実施区域及びその周辺とする。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」を参照し、設定した。
			4 調査地点 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 「陸上動物」「陸上植物」「水生生物」の調査地点と同じとする。	動植物相が適切かつ効率的に把握できる地点等とした。
			5 調査期間等 【文献その他の資料調査】 可能な限り最新の資料とする。 【現地調査】 「陸上動物」「陸上植物」「水生生物」の調査期間と同じとする。	動植物相が適切かつ効率的に把握できる期間とした。

表 5.2-12(2) 調査、予測及び評価の手法（生態系への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
生態系	地域を特徴づける生態系	存在 ・ 工事中 ・ 供用時 ・ 造成等の 施工による 一時的な影響、 施設の存在	6 予測の基本的な手法 分布、生息又は生育環境の改変の程度の把握については、地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の生息・生育分布域のうち、事業の実施に伴って予測される影響要因に応じた環境影響について、直接的改変を受ける区域及び生息・生育環境の変化が及ぶと考えられる区域を推定するとともに、推定した区域において、注目種等への影響の程度や内容（死傷・消失、逃避、生息・生育阻害、繁殖阻害、生息・生育域の減少等）を推定する。 予測の基本的な手法については、注目種について他の動植物との関係を踏まえて、影響の程度や内容に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するものとし、動物及び植物の調査結果を踏まえて、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により行う。	影響の程度や内容に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するため、この手法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	生態系の注目種等に影響が及ぶおそれのある地域
			8 予測地点 「4 調査地域」と同じ地域とする。	生態系の注目種等に影響が及ぶおそれのある地域
			9 予測対象時期等 (1)造成等の施工による一時的な影響 工事期間中における動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2)施設の存在 計画施設の稼働開始後、動物の生息環境が安定する時期とする。	生態系の注目種等に及ぶ影響を的確に予測できる時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、地域を特徴づける生態系に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

5.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

5.3.1 景観・風景

(1) 施設の存在による景観・風景への影響

景観・風景の調査、予測及び評価の手法を表 5.3-1(1)～(2)に示す。

表 5.3-1(1) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による景観・風景への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
景観・ 風景	景観・ 風景	施設 の 存在	1 調査すべき情報 (1)地域の風景の特性 (2)主要な眺望地点の状況 (3)土地利用の状況	地域の風景の特性、主要な眺望地点のほか、景観要素である土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)地域の風景の特性 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2)主要な眺望地点の状況 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 現地を踏査し、写真等の撮影及び目視確認を行う。 (3)土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に示されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 施設の大きさを考慮し、施設の見えが十分に小さくなる距離として、対象事業実施区域からおおむね 4km の範囲とした。	施設の存在により景観の変化の影響を受けるおそれのある地域とし、「道路環境影響評価の技術手法」に示されている把握すべき範囲の考え方から設定した。
			4 調査地点 (1)地域の風景の特性 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (2)主要な眺望地点の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 周辺の地形の状況、眺望点及び景観資源の分布状況、地域の視程等を勘案して、調査地域内の主要な眺望点 5 地点 (VP1～VP5) と日常的な視点場 3 地点 (VP6～VP8) とする (図 5.3-1 参照)。 調査地点の選定理由は表 5.3-2 に示すとおりである。 (3)土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	対象事業実施区域を含む眺望が得られ、不特定多数の人が利用する地点とした。

表 5.3-1(2) 調査、予測及び評価の手法（施設の存在による景観・風景への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
景観・ 風景	景観・ 風景	施設 の 存在	<p>5 調査期間等</p> <p>(1) 地域の風景の特性 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>(2) 主要な眺望地点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 2季（展葉期及び落葉期）とする。なお、VP3 地点（波場公園）及び VP7 地点（山之神社）はこのほか1季（桜の開花時）にも調査を行う。</p> <p>(3) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p>	<p>主要な眺望地点における年間を通じた景観の状況を適切に把握できる期間、及び調査地点において特徴的な眺望が得られる時期とした。</p>
			<p>6 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望景観の状況についてフォトモンタージュ法による視覚的な表現方法により、環境影響の予測を行う。 複数案は建物の構造及び色彩とする。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」に示されている一般的な手法とした。</p>
			<p>7 予測地域</p> <p>「3 調査地域」と同じ地域とする。</p>	<p>施設の存在により景観の変化の影響を受けるおそれのある地域とし、「道路環境影響評価の技術手法」に示されている把握すべき範囲の考え方から設定した。</p>
			<p>8 予測地点</p> <p>「4 調査地点」と同じ地点とする。</p>	<p>対象事業実施区域を含む眺望が得られ、不特定多数の人が利用する地点とした。</p>
			<p>9 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働が定常となる時期とする。</p>	<p>事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。</p>
			<p>10 評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、景観に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。</p> <p>(2) 環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域及びその周辺に対して中央市及び市川三郷町が定める景観形成方針との整合性を参考に、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</p>	<p>評価については、回避・最小化・代償に係る評価と周辺の景観形成方針との整合性を踏まえた検討による手法とした。</p>

表 5.3-2 調査地点の選定理由（景観）

調査項目	調査地点 No.	地点の説明	眺望の概要と選定根拠	対象事業実施区域からの方向・距離	景観区分
景観	VP1	笛吹川堤防道路	笛吹川、御坂山地及び前段の丘陵地の景観が得られる眺望点として。	北 約 500m	近景
	VP2	道の駅とよとみ	田園風景から御坂山地及び南アルプスの景観が得られる日常的な視点場として。	北東 約 600m	近景
	VP3	波場公園	桜と甲府盆地から南アルプス・八ヶ岳の景観が得られる眺望点として。	南 約 840m	中景
	VP4	桃林橋南詰交差点付近	田園風景、御坂山地及び前段の丘陵地の景観が得られる日常的な視点場として。	西南西 約 1.7km	中景
	VP5	玉穂ふるさとふれあい広場	御坂山地の景観が得られる日常的な視点場として。	北北東 1.8km	中景
	VP6	みたまの湯	甲府盆地から南アルプス・八ヶ岳の景観が得られる眺望点として。	南南西 約 1.9km	中景
	VP7	山之神社	桜並木と甲府盆地から南アルプス・八ヶ岳の景観が得られる眺望点として。	南東 約 4.2km	遠景
	VP8	釜無川堤防道路	田園風景、御坂山地及び前段の丘陵地の景観が得られる眺望点として。	西 約 3.0km	遠景

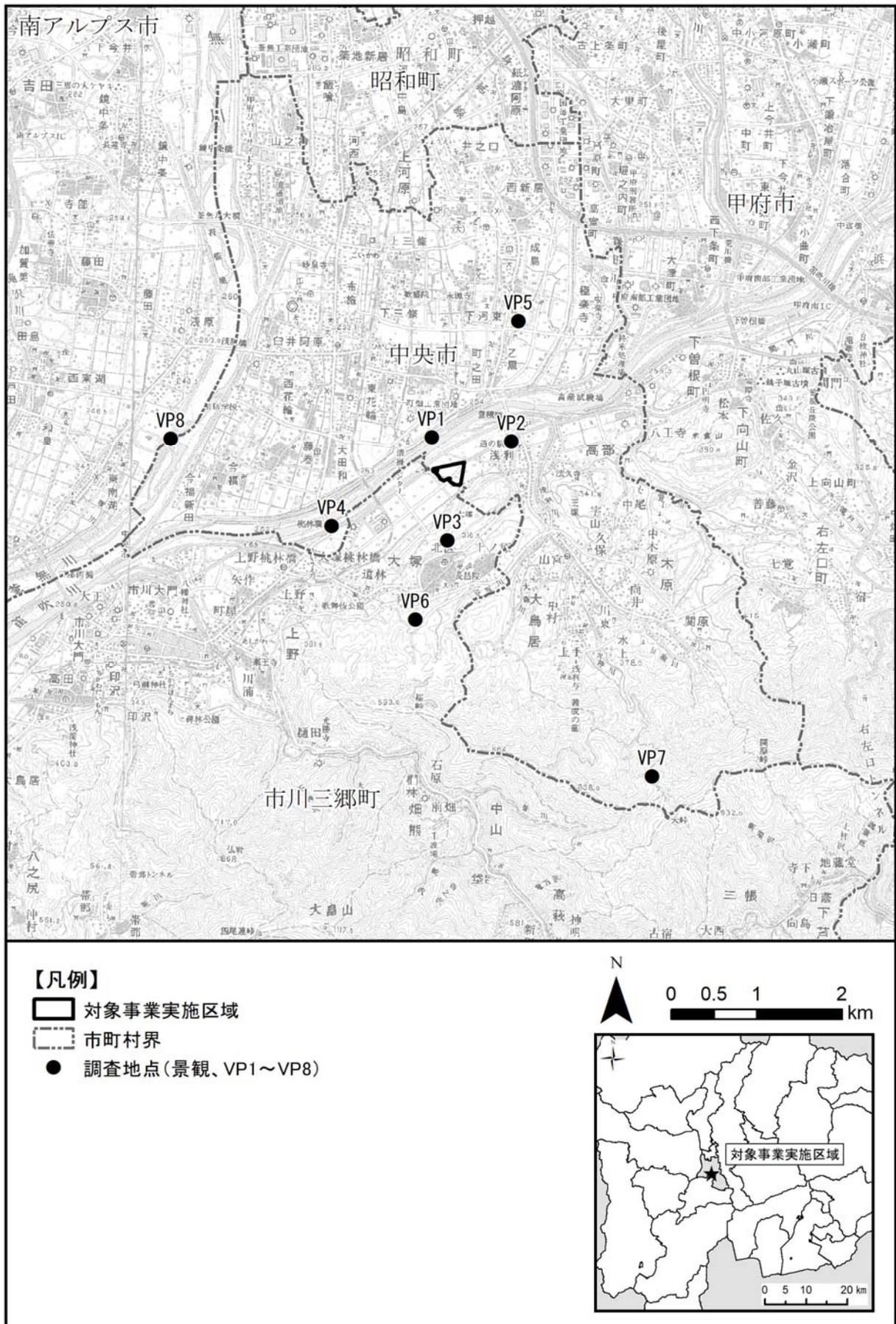


図 5.3-1 調査地点（景観）

5.3.2 人と自然との触れ合い活動の場

(1) 施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響

施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.3-3(1)～(2)に示す。

表 5.3-3(1) 調査、予測及び評価の手法
(施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) (2) 土地利用の状況	人と自然との触れ合い活動の場及び関連する土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 現地を踏査することにより、人と自然との触れ合いの活動の場の状況及び利用状況を把握する。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に示されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とした。
			4 調査地点 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の規模等を勘案して、調査地域内の主要な人と自然との触れ合いの活動の場 2 地点 (NP1～NP2) とする。(図 5.3-2 参照)。なお、調査地点の選定理由は表 5.3-4 に示すとおりである。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における人と自然との触れ合い活動の場から、施設の存在による影響を受けることが予想される地点とした。
			5 調査期間等 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料を用いる。 【現地調査】 春季・秋季各 1 回 (計 2 回) (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料を用いる。	調査地点における利用が多いと考えられる時期とした。

表 5.3-3(2) 調査、予測及び評価の手法
(施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
人と自然との 触れ合い活動の場	人と自然との 触れ合い活動の場	施設 の存在	6 予測の基本的な手法 「景観・風景」の予測結果を整理する方法。	人と自然との触れ合い活動の場に対して眺望景観の変化による影響が考えられるため。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査地域における人と自然との触れ合い活動の場から、施設の存在による影響を受けることが予想される地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、人と自然との触れ合い活動に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域及びその周辺に対して中央市及び市川三郷町が定める景観形成方針との整合性を参考に、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と周辺の景観形成方針との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 5.3-4 調査地点の選定理由 (人と自然との触れ合い活動の場)

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定根拠
人と自然との触れ合い活動の場	NP1	笛吹川堤防道路	対象事業実施区域最寄りの笛吹川沿いの道路であり、主要な人と自然との触れ合い活動の場となっている。対象事業実施区域が視認できることから設定した。
	NP2	波場公園	対象事業実施区域最寄りの公園で、対象事業実施区域が視認できる。利用場所からの眺望に影響を及ぼすおそれがあることから設定した。

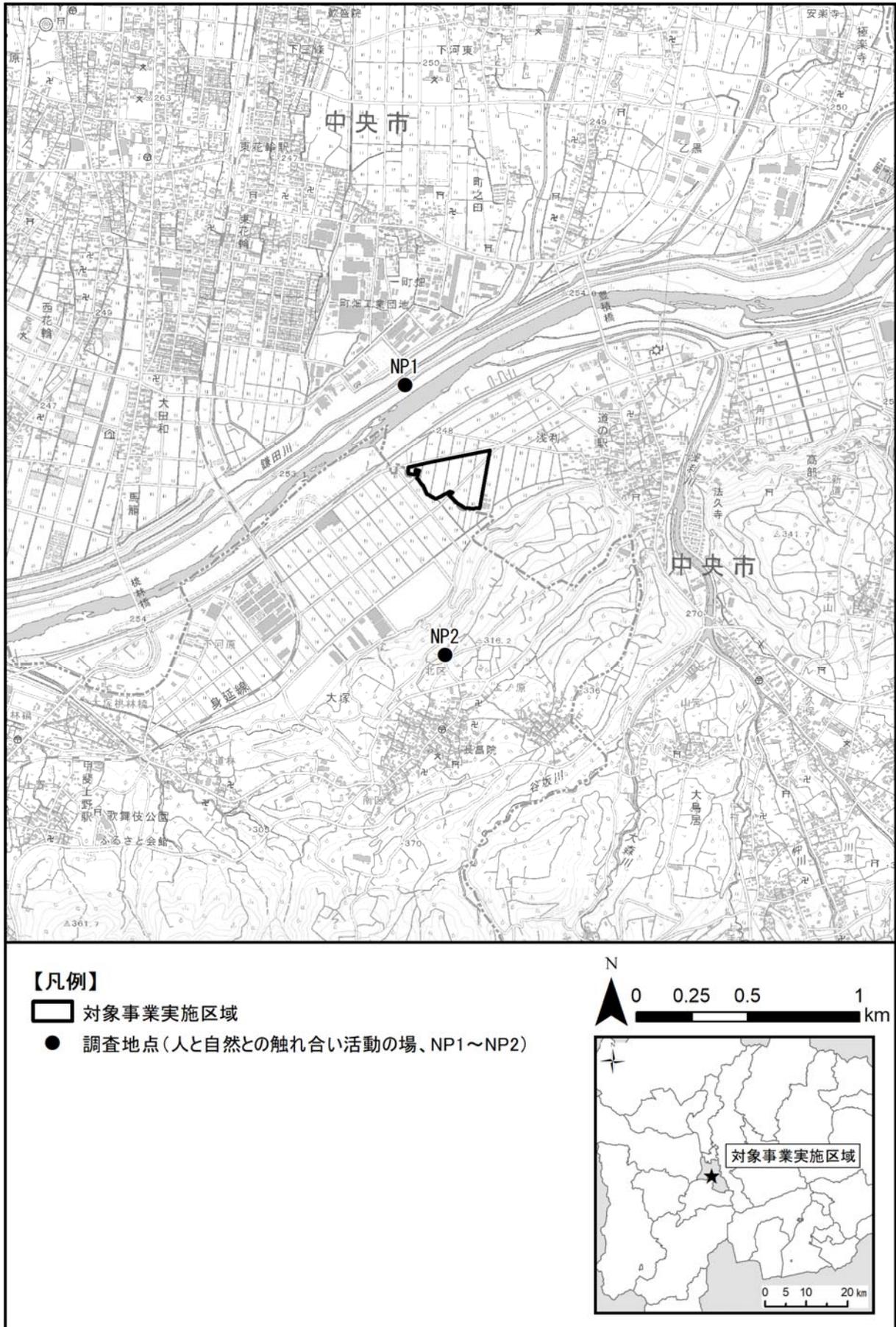


図 5.3-2 調査地点 (人と自然との触れ合い活動の場)

5.4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

5.4.1 廃棄物・発生土

(1) 造成等の施工による廃棄物・発生土

廃棄物・発生土の調査、予測及び評価の手法を表 5.4-1 に示す。

表 5.4-1 調査、予測及び評価の手法（造成等の施工による廃棄物・発生土）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
廃棄物・発生土	廃棄物・発生土	造成等の施工による一時的な影響	1 予測事項 (1) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況	廃棄物の排出から再資源までの各項目とした。
			2 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえて、産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・予測する。	対象事業実施区域の現状及び工事計画を検討する方法とした。
			3 予測対象時期等 工事中の全期間とする。	工事を通じた排出量を把握するため。
			4 評価の手法 (1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、造成等の施工による廃棄物・発生土について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

(2) 施設の稼働による廃棄物・発生土

施設の稼働による廃棄物・発生土の調査、予測及び評価の手法を表 5.4-2 に示す。

表 5.4-2 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による廃棄物）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
廃棄物・発生土	廃棄物・発生土	施設の稼働	1 予測事項 (1) 事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況	廃棄物の排出から再資源までの各項目とした。
			2 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえて、産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・予測する。	対象事業実施区域の現状及び工事計画を検討する方法とした。
			3 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期の1年間とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			4 評価の手法 (1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働による廃棄物・発生土について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

5.4.2 大気汚染物質・水質汚濁物質

(1) 施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質

施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質の調査、予測及び評価の手法を表 5.4-3 に示す。

表 5.4-3 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染物質・ 水質汚濁物質	大気汚染物質・ 水質汚濁物質	施設 の 稼 働	1 調査すべき情報 (1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量 (2) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況	汚染物質排出量のほか、その排出抑制対策とした。
			2 予測の基本的な手法 (1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量 施設の運転管理計画から整理する方法。 (2) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況 施設の運転管理計画から整理する方法。	予測事項が適切に求められる手法とした。
			3 予測時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			4 評価の手法 (1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

5.4.3 温室効果ガス等

(1) 施設の稼働による温室効果ガス等

施設の稼働による温室効果ガス等の調査、予測及び評価の手法を表 5.4-4 に示す。

表 5.4-4 調査、予測及び評価の手法（施設の稼働による温室効果ガス等）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
温室 効果 ガス 等	温室 効果 ガス 等	施 設 の 稼 働	1 予測事項 (1)温室効果ガス排出量の状況 (2)温室効果ガス排出抑制対策の効果の状況	温室効果ガス排出量のほか、発電等による排出抑制対策の効果とした。
			2 予測の基本的な手法 想定される電気及び燃料の使用量から二酸化炭素排出係数を乗じる方法とする。排出抑制対策の効果についても発電量等から同様に算出する。	「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に示される手法とした。
			3 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期の1年間とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			4 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働による温室効果ガス等について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

5.5 その他の項目

5.5.1 地域交通

(1) 車両の走行による地域交通への影響

(工事中：資機材の運搬車両の走行、存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行)

車両の走行による地域交通への影響の調査、予測及び評価の手法を表 5.5-1(1)～(2)に示す。

表 5.5-1(1) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による地域交通への影響）

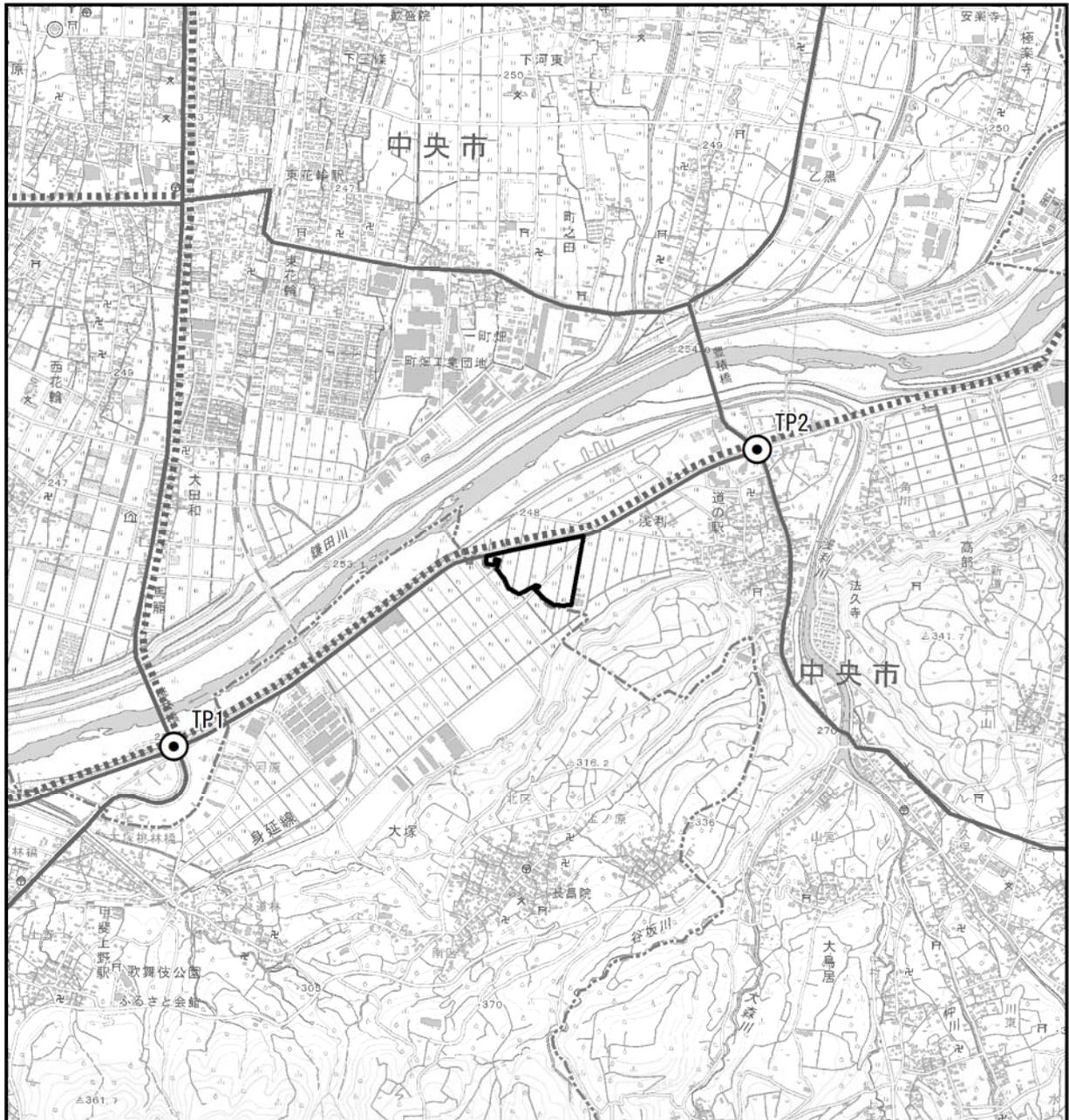
項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
地域交通	地域交通	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	1 調査すべき情報 (1)交通量の状況 (2)交通渋滞の状況	地域交通の状況を把握可能な項目とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)交通量の状況 【現地調査】 交差点部における方向別交通量をを調査し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2)交通渋滞の状況 【現地調査】 渋滞長及び滞留長を計測する方法、滞留末尾の車両が交差点を通過するまでの時間を計測する方法、及び信号サイクル長・各信号の表示長さをストップウォッチにより計測する方法。	地域交通の状況を把握可能な一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	車両の走行により地域交通に影響が及ぶおそれのある地域とした。
			4 調査地点 (1)交通量の状況 【現地調査】 桃林橋南詰交差点及び豊積橋南交差点の2地点（TP1～TP2 各4方向）とする（図 5.5-1 参照）。 (2)交通渋滞の状況 【現地調査】 桃林橋南詰交差点及び豊積橋南交差点の2地点（TP1～TP2 各4方向）とする（図 5.5-1 参照）。 調査地点の選定理由は表 5.5-2 に示すとおりである。	調査対象地域のうち、事業関連車両が集中する地点とした。
			5 調査期間等 (1)交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び土曜日の各1日（計2回）の24時間とする。 (2)交通渋滞の状況 【現地調査】 平日及び土曜日の各1日（計2回）の6:00～19:00とする。	年間を通じた交通状況が把握できる時期の代表する1日とし、渋滞状況については渋滞発生のおそれがある時間帯とした。

表 5.5-1(2) 調査、予測及び評価の手法（車両の走行による地域交通への影響）

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
地域交通	地域交通	工事中…資機材の運搬車両の走行、存在・供用時…廃棄物運搬車両の走行	6 予測の基本的な手法 交差点飽和度を算出する方法。	「道路の交通容量(昭和59年9月(社)日本道路協会)」に規定される方法とした。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	車両の走行により地域交通に影響が及ぶおそれのある地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	調査対象地域のうち、事業関連車両が集中する地点とした。
			9 予測時期等 (1)資機材の運搬車両の走行 資機材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 (2)廃棄物運搬車両の走行 施設の稼働が定常となる時期とする。	工事の施工中の車両の走行による影響が最大となる時期、及び事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 資機材の運搬車両走行及び廃棄物運搬車両の走行による地域交通への影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

表 5.5-2 調査地点の選定理由（地域交通）

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
地域交通	TP1	桃林橋東詰交差点	対象事業実施区域の西側最寄りの交差点で、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の出入りで通過する地点。
	TP2	豊積橋南交差点	対象事業実施区域の東側最寄りの交差点で、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の出入りで通過する地点。



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 資材運搬車両 走行ルート(工事中)
- 廃棄物運搬車両 走行ルート(供用時)
- 調査地点(地域交通、TP1~TP2)

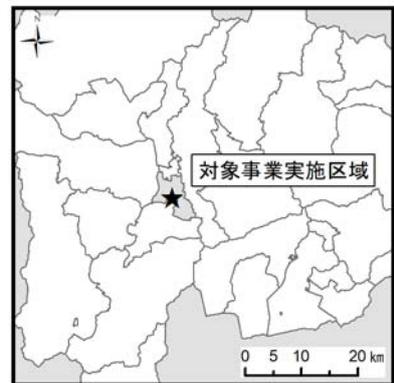
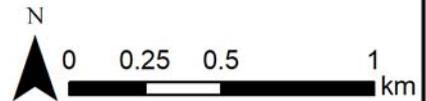


図 5.5-1 調査地点 (地域交通)

(空白)

第6章 専門家ヒアリング結果

(空白)

第6章 専門家ヒアリング結果

6.1 専門家ヒアリング結果

調査、予測及び評価手法の検討にあたり、専門家へのヒアリングを実施した。

ヒアリング結果の概要を表 6.1-1～表 6.1-3 に示す

表 6.1-1 専門家ヒアリング結果概要（大気汚染）

専門家の氏名等	若松 伸司 (愛媛大学名誉教授、一般財団法人大気環境総合センター代表理事)
ヒアリング日時	令和3年9月22日(水) 13:30～14:40
ヒアリング結果概要	<p>1) 気象の観測について</p> <p>ア 計画地で気象の通年調査を実施するとあるが、周辺で行われている気象の観測結果についても合わせて収集し、現地の気象特性を把握するための資料とすることが望ましい。収集するデータとしては、甲府気象台、古関観測所の気象観測結果が挙げられる。</p> <p>2) 大気汚染の現地調査及び予測について</p> <p>ア 現地調査や予測手法は妥当と考える。なお、計画地は盆地の端に位置することから、地形や逆転層を考慮した予測を行うこと。</p>

表 6.1-2 専門家ヒアリング結果概要（陸上植物）

専門家の氏名等	望月 一二 (山梨学院短期大学 非常勤講師、山梨県植物研究会 名誉会長)
ヒアリング日時	書面による協議 令和3年9月17日(金)、令和3年9月21日(火)
ヒアリング結果概要	<p>1) 事業概況について</p> <p>ア 山梨県の「ごみ処理広域化計画」に基づく、山梨県西部地区の5市6町における「ごみ処理施設の集約化」事業は、地域の自然環境に配慮された整備事業であるべきと考える。</p> <p>イ 本事業はごみ集約が広域地域であり、交通量が増えることで外来植物増加等が懸念される。</p> <p>2) 現地調査において留意すべき植物</p> <p>ア 本事業地周辺は、山梨県の少雨高温区に該当し、常緑広葉樹林に相当する。しかし、人々の生活地域なので、現状は二次林となっている。また、水田や畑が多い地域である。</p> <p>イ 既存文献で確認された種のうち、県指定希少野生動植物種や県 RDB で絶滅危惧 IA 類とされる種の一部が生育する可能性がある。特に水田や畑周辺、河川敷の環境に依存した植物に留意すべきである。</p> <p>3) 環境影響評価の手法について</p> <p>ア 植物の調査時期については、春(4月、5月)、初夏、夏、秋とし、同定のため植物の花期を考慮した設定が良い。</p> <p>イ 保全すべき種については確認状況や生育場所の詳細を生育記録として細かくとりまとめる。</p>

表 6.1-3 専門家ヒアリング結果概要（陸上動物・水生生物）

<p>専門家の氏名等</p>	<p>窪田 茂 (やまなし野鳥の会会長、やまなし淡水生物研究会顧問)</p>
<p>ヒアリング日時</p>	<p>令和3年9月16日(木) 9:30~10:50</p>
<p>ヒアリング結果概要</p>	<p>1) 対象事業実施区域及び周囲の概況について ア 動植物の既存資料調査について、既存文献および地域の動植物が網羅されているため、文献の追加・変更は必要ない。</p> <p>2) 現地の状況について ア 対象事業実施区域や周辺の水路に流れる水は季節による変動があり、稲刈りの時期から冬季にかけて、細い水路は(降雨時を除き)水が無くなる。 イ 調査範囲は、農耕地を主体とした、この地域でよく見られる環境であり、特出するような環境はみられない。 ウ 30年近く前は対象事業実施区域周辺にアカマツ林が分布しており、猛禽類が繁殖していたが、現在は松くい虫によって枯れてしまい、対象事業実施区域付近では営巣環境が存在しない。</p> <p>3) 環境影響評価の手法について ア 鳥類の調査時期は、地域の渡りや繁殖を考慮した時期に調査することが望ましい。 イ 対象事業実施区域は水田に水を張る時期が遅いため、早春季に産卵するような種は確認できていない。このため、早春季に調査を実施する必要は無いと考える。 ウ 爬虫類については夜行性種を含めて調査すべきであるが、夜行性種は対象事業実施区域の環境から生息していないと考える。 エ 猛禽類は、非繁殖期の越冬個体の利用が想定されるが、繁殖期はそれほど重要な環境ではない。猛禽類調査は基本的に1繁殖期の調査とし、猛禽類の繁殖の兆候がみられた場合に検討すればよい。非繁殖期に出現する猛禽類については一般鳥類の冬季調査で確認できる。 オ 水生生物の調査地点についてはプラント排水が再利用される計画であるため、調査範囲内の主要な水路で調査を実施すれば十分である。 カ 付着藻類の調査については水路が三面張り、石も人為的に投げ込まれたものしかなく、藻類は一部のごみに付着している程度なので必要ないと考える。</p>

第7章 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

(空白)

第7章 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

7.1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

設定の考え方については、本事業の実施による工事中及び存在・供用時の環境影響要因と事業活動による影響の内容の環境影響評価項目に対する周辺地域への影響の程度を想定することで範囲を設定した。

7.2 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

本事業の工事中及び存在・供用時の環境要因及び環境影響評価項目のうち、施設の稼働による大気汚染への影響が、最も影響範囲が広いと考えられることから、この影響の範囲を踏まえて環境影響を受ける範囲を検討した。

仮の発生源として類似の一般廃棄物処理施設の排出ガス条件を用い、令和2年の甲府地方気象台における気象条件により大気汚染物質の長期平均濃度を予測した結果、最大濃度の着地地点は、対象事業実施区域から約700mの位置になると予測された。

以上を踏まえ、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としては、図に示すとおり、計画施設から半径1.4km（最大着地濃度着地地点までの距離の2倍）の範囲に位置する、中央市及び市川三郷町とした。

- ・環境影響を受ける範囲であると認められる地域：中央市、市川三郷町

表 7.2-1 仮予測の内容

項目		内容
仮予測条件	計算手法	大気拡散式（ブルームパフ式）を用いて年平均値を算出する手法
	気象条件	甲府気象台観測値（2020年1月1日～12月31日の風向・風速・日射量）
	排ガス条件 （表7.2-2より）	炉数：3 煙突高さ：59m 湿り排ガス量：1炉40,000 Nm ³ /h、合計119,000 Nm ³ /h 乾き排ガス量：1炉32,100 Nm ³ /h、合計96,600 Nm ³ /h 排ガス温度：175℃
仮予測結果		最大着地濃度距離 約700m

表 7.2-2 仮予測における排ガス条件の設定

項目	単位	参考とした事例			仮予測条件
		甲府・峡東 事務組合 ^{注1)}	中巨摩地区 広域事務組合 ^{注2)}	浜松市 新清掃工場 ^{注3)}	
処理能力	t/日	369	270	399	—
炉数	炉	3	3	2	3
煙突高さ	m	59	59	59	59
湿り排ガス量	Nm ³ /h	38,000 (1炉) 114,000 (合計)	113,600 (実測計)	65,000 (1炉) 130,000 (合計)	40,000 (1炉) 119,000 (合計)
乾き排ガス量	Nm ³ /h	32,000 (1炉) 96,000 (合計)	93,800 (実測計)	50,000 (1炉) 100,000 (合計)	32,100 (1炉) 96,600 (合計)
排ガス温度	℃	196℃	160℃ (実測平均)	170℃	175℃

注1) 出典：「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価補正評価書」、中巨摩地区広域事務組合ホームページ

注2) 出典：提供データ（実測値。標準状態に換算。）

注3) 出典：「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る環境影響評価書」「同 事後調査報告書」

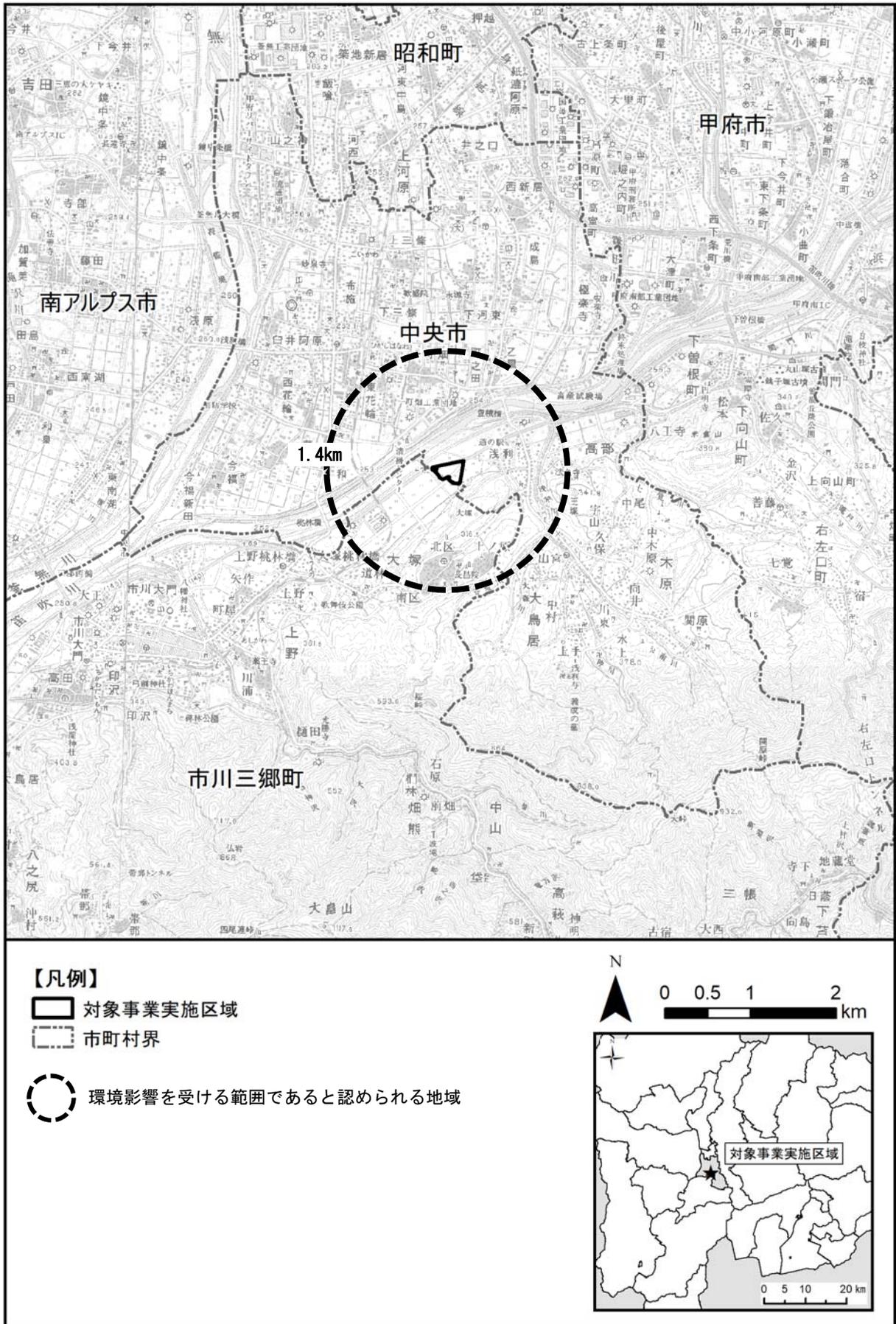


図 7.2-1 関係地域の範囲

第 8 章 環境影響評価方法書作成の委託先

(空白)

第8章 環境影響評価方法書作成の委託先

環境影響評価方法書の作成に係る業務の委託先は以下のとおりである。

名 称：株式会社静環検査センター甲府支店

代表者氏名：支店長 安間 公春

所 在 地：山梨県甲府市徳行 3 丁目 4-8

(空白)